



Title	企業倫理における企業の道徳的責任の問題：推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討
Author(s)	西本, 優樹
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15529号
Issue Date	2023-03-23
DOI	10.14943/doctoral.k15529
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/89463
Type	theses (doctoral)
File Information	Yuki_Nishimoto.pdf



[Instructions for use](#)

企業倫理における企業の道徳的責任の問題
—推論主義に基づく企業の道徳的行為者性の検討—

西本 優樹

はじめに	7
第 I 部 企業の道徳的行為者性	12
第 1 章 問題の重要性と方法論	12
1 理論的意義	13
1.1 企業倫理に固有の問い	13
1.2 メタ倫理学への含意	15
1.3 心と行為の哲学への含意	16
1.4 集団責任論への含意	17
2 実践的意義	18
2.1 法人処罰をめぐる議論	19
2.2 企業の権利をめぐる議論	20
2.3 企業に責任を問おうとする我々	21
3 本稿の方法論・射程・独自性	23
3.1 本稿の方法論と射程	23
3.2 本稿の独自性	25
3.3 規範的理論と記述的理論	27
第 2 章 企業の道徳的責任	28
1 基本的な責任分類	28
1.1 徳責任	29
1.2.1 役割責任	29
1.2.2 能力責任	30
1.3 因果責任	31
1.3.1 自然の行為者に帰属される責任	31
1.3.2 意図的な行為者に帰属される責任	32
1.4 企業の道徳的責任	35
2 身体の有無に訴えるタイプの議論	38
2.1 精神も肉体も持たない企業に行為は不可能である	38
2.2 責任帰属主義	39
2.3 行為記述の複数性	41
3 負担責任に訴えるタイプの議論	42
3.1 不正な処罰の問題	43
3.2 Responsibility と Liability	43
3.3 有責性と負担性	44
3.4 負担責任の問題への応答	44
第 3 章 ビジネスと道徳規範	47

1 企業の役割責任に訴えるタイプの議論.....	48
1.1 ラッドのフォーマル組織論.....	48
1.2 ラッドの議論の帰結.....	53
1.3 ラッドの議論の検討.....	53
2 企業の社会的責任と最小限道徳.....	54
2.1 ビジネスの役割責任.....	54
2.2 企業の社会的責任.....	56
2.3 最小限道徳.....	58
3 企業の能力責任に訴えるタイプの議論.....	63
3.1 ドナルドソンの合理的行為者モデル.....	63
3.2 ワーヘインの批判.....	65
3.3 修正された合理的行為者モデル.....	67
第4章 企業の行為能力.....	72
1 企業の還元不可能性に訴えるタイプの議論.....	72
1.1 ヴェラスキーズの批判.....	72
1.2 還元不可能性とは何か.....	73
1.3 還元不可能性は実在性を含意しない.....	74
2 法人格の実在性に訴えるタイプの議論.....	76
2.1 宮坂の株式会社論.....	76
2.2 存在論的身分と認識論的身分.....	79
2.3 法人格と道徳的行為者性.....	82
3 企業の志向性に訴えるタイプの議論.....	83
3.1 企業の意図の問題.....	84
3.2 レンネガード&ヴェラスキーズの批判.....	87
3.3 心理主義と機能主義.....	90
4 追加条件の提案.....	92
4.1 企業の自律性に訴えるタイプの議論.....	92
4.2 企業の知識に訴えるタイプの議論.....	93
4.3 企業の感情に訴えるタイプの議論.....	94
4.4 行為への関与に訴えるタイプの議論.....	94
第5章 推論主義と企業の意図的行為.....	95
1 推論主義.....	95
1.1 基本的な道具立て.....	95
1.2 心理主義への反論.....	99
1.3 心理主義と推論主義.....	102

2 企業の意図.....	104
2.1 企業の意図.....	104
2.2 言説的なスコアリング姿勢.....	105
2.3 企業は言語実践の参加者である.....	108
3 企業の意図的行為.....	113
3.1 行為を引き起こす.....	115
3.2 言語から独立した世界との交渉を持たない行為者.....	117
3.3 意味論的次元で成立する意図的な行為者.....	123
3.4 身体と存在論的身分.....	130
第6章 企業の道徳的行為者性.....	134
1 企業の自律性（二階の志向的状态）に訴えるタイプの議論.....	134
2 企業の知識に訴えるタイプの議論.....	136
2.1 推論主義による知識の理解.....	136
2.2 企業は推論主義的な知識を持つ行為者である.....	137
2.3 推論主義的な知識理解の妥当性.....	137
3 企業の感情に訴えるタイプの議論.....	140
3.1 企業への非難に訴えるタイプの議論.....	140
3.2 セピンウォールの議論の検討.....	143
3.3 ビジネスで感情は前提されない.....	144
3.4 道徳共同体の一員としての企業.....	146
第I部 まとめ.....	151
第II部 企業責任と個人責任.....	153
1 企業責任と個人責任.....	153
2 チャレンジャー号爆発事故.....	154
3 企業の実践的コミットメントと個人の実践的コミットメント.....	155
第7章 共同行為論から見る企業活動.....	157
1 共同行為と企業の道徳的行為者性.....	157
1.1 共同行為論との接続.....	157
1.2 共同行為とは何か.....	158
1.3 共同行為に従事する行為者の意図.....	159
2 ギルバートの共同コミットメント.....	160
2.1 二つの還元不可能性.....	160
2.2 共同コミットメント.....	161
2.3 複数主体.....	164
3 ブラットマンの共有意図.....	165

3.1 二つの還元主義.....	165
3.2 ブラットマンとギルバートの相違点.....	168
4 推論主義から見る共有意図.....	171
4.1 推論主義と共同行為.....	171
4.2 推論主義から見るブラットマンの共有意図.....	172
4.3 推論主義から見る共同コミットメント.....	175
5 共同行為論から見る企業活動.....	178
5.1 ブラットマンモデルの企業活動.....	179
5.2 ギルバートモデルの企業活動.....	179
5.3 ギルバートモデルにおける道徳的責任の問題.....	180
第8章 個人責任の所在.....	184
1 意見集約のジレンマ.....	184
1.1 リスト&ペティットの共同行為論.....	184
1.2 集団レベルの合理性.....	186
1.3 集約関数と不可能性定理.....	188
2 集団の意見への反対と免責の評価.....	192
2.1 チャレンジャー号打ち上げの意思決定.....	193
2.2 個人責任をぐって.....	196
2.3 明示的な反対の表明.....	200
結論.....	207
参考文献.....	210

はじめに

企業の社会的責任から SDGs まで、責任ある企業をめぐる多くの議論がある。しかしその一方で、企業事故や不祥事は生じ続けている。2005 年の JR 福知山線脱線事故（以下、福知山線事故）、2011 年の東京電力福島第一原発事故（以下、東電原発事故）では、被害の大きさにもかかわらず、旧経営陣らが刑事裁判で無罪とされたことが注目を集めた¹。「企業無責任 (corporate irresponsibility)」(Mitchell 2001)とか、「無責任資本主義」(奥村 1998)のような言葉もある²。

企業事故や不祥事の責任をめぐっては、法学や経営学、哲学・倫理学に相当の蓄積がある。その中で本稿は、哲学・倫理学の議論を中心に、企業の道徳的責任に焦点を当てる。法、社会、道徳（倫理）³における責任の区別、またなぜ道徳的責任なのかといった点は後に述べる。ここではまず、本稿で検討する問題を述べる。本稿で検討するのは、「企業それ自体を道徳的責任の担い手とする」というアイデアの妥当性である。この問題を、企業倫理で「企業の道徳的行為者性 (corporate moral agency)」の問題と呼ぶ。

企業の道徳的行為者性は、福知山線事故や東電原発事故のような、企業内の個人の誰にも道徳的責任がないとされる場面を念頭に、企業それ自体に道徳的責任を帰属させることの是非をめぐって論じられる。本論で詳述するように、この問題の争点は、「精神も肉体もない企業」に、行為能力を認めて道徳的責任を帰属させることは妥当か、という点にある。

この問題は、第 1 章で見ると、1970-80 年代、企業倫理の黎明期に提起され、この領域を固有の学術領域として特徴づけた問題とされる。またこの問題は、今日まで、企業倫理の伝統的な難問として知られる問題でもある。1990 年代までの論争をサーヴェイした論文で、ムーアは、この問題をめぐる議論に決着が着かない理由に、この問題が本質的に複雑であることをあげる(Moore 1999:229)。本稿では、ムーアが言う複雑さを解きほぐし、この論争に決着を与えることを試みる。他方で、この問題が問われる動機は、比較的平易な言葉で述べることができる。本稿の導入として、この点を確認する。

1 動機の所在

企業倫理学者フレンチは、企業を我々の社会に現れた「侵略者 (invader)」と呼び、次のように言う。「侵略者は企業であり、今もそうである。かつて人間だけの領域であったところに、企業が一斉に現れたことで、今日の状況はかつてのものではなくなった」(French

¹ JR 西日本旧経営陣を被告とする刑事裁判は全て無罪が確定している。東京電力旧経営陣を被告とする刑事裁判は、2023 年 1 月 18 日、東京地裁に続き、東京高裁が無罪の判決を言い渡した。福知山線事故と東電原発事故を共に論じる議論として、八木(2016)、桜井(2018)を参照。

² 以下の文献からの引用は、邦訳のあるものは基本的に邦訳に基づくが、筆者の解釈により異なる訳を与えた箇所もある。出典を示す際には原書頁数に続けて、四角括弧 [] 内に邦訳の頁数を示す。

³ 本稿では、「道徳」(morality) と「倫理」(ethics) を互換可能なものとして用いる。

1995: 3-4)。

フレンチが侵入者と呼ぶところの企業が中心となった世界のあり様、またその中で企業はどうあるべきか。これが、企業倫理の主題である。それは同時に、そこで生きる人間のあり様を理解することと表裏一体の関係にある。フレンチは次のようにも言う。この世界は、同時に「人類が歴史上これまでにないほどの経済的、社会的自由を手に入れた」世界でもある。しかしその世界で、我々は「根本的な意味で無意味」になっている。企業はその中にある個々人が入れ替わっても存在を維持し続けるが、企業の中の個々人は、常に他の誰かに置き換えられる可能性がある。フレンチは言う。「したがって、今私たちは自由だが、一般に交換可能な社会の部品となっている。なぜこのような状況になったのか？」(ibid. 17)。

企業の下で個人が交換可能な存在となること、また個人が企業の下で相対的に弱い立場に置かれること、これらの視点は企業倫理に固有のものではない。法学者ミッチェルは、冒頭にあげた「企業無責任」の言葉を冠した著作で、企業の構成員、例えば取締役、経営者、従業員らの無力さを強調する。

確かに彼らは、企業の中にあっても普通の人々と同じように、目的選択の能力をもち、個人的、道徳的、社会的に主体的関与ができる。しかし企業の取締役、経営者、従業員が、うわべは自由主義の理念による自然人と同じように見えても、現実には違うという点に、企業の限界がある。すなわち、彼らが企業を動かしているのではなく、企業が彼らを動かしているのだ (Mitchell 2001: 44 [51])。

ミッチェルによれば、これらの人々は、普段は普通の人間として暮らしているが、職場ではただ一つの役割を背負う存在となる。会社の利益の最大化である。この人たちは、そこで普段なら手を下さないだろう判断、例えば「製品の安全性を犠牲にしたり、環境を汚染したり、同僚を解雇したり」(ibid.) することを迫られる。この意味で、企業の構成員は、「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、従業員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」(ibid. 45 [52]) 存在である。

その一方、企業は、本来なら人間が持つはずの自己決定の権利を持ち、目標に向かって強大な力を発揮する存在となる。フレンチは企業を侵入者と表現したが、ミッチェルはそれをユダヤ教のゴーレム (ある言葉を聞くとユダヤ人を守るために動き出す) と表現する。企業はゴーレムのように、目的追求のためにひとたび動き出すとコントロールが利かなくなる。ミッチェルは言う。我々は「生きる意味をもたらす目的の選択と追求について、自然人とまったく同等の権利をもちながら、そうした目的の選択と追求の能力を欠く人造人間を生み出したという、パラドクスを抱えているのだ」(ibid.) 。

しかし、このように企業が強大な力を持ちながら個人が自律性を失う時、しばしば凄惨な結末が訪れる。奥村は、東電原発事故について、この事故は他ならぬ東京電力が引き起こしたものだと言及、次のように言う。

したがってこの事故の犯人は東京電力という会社である。にもかかわらず、東京電力は何ら罰せられていない。もし、人が他人に危害を加えたならば、その人は刑法によって罰せられ、刑務所に入れられるか、場合によっては死刑になる。ところが、東京電力はこれだけ多数の人間に危害を加えたにもかかわらず、なんら罰せられていない。それというのも、日本の刑法では、犯罪とは意思と行為の結果である。ところが、法人には身体がなく、頭脳もない。したがって意思もなく、行為能力もない。だから法人には犯罪能力はなく、刑法で罰することはできない—ということになっているからである(奥村2013:9-10)。

この事故をめぐるのは、冒頭で触れたように、刑事裁判で旧経営陣が無罪とされたことが注目を集めた。法人処罰規定のない日本では、このような場合、企業内の誰も刑事責任を負わないことになる。このとき、このように甚大な被害をもたらしながら責任を負わない企業とはどのような存在であるか、このことが問題になる。奥村は次のように続ける。

われわれ人間には身体、そして頭脳があり、意思がある。しかし法人である会社には身体もなく頭脳もなく、意思もない。ところが、その会社=法人が巨大な力を持って個人の上のしかかっている。それは巨大な力を持っているにもかかわらず、責任をとらない。いったい、なぜ、このような会社=法人が存在するのか?(ibid.)

法的責任(ここでは刑事責任)と道徳的責任の違いはあるにせよ、企業の道徳的行為者性が問題になるのはおおよそこのような場面である。すなわち、時として甚大な被害を社会にもたらしながらも、その責任を負わない企業という存在について、その意思と行為能力を正当化し、それが道徳的責任の担い手であることを論証する。これが、企業の道徳的行為者性が今日まで検討されてきた動機とあってよい。もし、企業が道徳的行為者と言えるのならば、企業それ自体を非難や処罰の対象とすることが可能となり、誰も責任をとらない事故や不祥事に対して、適切な責任帰属を行うことができると考えられる。他方で、もし企業が道徳的行為者と言えないならば、企業に責任を問うことはできず、責任はやはり関係する個人の問題となる。

しかし、当然のことながら、企業の道徳的行為者性を正当化するためには、精神も肉体も持たない企業の意思や行為をどのように説明するかが大きな問題となる。法律上の擬制として人格を与えられた企業は、しばしば引用される英国の法律家の言葉の通り、「責められる魂もなければ、蹴りつけられる肉体もない」⁴のである。本論で詳述するように、この問

⁴ “Did you ever expect a corporation to have a conscience, when it has no soul to be damned, and no body to be kicked?” 通常、Edward, First Baron Thurlow(1731-1806)の言葉として引用される(Coffee 1981)。

題に対して、企業倫理だけでなく哲学・倫理学の近接領域から、様々なタイプの議論が提起されている。これらを検討して、企業の道徳的行為者性の妥当性を検討することが、本稿の主たる作業となる。

2 個人責任の問題

さらに、もし仮に企業が道徳的行為者だと主張する場合、次の問題に答えなくてはならない。すなわち、企業内の個人の責任である。例えば、企業の道徳的行為者性が正当化されており、実際に企業それ自体に道徳的責任があるとされた場合に、その企業の社員が「あの事故は会社の責任であって私の責任ではありません。私には責任はありません」と言うとしたらどうだろう。

社会心理学者の小坂井(2008:236)は、集団責任を求める我々の心理機序を検討した著作の中で、個人責任に転嫁できない集団責任は無意味であると述べる。しかしその一方で、企業の起こした事故や不祥事に関して、顧客や一般人が何の関わりもなかった社員に対して、「お前らは反省しているのか！」と非難を向けるとしたらどうだろう。関与していない社員に責任が帰属されるのは不公平である(Velasquez 2003: 537)。したがって、企業の道徳的行為者性を十分な仕方で検討したというためには、企業に責任を帰属させる場合の個人責任のあり方も検討する必要がある。

3 本稿の目標

以上を踏まえて、本稿の目標は大まかに次の二つである。一つは、企業の道徳的行為者性を筋の通った仕方で説明することである。もう一つは、その場合の個人責任のあり方を、一つ目の議論と整合的な仕方で説明することである。すでに見たように、二つの問題は独立したものではない。両者は相互に関連したものである。一つ目の問題に答えるには、二つ目の問題の検討が必要になる。二つ目の個人責任の問題を検討するためには、一つ目の企業責任の問題も検討しなくてはならない。しかし、企業の道徳的行為者性をめぐる議論は、これまで主に一つ目の議論に終始しており、本稿の議論も両者をお互いに論じていることから、ここでは二つの目標があるとしている。両者を総じて言うならば、本稿の目標は、個人責任の問題も余すことなく論じる仕方で、企業の道徳的行為者性を擁護することである。

4 本稿の構成

本稿は第I部と第II部に分かれる。第I部で企業の道徳的行為者性の主たる議論を検討する。第II部で個人責任の問題を検討する。

第I部は次のように進む。第1章では、企業の道徳的行為者性の問題を論じる重要性を、企業倫理の歴史や隣接領域との関連も踏まえて改めて確認するとともに、本稿の方法論・射程・独自性を論じる。第2章で、道徳的責任や関連する責任概念を整理し、本稿で言う「企業に道徳的責任を問う」とはいかなることであるかを明確にする。第3章から、企業の道

徳的行為者性をめぐる議論を検討していく。第3章では、ビジネスの実践で道德規範は参照されないのだから、企業は道德的行為者ではあり得ないとする議論を検討する。この議論に反論を行う仕方で、ビジネスで参照される道德規範のあることを示す。第4章では、企業の行為能力の問題を取りあげる。企業の個人への還元不可能性、法人格の実在性、企業の志向性に訴える議論を検討し、いずれも企業の道德的行為者性を正当化するに至らないことを示す。その上で、第5章から、本稿の見解を示すために、言語哲学の立場の一つである推論主義を導入する。企業の意図および意図的行為の問題に焦点を当て、企業が意図的な行為者と言えることを示す。第6章で、その議論に対する反論に答える仕方で、本稿が考える企業の道德的行為者性の全容を、個人責任の問題を除いて明らかにする。この第5・6章で、企業は我々の道德共同体の一員として認められると主張する。

第II部は、第I部の議論を踏まえて個人責任の問題を扱う。第7章では、企業活動を共同行為論の視点から検討する。これにより、企業活動で個人がどのような意図を持つか、その際の道德的責任はいかに理解されるかを検討する。第8章では、第7章の議論を踏まえて、個人的に反対でありながら組織としてやらざるを得なかった企業活動についての、個人責任の所在を検討する。この議論と企業の道德的行為者性の議論から、問題ある企業活動で、企業と個人の道德的責任がどのように分配されるかを示す。これが、本稿が考える「企業に道德的責任がある」という事態の全容となる。

第 I 部 企業の道徳的行為者性

第 1 章 問題の重要性と方法論

本章では、企業の道徳的行為者性の問題が提起された歴史的背景や隣接領域との関連にも触れながら、改めてこの問いを正当化した上で、この問題を検討する本稿の方法論を示す。この作業を通じて、本稿の議論の枠組みと論点を整理するとともに、本稿の議論の見通しを予告する。

改めて問題の重要性を確認するのは、企業に限らない数多ある集団について、それを一個の行為者だと論じたり、それが道徳的責任の担い手であると論じたりすることが、しばしば反直観的であるとか、避けられるべき議論とみなされる場合があるからである。企業の道徳的行為者性に照らして言えば、確かに企業事故や不祥事で誰も責任を取らない現実の問題に違いないが、そうは言っても企業が人間と同様に道徳的行為者であるなどあり得ない選択肢ではないか、というわけである。

実際、企業の道徳的行為者性を全面的に否定するヴェラスキーズ&レンネガード(Rönnegard and Velasquez 2017)は、その主張の理由の一つに、企業の道徳的行為者性が反直観的であることをあげる。そうでなくとも、集団や社会のような個人の集まりに一つの実体や心があると考えることは、伝統的に神秘的で非経験的なものと見なされてきた(Rosenberg 2015: 175-6)。こうした点に自覚的な企業の道徳的行為者性の擁護者は、自らの議論は存在論的に害のないものであると弁解を試みる(Gilbert 2014: 119; List and Pettit 2011: 76)。しかし、社会科学の哲学でしばしば言われるように、方法論的主張と存在論的主張の区別は、実際には難しいものである(吉田 2021: Ch.1)⁶。

とはいえ、企業の道徳的行為者性の問題が、企業倫理や隣接領域で広く受け入れられた問題であることは疑いない事実である。多くの企業倫理の教科書では、この問題を未解決の論争として紹介する。また、2017年には、この問題を論じる主要な論者による論文集(Orts and Smith 2017)が出版された。この論集には、ブラットマンやペティットなど、従来は企業倫理の議論に理論的基礎を提供する立場だった哲学者らが自ら論考を寄せており、この問題への関心の高さを伺わせる(Bratman 2017; Pettit 2017)。また、実のところ数だけで言えば、企業の道徳的行為者性を支持する論者の方が多いようにも見える⁷。

しかし、そもそもこの議論が最初から誤った前提に基づいてなされていると感じる者に

⁶ この点は第4章2.2節で論じる。

⁷ 例えば、ロツァーノ(Lozano 2000: 42)は、企業の道徳的行為者性を支持する論者として、フレンチとグッドパスター、反対する論者にラッドとヴェラスキーズ、中間的立場としてドナルドソン、ワーヘイン、ディジョージをあげる。中間とされる3者も条件つきにせよ企業の道徳的行為者性を認めるので、これも擁護者に加えるなら、企業の道徳的行為者性の擁護者の方が多い。近年の議論に照らせば、主たる批判者にレンネガードを加えることができる。擁護者には、アーノルド、ヘス、ギルバート、リスト&ペティット、ブラットマン、トレフセン、コーレットなど、より多くの論者を加えることができる。

対して、上記の事実は問題を正当化するものではないだろう。そこで、少なくともここでは、企業の道徳的行為者性が、最初から論ずべき選択肢にならないと思われる位に反直観的なものだと仮定しよう。以下では、その上でなお、この問題を検討することに見逃できない理論的・実践的な意義があると論じたい。

既存の議論の存在を提示するだけでは問題を正当化できないのだから、この議論と関連するより広範な文脈に注目するのがよい。すなわち、企業の道徳的行為者性がいくら反直観的な問題に感じられるとしても、この問題を検討することで得られる帰結が、この議論の論点を含むより一般的な問題に対して無視できないものであることを論じよう。そうしておけば、どのような直観を持つ人であれ、本稿の議論を検討する理由だけは持つことができる。また、仮に企業の道徳的行為者性がそこまで違和感を生じさせるものではないとしても、以下はこの問題とその隣接領域との関係を整理する仕方、企業の道徳的行為性がどのような問題であるかを概観するものにもなっている。そのため以下の議論は、この問題が関連領域との間でどのような位置づけを持つかを確認する上でも有益である。

1 理論的意義

企業の道徳的行為者性を論じる理論的意義から確認しよう。それに当たってまず、少し遠回りになるが、企業の道徳的行為者性の問題が提起された当時の状況に触れておきたい。企業の道徳的行為者性は、1970-80年代の企業倫理の成立と軌を一にして提起された、この領域を固有の学術領域として特徴づけた問題とされる。

このことは、二つの点で重要である。第一に、企業の道徳的行為者性が企業倫理を特徴づける問題であることは、この問題が企業倫理でどのように位置づけられるかを示す点で重要である。第二に、この問題が企業倫理に特有の問題であることは、この問題をめぐる議論から、類似の問題を扱う関連領域の議論に、他では論じられない論点を提供し得る点で重要である。企業の道徳的行為者性を論じることの理論的意義に関して重要なのは、第二の点である。しかしそれは、このように第一の点とも関わる。第一の点を確認した後に、それを踏まえて第二の点を確認しよう。

1.1 企業倫理に固有の問い

企業倫理学者ディジョージは、企業の道徳的行為者性の問題を、企業倫理の萌芽期であった1970-80年代に提起された、企業倫理に固有の哲学的な問題としている(De George 1987)。企業の道徳的行為者性の問題が企業倫理に固有の問題であるのは、それが「ビジネスにおける倫理や会社の社会的責任に関する文献が提起してこなかった一つの中心的な問題」であることによる。

「ビジネスにおける倫理 (ethics in business)」とは、ビジネスの長い歴史の中で、伝統的に神学者が担ってきたビジネスにおける倫理的教えに関する議論である。また、「企業の社会的責任」は、1960年代に入って生じた若者たちの反ビジネス的態度、エコロジーや人

口問題、薬物や核廃棄物、消費者問題への関心の高まりを受けて、経営学者が論じた議論である。

ディジョージによれば、こうした議論では、現在の企業倫理で見られるような体系的なアプローチは見られなかった。ビジネスの倫理をめぐる議論では、例えばカトリックにおいて、適正な雇用条件や賃金に対する労働者の権利、困窮者の生活改善といったビジネスの道徳性の問題が論じられたり、プロテスタントにおいて、プロテスタント的な労働倫理に従いそれを発展させることといった、人生の様々な場面における倫理と道徳の問題が論じられていた。しかし、こうした議論では、倫理的な教えが「ビジネスに適用されていた」に過ぎず、そこに固有の学術領域と呼べるようなものはなかった。また、企業の社会的責任をめぐる議論では、法律や合法性が重視される一方、倫理学理論に体系的な注意が払われることはなかった。

こうした状況にあって、1970年代に入って多数の哲学者が参入することで、企業の道徳的行為者性を含む企業倫理の中心的な問題が提起されるようになる。この時代は、生命医療倫理の誕生や、ロールズの『正義論』による経済的問題に対する哲学的関心の正当化など、哲学者が社会問題を論じることに先鞭がつけられていた時代であった。また、ウォーターゲート事件、DC10 スキャンダル、賄賂、ピンハネなどセンセーショナルなニュースに対する大衆の反応が学生の反応を生み、それが哲学部に市場を提供することになった時代でもある。ディジョージは次のように言う。「哲学者達は、それまでの研究を統合する触媒となり、倫理学理論や哲学的分析を持ち込むことで、企業倫理へと発展する構造を形成するのに貢献した」(ibid. 202)。

他方でこの時代は、哲学者の参入、また企業倫理という領域それ自体について懐疑的な視線が根強い時代だったとも言われる。しかし、次第に次で見るような今日まで論じられる中心的な問題が現れはじめただけでなく、特に1980年代に入り、いくつかの学会の設立や専門雑誌の刊行、また大学やビジネススクールにおける企業倫理コースの開講など、いわゆる企業倫理の制度化が進む。このような経過において、「企業倫理学という領域あるいは分野が存在することに疑いの余地はない」(ibid. 204)ということになる。

ディジョージは、企業倫理の中心的な問題として次の五つをあげる。企業の道徳的行為者性はその一つである。簡単に見ておこう。

まず一つ目に、ビジネスにおける不道德な事例の分析がある。これにより、ビジネスのオルタナティブな構造を議論し、同種の事例が再び生じることを防止することが目指される。

二つ目は、(一つ目のものと関連が深い) ビジネス実践の経験的研究である。例えば、企業の採用・解雇実践において、差別的な意図が見出されるか否か、あるいは差別をなくすようにデザインされた実践が機能しているか否かといった検討がその一例となる。

三つ目は、例えば私的所有の道徳的評価、費用便益分析・会計手続・限界効用計算の道徳的意味の分析のような、ビジネスの倫理的な前提条件の検討である。

四つ目は、メタ倫理的な検討を通じた倫理学理論の修正である。企業の道徳的行為者性

がこの問題に当たる。この点は以下でさらに論じよう。

五つ目は、例えば多国籍企業の途上国に対する義務のような、複雑な問題のもつれを解く作業である。これら各種の問題を研究する活動について、ディジョージは次のように言う。「これらの活動は、相互に関係する全体として、この分野の中心となっている」(ibid. 205)。

1.2 メタ倫理学への含意

このように、企業の道徳的行為者性の問題は、企業倫理をそれまでにない一つの学術領域として特徴づけた、この領域に固有の問題の一つである。ここまでは、本節の冒頭であげた第一の点、すなわち企業倫理におけるこの問題の位置づけという点に相当する。

しかしながら、企業の道徳的行為者性の問題が、これと関連する問題を扱う隣接領域の議論に貢献するという第二の点はどうだろう。この問題は、確かに企業倫理の成立以前の議論とは一線を画する問題かもしれないが、この問題を包含するより一般的な哲学・倫理学の議論に照らせば、これを企業倫理に固有の問題ということに大した意味は見出だせないかもしれない。この議論は、我々の道徳実践に関する既存の議論を企業に適用する、いわゆる応用的な側面の強い議論である。そのため、むしろ既存の理論の現金化といった意味合いを強調する方が適切かもしれない。

しかし、他方でこの議論は、ディジョージが言うようにメタ倫理的な問題でもある。ディジョージは次のように言う。「企業の道徳的地位は、一般的な倫理学理論では答えられないメタ倫理的な問題である。もし、企業がその行為に道徳的責任を持ち得るとすれば、伝統的には人間の観点からのみ分析されてきた道徳的責任の概念の再分析が必要となるだろう」(De George 1987: 205)。

このように、企業が我々と同様に道徳的行為者であると言える場合、我々の道徳実践に関するメタ倫理的な理論は修正を迫られることになる。加えて、こうした理論の修正可能性は、仮に企業の道徳的行為者性が正当化できないとしても同様に当てはまる。というのも、企業の道徳的行為者性の検討を通じて、これを擁護するために用いた特定の理論が支持できないことが明らかになるなら、当該の議論の妥当性をめぐる論争の一部に決着が着けられることになるからである。

例えば、本稿で詳述する論点の一つに、非難における感情の位置づけの問題がある(Sepinwall 2017)。もし企業事故の被害者や一般社会が、事故を起こした企業に非難を向けるとしても、非難を行う行為者の怒りや非難される行為者の後悔といった情緒的要素が非難の本質であるなら、それを持たない企業に非難を向けることは適切ではない。このとき、この点をもって企業の道徳的行為者性が正当化できないことが明らかになるとしても、企業という特殊な対象をめぐる実践に関してそうした帰結が得られるなら、それは非難をめぐる我々の道徳実践に関する理論を発展させる一つの成果と言える。

このことが、本節の冒頭で取りあげた第二の点、すなわち企業の道徳的行為者性が、類似の問題を扱う関連領域の議論に、他では論じられない論点を提供するという点に相当する。

既存の議論の企業への適用が、翻って既存の理論の修正可能性を含意するというのである。

企業を通して我々を見る

この点を、共同行為を論じた筒井(2014)の議論を引いて強調しておこう。第7章で見ると、企業の道徳的行為者性の問題は、企業活動が複数行為者からなる共同行為の一つであるという点で、共同行為論の問題の一つである。筒井は、共同行為論を詳細に論じた論文の中で、その議論が「行為論における単なる応用問題以上の位置づけを持つ」(ibid. 4)と述べる。すなわち、「私たちの為す共同行為を通して、私たちのような行為者の持つ共同性のありようを考えることが、共同行為の場面を超えて、行為一般における私たちの合理性のあり方そのものの捉え直しを促すことになる」(ibid.)。本稿が、企業の道徳的行為者性をめぐる議論は単に既存の議論の応用以上のものだと言うのも同様の理由である。すなわち、本稿の議論は、企業という特殊な対象の検討を通じて、企業を創り出し時にそれに拘束される我々という存在について、その行為者性や合理性のあり方の再考を促すものである。このような、企業という特殊な対象の検討を通じた人間理解の進展が、より一般的な文脈に照らした本稿の意義である。

さらに、本稿の見るところ、このことは上述のメタ倫理学への貢献に留まらず、行為と責任に関するいくつかの一般的な問題に対して当てはまる。以下では、メタ倫理学に加えて、心と行為の哲学、集団責任論においても、同様に企業の道徳的行為者性の検討が、既存の理論に修正を迫る可能性を持つことを確認する。これらの点をもって、企業の道徳的行為者性を検討することに、関連領域に対する無視できない理論的貢献があることを示したい。

1.3 心と行為の哲学への含意

まず、心と行為をめぐる哲学に対する貢献である。企業の道徳的行為者性を論じることは、それを正当化できることが明らかになった場合、心や行為をめぐる論争の一部に解決が与えられることになる点で重要である。第3章で見ると、企業の道徳的行為者性をめぐる議論は、それが提起された当初、そもそもビジネスに道徳を求めることの是非を問う、ビジネスと道徳の関係をめぐる古典的な問題と連続する仕方で論じられていた。それが次第に、第4章以下で見ると、心や行為の理解をめぐる哲学的色彩の濃い議論に収斂していく。

そこで問題になるのが、意図などの志向的状态、また二階の志向的状态といったより高次の認知状態の理解である。企業のような人工物に志向的状态を認めるよく知られた方法は、心の哲学における機能主義の援用である⁸。機能主義では、信念や意図など特定のタイプの

⁸ 機能主義は、信念や意図など特定のタイプの心的状態を、それが機能する仕方、あるいはそれが果たす役割から説明する心の哲学の立場である。機能主義は行動主義と異なり、(コンピュータのプログラムのような)対象の内部状態も考慮するが、本稿ではより広く、内部状態を

心的状態を、それが機能する仕方、あるいはそれが果たす役割から説明する。この立場を援用する場合、企業やその他の人工物にも、例えば信念や意図に相当する機能的特徴をそれらが示すことをもって、当該の志向的状态を認めることができる」と論じられる。しかし、こうした議論に対しては、機能主義で説明される志向的状态は、人間のそれを比喩的に表現しただけの紛い物であるとの反論も根強い。企業の道徳的行為者性をめぐる議論では、サールの志向性論(Searle 1983, 1992)が参照される。サールが主張するような、志向的状态を人間の意識に実現される心的状態と考える立場を心理主義と呼ぶならば⁹、心理主義と機能主義の対立こそが、企業の道徳的行為者性をめぐる現在の主要な論点と言ってよい。

ここで、仮に対象が企業である場合に、機能主義を通じて企業に意図やその他の志向的状态を認めることができる」と明らかにできるなら、心や行為をめぐる従来の対立の解決に向けた、一部ではあるが着実な前進が得られることになる。メタ倫理学の項でも指摘した通り、このことは、企業の道徳的行為者性が正当化できないことが明らかになる場合、つまり機能主義を通じた正当化に問題があることが明らかになる場合も同様である。このように、企業の道徳的行為者性の問題は、心や行為の哲学の議論に対して、無視できない含意を持ち得るものと言える。

1.4 集団責任論への含意

次に、集団責任論への貢献である。企業の道徳的行為者性が正当化できるなら、集団責任をめぐる我々の倫理的な理解に、部分的とはいえ確たる前進が刻まれることになる。上述の心や行為の理解に機能主義を援用する議論が、例えば人工知能の道徳的行為者性のような、他の人工物の道徳的責任をめぐる議論とも共通のものであるのに対し、企業の道徳的責任をめぐる議論が他の人工物のそれと異なるのは、企業が個人から構成される集団だという点にある。そこで問題になるのは、数ある集団の一つとしての企業であり、集団責任の一つの形としての企業責任である。

例えば、集団責任をめぐる伝統的な論文集『集団責任：理論と応用倫理の 50 年の議論』(May and Hoffman 1991)では、企業の道徳的行為者性をめぐって最も引用されてきた論

考慮しないデネットの志向システム論 (Dennett 1987) のような議論も機能主義として扱う。志向システム論は第 4 章 3.1 節で取りあげる。

⁹ 以下、心理主義という場合、志向的状态とそこに想定される志向性を心的状態と考える立場を指す。また、言語の意味が心的状態にあるとする立場を指す場合もある。基本的にサールの立場、またそれを援用するヴェラスキーズ、レンネガードの立場を指す。例えば、ヴェラスキーズは次のように述べる。「我々は、例えば次のように言う。人間は、何かを考え、感じ、信じ、意図する。そして、これらの事柄を言うとき、我々はそれを文字通りに意味する。つまり、我々は次のことを含意する。人間は意識的な心（もちろん、生物学的に基礎づけられた）を持つし、思考、感じ、信念、そして意図は人間の意識的な心の内に文字通りある心的状態である」と (Velasquez 2003: 546)。サールは志向性に関して次のように述べる。「私の考えでは、心的なものの志向性をより簡単な諸概念で論理的に分析することは不可能である。志向性は、いわば心の根本的な特性であって、もっと簡単な要素を結合することによって築き上げられた論理的複合物ではない」(Searle 1983: 26 [34])

文の一つ、フレンチの「道徳的人格としての企業」(French 1979)が「応用 (applications)」の部に収録されている¹⁰。フレンチは、企業の道徳的行為者性を論争の当初から今日まで一貫して擁護してきた論者である。フレンチは、別の場所で、当初は集団責任の問題に関心を持っていたところ、やがてそれが企業に最もよく当てはまると考えるようになったと述べる(French 1984: vi)¹¹。他にも、集団の行為者性や道徳的責任を論じる中で、それが成立する対象として企業や組織をあげる論者は多い(Corlett 2013; De George 2013; Hess 2014; List and Pettit 2011)。このように、集団責任をめぐる議論の中で、企業の道徳的行為者性はその正当化に有望であると目されている。もし、実際にそれが可能であるならば、集団責任をめぐる従来の議論に、一つの明確な足がかりが得られることになる。

さらに、集団責任の問題は、冒頭でも言及した個人責任の問題も論点に含む。例えば、企業を含む集団の全てを道徳的行為者だと考えるギルバート(Gilbert 2014:Ch.10)は、ヤスパースの議論を参照する仕方で、集団が責任を負うときの個人の罪の意識を論じる。冒頭で触れた、会社の責任と社員の責任の問題も、同様の論点を含むのは明らかだろう。すなわち、国家や企業といった集団の行った行為の責任に関して、個人の責任はどのように理解されるか。集団責任の問題に共通する構造である。本稿は、ヤスパースのように戦争責任を主題とするものではないし、国家の道徳的行為者性を検討するものでもない。しかし、少なくとも企業責任の問題から集団における個人の責任を検討することは、国家の戦争責任と個人責任のような伝統的問題を論じる上でも有益な示唆を与えるだろう。

まとめよう。このように、企業の道徳的行為者性の問題は、メタ倫理学、心と行為の哲学、集団責任論のそれぞれに無視できない含意を持ち得る点で、検討する意義のある問題である。上でも触れたが、このことは、仮に企業の道徳的行為者性が正当化できないことが明らかになった場合も変わらない。企業という対象を詳細に検討した結果、既存の理論のあるものが適切でないことが明らかになることもまた、既存の議論にとって無視できない成果である。いずれにしても、企業の道徳的行為者性を検討することは、行為と責任をめぐる関連領域の議論に意義のある作業と言えるだろう。すでに述べた通り、こうした作業は、既存の理論を企業という対象に応用する以上の意味がある。すなわちそれは、企業という特殊な対象の検討を通じて、既存の議論の妥当性を検討する作業であり、それを通じて、企業を取り巻く我々自身のあり様を明らかにする作業である。

2 実践的意義

¹⁰ また、企業の道徳的行為者性を一貫して否定してきたヴェラスキーズの論文「なぜ企業はそれが行う全てのことに道徳的責任を負わないのか」(Velasquez 1983)も収録されている。

¹¹ この論集には、フレンチの指導教員であり集団責任を否定する H.D.ルイス(Lewis 1948)の論文も掲載されている。フレンチは、集団責任を考える際にルイスの議論に触発されたが、後に集団責任を支持する他の哲学者の影響を受けるようになったと述べる。具体的には、デイヴィドソンの影響が大きいようである(French 1984, viii)。デイヴィドソンの議論を用いた企業の道徳的行為者性の正当化は、第2章 2.2 節、第4章 3.1 節で取りあげる。

しかし、上記はいずれも抽象的な哲学の議論に関わるだけで、我々の社会生活に実質的な含意を持たないのではないか、そのように思われるかも知れない。この点に関して、むしろ企業を取りまく我々の社会生活への実質的な貢献にこそ、企業の道徳的行為者性を検討する意義があると応答したい。三つの点を指摘しておく。

2.1 法人処罰をめぐる議論

一つ目に、実際の企業事故で被害関係者らが要請しているのが、正に企業それ自体を責任の担い手とすることだという状況がある。一例をあげると、冒頭でも触れた福知山線事故がある¹²。この事故では、乗客 106 名と運転士が死亡し、562 名が負傷した。この事故で JR 西日本の旧経営陣を被告とする刑事裁判は、事故のあったカーブの危険性を予見できなかったとして、全て無罪が確定している。この事故では、JR 西日本の懲罰的な日勤教育、無理なダイヤ運行、安全管理体制の問題など、JR 西日本の構造的な問題や組織風土が注目を集めた。こうした中で、福知山線事故の遺族、また笹子トンネル天井板崩落事故や軽井沢スキーバス事故の遺族、さらに弁護士や法学者らも加わり、組織罰の法制化案をまとめ、提出するに至った(組織罰を実現する会 2021)。

ただし、そこで組織罰の具体案として提案されているのは、個人から独立した組織それ自体の処罰ではなく、従来からある両罰規定の延長としての組織罰である。両罰規定とは、例えば事故を引き起こした現場の労働者のみならず、雇用主や企業にも罰金を科す制度である。両罰規定による企業への処罰制度はすでに多数存在しており、死者が発生した重大事故においても、事故に関わった社員とともに企業それ自体に罰金を科すことは目新しいものではない (ibid. 20)。しかし、両罰規定による企業への罰金刑は、前提として企業内に責任ある個人が特定されていることを必要とする。したがって、企業内の個人の誰にも責任が特定できない事例では、この制度を適用した企業それ自体への処罰は不可能となる。この組織罰の法制化案は、同時に経営者に対する処罰の厳格化も要請するものとはいえ、個人と独立に組織それ自体の責任を可能にするものとはなっていない。

このような法制化案となった理由には、まず「刑法典を改正して、自然人と共にこれまでにない法人処罰の要件と刑罰を定める規定を新設する方法」が、多くの議論と年月を必要とすることである。さらに、何より問題となるのが、「肉体も精神も持たない法人を自然人と同様に考えて処罰できるのか、という根本的疑問も解決しなければならないという高い壁」である (ibid. 53)。これに比べれば、従来からある両罰規定の延長としての組織罰の新設は、時間を要せずに実現することが可能であるし、何より肉体も精神も持たない法人の理解をめぐる「深遠な刑法理論の争いに巻き込まれる」(ibid.) こともない。

このように、肉体も精神もない企業に責任を問うことができるのかという、企業の道徳的

¹² 福知山線事故に関しては次を参照(4・25 ネットワーク and 西日本旅客鉄道株式会社 2011; JR 西日本安全フォローアップ会議 2014; 土本 2009; 宮林 2007; 川崎 2017; 松宮 2017, 2018; 松本 2018; 桜井 2018; 航空・鉄道事故調査委員会 2007)。

行為者性と同様の問題は、抽象的な哲学・倫理学の理論上の関心に増して、企業を取りまく我々の社会実践で検討が求められる課題となっている。もちろん、既存の刑法典との整合性も踏まえた検討が必要となる刑事責任をめぐる議論と、そうした制約のない企業の道徳的行為者性をめぐる議論は、完全に同一のものとなるわけではない。しかし、行為と責任をめぐる哲学・倫理学の議論から企業の道徳的行為者性の妥当性を検討することは、同様の問題意識を持つ法学上の議論にも、少なからぬ理論的示唆を与えられるものと思われる。

2.2 企業の権利をめぐる議論

二つ目に、米国の連邦最高裁判所で、企業に個人（自然人）と同様の人権を認める判決が相次いで出され、大きな注目を集めている。一例をあげると、市民連合と呼ばれる保守派の市民団体の訴訟を通じて、企業に表現の自由が認められた2010年の判決がある（Citizens United v F Election Commission 558 U.S. 310, 2010）。

この事例は、2008年の民主党予備選で「ヒラリー」と題したヒラリー・クリントンに関するドキュメンタリー映画が、ケーブルテレビのビデオ・オンデマンドサービスで放送されたことに端を発する。問題は、市民連合（Citizens United）という名の保守派の市民団体が、ビデオ放映に自身の財源から資金を拠出していた点である。2002年の超党派の選挙改革法は、メディアを通じた候補者や候補者の敗北を明示的に主張する支出に資金を使用することを禁止しており、同団体の資金提供はこれに違反すると考えられていた。

しかし、資金を拠出した市民連合側の主張は、そのような資金規制自体が企業の表現の自由の侵害であり、これを保障する憲法修正第一条に違反するというものであった。企業への選挙資金支出の規制をめぐる歴史や、この判決の詳細は本稿で扱わない。結論を述べれば、最高裁の判決は、市民連合の主張を認め、選挙改革法の規制を違憲とするものだった。これはすなわち、企業が個人（自然人）と同様に表現の自由を持つことを、最高裁が認めたことを意味する。

この判決は大規模な論争を巻き起こした。そこにはいくつかの主要な論点、例えば企業の巨大な資金力による民主主義の腐敗(Clements 2014)や、表現の自由の規制(Colombo 2015)といった論点がある¹³。その中で、本稿の議論にとって重要な点は、反対派のスローガンである「企業は人民ではない (corporations are not people)」という言葉に集約される。ここで言う人民は、合衆国憲法前文にある「我々（合衆国）人民は (We the People of the United States)」を念頭に置いている。果たして、法律上の擬制である企業（法人）という存在を自然人と同様の人民と考え、憲法上の権利が認められるかどうかの問題となる。

注意しておく点、本稿は、企業に権利を認めるべきかという問題を扱わない。企業の道徳的行為者性に対する批判の中には、企業に道徳的責任を認めるなら、企業に個人と同様の権利も認めることになってしまうとする議論もある(Rönnegard 2013: 79)。しかし、企業の

¹³ 他に、ウィンクラーは、米国で人々が権利を獲得していったのと同じように、企業が権利を獲得していく過程の一つとしてこの事例を捉える(Winkler 2018)。

道徳的行為者性の擁護者も、企業に個人と全く同様の権利を認めることを主張するわけではない。また、上記の判決は、企業の政治への影響力を許容する点でセンセーショナルな話題を呼んだが、例えばニューヨーク・タイムズとワシントン・ポストによるペンタゴンペーパー公表をめぐる、最高裁が報道機関の表現の自由を認めた事例のように、企業はすでに一定の範囲で表現の自由を認められている(Greenfield 2018: 12-3)。一定の権利保障がなくては、そもそも企業はビジネスを行うことができない。

むしろ本稿の議論との関係で重要な点は、企業に人権を認める判決の論理的な妥当性である。判決の中には、企業の行為はその構成員のものとしては説明できないとする、企業の道徳的行為者性でも頻繁に言及される議論が用いられている(Friedman 2020)。企業倫理の研究者もこの問題に反応しており、企業の道徳的行為者性に照らした検討が進んでいる(Hussain and Sandberg 2017; Maitland 2017; 杉本 2019)。本稿は、上記の判決の妥当性を論じることまではしないが、このように企業の道徳的行為者性を検討することは、企業の権利をめぐる法律上の議論に必要な作業と目されている。

2.3 企業に責任を問おうとする我々

最後に、理論的意義で述べたこととも重なるが、企業の道徳的行為者性を検討することに、翻って企業を取り巻く我々自身を再考するという実践的意義のあることを確認したい。前の二項目を見れば、企業の道徳的行為者性を検討することの実践的な眼目は、結局のところ法的実践への貢献に収斂すると思われるかもしれない。

しかし、実のところ企業の道徳的行為者性をめぐる問題の中核は、自ら企業を創り出し、時としてそれに拘束され、それに対し道徳的責任さえ問おうとする我々の認識や実践そのものにある。次のような興味深い社会心理学の研究がある(唐沢, 松村, and 奥田 2018)。その研究によれば、我々が通常行っている素朴な責任帰属の判断は、企業のような集団をも責任の担い手と考える、機能主義的な考えに親和的な仕方で行われている。社会心理学者と共にこの実験を企画した倫理学者の奥田は次のように言う。「その要点は、自然人の心的メカニズムと同様の機能を持つ実体が、集団や組織、あるいは国家といった集合体にも備わっているという信念こそが、責任に関する素朴理解の本質である」(ibid. 290) という点にある。

もちろん、こうした結果から直ちに、心と行為の哲学における機能主義の妥当性や、企業の道徳的行為者性の妥当性が帰結するわけではない。我々に備わるこうした心理的機序が、常に何らかのスケープゴートを探し求める、論理的根拠を欠いた傾向性に過ぎない可能性もある(小坂井 2008)。したがって重要なのは、こうした責任帰属の実践を筋の通った仕方で説明することができるかどうか、その道筋を丁寧に検討することである。そしてそれは、翻って、企業を我々と同様に道徳的責任の担い手と考えようとする、我々という存在それ自体の有り様を改めて検討することに他ならない。本稿で詳述するように、自ら企業を創り出し、それを道徳的行為者とさえ考えようとする我々の認識や実践と独立に、企業を純粋な理論的対象として検討することはできない。企業の道徳的行為者性は、不可避に我々自身の

実践を再考することを促す問題である。

このように見れば、企業の道徳的行為者性をめぐる議論の実践的意義は、法的実践への貢献に留まらず、他ならぬ企業を取り巻く我々自身の実践のあり様を明らかにする点にあることが分かる。この問題を扱う理論的意義として述べたことが、ここでも同様に当てはまる。すなわち、企業の道徳的行為者性をめぐる議論は、単に企業を対象とした特殊な実践の検討を越えて、それを可能にする我々自身がどのような存在であるかを明らかにする議論である。

ここまでのまとめ

ここまできをまとめておこう。企業の道徳的行為者性を検討することには、次のような理論的・実践的意義がある。

まず、理論的意義の点である。企業の道徳的行為者性の検討は、この問題を含むより一般的な哲学・倫理学の議論に対して無視できない含意を持ち得る点で重要である。企業の道徳的行為者性が正当化されるなら、あるいはされなくても、既存の議論をめぐる特定の論争に部分的な決着が着けられたり、特定の議論に修正が生じたりすることが予想される。そうした帰結が見込まれる領域には、メタ倫理学、心と行為の哲学、集団責任論がある。これらの領域に少なくない帰結が見込まれる以上、企業の道徳的行為者性を検討することには意義がある。

次に、実践的意義の点である。企業の道徳的行為者性の検討は、企業の処遇をめぐる法的議論に貢献し得る点で重要である。特に、日本での組織罰の法制化は、実際の企業事故の被害関係者が中心となってその実現を求めているものである。企業をめぐる法的実践の枠組みに関して、企業の道徳的行為者性の検討を通じて一定の貢献をなし得るのなら、それをすべきだろう。

さらに、実践的意義として強調したのは、企業の道徳的行為者性を検討することが、法的議論への貢献に留まらず、企業やその責任をめぐる我々の実践それ自体を再考させるものだという点である。これと同様のことは、理論的意義の項でも指摘した。まとめて言えば、企業の道徳的行為者性の検討は、企業という特殊な対象の検討を通じて、他ならぬ我々自身の行為者性や合理性、またその実践に再考を促す作業である。我々は企業という制度的対象を自分たちで創り出し、時としてそれに拘束され、また時にそれを通じて自分たちに甚大な被害を与え、さらにその責任を問おうとさえする存在である。そのような我々とはどのような存在であるか。本稿で検討するのは、翻ってこのような問題である。

このように見るならば、仮に企業を道徳的行為者だと考えようとするのが、反直観的で選ぶべき選択肢にすらあがらないものを感じられるとしても、その検討だけはしておくべきものであることが分かるだろう。少なくとも、それは既存の哲学・倫理学の議論の修正・発展に貢献する見込みを持つし、法的実践をめぐる議論にも貢献できる見込みがある。さらに、そもそも企業に道徳的責任を問おうとすることを含む、企業を取り巻く我々の実践その

ものが検討するに値する問題である。このような諸々の重要性を持つ問題であることから、企業の道徳的行為者性は、いかにそれが反直観的に見えるとしても、その検討だけは行っておくべきなのである。

3 本稿の方法論・射程・独自性

本章の最後に、企業の道徳的行為者性を論じる本稿の方法論を確認する。企業活動の道徳的責任をめぐる本稿の議論が何を、どのように、どこまで論じるかを確認する。これを通じて本稿の射程・独自性も確認する。

3.1 本稿の方法論と射程

まず、「企業が道徳的行為者である」という命題を検討する際の、形式的な目標を確認する。形式的な目標は、企業が道徳的行為者であると言える場合が、少なくとも一つあることを示すことである。これは消極的な姿勢に見えるかもしれない。しかし、企業の道徳的行為者性の否定、すなわち企業が道徳的行為者ではないという主張は、全ての企業に関して、それが道徳的行為者ではないと主張するものである。これに反論するためには、反例を一つ示すだけでよい。これは、主張の構造から帰結する目標である¹⁴。

次に、企業の道徳的行為者性の内容に関わる、実質的な目標を確認する。本稿で念頭に置くのは、福知山線事故や東電原発事故のような、大規模な株式会社の起こした事故や不祥事の道徳的責任である。その中で、本稿は、福知山線事故や東電原発事故のような、企業内の個人の誰にも道徳的責任が帰属されないような事例で、企業それ自体が道徳的行為者であると言える場合があることを示す¹⁵。

上記の形式的な目標と合わせて言えば、本稿は、大規模な株式会社が起こした事故や不祥事で、特に企業内の個人の道徳的責任が問えないような事例で、少なくとも一つ、企業が道徳的責任を負うことになる場合のあることを示す¹⁶。

この目標のため、本稿がどのような議論を取りあげるかを確認する。本稿では、企業の道徳的行為者性を論じるのに必要な限りで、企業を扱う経営学や経済学、社会哲学、社会心理学といった関連領域の議論を参照する。具体的には、法人格論争、組織論、株式会社論など、企業の道徳的行為者性をめぐる先行研究で援用される議論に関して、先行研究を踏襲する仕方企業を特徴づける。その上で、それらを後述する哲学・倫理学の視点から検討する。

したがって、本稿は企業を対象とする人文社会科学の議論を網羅的に整理・検討するもの

¹⁴ ドナルドソンは、全ての企業が道徳的行為者かを問うのではなく、どの企業が道徳的行為者であり、どの企業がそうでないかを問うべきだと指摘する (Donaldson 1982:29)。

¹⁵ 実際、企業の道徳的行為者性はそのような文脈で論じられてきた。例えばフィリップスは、NZ 航空エレバス山墜落事故を、乗務員や管制、経営者の誰にも道徳的責任が問えない事例として特徴づけ、企業の道徳的行為者性を検討する(Phillips 1995)。企業の道徳的行為者性を論じる議論で、福知山線事故に言及するものに杉本(2008, 2019)がある。東電原発事故に言及するものに高浦(2021)がある。

¹⁶ 予告としては、本稿は、福知山線事故がその例になると論じる (第5・6章)。

でない。本稿で扱わないタイプの企業も存在する。例えば、本稿は多くの先行研究と同様、企業を組織として扱う組織論の視点を重視する。ここでいう組織とは、ある程度明確な役割・役職の階層と意思決定手続を有する、官僚機構を備えた集団を指す。そのため、本稿の議論では、同様の構造を有する公企業や協同組合、また大学、病院、政府なども議論の対象に含まれる。しかし、そうした組織構造を持たない企業は対象から外れることになる¹⁷。

ここまでの本稿の目標を見て分かるように、本稿は現代企業のあり様を網羅的に整理する仕方で、企業の道徳的行為者性に答えを与えようとするものではない。この点はどのように正当化されるだろうか。

企業人格の多次元性

法学者のリプケンが「企業人格の多次元性」(Ripken 2019)と呼ぶアイデアから説明しよう。リプケンによれば、企業は社会状況やそれを反映した我々の認識や実践に応じてその姿を常に変容させていく存在である。その意味では、ある一つの視点から導かれた単一の企業像があると考えすることは適切ではない。むしろ企業は、それを対象とする各学術領域の学際的で相互的な貢献を統合しながら、常にその認識をアップデートしていく必要のある対象である。リプケンは言う。

企業の適切な説明は、企業の多様な役割や複数の目的に焦点を当て、その存在を広く見ることが我々に要求する。企業は、企業生活の本質に対する社会の変化する見解によって形成し、またそれによって形成される、常に進化する存在である。多次元的なアプローチは、企業の人格がダイナミックで平板でなく、常に進化するものであることを認識する。それは、継続的な反省と適応を伴う進行中のプロジェクトである。多次元的なアプローチでは、企業人格に関する特定の理論を支持するのではなく、より広い視野を維持し、企業に関する様々な学際的な概念がもたらすそれぞれの貢献を統合する (ibid. 53)。

このように、企業を、それを対象とする各領域の議論が相互作用しながら、常にその認識をアップデートすることで理解されるものと考えられるなら、本稿の議論もまたそうした相互作用の一部と見ることができると言える。したがって、本稿が企業を扱う上である程度まで限定的な視点に留まるものであることは問題ではない。

むしろ、本稿で採用する視点から、全体の議論へどのような貢献をなし得るかが重要である。この点、先行研究で参照された企業(組織)像を踏襲して議論を構成していく本稿の方針にだけ注目するならば、そこに本稿の独自性はない。本稿の独自性は、先行研究を踏襲する仕方で特徴づけた企業を、いかにして行為と責任をめぐる哲学・倫理学の視点から検討するか、そのアプローチにある。哲学・倫理学の議論として見た場合の本稿の議論の特徴を確認

¹⁷ 現代型の企業の類型はラルー(Laloux 2014)を参照。

しよう。

3.2 本稿の独自性

推論主義の導入

本稿の議論の最も重要な特徴は、「推論主義」と呼ばれる言語哲学の議論を用いて、企業の道徳的行為者性を網羅的に検討する点にある。推論主義は、語の意味や概念の内容を、それが推論で使用される役割から説明するいわゆる意味の使用説の一種である。推論主義には複数のタイプがある。その中で本稿は、ブランダムの議論を用いる (Brandom 1994; 2000)。以下で推論主義という場合、特に断りの無い限りブランダムのそれを指す。

ブランダムの推論主義は、語の意味や概念の内容だけでなく、信念や意図など志向的状态についても、同様に推論で用いられる役割の視点から説明を与える点に特徴がある。この点で言えば、ブランダムの推論主義は、志向的状态に関する言語論的な機能主義とも特徴づけられる。この議論は、企業を含む集団の行為者性の問題に関して、心理主義に訴えない仕方
で集団の行為者性を説明する議論として注目を集めている (González de Prado Salas and Zamora-Bonilla 2015; González de Prado and Zamora-Bonilla 2021; Koreň et al. 2021; Salis 2017)。心と行為の哲学の項で述べたように、心理主義と機能主義の対立は、目下のところ企業の道徳的行為者性をめぐる最も重要な論点の一つである。その対立の解決に、推論主義は有効と目されるということである。

先行研究との比較

言語論的な機能主義としての推論主義は、従来の機能主義とどのように違うのだろうか。推論主義が焦点を当てる言語使用の点から説明しよう。企業それ自体を一つの行為者であると考える際に、我々の言語使用を論拠とする議論は、推論主義を援用するものに限らず、また企業を対象とするものに限らず、様々なものがある (French 1979, 1984, 1992, 1995; De George 2013; Pettit 2017; Ripken 2019; Tollefsen 2003; Velleman 1997; 和辻 2007)。

しかし、こうした言語使用に焦点を当てるタイプの議論に対しては、次のように反論が可能である。すなわち、確かに我々は企業を含む集団を一つの行為者であるかのように語っている。しかし、言語はあくまで現実を表象する道具に過ぎないのであり、むしろ言語的な表象に依存しない、精神と肉体という人間の持つ特徴こそが、道徳的行為者であるために必須の要素である。

実際、企業の道徳的行為者性を批判する論者が繰り返し主張するのは、この点に他ならない (Rönnegard 2013, 2015; Rönnegard and Velasquez 2017; Velasquez 1983, 2003)。この点は、言語使用に言及しないタイプの機能主義にも同様に当てはまる。すなわち、意図や合理性など、道徳的行為者であるために必要とされる諸能力の機能的特徴を企業に見出すことができるとしても、それは精神と肉体を持つ人間を比喩的に見立てた紛い物に過ぎ

ない。むしろそのように企業を一つの道徳的行為者として見立てる人間の側にこそ、道徳的行為者であることの本質がある。このように見るならば、推論主義をはじめ、機能主義を擁する議論はいずれも、企業の道徳的行為者性を論証することに成功しない。

この批判に応答するには、言語やその他企業の道徳的行為者性の正当化に持ち出される諸々の機能的特徴が、むしろ道徳的行為者性に本質的であることを論証する、より積極的な議論が必要となる。しかし、先行研究の多くは、そのような正面からの応答を行うことなく、あくまで機能主義的な議論のバリエーションを増やすことに留まっている。実際、言語使用にも言及しながら企業の道徳的行為者性を機能主義の視点から擁護してきたペティットは、そうした実質的な批判を検討することができないと述べる(Pettit 2017: 19 n.3)。言語使用やその他企業に見いだされる機能的特徴を紛い物に過ぎないとする批判に正面から答えない限り、企業の道徳的行為者性を正当化することはできない。

本稿の貢献

この点、本稿は、精神と肉体を持つのは人間だけであるという、素朴かつ根強い批判に、推論主義が強調する言語使用の視点を徹底する仕方で応答する。具体的には、信念や意図といった志向的状态、また身体運動を通じた行為の遂行といった、道徳的行為者性にとって不可欠の要素に関して、我々の言語実践が、企業と人間の違いを捨象するような仕方で、翻って企業と人間を機能的に等価な主体として扱うように推移することで、企業の道徳的行為者性が成立すると主張する。この点で本稿の議論は、単に企業を外側から眺めて企業の道徳的行為者性を論じるものではない。反対に本稿は、企業が道徳的行為者性として成立するようなビジネスの実践がどのようなものであるかを検討する仕方で、企業と共に道徳実践に望む（あるいは望まざるを得ない）我々のあり様に言及する。ブランダムは、我々の言語実践がいかにして我々自身のあり様を規定するかに関して、次のように言う。

我々が何であるかは、発見される分だけ決定され、見つけられる分だけ作られる。部分的に、我々がそうあるところの種類の仕事は、我々が我々自身を何と扱うかに依存する。我々が発展させ自身が何であるかを作る一つの特徴的な方法は、我々が何かを表現すること、説明すること、そしてそれに関する我々の理解を明確にすることによる (Brandom 1994: 3)。

本稿は、我々自身が言語を用いて、我々と企業をどのように扱うか、その実践が我々のあり様に本質的であることを強調することで、問題が精神や肉体の有無に留まるものではなく、むしろ我々の言語使用にあることを強調する。このように、推論主義を用いた言語論的な議論を徹底する仕方で、企業の道徳的行為者性を正当化し、その場合の含意を示す点に、本稿の独自性と貢献がある。

3.3 規範的理論と記述的理論

最後に、推論主義を用いて企業の道徳的行為者性を検討する本稿の議論が、企業倫理の理論として見る場合に、どのような議論であるかを確認する。本稿は、現行の企業を取り巻く我々の実践に関して、それを何らかの仕方で改善すべきとか、維持すべきなどの、規範的な議論を行わない。例えば、株式会社の有限責任、資本主義社会、グローバル市場などに関して、本稿はそれを見直すべきとも、維持すべきとも論じない。そして本稿は、企業が我々と同様の道徳的行為者であることが正当化できるとしても、企業を今後もそのような存在として認めるべきだとも、それを否定すべきだとも主張しない。

この点、企業の道徳的行為者性の批判者であるレンネガードは、企業の道徳的行為者性を規範的な議論であると批判する(Rönnegard 2013: 82)。レンネガードによれば、道徳的行為者性の問題は、そもそも道徳的行為者としての人間の特徴がどのようなものかを論じる記述的なものである。それにもかかわらず、企業の道徳的行為者性の擁護者は、企業を道徳的行為者として扱うべきという規範的な目的のために、それに適合する理論を作り出そうとしている。

本稿は、少なくとも自ら意図する限りでは、レンネガードが言う意味での規範的な議論を志向しない。前項で言及したように、本稿の議論は、推論主義が重視する言語使用の視点を徹底することを志向する。その際、本稿は可能な限り記述的に、企業をめぐる我々の実践がどのようなものであるかを検討する仕方で、企業が道徳的行為者として認められるかどうかを検討する。その中で、本稿は企業は道徳的行為者として認められると主張するが、企業をめぐる我々の実践に関して、肯定も否定もしない¹⁸。レンネガードが言う意味での規範的な議論を、ビジネスの「あるべき論」と呼ぶのであれば、本稿は、企業の道徳的責任を含めて、ビジネスの「あるべき論」を論じるものではない。本稿が、株式会社の有限責任とか、資本主義社会の是非を論じないのも、この理由による。もちろん、本稿の議論は、そうした問題と地続きのものである。しかし本稿は、そうした既存の社会制度のあり方がある程度まで所与とした上で、その中で企業が道徳的行為者であると言えるかどうかを可能な限り、明示的な仕方で記述することを目指す。その上で、我々がどうすべきかの判断を改めて行うべきというのが、本稿の基本的な方針である。

¹⁸ 企業の道徳的行為者性を認めることの望ましくない帰結を論じる議論として、次のものがある(Ashman and Winstanley 2007; Hasnas 2017; Maitland 2017; 杉本 2019)。

第2章 企業の道徳的責任

本章では、本稿で扱う道徳的責任を特定する。具体的には、ビジネスや企業をめぐって用いられる責任の用法を整理する。これを通じて、「企業に道徳的責任を問う」ことを正当化するための論点を概観する。

責任概念の多義性

責任概念は多義的だと言われる。例えば、よく知られる H.L.A ハートの事例では、一つのエピソードで9つの異なる責任の用法が出てくる(Hart 2008: 210)。ハート自身のものを含め、この事例に基づくいくつかの責任分類が提案されているが(Hart 2008; Vincent 2011; 瀧川 2003)、統一的な見解があるわけではない。加えて、日本語では「責任」の語一つに、外国語の複数の意味を担わせている特有の問題もある(Llompарт 2005)。

また、問題を道徳的責任に限定しても、そこには複数の用法がある。例えば、ある人が立場や役職に応じて何らかの状況を達成することを引き受けるとき、その人は当該の事柄について「道徳的責任がある」と言われる(Whitbeck 2011:49)。また、ある人が道徳的統合性を保つとき、その人は「道徳的に責任がある」と言われる。そして、何らかの問題ある出来事が生じたとき、それを起こした人は、当該の出来事やそれを引き起こした行為に関して「道徳的責任がある」と言われる。

さらに、問題がビジネスの場合、一般に企業の社会的責任が問題になる。しかし、その内容をめぐっては、例えば日本国内の議論を評して「鶴のようだ」(楠 2010:20)と言われるほど多様で、一貫した意味づけを見出しにくい。企業の社会的責任は次章の主題の一つだが、責任概念の多義性に対処しておかなければ、その議論を満足に行うことも難しい。

そこで、本章の以下では、ビジネスの場面で一般に用いられる「あの人(企業)は道徳的に責任がある」という言明の複数の用法に関して、関連する責任概念も含めて整理を行うことで、問題となる道徳的責任を明らかにする(第1節)。次に、企業の道徳的責任という問題設定そのものへの批判に反論する仕方で、この問題がどのような問題であるか、次章以降の議論で前提する注記を行う。大まかに二つの批判に答える。一つ目に、身体のない企業が行為をできるはずがないとする批判に対して、道徳的責任の帰属は行為文の記述を前提するという責任帰属主義を提示することで、単に身体がないというだけで、企業が道徳的責任の帰属先として不適格になるわけではないことを示す(第2節)。二つ目に、企業に対する道徳的責任の帰属が、不公平な処罰をもたらすとする批判に対して、道徳的責任の中核となる有責性の問題と、処罰や補償で問題になる責任負担の問題が、概念的に別のものであると論じることで答える(第3節)。

1 基本的な責任分類

ヴェラスキーズの分類

責任概念は多義的だと述べた。しかし、問題を企業の道徳的行為者性をめぐる議論に限定する場合、共有された一つの用法を特定することは可能である。結論から先に言えば、それは意図的な行為者による行為あるいはその結果に対して問われる責任である(Corlett 2013, French 1979, 1984, 1992, 1995; De George 2013; Moore 1999; Rönnegard 2013, 2015; Rönnegard and Velasquez 2017; Velasquez 2003)。関連する責任概念との関係に注意しながら、本稿で扱う道徳的責任を確認しよう。

ここでは、ヴェラスキーズ(Velasquez 2003: 532)の定義する道徳的責任から議論をはじめめる。ヴェラスキーズの定義は、企業の道徳的行為者性をめぐる議論で一般に受け入れられたものとされる(Moore 1999: 330)。加えて、ヴェラスキーズは、企業の道徳的行為者性の批判者の一人として知られる。この論者の定義に従い議論をはじめめることは、企業の道徳的行為者性を擁護しようとする本稿の議論において、同様の立場をとる論者の説明から議論を始めるよりも、公平な出発点と言えるだろう。

ヴェラスキーズは、「責任」の語の三つの用法を示しながら、企業の道徳的行為者性で問題となる道徳的責任を定義する。

1.1 徳責任

一つ目は、「あの人は非常に責任ある人だ」のような、統合性 (integrity)を備えた性格を持つ人物を記述する用法である。ヴェラスキーズはこれを、徳の意味での責任と呼ぶ。ヴィンセント(Vincent 2011)は、ハートの責任分類を基に独自の分類を提案する中で、この意味での責任を「徳責任(virtue responsibility)」と呼ぶ。企業や経営者に対して「責任ある人(企業)」という言明を行うことは一般に流通した用法である。以下では、ヴィンセントと同様にこのタイプの責任を「徳責任」と呼ぶ。

徳責任の意味で「責任がある」と言われる人や企業は、一般に自身の役割を果たすことでそう呼ばれる。企業の徳をめぐる議論は本稿の範囲外である。他方、徳責任の意味で企業や経営者、従業員が「責任がある」と呼ばれる際に、企業や経営者、従業員に要請される役割に関する責任が、ヴェラスキーズの分類で二つ目に当たる責任である。

1.2.1 役割責任

ヴェラスキーズが言う責任の二つ目は、「ビジネスはステークホルダーに支える責任がある」のような、将来なされるべきだが、まだなされていない事柄に関する責任である。この意味での責任は、一般に役割責任(role responsibility)とか、タスク責任(task responsibility)と呼ばれる(Baier 1991; Hart 2008; Vincent 2011; 瀧川 2003)。上述の通り、企業や経営者がこの意味での責任を果たしているなら、その企業や経営者は、責任ある企業とか責任ある経営者と呼ばれるだろう。

役割責任との関係で注意する必要があるのが、責務 (obligation) や義務 (duty) との関係である。まず、役割責任は、一般に企業の「責務」とか、経営者の「責務」のように、責

務の語で表現されることもある。本稿でも、基本的に役割責任と責務を互換可能なものとして扱う。さらに、本稿では義務も、役割責任と互換可能なものとして扱う。瀧川は、ハート、ケルゼンの責任分類を参照しながら独自の責任分類を示す中で、役割責任（責務）と義務の区別に関して、「一般に責任は、比較的複雑で広範な事柄に関する義務であり、一定の期間継続した配慮と注意を要求する「責任領域」とでもいうべきものを前提としている」（瀧川 2003: 37）と指摘する。反対に、義務は、継続した配慮と注意を要しない¹⁹。しかし、企業活動は、その場で質問に答える、短期的な指示を実行するなど、継続した配慮と注意を要しない短期間の義務の集積を前提する。そして、企業事故や不祥事が生じた場合、ここで言う義務の履行が問題となる場合も多い。例えば、福知山線事故では、事故に至る一連の経過の中で、運転士が列車のオーバーランを起こしたことに、本部に虚偽報告を行っていたことが明らかになっている。これは、正確な報告を行うことを旨とする運転士の役割責任への違反と言えるが、一般的には運転士の報告義務違反と言われるだろう。このように、企業事故や不祥事では、このような個別の義務違反も問題になる。この点を扱うため本稿では、一般に義務と理解されるような短期間で履行者に裁量の余地がないような事柄に関しても、広く役割責任として扱う。

ビジネスと役割責任

もう一つ、役割責任の語をビジネスで用いる場合、ビジネスに特有の用法との区別に注意が必要である。1960年代から1970年代まで、ビジネスで役割責任という場合、それは道徳的な役割責任（例えば、嘘をつかない、他者に危害を与えない）を伴わない、企業内の役職や職務内容に付随する責務や義務のみを指すと考えられていた。この用法を突き詰めれば、経営者の役割責任は法に従い株主利益を最大化することに尽きるとする、いわゆる企業の社会的責任への批判論に至る。企業に求められる道徳的な役割責任としてどこまでを正当化するかは、次章で論じる。現時点では一先ず、本稿ではビジネスの伝統的な用法よりも広い意味で、つまり道徳的な役割責任を含む意味で、役割責任の語を用いると述べておく。

1.2.2 能力責任

ヴェラスキーズの分類には含まれないが、役割責任と関わる責任概念を一つ確認しておく。すでに見たように、役割責任は、短期間で単純な事柄に関する義務とは異なり、一定の裁量を本質的な構成要素とする（瀧川 2003: 37）。そのため、役割責任は、裁量を行使する行為者の能力を前提する。ヴァンセントやハートは、このように行為者に前提される能力のある状態を表す責任概念を、「能力責任（capacity responsibility）」と呼ぶ（Hart 2008; Vincent 2011）。ここで問題になるのは、「（我々が）何をすべきか、あるいはすべきでない

¹⁹ 義務はあっても責務や責任はない場合の例として、瀧川は、教師にゴミ拾いを命じられた生徒には、ゴミ拾いをする義務はあっても、ゴミ拾いをする責任や責務はないとする（瀧川 2003: 36）。

かを理解し、何をすべきか熟考し決定し、そうした決定に照らして（我々の）行動を制御する能力」（Hart 2008: 218）である。

役割責任は、このような能力責任を前提する。つまり、後者が否定されれば前者も否定されることになる。例えば、船の操縦を誤り転覆させた船長の例を考えよう（Vincent 2011）。この事例で、船長が実は鬱状態にあったと主張するなら、それは船長には能力責任の意味で責任はなかったと主張している。そして前記のことから、船長は船の操縦という役割責任を果たす能力に欠ける状態にあったと考えられるため、船長には安全運行の役割責任がなかったことになる。このように、ある行為者に役割責任があるという場合、その行為者に一定の能力責任のあることが前提される。責任概念の分類に能力責任を含めることを否定する議論もある（瀧川 2003: 27）。しかし、本稿の全体を通じて見るように、企業の道徳的行為者性をめぐる多くの議論は、企業の行為能力や判断能力に関わるものであり、そうした問題を企業の能力責任の問題と総称することは有益である。実際、以下で見るように、この責任類型があることで、企業の道徳的行為者性をめぐる議論をより詳細に分類することができるようになる。したがって本稿では、対象に要請される役割責任の前提となる能力のあることを指して、「能力責任」があるということとする。

ここまでをまとめれば、対象に能力責任が認められる場合に、その対象に役割責任が認められる。そして、対象が役割責任を首尾よく果たしている場合に、その対象に徳責任が認められる。このような関係がある。

1.3 因果責任

ヴェラスキーズが言う責任の用法の三つ目は、「第二次世界大戦の責任はヒトラーにある」のように、誰かあるいは何かがすでに引き起こした行為や出来事に向けられる責任である。ヴェラスキーズはこの責任を「因果責任」と呼ぶ。因果責任には、さらに二つの区別がある。

1.3.1 自然の行為者に帰属される責任

一つ目は、「街を破壊した責任はハリケーンにある」のように、自然の行為者に帰属される責任である。ヴェラスキーズは自然の行為者とするが、この意味での責任の帰属対象には、自動車が建物に衝突して建物を破壊する場合のように、人工物も含まれるだろう。企業がこの意味での責任を帰属されることもある。日常の言葉遣いで言えば、「企業が是々の被害を生じさせた」という言い方は珍しいものではない。民事責任では、この意味での責任をもって、企業は損害賠償責任を負うことになる²⁰。

このタイプの責任が帰属されるためには、原因と結果との間に本質的な関連がなくは

²⁰ 例えば、製造物責任法は、製品の欠陥と被害の間に因果関係があることをもって、製造元の企業に損害賠償を認める法律である。これは、厳格責任あるいは無過失責任(strict liability)と呼ばれる責任類型の一種である。このように法的実践では、企業を因果責任の帰属先とすることが行われる。

ならない。すなわち、引き起こすものと引き起こされるものの中に、真正な因果関係が必要となる (Feinberg 1970: 207)。他方で、この意味での責任が帰属されるとしても、必ずしも道徳的な意味で責任が帰属されるわけではない。企業の道徳的行為者性で問題になる道徳的責任は、ヴェラスキーズが言う因果責任の二つ目の意味の責任である。

1.3.2 意図的な行為者に帰属される責任

二つ目の意味での因果責任は、意図的な行為者 (intentional agents) に帰属される責任である²¹。これが、企業の道徳的行為者性で問題になる道徳的責任である。この責任は因果責任のうちでも、「人間のような意図的行為者が何らかの過去の出来事を引き起こし (あるいは引き起こすのを助け)、そしてそれを意図的に行った場合に、我々が彼らに帰属する種類の因果責任」 (Velasquez 2003: 532) である。

因果責任との違いは、問題となる結果を意図的にもたらしたかどうかにある。例えば、A が B を銃で撃ち殺した場面を考えよう (Vincent 2011)。ここで、B の死の原因は A が B に発砲したことである。そのため、A による発砲に B の死に対する因果責任を認めることができる。しかし、A が発砲したのは木陰から出てきた B を熊と間違えたからかもしれない。その場合、A に B を撃ち殺す意図はないため、直ちに A に道徳的責任があるとは言えない。何らかの出来事に因果責任が認められるとしても、道徳的責任が直ちに導かれるわけではない²²。以下、特に断りのない限り、「因果責任」を用いる場合は、道徳的責任を含まない意味での因果責任を指し、「道徳的責任」を用いる場合、因果責任があり、かつ意図的行為に基づき帰属される意味での責任を指す。

出来事への関与

因果責任と道徳的責任の違いは、問題とされる出来事への関与の仕方の違いとしても整理される。まず、因果責任と道徳的責任は両方とも、「過去の出来事に対する何らかの作用・生成・連関・関与」を記述する仕方、「出来事の原因をある存在者に帰属せしめる」 (瀧川 2003: 30) 役割を持つ。別の言い方をすれば、因果責任と道徳的責任は、いわゆる後ろ向きの責任、つまり「ある人はある過去の出来事に対して責任がある」のような形で表現される責任である。瀧川は、このような責任を「関与責任」と呼び、次のように言う。「すなわち、関与責任はあるかないか(あったかなかったか)であり、負わされたり引き受けられたり果たされたりすることはできない。したがって、関与責任をある責任と呼ぶことができるだろ

²¹ 本稿で行為者が意図 (intention) を持つという場合、それが次の二種類の意図を持ち得ることを指す。すなわち、行為者が行為の遂行中に持つ意図と、行為に先立って持つ意図である。以下で見る議論では、前者はブラットマンの現在指向的意図、サールの行為内意図に相当する。後者は、ブラットマンの未来指向的意図、サールの先行意図に相当する。

²² 例えば、オースティンは次のように言う。「責任について考えるとき、ある人が A をすることを意図したかどうか、あるいは意図的に A をしたかどうかを立証すること以上に重要なことはほとんどないと考えられている」 (Austin 1970: 273)。

う」(ibid.)。

他方で、因果責任と道徳的責任には次の違いがある。すなわち、因果責任は行為ではない出来事としての関与を問題とするのに対し、道徳的責任は行為としての関与を問題とする。例えば、因果責任が問題になる場合、「この自動車事故の責任はブレーキの故障にある」のように、行為ではない出来事としての関与を問題にする。この点で、因果責任の探求は無限に遡ることが可能である。例えば、自動車事故の原因はブレーキの故障である、ブレーキの故障の原因は部品の劣化である、部品の劣化の原因は劣悪な環境であるのように、因果責任の探求は限りなく遡及することができる。瀧川は次のように言う。「因果的責任の探求は原因の探求と重なり合う」(ibid. 32)。これに対し、道徳的責任が問題になる場合、「この自動車事故の責任は運転者の前方不注意である」のように、行為としての関与が問題になる。瀧川によれば、因果責任の追求は無限に遡及することができるのに対し、行為としての関与は無限に遡及することができない。追求の帰着点は行為者だからである²³。逆に言えば、あることの原因を行為者を越えて遡る場合には、行為ではなく出来事としての関与が問題となる。まとめれば、このように因果責任と道徳的責任は、両方とも出来事への関与を問題としながら、問題とする関与のレベルを異にする責任概念である。

法的責任、道徳的責任、社会的責任

ヴェラスキーズの定義とそれに関する補足は以上である。以下で全体を整理する前に、二点補足を行う。

一つ目に、ここまでの責任分類と、法的責任、道徳的責任、社会的責任、といった分類の関係である。本稿では、法的責任、道徳的責任、社会的責任といった区別を、参照される規範による区別と考える(瀧川 2003: 20)。瀧川は、責任実践において参照される規範を「責任規範」と呼ぶ。過去の行為や出来事に関して責任規範への違反があれば、違反およびその帰結に基づき対象や行為者に責任が帰属される。道徳的責任で言えば、それは意図的に行為した結果、何らかの道徳規範に違反したことで帰属される責任である。責任規範には、道徳規範の他にも、法規範・政治規範・学問規範などがある。それぞれ、法的責任とは、法規範に違反したことで帰属される責任であり、政治的責任とは政治規範に違反したことで帰属

²³ このように言う場合、行為者を行為の創始者と考える行為者因果性が問題になるように思われる。しかし、本稿ではここでの因果責任と道徳的責任の違いに関して、企業事故をめぐってなされる事故の記述を念頭に置いている。以下で論じるように、例えば福知山線事故を、事故を起こした列車のブレーキ遅れとして記述するか(出来事としての関与の記述)、運転士、JR西日本の経営陣、あるいはJR西日本それ自体の行為として記述するかに応じて(行為としての関与の記述)、帰属される責任の種類とその帰属先が異なることになる。本稿は、このような複数の選択肢があり得る企業事故や不祥事の記述の適切さが、企業の道徳的責任の問題の中核にあると考える。企業の道徳的行為者性をめぐって行為者因果性に訴える議論は、第5章3節で、行為への関与に訴えるタイプの議論として言及する。本稿が責任分類で依拠する瀧川は、フィッシャーとラヴィッツァ(Fischer and Ravizza 1998)が論じる理由反応性を用いてフランクファートの階層説を補強する仕方、行為者因果性が理由を用いる能力であると論じる(瀧川 2003: Ch.3)。

される責任であり、また、学問的責任とは学問規範に違反したことで帰属される責任である等々、参照する責任規範に応じてことで帰属される責任が変化する。

この整理によるならば、企業の社会的責任は、企業が社会規範に違反したことで帰属される責任となる。このように、企業に帰属される責任概念を参照される規範によって区別することで、各種の責任が同じ責任の問題でありながら、同時に異なる点を整合的に説明することができる。例えば、「ゲームの基本的規則が法律によって制定され、それがビジネスの詐欺行為を見つけ罰しようとしている。しかし、会社が法律によって制定されたゲームの規則に反しないかぎり、会社は利潤だけを考慮してその戦略を形成する法的権利を有している」

(Carr 1968:144) のような言明は、ビジネスの実践では法規範のみが参照され、道徳規範や社会規範が参照されないことを主張する言明である。反対に、企業を「社会が要求する(新しい規範を含めた)社会規範を守る道徳的主体として見なされても仕方のない存在」(宮坂 2018: 20-1) とする言明は、ビジネスの実践で社会規範が参照されることを主張する言明である。

役割責任や能力責任に関しても、同様に参照される責任規範によって、内容が異なると考えられる。例えば、ビジネスの実践で道徳規範や社会規範が参照されることはないことを主張する言明からは、ビジネスでは、例えば他者に危害を与えないことや嘘をつかないことなどの、道徳規範あるいは社会規範に基づき行為する能力責任や、それを実行する役割責任が要請されないことになる。したがって、参照される責任規範によっては、「秘密主義、スパイ活動、欺瞞は、組織の行動を間違ったものにしない」ことがあり得るし、より極端に言えば、そうした行為は、「むしろ組織の目的に適用なら、それらは正しく、適切で、実に合理的なもの」(Ladd 1970: 500) ですらあり得ることになる。

過失の問題の位置づけ

二つ目に、意図的行為の問題における過失の位置づけを確認する。一般に、企業事故で問題になるのは、企業が意図して事故を起こした場合だけでなく、企業が過失により事故を起こした場合だろう。法人処罰をめぐる刑法上の議論では、企業に積極的な行為能力を認めることが困難でも、義務違反による過失なら認めることができるとする議論もある(美濃部 1939; 樋口 2021)。この点から見れば、企業に意図的行為の能力があることを論証する方が、例えば企業に予見可能性に基づく義務違反のような過失を犯す能力があることを論証するよりも、理論的な難易度が高い²⁴。

しかし本稿では、基本的に上で見た通り、道徳的責任を意図的行為としての関与を問題にする責任として議論を進める。本稿の目的が、企業に十全な意図的行為の能力があるかを論じることで、現代企業の諸特徴やそれをめぐる我々の実践のあり様を明確にすることだからである。企業による過失を犯す能力は、企業に意図的に行為する能力のあることを論証す

²⁴ ギブソン(Gibson 1995)は、意図を前提する刑事責任ではなく、過失に基づく不法行為の点から企業責任を論じることを提案する。

ることで、必然的に正当化されるものと想定する。したがって、以下の議論でも、引き続き問題を企業の意図的行為の問題として進めるが、その問題意識には注意義務違反による過失も含まれるものとする。

1.4 企業の道徳的責任

さて、ここまで問題となる道徳的責任が、基本的に意図的に行為した結果に関して帰属される責任であることを見た。ここで、企業の道徳的行為者性を正当化する論証を、次のように示すことができる (Velasquez 2003: 451)。

- (1) 道徳的に責任があるのは(1)因果責任があり、(2)意図を持つ場合である。
- (2) 企業はしばしば(1)(2)を充たす。
- (3) よって企業はしばしば道徳的に責任がある。

したがって、企業の道徳的行為者性の妥当性は、企業が意図的に行為を引き起こすことができるかどうかで決まることになる。これが企業の道徳的行為者性をめぐる議論で一般に論じられる問題である。例えばフレンチは、企業への道徳的責任の帰属を擁護した記念碑的な論文 (French 1979: 211) で、問題となる道徳的責任は、次の連言命題で表現されるとする。すなわち、一つ目の命題は、ある事象 (通常は不都合な事象) の原因として、その対象者の行為を記述するものであり、二つ目の命題は、問題の行為が対象者によって意図されたか、あるいは問題の事象が対象者の意図的行為の直接の結果であったことを記述するものである。この二つの命題の連言を主張することが、すなわち道徳的責任の帰属を主張することである。

こうした道徳的責任の規定は、ここまで見た責任類型を踏まえることで、さらにいくつかの問題に分けることができる。ここまでに見た責任類型との関係を確認していく。

まず、因果責任との関係である。振り返っておくと、道徳的責任は因果責任のあることを前提するが、逆はそうではない。因果責任が認められた上で、さらに行為者に意図や予見可能性が認められるなど、何らかのレベルで行為としての関与が認められることが必要となる。

次に、能力責任との関係である。問題ある出来事に関して、意図的行為としての関与を問題にするためには、行為者に相応する能力のあることを前提する。例えば、A が B を撃ち殺した事例を考えよう。実はこの事例で、A が精神薄弱の状態にあり、B を意図して撃ち殺せる精神状態になかった場合、A には能力責任の意味で責任がない。このように、道徳的責任の問題は、行為者に能力責任が認められるかを問う問題でもある。すでに述べた通り、企業の行為能力や判断能力が、企業の道徳的行為者性をめぐる主要な問題となる。

最後に、役割責任との関係である。すでに述べた通り、役割責任は参照する責任規範に応じて内容を異にする。そして、これもすでに述べた通り、ビジネスの領域では、その活動で

道徳規範は参照されないと主張する議論がある。そうした主張が正しいならば、ビジネスの活動で道徳規範は参照されず、したがってそれに伴う道徳的な役割責任は存在せず、それゆえ道徳的責任も存在しない。そうした理路が成立する。このように、企業の道徳的行為者性の問題では、ビジネスの活動で参照される規範の種類・内容も問題になる。

まとめよう。対象に道徳的責任が帰属されるためには、まず行為と結果の間の因果連関が本質的であることを前提する（因果責任）。さらに、行為者が意図的に行為するために必要な能力を備えていることを前提する（能力責任）。そして、問題となる行為の領域で道徳規範を参照した道徳的な役割責任のあることを前提する（役割責任）。つまり、意図的に行為する能力を備え、道徳規範に照らした役割責任があり、行為と結果の間に本質的な因果連関があり、そして行為が意図的になされた場合、行為者はもたらした結果に道徳的責任を問われることになる。以下で「道徳的責任がある」と言う場合、基本的にこの意味で用いることとする。

この整理を踏まえれば、企業の道徳的行為者性を正当化する論証を、より細かな論点に分けることができる。先に見た企業の道徳的行為者性を正当化する論証は次のものだった。

- (1) 道徳的に責任があるのは(1)因果責任があり、(2)意図を持つ場合である。
- (2) 企業はしばしば(1)(2)を充たす。
- (3) よって企業はしばしば道徳的に責任がある。

ここまです踏まえるなら、まず(1)は、能力責任の意味での責任、すなわち意図的に行為を引き起こす能力が問題になっている。また、同時に(1)は、行為者に道徳的な役割責任が認められることの問題にもなっている。道徳的責任は道徳的な役割責任を前提するからである。

次に、(2)に関しても、企業に能力責任が認められるかどうか（意図的に行為することができる）、企業に道徳的な役割責任があるかどうか、という二つの問題が含まれることが分かる。したがって、上記の論証の(2)は、次のように細分化することができる。

- (2)-1 企業に能力責任が認められるか（企業に意図的行為が可能か）
- (2)-2 企業に道徳的な役割責任があるか（企業の役割責任は何か、ビジネスで参照される責任規範は何か）

このように問題を細分化することで、企業の道徳的行為者性をめぐる議論を、単にそれを肯定するか否定するだけでなく、(2)-1 と(2)-2 の肯定・否定の組み合わせとして、四つに分類することができる。

(a) 役割責任、能力責任を共に否定するタイプの議論

企業に道徳的な役割責任が要請されること、また企業に意図的行為の能力があることの両方を否定する議論である。企業の役割責任は株主利益の最大化であると主張するフリードマンの議論は、このタイプに相当する。論文「企業の社会的責任はその利益を増大させることである」(Friedman 1970)で、フリードマンは、「責任を持ち得るのは人間だけである。企業は人工的な人間であり、その意味では人為的な責任を持つことができるが、『ビジネス』全体としては、この曖昧な意味でも責任を持つとは言えない。企業の社会的責任の教義を検討する上で、まず明確にしなければならないのは、それが誰に対して何を意味するかを正確に問うことである」(ibid.)と述べ、企業の能力責任を否定する。さらに、フリードマンの議論は、一般に企業活動で道徳規範は参照されないと主張するものと解されるため²⁵、企業活動に従事する個人に関して、道徳的な役割責任は要請されない。このタイプの議論では、企業の道徳的責任だけでなく、個人の道徳的責任も成立しない。

(b) 役割責任を否定し、能力責任を認めるタイプの議論

企業の道徳的な役割責任のみを否定する議論であり、企業に意図的行為の能力があることを否定しない議論である(明示的に肯定しない場合もこれに含む)。次章で取りあげるラッド(Ladd 1970)は、組織の決定や行為は組織それ自体のものであり、組織内の個人には帰属されないと論じる一方、組織の言語ゲームに道徳の語彙が存在しないため、組織の行為に道徳的なものはあり得ないと論じる。

このタイプの議論では、個人だけでなく企業もまた行為者であると理解するが、道徳的な役割責任が成立しないため、誰が行為者であっても道徳的責任は成立しない。

他に、本稿では補足的な扱いとなるが、例えばサッカーチームのような集団の行為者性を認めるタイプの議論(González de Prado Salas and Zamora-Bonilla 2015)も、集団(企業)にある種の行為能力を認めながら、その道徳的な役割責任は認めない議論に分類できる。集団(企業)が行為する規範に応じて行為者性の特徴が変わると論じる議論もある(Hussain and Sandberg 2017)。

(c) 役割責任を認め、能力責任を否定するタイプの議論

企業に道徳的な役割責任のあることを否定しないが、企業に行為能力があることを否定する議論である。現行の企業の道徳的行為者性に対する主要な批判が、このタイプに分類される。行為の意図をはじめ、企業の志向的状态を否定する議論がある(Danley 1980; Keeley 1981; Rönnegard 2013, 2015; Rönnegard and Velasquez 2017; Velasquez 1983, 2003)。

他に、道徳的行為者性であるために要請される能力として、感情(Rönnegard and Velasquez 2017; Sepinwall 2016)、知識(Rönnegard and Velasquez 2017)、二階の志向性(Rönnegard 2013, 2015; Rönnegard and Velasquez 2017)を持つことがあげられ、企業がいずれも持ち得ないと論じられる。

²⁵ このようなステレオタイプのフリードマン理解の妥当性は、第2章2節で検討する。

(d) 役割責任、能力責任を共に認めるタイプの議論

企業の道徳的行為者性を肯定する議論である。まず、企業の道徳的な役割責任と能力責任を共に正当化する議論がある(Donaldson 1982; De George 2013; Goodpaster 1983; Goodpaster and Matthews 1982)。現行の議論では、意図的行為をはじめとする企業の行為能力の正当化に焦点を当てる議論が多い (Arnold 2006; Bratman 2017; Corlett 2013; French 1995; Gilbert 2014; Hess 2014; List and Pettit 2011; Pettit 2007, 2017)。

このように整理することで、企業の道徳的行為者性をめぐる議論で正当化すべき論点が明確にできる。次章以降の議論では、上記の整理にしたがって検討を行っていく。

2 身体の有無に訴えるタイプの議論

本章の以下では、ここまで見た「企業の道徳的責任」という問題の立て方への批判に応答する。

2.1 精神も肉体も持たない企業に行為は不可能である

企業の意図や行為という問題に対して、まず浮かぶ疑問として次のものがあるだろう。すなわち、企業に意図的行為が可能かどうか問題になっているが、そもそも「精神も肉体も持たない」企業が意図を持つことも、それを行為として実現することも不可能ではないか。冒頭で示した奥村の言葉を再掲する。

日本の刑法では、犯罪とは意思と行為の結果である。ところが、法人には身体がなく、頭脳もない。したがって意思もなく、行為能力もない。だから法人には犯罪能力はなく、刑法で罰することはできない (奥村 2013:10)。

ここでは刑事責任が問題にされているが、道徳的責任でも問題は同様である。身体も意志もない企業に行為能力はないのだから、企業が行為者であるということとはあり得ない。この問題提起は、基本的に正しい。この点に根気よく答えることが、企業の道徳的行為者性をめぐる現行の議論の最も重要な課題といってよい。

問題を精神と肉体の問題に分けよう。まず、精神の問題、つまり企業に行為の意図は持ち得ないという点は、第5章を通じて、全面的に反論する。次に、企業に肉体が無い、つまり企業は行為を遂行するための身体を持ち得ないという点である。この点も第5章まで結論は持ち越しになる。しかし、少なくともここでは、企業の意図的行為の問題が、単に企業に身体が無いという点をもって単純に棄却できる問題でないことを確認する。

結論から言えば、企業に身体が無いことが、企業の意図的行為の問題を単純に棄却し得ないのは、道徳的責任の問題が、基本的に行為としての記述の問題であり、出来事としての身体運動の記述の問題ではないことによる。これは、上で見た、道徳的責任が行為としての関

与を問題にする責任であることの帰結である。この点を、瀧川が言う「責任帰属主義」の点から確認する。

2.2 責任帰属主義

瀧川によれば、我々はある出来事を行為として記述することで、行為者に行為の責任を帰属させる(瀧川 2003: 30)。この議論は、ハートの議論を再構成したものである。ハートは、行為を含む文の意味は事態の記述ではなく責任の帰属であると主張した。ハートによれば、行為を含む文を事態の記述であるとするのは、いわゆる記述主義の誤謬を犯している。例えば、「AはBを殴った」という言明は彼の身体の動きを記述する言明ではなく、Bを殴ったことの責任をAに帰属する言明である。ハートはこの立場を撤回したが、瀧川はこれを次のような仕方で再構成して擁護する。

それによれば、ハートの議論の問題点は次の二つである。第一に、例えば「Cはピアノを弾いた」あるいは「Dは夕食についた」という行為文は、事態を記述しているだけであり、責任の帰属は行っていない。確かに、例えばピアノの騒音が問題となる場合のように、「Cはピアノを弾いた」という文は状況によっては責任の帰属を行うかもしれない。しかし、ハートが主張するように、行為文が常に責任の帰属を行っていると限らない。第二に、ハートの主張では、事態記述と責任帰属がそれぞれ排他的に別種の文を構成するものとして考えられている。

この二点に対し瀧川は、両者はむしろ同一の文に関してそれぞれ別種の相を構成すると主張する。瀧川はオースティンの発語内行為 (Austin 1962) の理論に照らして責任帰属主義を再構成する。オースティンによれば、我々の言語行為の特徴は、我々が何かを意味する発話行為を遂行することで、同時に主張や約束、命令や宣言など、単に何かを意味するに留まらない発語内行為を遂行する点にある。この点から見ることで、行為文が単に出来事を記述するだけでなく、同時に責任の帰属も遂行する場合もあることを説明できる。すなわち、「行為文では、発話行為の相では行為の記述が行われているが、発話内行為の相では状況によっては責任の帰属が行われている」(瀧川 2003: 30)。このように見れば、行為を記述する文には、行為記述と責任帰属の二つの相を認めることができるし、かつそれが状況に応じて使い分けられることも説明できる。

瀧川の議論の検討

行為を記述することに二つの相があるという瀧川の指摘は正しい。しかし、その整理の仕方には、言語行為論の視点から疑問が残る。瀧川は発語行為に行為を記述する相を認めるが、行為文の使用(行為を記述すること)は主張の発語内行為に相当する。オースティンの言語行為論を独自の仕方で洗練させたサールによれば、主張の機能は、世界の有り様を表すと称することである。そして、それは世界の実際の有り様を表す程度に応じて真あるいは偽と評価される(Searle 2010: 11[14])。そうであれば、発語行為に行為を記述する相を認め、

発語内行為に責任帰属の相を認めるという瀧川の整理は成り立たない。むしろ、責任帰属は主張の発語内行為を遂行する中で、場合により遂行される付加的な機能であると考え方が適切である。すなわち、主張の発語内行為は、しばしば単に行為者の行為を記述するが、場合によって、行為者に責任を帰属させる役割も果たす。このように整理すれば、同一の行為文が行為記述と責任帰属の二つの相を持つことを説明しつつ、言語行為論とも整合性を保つことができる。

このように再構成された責任帰属主義から、行為文は全てではないが、しばしば道徳的責任の帰属を行うという機能を持つということが出来る。というより、むしろ一般に行為としての記述が問題になるのは、行為者に道徳的責任を帰属する際に、行為としての記述が必要とされるからである。瀧川は言う。「責任が語られるのは通常何か望ましくない事態や都合の悪い事態が生じたとき」(瀧川 2003: 34) である。あるいはフレンチが言うように、我々は人生を彩る成功よりもむしろ失敗の方に興味があるのかもしれない (French 1974: 210)。いずれにせよ、何かしら問題ある出来事が生じた場合、単に出来事としての身体運動の記述ではなく、意図的行為としての記述が問題になる。

企業の道徳的責任をめぐる行為文の使用

そして実際、我々は企業活動に関わる道徳的（あるいは法的、社会的）責任の帰属先を、行為文の記述から判断する。例えば、福知山線事故で、航空・鉄道事故調査委員会の調査報告書は、事故原因を「本件運転士のブレーキ使用が遅れたため、本件列車が半径 304m の右曲線に制限速度 70km/h を大幅に超える約 116km/h で進入し、1 両目が左へ転倒するように脱線し、続いて 2 両目から 5 両目が脱線したことによるものと推定される」(航空・鉄道事故調査委員会 2007: 243) と記述する。この記述に関して、二つの捉え方ができる。

一つ目に、この記述を、当該事故を「ブレーキ遅れを原因とする列車のカーブへの速度超過による侵入」として記述するものと捉えることができる。これは、当該事故を生じさせた出来事としての関与を記述する文に相当する。すでに見たように、出来事としての関与を記述することでは、道徳的責任は特定されない。

二つ目に、この記述を、運転士のブレーキミス記述するものとして捉えることができる。その場合、当該事故は、運転士の行為が適正なブレーキ操作や安全運転のような役割責任に違反したことを記述するものとして理解できる。そうであれば、当該事故の道徳的責任の帰属先は運転士ということになる。実際、例えば福知山線事故遺族の浅野氏は、「なぜ結論の部分では、事故の直接原因と、日勤教育の影響をにおわすだけで終わっているのか…これでは、JR の言う運転士個人のミスということになってしまう」(松本 2018: 130) と述べる。

反対に、事故の道徳的責任を JR 西日本に帰属させるのであれば、例えば、「福知山線事故は JR 西日本によって引き起こされた」のような、企業を行為者とする行為文を使用する必要がある。実際、福知山線事故への JR 西日本の関与の検証結果の中には、「速達化計画を進める際は必ず安全問題も検討するような安全管理体制を構築しておくことは、鉄道事

業者の責務と考えられるが、JR 西日本はその責務を十分に果たしていなかった」(JR 西日本安全フォローアップ会議 2014: 48)と指摘するものもある。

このように、企業活動を対象とする行為文の記述は、道徳的責任の帰属先の特定にいわば論理的に結びついている。そして、この点から見るなら、問題は企業に身体がないことよりむしろ、企業を行為者とする行為文の記述や語りが適切な言明と言えるかどうか、となる。

問題は行為文の使用の適切さにある

もちろん、道徳的責任の帰属に関して行為の記述が本質的であるというだけでは、企業を行為者とする行為文が適切であることにはならない。さらに言えば、企業が身体を持たないことは、企業を行為者とする行為文のうち特定のものを否定する理由になる。単純な例で言えば、「企業が誰々を殴打した」のような行為文を使用すれば、企業が身体を持たないという理由から、不適切な言明とみなされるだろう。しかし、ここまでの議論の眼目は、企業に身体がないという理由だけでは、同じ仕方で全ての企業の行為文を否定するのには十分ではないということである。

この点を踏まえれば、問題になるのは、身体運動を本質的な要素としないような行為類型(例えば、鉄道の自動速度制御装置の設置に関する意思決定のような、認知的要素を本質とする行為類型)に関して、企業を行為者とする行為文は全て不適切とみなされるのか、言い換えれば、企業を行為者とする行為文のうち適切と言えるものが一つでもあるかどうか、という点である。この点に関して、身体がないという点だけをもって答えることはできない。

2.3 行為記述の複数性

最後に、ここまでの議論を、企業活動を記述する行為文一般の問題として整理することで、企業の道徳的責任の問題を含めた、企業活動をめぐる行為文の選択肢を整理する。

責任帰属主義の前提は、出来事の記述に複数の形があり得るという点にある。例えば、AがBの顔を殴ったという出来事は、Aが伸ばした腕がBの顔に当たったというAの身体運動としても記述することができるし、あるいはAがBの顔を殴った行為としても記述することができる。あるいはそれは、Aに対するBの叱責として記述できる場合もあるかもしれない。

さらに、企業活動の道徳的責任が問題になる場合、複数ある行為文の選択肢に、企業を行為者とするものが加わる。フレンチは、道徳的責任を帰属される行為者をデイヴィドソンの行為者と呼び、企業がそれに当てはまると主張する(French 1979: 211)。デイヴィドソンの行為者とは、複数あり得る行為文の中で、問題となる対象(ここでは企業)を行為者として、その意図的行為を真に記述することができる場合の行為者のことを言う²⁶。意図的行為を真

²⁶ フレンチは、デイヴィドソンの次の論文を参照している(Davidson 1971)。デイヴィドソン自身がフレンチの議論を支持するかは定かではないが(杉本 2008:45)、デイヴィドソンはフレンチの議論にコメントはしていたようである(French 1984:viii)。

に記述することができるとは、意図的行為の行為者として、行為文からその対象を消去できないことを意味する。

例えば、ある企業活動を企業の意図的行為として記述する文が、取締役会を構成する個々人の意図的行為を記述する行為文の省略表現に過ぎないのであれば、企業は元の行為文から消去可能であり、企業を行為者とする行為文は真ではないことになる。他方、ある企業活動に関する行為文から、企業を行為者として消去できないのであれば、企業は消去不可能なデイヴィドソンの行為者であり、それ自体で意図的な行為者と言える。この議論の妥当性は第4章で検討する。

現在の議論で重要なのは、このように企業の道徳的責任が問題である場合、複数ある行為文の選択肢の候補に、企業を行為者とするものが含まれる点である。そして、福知山線事故の例で見たように、問題ある企業活動を誰の行為（あるいは過失）として記述するかに応じて、その道徳的責任の帰属先は変化する。この点に、すでに見た責任帰属主義を踏まえるならば、同一の企業活動に関して、それに関与したことに関する責任をめぐる記述の選択肢は次のようになる。

- (1) 出来事としての記述（因果責任の記述、例えば、速度超過による列車のカーブ侵入）。
- (2) 企業内の個人あるいはその複数の行為としての記述（個人を行為者とする行為文、例えば、運転士のブレーキミス）。
- (3) (2)を通じた個人への道徳的責任の帰属（個人の道徳的責任の記述、例えば、ブレーキミスを犯した運転士に道徳的責任がある）。
- (4) 企業の行為としての記述（企業を行為者とする行為文、例えば、鉄道会社が事故を引き起こした）。
- (5) (4)を通じた企業への道徳的責任の帰属（企業の道徳的責任の記述、例えば、脱線事故を起こした鉄道会社に道徳的責任がある）。

企業の道徳的行為者性を正当化することは、(1)から(3)に加えて、(4)と(5)が適切であると認めることに等しい。反対に、企業の道徳的行為者性を否定する場合、最低でも(5)を否定することができればよい。(4)を認めても、(5)道徳的責任の帰属までは認めないという立場も可能だからである（例えば、役割責任を否定して能力責任を認めるタイプの議論がこれに該当する）。

前章で見たように、本稿の目的は企業の道徳的行為者性が成立する場合が少なくとも一つあると示すことである。したがって、本稿の目標は、企業活動の記述に関して、少なくとも一つ、(4)ならびに(5)が適切であるような事例が一つあることを示すこととなる。

3 負担責任に訴えるタイプの議論

企業の道徳的責任という問題に対する批判に、企業に道徳的責任を帰属させる場合の負

担と処罰の問題がある (Lewis 1948; Hasnas 2012; Velasquez 1983, 2003)。これを総括する議論として、レンネガード&ヴェラスキーズ(Rönnegard and Velasquez 2017)の議論を確認する。

3.1 不正な処罰の問題

レンネガード&ヴェラスキーズによれば、企業の道徳的行為者性が認められる場合、道徳的責任のない無実の個人が罰を受けることになるため、企業の道徳的行為者性は不正である。なぜなら、企業の道徳的責任に基づく処罰や制裁は、企業そのものに与えられるべきだが、それが何らかの効果を持つためには、必然的にそれが企業の構成員に与えられる必要があるからである。

例えば、ある企業が与えた損害に対して法的にも道徳的にも責任があるとされ、罰金や損害賠償の支払いを強いられる場合、その資金は株主の持分や利益、管理者の給与、あるいは労働者の賃金から捻出されなければならない。また、ある企業がその不正行為に対する罰として解散させられる場合、解散しなければならないのは個々のメンバーであり、そのキャリア、収入源は失われることになる。そうした負担を課される者の中には、企業による不正行為を知らなかった者、知っていても参加を拒否した者、さらに知っていても不正行為を防ごうとした者まで含まれるかもしれない。

さらに、企業がその不正行為に対して道徳的責任があり、その責任に関して罰せられるのであれば、企業内で不正行為者に関与した個人が罰せられることに加えて、企業それ自体にさらなる罰が与えられることになる。その場合、不正行為に参加し、その道徳的責任に関して十分に処罰された個人が、今度は自身の関与した責任ではないこと、つまり、企業それ自体が関与したとされることについて、再び処罰されることになる(Rönnegard and Velasquez 2017: 133)。

レンネガード&ヴェラスキーズは、このように企業の道徳的行為者性を認めた場合の処罰のあり方が不正であることを、企業の道徳的行為者性を否定する理由にあげる。

この問題に対して、ここであげられた企業の責任負担の問題と、ここまでに見た企業の道徳的責任の問題が、関連するが別の問題であると答えることで応答する。すなわち、以下で見るように、企業の道徳的責任の問題は、企業にどのような負担をどのように課すかを問う負担の問題とは、概念的に別の問題であるため、上記の批判は、企業に道徳的責任を問うこととそれ自体への批判としては成立しない。

3.2 Responsibility と Liability

まず、日本語における訳語の統一を行っておく。上で取りあげられた制裁・処罰の問題では、通常 liability の語が用いられる。これは一般に、「負担あるいは不利益を意味する概念」(瀧川 2003: 35)である。具体的には、法的には刑罰・損害賠償などが、道徳的・社会的には非難や配慮・辞任・解任などが含まれ得る (ibid.)。他方、日本語で liability は、

responsibility と共にしばしば責任の語をあてられる。混乱を防ぐため、以下では、responsibility にはこれまで通り「責任」の語をあて、liability には「負担責任」の語をあてる²⁷。

3.3 有責性と負担性

次に、道徳的責任と負担責任の違いに移る。両者の重要な違いは、「転嫁可能性 (transferability)」(瀧川 2003: 35) にある。すなわち、負担責任における負担は規範違反者から他者へ転嫁可能であるのに対し、道徳的責任に前提される有責性は他者へ転嫁しない。

まず、有責性の概念を確認する。これは、ここまで見た道徳的責任の中核となる、規範への違反によって構成される特徴と言える。つまり、行為者は意図的行為の結果、何らかの道徳規範に違反した点において有責であり、そのために道徳的責任を帰属される。瀧川は、有責性があるという意味で責任のあることを「『責任がある』といわれる場合に中核に位置する責任概念」(ibid.)と言う。

次に、有責性は他者へ転嫁しないが、負担責任で生じる負担は他者へ転嫁することを確認する。そのために、ある出来事に関して有責でありながら負担責任が生じない場合、反対に有責性がないのに負担責任が生じる場合があることを確認する。

年少者が石を投げて学校の窓ガラスを割った場合を考えよう。この場合、窓ガラスを割った行為の有責性 (道徳的責任) は年少者にあるが、年少者にその結果に対する損害賠償責任や刑罰といった負担責任は課されない。あるいは、教育的配慮により非難をしない場合もあるだろう。つまりこの事例は、有責性があるのに負担責任を負わない事例になっている。他方、この事例で親は、年少者の割った窓ガラスの弁償を行ったり、学校に謝罪したりすることがあり得る。これは、有責性がないのに負担責任を負う事例である。もちろん、有責性と負担責任は一般に連続的に考えられる問題であるが、このように両者は、概念的には別の問題である。より一般的に言えば、我々は「たとえその行為に道徳的責任がなくても、他人に与えた損害を償う道徳的 (法的) な負担責任を負うことがある」(De George 2013: 108) し、逆もまた然りである。

3.4 負担責任の問題への応答

以上から、レンネガード&ヴェラスキーズが言う、企業の道徳的責任に基づく不正な処罰の問題は、関連するが別の問題であると応じることができる。もちろん、有責性を前提しない負担責任の実践があるにせよ、基本的に負担責任は有責性との関連で評価されることは確かである。負担責任は有責性の程度によって評価されるし、場合によって、結果の重さ、行為者の徳責任といった要素によっても軽減されたり増加されたりする (Vincent 2011)。

²⁷ 瀧川は、本稿で言う道徳的責任と中心とする有責性を本質的な要素とする責任類型を「ある責任」と呼ぶことができるのに対比して、負担責任の意味での責任を「負う責任」と呼ぶことができると指摘する (瀧川 2003: 35)。

しかし、ここで見たように、有責性を前提する道徳的責任と、それらを前提せずに課されることもある負担責任は、概念的に別のものである。したがって、企業の道徳的責任と、企業の道徳的責任に基づく負担責任の運用に関する問題も、別の問題である。すなわち、企業に道徳的責任を帰属させた後で、負担責任の分配の問題に不公正が生じる場合があるとしても、それは負担責任の具体化に関する問題であって、企業の道徳的責任が妥当であるかどうかを検討すること自体の問題ではない。

とはいえ、このように問題が区別できると論じるだけでは、応答として不十分と捉えられるかもしれない。そこで次に、道徳的責任と負担責任の区別、さらにここまで見た責任概念との関連にも触れながら、負担責任の問題に若干のコメントを行う。

問題は負担責任のうちの一部にある

まず、仮に企業それ自体の道徳的責任が認められるとして、それに基づき企業の構成員に何らかの負担が課せられること自体は、基本的に問題ある事態ではない。例えば、ある企業が起こした不祥事に関して、企業そのものに道徳的責任が認められるとしよう。これを受けて、顧客への損害賠償という負担責任が生じたとする。このときさらに、顧客への賠償金の振り込みという損害賠償責任に伴う負担責任が生じ、それを当該企業の経理担当者が役割責任として担う場合もあるだろう。この作業負担は、企業の道徳的責任に基づいて企業の構成員に生じる負担責任の一つと言える。他にも、広報担当の社員は、会社のホームページに謝罪文を掲載する作業負担を負うかもしれない。さらに電話応接を担当する社員は、電話で「貴方達は非倫理的な企業だ」と非難する顧客に対して、「この度は誠に申し訳ありません」と謝罪の言葉を発する作業負担を負うかもしれない²⁸。これらはいずれも、企業それ自体に道徳的に責任が認められることで、道徳的に責任のない企業の構成員に負担責任が生じる例である。しかし、こうした対応が企業の構成員に課せられるとしても、それは通常業務の範囲内であり、特別な問題はない。

もちろん、レンネガード&ヴェラスキーズが言うような、例えば、罰金や損害賠償の支払いで、株主の持分や利益、管理者の給与、労働者の賃金が用いられる場合のように、上記の例よりも問題含みに思われる負担責任はあるだろう。しかし、このように企業それ自体の道徳的責任から生じる個人の負担責任に関して、問題なく許容されるだろうものからそうでないものまでであることから分かるのは、ヴェラスキーズ&レンネガードの批判は、企業の構成員に生じる何らかの負担責任の内、その一部の適切さをめぐりものであるという点である。上の例であげたように、企業の道徳的責任に基づき企業の構成員に認められるだろう負担責任には様々なものが考えられるが、それら全てが問題あるというわけではないのだか

²⁸ 注意しておくとして、企業それ自体にしか道徳的責任がなく、企業内の個人の誰にも道徳的責任がない場合、電話口で発話された非難は企業それ自体に向けられたものでしかないから、それを電話で受ける従事員が、自責の念を持つ必要はない。企業それ自体に非難を向ける実践が成立するかは、第6章3節で論じる。

ら、問題は、企業の道徳的責任から企業の構成員に対する負担責任が生じることそれ自体にあるのではない。

制裁論との区別

負担責任に関する問題提起を踏まえて、本稿の問題意識を確認しておく。このように、道徳的責任と負担責任はそれぞれ別の問題である。そして、本稿で扱うのは前者、すなわち本稿で言う意味で、企業はそれ自体で有責であり得るかという問題である。もちろん、この問いに肯定的に答える場合、さらに企業にどのような負担責任を負わせるべきかという問題に答える必要があることは言うまでもない。それを論じるためには、負担責任の目的論、つまり応報か抑止かをめぐる伝統的な議論²⁹や、例えば被害者への賠償・補償を担う刑事罰(佐伯 2009)のような、現行の被害者支援や刑事司法制度の再考も含めた議論が必要になる。いずれも重要な論点だが、それらは、企業に道徳的責任を帰属できるかという問題とは、関連するが別の問題である。

加えて、企業の負担責任を問題にする仕方として、そもそも企業に制裁を加えるべきだから、そのための理論構築を進めるべきだとする、目的を先行させるタイプの議論の立て方がある。確かに、企業の道徳的行為者性をめぐる議論に、そうしたモチベーションがあることは否定できない。しかし、そうした議論の立て方に対しては、前章で見たレンネガードの、道徳的責任の問題は記述的な問題であって規範的なものはないという批判が向けられるだろう(第1章3.3節)。本稿はこの点に同意し、基本的に企業の道徳的責任を可能な限り記述的な仕方でも検討する。

補足すれば、このように目的としての処罰・制裁を先行させる議論は、例えば厳格責任を拡張するような仕方でも、企業制裁を可能にするさらなる立法措置を考えることでも、(多くの批判はあろうとも)理論的には可能である。しかし、仮に厳格責任を刑事責任や道徳的責任に持ち込むとすれば、刑法の責任主義や、あるいは道徳的責任に前提される有責性の位置づけを見直すことが必要となる。加えて、何よりそれが自由な経済活動の阻害となる点にも答える必要がある。また、企業の刑事責任に関してであれば、それでも企業への処罰・制裁という目的を先行させる仕方でも、法人処罰を正当化することも可能だろう(今井 2014;樋口 2021)。しかし、繰り返しになるが、本稿では問題を道徳的責任として捉えた上で、規範的な目的を先行させることなく、企業は道徳的行為者と言えるかどうか、言えるとしたらそれはどのようなものか。可能な限り、記述的な仕方でも検討を行うことを試みる。(制裁の問題も含めて)我々が企業とどのような関係を持つべきかを考えるのは、その後の作業である。

²⁹ 応報刑論を明示的に支持した上で、企業の道徳的行為者性を擁護する議論として、コーレット(Corlett 2013)の議論がある。

第3章 ビジネスと道徳規範

本章では、企業の道徳的な役割責任に焦点を当てるタイプの議論を検討する。さらに、その議論と接続される仕方論じられる企業の能力責任にも検討を加える。

役割責任と能力責任

前章で確認したのは、企業への道徳的責任の帰属を正当化するためには、企業の道徳的な役割責任と、それを遂行する能力責任（基本的には意図的行為の能力）の二つが要請されることであった。これら二つのうち一つでも否定されるなら、企業の道徳的責任は正当化することができなくなる。

本章ではまず、二つのうち前者、すなわち企業の役割責任に焦点を当てるタイプの議論に焦点を当てる。役割責任は、行為者が行為する規範や制度が当該の役割を要請することを前提する。ビジネスの役割責任が問題の場合、例えば他者に危害を与えないとか、嘘をつかないといった役割責任が、ビジネスでも要請されるかどうか問われることになる。以下で見るように、ビジネスの領域では当初、ビジネスの役割責任に道徳的なものは含まれないとする議論が主流であった。

この主張に反論することは、一般にフリードマンに帰せられる、ビジネスで遵守される規範は法規範のみであり、企業の役割責任は株主利益の最大化に尽きるとする主張に反論を提起することと等しい。前章で見たように、フリードマンの議論は、企業の道徳的な役割責任と能力責任の両方を否定するタイプの議論に分類される（第2章1.4節）。ただし、企業の能力責任に関するフリードマンの見解は、「責任を持ち得るのは人間だけである。企業は人工的な人間であり、その意味では人為的な責任を持つことができるが、『ビジネス』全体としては、この曖昧な意味でも責任を持つとは言えない」（Friedman 1970）のように、ごく簡単な言及に留まっており、フリードマンの方法論的個人主義を確認する以上の含意はない。そのため以下で、フリードマンの議論を取りあげる場合、企業の道徳的な役割責任を否定する点に焦点を当ててることとする³¹。

本稿では、ビジネスが問題であっても、他者に危害を与えないこと、他者を欺いたり不正を働かないことといった、最小限の道徳規範は含まれると論じる。その作業を通じて、最小限の道徳規範を遵守する道徳的な役割責任がビジネスでも要請されると主張する。この主張は、企業の社会的責任として論じられる各種の規範（およびそれに基づく役割責任）のうち最低限のものを正当化するに留まる。しかし、この点を正答することができれば、ビジネスで道徳的な役割責任が要請されると論じるには十分である。またそれにより、企業事故に関して、他者に危害を与えないという役割責任の不履行や失敗を論じることも可能になる。

³¹ この議論は、企業の能力責任をめぐる議論が、企業以外の集団の責任の問題に適用できると異なり、企業の道徳的責任に特有のものである。国家の目的や役割責任と企業のそれとの違いを論じる議論にオザー(Ozar 1985)やワーヘイン(Werhane 1980)の議論がある。

注意しておく、企業の道徳的な役割責任を肯定するタイプの議論は、実際には以下で見るように、役割責任と能力責任を明確に区別して論じるというより、例えば、「意思決定で道徳的な理由を使用する能力」(Donaldson 1982: 30)のような仕方で、両者を連続的に取りあげる場合が多い。しかし以下では、役割責任と能力責任の問題をできる限り区別する仕方で議論を進める。これにより、役割責任と能力責任の問題に関して、それぞれのどのような論点があるのかを明示しながら議論を行うのが狙いである。

1 企業の役割責任に訴えるタイプの議論

1.1 ラッドのフォーマル組織論

まず、企業の道徳的な役割責任を否定する議論として、1970年のラッド(Ladd 1970)の論文を取りあげる。ラッドの議論は、企業の道徳的行為者性を否定する古典的な論文として知られる。他方で現在では、企業の道徳的行為者性を否定する議論の中心は、ヴェラスキーズやレンネガードが行う心の哲学に依拠した議論が主になっている。しかしラッドの議論は、フォーマル組織、社会的決定、言語ゲーム、疎外など、現行の議論でも注意を払うべき多くの論点を持つ。またラッドの議論は、以下で見る理想化された企業モデルの哲学的分析を通じて、企業に道徳的な役割責任が要請されることが論理的にあり得ないと主張するものである。これは、企業の道徳的・社会的責任をめぐる経済学や経営学の議論と一線を画する。それはまた、企業がそれ自体で規範に違反し得るかをめぐる、規範に従う企業の行為能力を論じる際にも重要な含意を持つ。以下、ラッドの議論を確認する。

ラッドの議論は、大まかに次のような議論の構造をとる。

- (1) 企業はフォーマル組織である。
- (2) フォーマル組織はその言語ゲームの規則に従って意思決定（社会的決定）を行う。
- (3) フォーマル組織の正しい意思決定は全て組織の決定であり、誤った決定は個人の決定である。
- (4) フォーマル組織の言語ゲームに道徳の語彙はない（個人の疎外）。
- (5) したがってフォーマル組織の正しい意思決定に道徳的なものはない。

(1) フォーマル組織

ラッドが議論の対象とするのは、ラッドが「フォーマル組織 (formal organization)」(Ladd 1970: 488) と呼ぶタイプの組織である。フォーマル組織には、民間部門と公共部門のあらゆる種類の官僚機構が含まれる。したがって、民間企業だけでなく、軍事組織、政府の官僚機構、さらに大学、病院、労働組合といった組織も議論の対象となる（マフィア、共産党、FBI、CIAのような非合法組織や秘密組織も含めてよいとされる）。

ラッドは、フォーマル組織の分析を、官僚制をめぐるウェーバーの伝統的な議論を基礎に、エツィオーニ、サイモンをはじめとする組織研究の知見にも言及する仕方で進める。ラッド

が強調するのは、その議論が、組織に関する経験的な探究ではなく、ウェーバーの理念型に範をとった、ある種の理想化を通じた組織の意思決定に関する探究だという点である。これを通じて、フォーマル組織が、その特徴の論理的帰結として、道徳的行為者ではあり得ないことを主張するのがラッドの主眼となる。

フォーマル組織の特徴を確認しよう (ibid. 490)。フォーマル組織は、「特定の目標を達成するために計画され、綿密に組み立てられたユニット」(Etzioni 1964: 4) であり、それは「規則によって拘束された公的な機能の持続的な組織」(ibid. 53) とされる。それはさらに、階層的 (hierarchical) な構造、特に水平的な分業だけでなく垂直的な分業、すなわち「権威のピラミッド」(Simon 1965:9)を持つ点に特徴がある。

フォーマル組織では、組織内の公的な活動における個人の行為や決定と、当該の個人の私的な活動における行為や決定が明確に区別される。すなわち、「組織内の個々の意思決定者の決定は、個人に帰属されるのではなく、組織に帰属される」(Ladd 1970: 489)。フォーマル組織にあつては、組織の構成員は他の個人によって交換可能であり、別の誰かに入れ替わっても、組織の継続性や同一性に影響を与えない。反対に、組織の決定や行為は継続性や同一性を持って維持される。この意味で、組織の構成員は非人格的な存在と言われる。

(2) 言語ゲーム

フォーマル組織を分析するに当たって、ラッドはウィトゲンシュタインの言語ゲーム論を援用する。ラッドはウィトゲンシュタインの次の言葉を引用する。「言語とそれが織りなす行為からなる全体を、私は言語ゲームと呼ぼう」(Wittgenstein 1958: §7)。言語ゲームは、何がなされるべきで、何がなされるべきでないかといった、ゲーム内の行為の適切さを規定する。さらにそれは、ゲームの目標を定める。例えば、チェスのゲームで言えば、チェスにおける駒の動きとは何で、どのように動くか、その結果がどうなるか、その目的は何か、そして各プレイヤーが選択する行為がゲームの目的に照らしてよいものであるかどうかを定める。

言語ゲームがゲーム内の実践を規定するとする考えを、ラッドはフォーマル組織の分析に適用する。ラッドによれば、「ウェーバーの官僚制の分析は、ある種の言語ゲームを記述していると解釈することができる」(Ladd 1970: 490)。

言語ゲームの視点を採用することの帰結として、フォーマル組織の実践は、いずれも自己完結したものと理解される。すなわち、ゲームを行っている中で、そのゲームの規則に異議を唱えることは「不公平」であるとか、規則に疑問を持つことは理解不能であるとか言われる (ibid. 492)。別の言い方では、ゲームの規則にはある種の神聖さがあり、ゲームをする側の批判を免れることができるとも言われる。

ラッドは、言語ゲームのこのような特徴が、フォーマル組織の特徴にうまく符合すると考える。ラッドは言う。ゲーム内の「活動の自律性とゲームの規則の免責性が官僚機構の運営

に似ているのは、偶然とは思えない」(ibid.)³²。

社会的決定

さて、すでに見たように、フォーマル組織では、組織内の意思決定は組織のそれとして理解されるため、それは没個人的なものとなる。ラッドは、このような没個人的な性格を持つ組織の意思決定を、「社会的決定」と呼ぶ。

ところで、言語ゲームはゲーム内の実践の目標を設定するのであった。さらに、言語ゲームでは、それを達成するために適切である行為がよい行為とされ、そうでない行為が悪い行為とされる。ラッドはこの点から社会的決定を説明する。

まず、フォーマル組織の言語ゲームで規定される目標は、すなわち組織の目標である。フォーマル組織の目標は、例えば営利企業による利益の最大化だけでなく、組織の維持や自治など、様々なものが含まれる (ibid. 495)。

次に、フォーマル組織の言語ゲームに照らせば、組織目標の達成に適切である行為がよい行為であり、そうでない行為が悪い行為である。このとき、ゲームの規則に照らした悪い行為が選択されることは、最初から除外される。例えば、チェスのゲームで、駒をひっくり返すといった行為は規則に照らして悪い行為である。チェスの言語ゲーム内で、そうした行為は選択されることがない。これと同様に、フォーマル組織でも、その言語ゲームの目標に照らした不適切な行為や決定は、自ずから排除されることになる。「組織の目的や目標に関係のない検討事項は、組織の意思決定プロセスとは無関係なものとして自動的に排除される。この無関係なものを排除するという原則は、言語ゲームの一部である」(ibid. 496)。

したがって、フォーマル組織でなされる決定は、必然的に言語ゲームの規則に照らしたよい行為のみが選択されることになる。この点は批判が寄せられる部分であり、実際に本稿の議論でも問題含みな論点として再度言及することになるが、ここでは議論を進めよう。

(3) よい行為と悪い行為

ラッドによれば、フォーマル組織の社会的決定を言語ゲームの視点から分析することの帰結は次のようになる。すなわち、組織内の個人が組織の目標の達成のために行う決定は社会的決定であり組織に帰属されるが、反対にそれが組織の目標の点から見て不適切な決定であるとき、すなわち言語ゲームにおける悪い決定や行為であるとき、それはフォーマル組織の言語ゲームから除外され、組織内の個人に帰属される。

具体的に見てみよう。例えば、自分の船を座礁させた海軍士官が軍法会議にかけられるのは、その行為が海軍という組織の目的と矛盾していたからであり、その行為は海軍ではなく

³² ウィトゲンシュタインの言う言語ゲームの規則が、ラッドの言うような不可侵性を持つと解されるかは疑問が残る。例えば、ウィトゲンシュタインは「その [言語ゲームの] 多様性は固定したもの、一時に与えられ確定したものではない」(Wittgenstein 1958: §23)と述べる。実際、ビジネスのゲームの規則が固定したものではないという点は、ビジネスと道徳の関係をめぐる主題の一つであり、以下で検討することになる。

士官の責任とされる。一方、将校が組織の目的に従って、ある村への砲撃を成功させ、住民を皆殺しにした場合、それは社会的行為であり、その行為は個人としての将校ではなく、組織に帰属される。つまり、「社会的な決定や行為という概念は、組織の目的という概念と論理的に結びついている」。そのため、「この行為と目的の共-含意関係 (co-implication) の結果、組織の目的の一つに関係なく組織に採用される行為や決定という概念は、意味をなさなくなる」(ibid. 496)。

ラッドの議論は何を説明するか

この分析は、現実の実践に比べて極端なものに見える。しかし、上で述べたように、ラッドの議論の目的が、理念型としてのフォーマル組織を前提し、その論理的含意を検討する点にあることを鑑みれば、むしろそれによって説明される組織のあり様に目を向けるべきである。ここでは、福知山線事故をめぐる責任帰属を例にしよう。

まず、福知山線事故、つまり JR 福知山線における列車の脱線は、列車の安全運行という JR 西日本の組織目的に照らして適切なものではない。これをラッドの議論に照らすと、そのような組織目的に照らして不適切な決定や行為は、いずれも個人に帰属される。したがって、この事故で列車脱線の道徳的責任は、JR 西日本ではなく脱線を起こした運転士に帰属される。実際、JR 西日本の旧社長である井手正敬氏は、「事故原因に関しては、『完全に運転士のチョンボ。それ以外あり得ない』と述べ、運転士の『性格や能力の問題をあげつらった』とされる(松本 2018: 237)。さらに、個人責任でなく組織的・構造的問題を問いたいとする遺族の声に対して、「事故において会社の責任、組織の責任なんていうものはない。そんなのはまやかしです。組織的に事故を防ぐと言ったって無理です。個人の責任を追及するしかないんです」(ibid.) と述べたともされる。

JR 西日本に組織として誤りを認めない体質があることや、個人や外部への責任転嫁の傾向があることは、事故の検証や報道でも度々指摘されてきた。ラッドの議論は、組織の無謬性と個人への責任帰属が論理的に接続された企業モデルをもって、福知山線事故に一つの合理的な説明を与えるだろう(もちろんここまでの議論が正しいとしてであるが)。

(4) 言語ゲームと道徳の語彙

ここから、企業の道徳的行為者性に関わる論点に移ろう。ここまで見たようにラッドは、フォーマル組織の実践では、その言語ゲームで規定される目標に照らして適切な手段のみが、組織の社会的決定になると論じる。ところが、そのように言語ゲームの規則によって規定される組織の決定に、道徳的な決定は含まれない。なぜなら、フォーマル組織の言語ゲームに、道徳的な語彙は含まれないからである。

ラッドによれば、フォーマル組織で選択される決定や行為は、いずれも組織の目標達成に関する点で「事実的な事柄」である。あるいは組織の決定や行為の問題は、経験的な問題とも言われる。

明示されていないが、この点はサイモンが採用する事実と価値の区別を念頭に置いている。実際にラッドは、サイモンの「私的経営における決定は、公的経営における決定と同様に、組織のために設定された目的をその倫理的な前提条件としなければならない」(Simon 1965:52)という言葉を引きしている。サイモンは、組織行動論の前提に論理実証主義を採用し、組織の意思決定に関して、事実に基づく命題と価値的命題を区別する。事実に基づく命題とは、経験的なテストによる検証を経て、真か偽かを決定することができる命題である。組織の意思決定は、いずれもこの点に関わる。つまり、組織の意思決定は目標達成の点から見てそれがよいものであったか、その真偽を決めることができる。これに対し、価値に関する命題は、いわゆる当為に関わる事柄であり、その真偽を確かめる術がない。例えばサイモンは、行政組織の目標として、健康な人間をつくることをあげる。この組織目標は、事実命題のように経験的なテストを通じて真偽を問うことができない。つまり、サイモンは、「組織のために設定された目的をその倫理的な前提条件としなければならない」の言葉で、組織目的は価値に関する命題であり、真偽を問う得るものではないと述べている。

サイモンが組織行動論の対象とするのは、事実に基づく命題、つまり経験的なテストの検証を通じて真偽を決定することのできる、組織の意思決定に関する問題である。そして、ラッドが言うフォーマル組織の決定や行為も、この意味で真偽が問う得る事実的な問題である。

(5) 企業は道徳的行為者ではない

組織の言語ゲームに道徳的な語彙がないことは、このような区別からの論理的帰結である。フォーマル組織の意思決定は、いずれも組織の目標達成に関わるものである。そこでなされる組織の決定は、いずれも、上の仮定により、価値に関する命題、つまり倫理的な命題を含まない。したがって、フォーマル組織の意思決定に道徳的な要素は存在しない。ラッドは言う。「したがって、論理的な理由から、組織の行動が通常道徳の原則に適合することを期待するのは不適切である」(Ladd 1970: 499)。さらに言えば、我々は、フォーマル組織や、フォーマル組織で行為する代表者が「正直で、勇気があり、思いやりがあり、同情的で、何らかの道徳的統合性を備えていることを期待できないし、期待してはならない。このような概念は、いわば組織の言語ゲームの語彙にはないのである(我々はチェスの語彙にもそれらを見つけることはできない!)」(ibid.)。

したがって、通常は道徳的に間違っているとされる行為も、フォーマル組織にとってはそうではないことになる。例えば、ラッドは「秘密主義、スパイ活動、欺瞞が、組織の行為を間違えたものとはしない」どころか、「組織の目的に合うなら、それらは正しく、適切で、合理的なもの」(ibid.)ですらあると言う。それは、例えばポーカーでブラフをかけるのが間違えた行為ではないのと同様である。

ラッドの結論は次のようなものになる。「社会的決定が道徳の原則に合致することを期待するならば、それは単に論理的な誤り、おそらくライルがカテゴリー・ミステイクと呼ぶものさえ犯していることになる」(ibid.)。ラッドによれば、組織は目的合理的に目標を達成す

る機械のような存在であり、機械に道德の原則を遵守させることを期待するのは、カテゴリーの間違いである。さらに他方で、フォーマル組織の構成員が、組織の目的ではなく、自分の道徳的な呵責に判断を委ねるなら、組織活動の基本規則に違反していることになる。

1.2 ラッドの議論の帰結

ラッドの議論の検討に入る前に、その議論の帰結を二点確認しておく。

一つ目に、ラッドは、ビジネスの活動は法的責任のみを守っていれば何をやってもよいという、企業の社会的責任を否定する自由主義的な立場の主張を行っているのではない。

むしろラッドの議論は次のように続く。フォーマル組織の目標達成に道徳的な要素は関わらないため、フォーマル組織は道徳的責任を負うことのできる存在ではない。そのため、フォーマル組織は同様に道徳的な権利も持ち得ない。したがって、通常人間に行うなら道徳的に許容されないような事柄も、フォーマル組織に対して行うことに道徳的な問題は生じない。

つまり、ラッドはフォーマル組織に道徳的な役割責任を期待できないため、それを法的に拘束するしかないと考える。人間の場合は道徳的に許容されないような方法であっても、道徳的権利を持たないフォーマル組織にそれを適用することは妨げられない。

二つ目は、組織内で行為する個人に関する帰結である。すでに見たように、フォーマル組織の社会的決定は、いずれも組織目標に照らして不適切なものを論理的に排除する。排除された決定や行為は、それを行った組織内の個人に帰属される。個人は、組織外では道徳的な決定や行為を行う道徳的な行為者であるかもしれないが、組織内では、組織の目標達成のために意思決定するだけの道具的な存在となる。ラッドはこれを、マルクスに照らして「疎外」と呼ぶ。本稿ではマルクス主義の内容には立ち入らないが、このようにフォーマル組織の言語ゲームは、通常個人が持ち得る道徳性の行使を妨げる実践を個人に迫るものとなる。

こうした帰結は、例えばミッチェルが言う、企業の構成員が「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、従業員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」(Mitchell 2001: 44 [51]) 存在であることを、フォーマル組織の論理的帰結として合理的に説明するだろう。

1.3 ラッドの議論の検討

フォーマル組織の言語ゲームに道德の語彙はない。この主張は、本稿の分類で言えば、企業の道徳的な役割責任を否定する議論として整理できる。そして実際、そのように理解されてきた(Donaldson 1982; Goodpaster 1983; Goodpaster and Matthews 1982)。この論文が出された1970年代は、前述の通りビジネスと道德の関係が企業経営の主題の一つとされた時代である。こうした潮流の中に、ラッドの議論を位置づけことは、一先ずは適切である。

しかし実のところ、ラッドの議論は、企業の道徳的な役割責任だけでなく、能力責任にも

関わる。ラッドの議論では、フォーマル組織は、組織それ自体に決定や行為が帰属される存在であり、この点において行為能力を認められるようにも見える。実際、前章の議論では、ラッドの議論をそのように整理した。しかし、ここまで見たように、ラッドの議論は、言語ゲームの規則に照らして正しい決定や行為しか選択しない存在である。つまり、この理解によれば、フォーマル組織が、ゲームの規則に違反することはあり得ない。例えばヘックマンは、ラッドの議論を「全ての企業の行為がよいものになるという、耐え難い立場に立つことになる」(Heckman 1992:935)と評する。

ところで、前章で見た道徳的責任は、問題ある出来事に意図的に関与したことで問われる責任、さらに言えば、当該の行為で前提される規範に違反することで問われる責任であった。この点から見れば、言語ゲームの規則に違反することのないフォーマル組織は、規範に違反し得ない存在であり、道徳的責任を問われることがない。実際、以下で見るワーヘイン(Werhane 1989)は、フォーマル組織の語彙に道徳的なものが含まれても、フォーマル組織があくまで機械のように目標を達成するのみなら、それは道徳的行為者ではないと指摘する。このように、ラッドの議論は、ビジネスの役割責任だけでなく、企業の実力責任の点からも、企業の道徳的行為者性を否定する議論になっている³³。

したがって、ラッドの議論に反論するためには、能力責任の点についても議論を講じる必要がある。実際、次節で見るドナルドソンのような議論は、ビジネスの規範に道徳規範が含まれることを主張するだけでなく、企業をフォーマル組織として捉える視点を相対化しながら、道徳的行為者に相応しい行為能力を企業に見出す作業を行っている。

しかし、やはりフォーマル組織の言語ゲームに道徳の語彙が含まれないとする主張に、反論を行う必要はある。仮に企業が規範に違反し得る存在だと言い得るとしても、ビジネスの役割責任に道徳的なものがないのなら、やはり企業の道徳的行為者性を正当化することはできないからである。

そこで以下では、最初にビジネスの役割責任に道徳的な内容を持つものが含まれることを正当化する。その後、それを踏まえて、改めて企業の実力責任を論じるための企業モデルを、ラッドへの反論の中から取りあげる。

2 企業の社会的責任と最小限道徳

2.1 ビジネスの役割責任

役割責任から道徳的な役割責任へ (1970-1980 年代)

上で触れたように、ラッドの論文が提出された 1970 年代は、ビジネスと道徳の関係に公

³³ ただし、ワーヘインの論点は組織が依然として個人を没個性的な存在として遇する点にある。ワーヘインは、むしろ組織の道徳的行為は、組織内の個人による自発的な活動を通じて実現される必要があると考える。ワーヘインの議論に対しては、本章第 3.2 節、第 5 章 3.2 節で本稿の評価を示す。

然と疑問が投げかけられた時代である³⁴。他方で1970年代は、そうした伝統的なビジネスの見方に変化が生じ始めた時代でもある。フェルドマン(Feldmann, Kelsay, and Brown 1986)らは、ハーバード・ビジネス・レビュー誌(以下、HBR誌)に寄稿された論文を整理・検討する中で、米国の経営者が経営責任をどう考えているかを分析する。それによれば、この時代に、経営者の責任観が、当初の(道徳的な内容を含まない)役割責任から道徳的な役割責任と呼べるものに変化していく。

簡単に見ておこう。まず、1940-60年代は、経営者の役割責任として、例えば社会、労働者、消費者の要求に答えることではなく、会社の利益、サバイバル、繁栄を求める株主の要求に対して答える責任観が支配的であった。そうした責任観を明示する論文に、カーの1968年の論文がある。カーによれば、経営者のごまかしや義務違反に見える行為も、ゲームの規則や市場のプロセスにコミットしている限り正当化される。もちろん、経営者は法律を守る必要はあるが、道徳的要請は法に体现されており、それ以外の制約は課されない。カーは次のように述べる。「ゲームの基本的規則が法律によって制定され、それがビジネスの詐欺行為を見つけ罰しようとしている。会社が法律によって制定されたゲームの規則に反しないかぎり、会社は利潤だけを考慮してその戦略を形成する法的権利を有している」(Carr 1968: 144)。

1970年代に入り、役割責任の捉え方に変化が見られるようになる。フェルドマンらによれば、それは、経営者が自覚する役割責任の拡大である。そこでは、会社の政策によって影響を受ける会社内外の人々の要求に答える義務があるという見方が生じてくる。ブレーナー&モランダー(Brenner and Molander 1977)は、HBR誌の読者1227人に対する調査論文で(対象の多くが経営者である)、経営者は、ビジネスのゲームの規則である収益性、市場への平等なアクセス、見えざる手に未だコミットしているが、それ以上に、人間社会の価値にコミットしていると論じる。また、企業倫理学者のグッドパスター&マシューズは、経営者が中心的に寄稿していたHBR誌で、(道徳的な内容を伴わない)役割責任からの転換を強調する論文を発表した(Goodpaster & Matthews 1982)。現在の文脈で重要なのは、グッドパスター&マシューズが、企業には従来から想定されてきた(狭義の)役割責任だけでなく、道徳的観点に立って意思決定を行う役割責任があると論じた点である。フェルドマンらは、この論文を、1980年代のビジネス社会の責任の意味を展望する、最良の指標と位置づける(Feldmann et al. 1986: 99)。

近年の状況

このように、ラッドの論文が提示された1970年代からそれに続く1980年代は、ビジネスで要請される役割責任の理解が変化していく時代であった。さらに、現在の企業活動をめぐる諸状況を見れば、企業の社会的責任からSDGsまで、企業は道徳的な役割責任を広範に引き受けているように見える。

³⁴ 本節の記述は宮坂(1995: Ch.2)を参照している。

この点、ヘス(Hess 2017)は、「企業の道徳的責任についての認識されていないコンセンサス」という論文で、哲学者や他の領域の学者が過去 35 年間にわたって企業の道徳的行為者を議論してきた中で、「企業には道義的義務があるという点で一般的なコンセンサスがある」と述べ、さらに、企業の道義的行為者性に関する議論の多くは、実際には、「企業が持つ道徳的責任についてどのように語るのが最善かについての議論にすぎない」(ibid. 170)と述べる。また、次章で取りあげる経営学者の宮坂もまた、次のように述べる。

このような社会的存在としての内容が変容する中では、企業が依拠する「基準・規範」も変化せざるをえない。なぜならば、企業は、それが独自の意思決定構造を有している限り、社会が要求する(新しい規範を含めた)社会規範を守る道徳的主体として見なされても仕方のない存在だからである(宮坂 2018: 20-1)。

しかし、企業に道徳的な内容を伴う役割責任が認められることに一定の合意があるとしても、その内実になると話は簡単ではない。一般に、企業に問われる責任(それが役割責任であれ道徳的責任であれ、あるいは能力責任や徳責任であっても)を問題にする際、持ち出されるのは「企業の社会的責任」である。しかし、その内実は実に様々であり、その内容を一意に特定するのは困難である。

2.2 企業の社会的責任

例えば、2020年7月にモーリシャス沖で生じた日本の貨物船による重油流出事故を見てみよう。この事故を起こした船は、長鋪汽船が所有する大型のばら積み貨物船 WAKASHIO (以下、わかしお)である。しかし、わかしおを傭船(チャーター)し、実際に船を挫傷させて一帯に重油を流出させた会社は商船三井である。一般に、このような海洋汚染事故では、2001年のバンカー条約によって、船舶を所有する船主が賠償責任を負うことになっており、商船三井は賠償責任を負わないと見られていた³⁵。商船三井は事故当初、会見で自社の法的責任を果たすことを強調していた。ところが、この会見から約一ヶ月後、商船三井は一転して、自社には「社会的責任がある」と会見し、モーリシャスの自然環境の回復に当てる基金の設立、10億円規模の拠出を行うことを発表した。

もちろん、こうした企業の態度それ自体は歓迎すべきものだろう。しかし、ここで言及される社会的責任は、本稿の分類で何を指すのだろうか。少なくとも、次のような解釈が可能である。

- (1) 運行した船舶が座礁し海洋汚染を引き起こしたという、因果責任の意味で用いられている。
- (2) 過失によって船舶を座礁させ海洋汚染を引き起こしたという、道徳的責任の意味で用

³⁵ バンカー条約の賠償責任は厳格責任である(藤井 and 樋口 2020)。

いられている。

(3) 起こした結果に対する損害賠償責任という、負担責任の意味で用いられている。

(4) 地域環境や生物多様性を保護するという、役割責任の意味で用いられている。

簡便のため、ここで(4)役割責任は、(1)(2)(3)から帰結する負担責任としての意味ではないとしよう。つまり、(4)は会社自らが引き受ける、地球環境や生物多様性へ配慮する、いわば善行としての役割責任の明示であり、(1)(2)(3)と重複するものではない（会見で商船三井の社長は、自社の言う社会的責任が賠償責任とは異なるものだと述べている。商船三井の会見を、環境配慮の ESG 投資を意識した動きの先駆と評価する議論もある(北西 et al. 2020; 定方 2020)）。

このように、企業の社会的責任は、しばしば法的責任に尽きない企業の責任として持ち出されるが、その意味するところが判然としない場合が多い。もちろん、上記の発話が厳密に一つの内容を持たなくてはならないわけではない。しかしそこで、商船三井社長の発話が、上記の(1)(2)(3)、つまり被害を生じさせた因果的・道徳的責任やその回復・補償に向けた負担責任に留まらず、(4)地球環境や生物多様性へ配慮する道徳的な役割責任を指すものだとするならば、そうした役割責任には今なお批判があるだろう³⁶。

というのも、以下で見る、フリードマン、ハイエクら企業の社会的責任の批判者として知られる論者は、そうした道徳的に望ましい事柄の実現を、企業に役割責任として課すべきではないと考える。もし、企業に善行を促す道徳的・社会的な役割責任を認めてしまえば、自由な社会の基盤を掘り崩すことになる³⁸。

したがって問題は、企業に何らかの道徳的、あるいは社会的な役割責任が要請されることに大まかに同意する中で、その内容をどこまで認めるか、ということになる。本稿の問題意

³⁶ 商船三井は、自社の社会的責任を次のように説明する。「『企業の社会的責任』(Corporate Social Responsibility = CSR)の本質は、企業が、社会・環境・人権等に十分配慮した事業活動を行うことにより、社会とともに持続的な発展を目指していくことにあると考えます。いうまでもなく企業は「社会」の一員であり、「社会」からの信頼を失えば事業活動は立ち行かなくなるからです」。https://www.mol.co.jp/ir/data/annual/pdf/ar-j2006_10.pdf 2022年11月1日アクセス

³⁸ ハイエクは、論文「民主社会における企業」(Hayek 1967)で、企業の資本が、経営者の裁量で「道徳的あるいは社会的に良いと認められたあらゆる目的に使うことができる」(ibid. 305)かのように考えられる傾向に警鐘を鳴らす。ハイエクによれば、企業に公共の利益への奉仕を求めることは、翻って企業の自由な活動を制限することになる。なぜなら、「企業が特定の『公共の利益』に奉仕するよう監督されるべきと認められるほど、政府は公共の利益の保護者として任命されているのだから、政府が同様に企業に何をしなくてはならないかを指示する権限も持つべきだとする主張が説得力を持つようになる」(ibid. 311-2)からである。このように、企業への善行の要請は、自由企業の論拠を掘り崩すものとなる。ハイエクは、フリードマンの次の言葉を引用する。「もし、我々の自由社会を破壊し、その基盤を揺るがす何かがあるとすれば、できるだけ多くの金を稼ぐこと以外の何らかの意味での社会的責任が、経営者によって広く受け入れられるようになることだろう。これは、根本的に破壊的な教義である」(ibid. 312)。

識はあくまで企業の道徳的責任であり、企業の社会的責任をめぐる議論を網羅的に整理することはその範囲を超える。ここでは、社会的責任として企業に要請される規範のうち、本稿が道徳規範として正当化できると考える最低限の規範のみを取りあげる。それを通じて、当該の規範に従うことを、企業の道徳的な役割責任と考える。

2.3 最小限道徳

本稿で正当化するビジネスの道徳規範は、一般に最小限道徳と呼ばれるものである。最小限道徳は、その名の通り最低限の道徳的な要請である。サイモン&パワーズ&ガネマン (Simon, Powers, and Gunnemann 1972)は、企業の社会的責任を、他者に害を加える活動に対する消極的禁止命令と、何らかの善の積極的追求を要請する積極的義務とに区別する。最小限道徳に当たるのは前者である。サイモン&パワーズ&ガネマンは、避けるべき危害を「人を健康や安全や基本的自由の篡奪から保護するための国内法や国際法の規則を侵犯するか、その実施を妨げる行為を含むもの」(ibid. 22)と説明する。サイモン&パワーズ&ガネマンによれば、こうした危害を他者に加えることを避けることは、一定の人々や諸機関があらゆる状況で道徳的善ないし社会的善を追求することを要求するよりも、それを否定する理由がはるかに少ない。

企業倫理学者のボウイは、環境への企業の役割責任を取りあげた論文で、最小限道徳の点から、アラスカのエクソン社製タンカー「バルディーズ号」が起こした座礁事故を論じる (Bowie 1990)。この事故は、船長が甲板で飲酒している間に、十分な訓練を受けていない乗組員がタンカーを操縦して起こしたものとされる。ボウイは、エクソン社が定める方針と手続きに問題があった場合、同社は道徳的に過失があるとみなされる可能性があるとする。その場合、同社は十分な注意を払い、過失を避けるという道徳的義務に違反したことになる。しかし、ボウイによれば、この事例は、環境を汚染しない義務への違反になるのではない。この事例には、環境に対する特別な義務への違反は含まれない (ibid. 515)。ボウイは、上で見た最小限道徳の危害の範囲に、湖の汚染は含まれないと述べる。その対象となっているのは、人間の健康や安全や自由だからである。ただし、湖の汚染によってそこで泳いだり魚を食べたりする人々への危害が生じるなら、それは最小限道徳の危害の範囲に入る。ボウイの議論の眼目は、環境問題に積極的に対応する企業の道徳的・社会的な役割責任を否定する点にある³⁹。

環境の問題にはこれ以上立ち入らないが、モーリシャスの事例でも、ボウイの議論に従うなら、最小限道徳が要請する範囲を超えて、企業に道徳的な役割責任は認められないことになる。したがって、商船三井には、モーリシャスの海を汚染し当地で暮らす人々の暮らしに

³⁹ 杉本(2022)は、ミャンマーとロシアからの撤退をめぐる企業の道徳的義務を論じる論文で、ボウイの最小限道徳の議論を批判的に検討する。杉本はそこで、デジャルダン(DesJardins 2011)の議論に依拠して、ステークホルダー・モデルから、最小限道徳に留まらない、より積極的な道徳的義務が企業に要請され得ることを主張する。

危害を加えたという意味での道徳的責任は帰属されるかもしれないが、それを超えて当地の地域環境を積極的に保護するような道徳的な役割責任があるわけではない。

危害の範囲、環境への役割責任は重要な問題である。しかし、本稿の焦点は、公害や企業事故など、人間に対する直接的な危害を加える企業活動の道徳的責任にある。本稿は、企業の役割責任が最小限道徳の遵守のみで尽きると主張するものではない。それを正当化するには、さらに追加の議論が必要だと述べるに留める。ここでは、最小限道徳の擁護のみを目標とし、議論を進めよう。

フリードマン主義

では、企業の社会的責任の中に、最小限道徳はどのように位置づけられるだろうか。ここから、フリードマンによる企業の社会的責任批判を取りあげる。一般に、フリードマンの主張は、企業の社会的責任として、法令を遵守した利益追求のみを認める立場として受け取られる。

しかし注意すべきは、フリードマンがその議論の中で、「法律や倫理的慣習に基づく社会の基本的な規則を遵守しながら、できるだけ多くの金を稼ぐこと」(Friedman 1970)のように、法規範に留まらない道徳規範の遵守に言及する点である。法学者の楠は、フリードマンの批判者だけでなく擁護者も、多くがこの点を見過ごし、「市場への信頼の賛否」にしか焦点を当てていないと指摘する(楠 2010: 16. n.28)。

この点、企業倫理学者で、企業の道徳的行為者性の擁護者であるドナルドソンは、フリードマンは、アダム・スミスと同じようにフェアプレーを主張していると指摘する(Donaldson 1982:68)。ドナルドソンが引くのは、『資本主義と自由』(Friedman 1962)の次の言葉である。

企業の社会的責任はただ一つ、それは、ゲームの規則の枠内に留まる限りで、つまり詐欺や不正を行うことなく開かれた自由な競争に加わる限りで、自らの資源を使って自らの利潤を増加させるための活動に従事することである(ibid. 133)。

ヴァグナー＝ツカモトは、この引用にある、開かれた自由な競争の承認、詐欺と不正の回避が、フリードマンの考える「法的な規則と倫理的な規則の内実」だと指摘する(ジクムント・ヴァグナー＝ツカモト 2007:10)。ヴァグナー＝ツカモトによれば、これらの問題は全て、法的規制下に置かれることになるが、それでもグレーゾーンや未規制の領域は残る。それゆえ、フリードマンの倫理的慣習の概念は、「開かれた自由な競争と詐欺と不正の回避とに関わる未だ成文化されざる領域に関連づけることができる」(ibid.)。

最小限道徳の擁護において重要になるのは、ここで言う詐欺や不正の回避に加えて、他者に危害を加えないことが、フリードマンの言う「倫理的慣習」に含まれると言えるかどうかである。ヴァグナー＝ツカモトの指摘を踏まえて言えば、グレーゾーンや成文化されない未

規制の領域に、他者に危害を加えないことが、道德規範として含まれるかが問題となる。

ハイエク主義の企業の社会的責任

フリードマンは、上記の引用文の他には、倫理的慣習に関して具体的なことは述べていない。この点、楠(2010)は、フリードマンの企業の社会的責任への批判に賛意を示し(Hayek 1967)、またフリードマンと共に自由市場の熱心な擁護者として知られるハイエクを参照することで、フリードマンが言う倫理的慣習の中身を検討する。

楠によれば、企業の社会的責任の問題は次の四層に分けることができる(楠 2010:22)⁴⁰。

- I 利益獲得という社会的責任
- II 法令対応という社会的責任
- III 法令以外のルールへの対応という社会的責任
- IV ルール対応以外の社会的責任

楠によれば、企業の社会的責任は、しばしば（I層とII層）対（III層+IV層）の対立として単純化される。しかし、フリードマン対反フリードマンの対立として言うなら、第IV層をどのように扱うかの対立と理解するのが適切である（ibid. 24）。

他方、ビジネスの規範に最小限道德が含まれるかを問う本章の議論で重要なのは、第III層、すなわち基本的に道德規範あるいは倫理的慣習を指すだろう、「法令以外のルール」の中身である。次に、ハイエクを参照する仕方でのこの点を検討する楠の議論を確認する。

ハイエクのルール論

ハイエクのルール論は、一般にヒュームに起源を持つ自生的秩序論として知られる。その議論の前提は、我々の知識が分散しており、その全体が誰にも見渡せないことである(Hayek 1948: 79 [110])。分散した知識を有効利用するにはどうしたらよいか。それを可能にするのが、市場で各人が相手のニーズを見出し、それを満たそうと努力する競争の過程である。ハイエクは、市場での競争を「知識の発見プロセス」と呼ぶ。知識の発見プロセスとしての競争が知識の有効利用を可能にするのは、市場に備わる価格の調整機能のためである。市場参加者は、市場で価格が形成されることで、それを基に自身の行為を決定することができる。それにより、各参加者の自発的な取引が促進されることで、知識の発見プロセスが進む。市場が有する自生的な秩序化作用が、知識の発見プロセスとしての競争を押し進める。このような、市場が有する自生的秩序を、ハイエクは「カタラクシー (catallaxy)」と呼ぶ(Hayek 1978:90-92)。

カタラクシーの秩序化作用に基づき人々が自由に競争する社会は、「開かれた社会」と呼

⁴⁰ 企業の社会的責任の階層化で知られるキャロル(Carroll 1979; Carroll, Karakowsky, and Buchholtz 2018)も同様の分類を行う。

ばれる。これに対し、個人が全体の目標に規定されて行為する、カタラクシー以前の社会は、「閉じた社会」と呼ばれる。楠は、開かれた社会のルールをマクロルール、閉じた社会のルールをミクロルールと呼び、次のように問う。すなわち、開かれた社会で形成されるマクロルールは、「ひとびとの普段の生活によって形成されるミクロルールと常にかき離れているもの」(楠 2010: 104) だろうか。

楠は、本稿の冒頭で引用したミッチェルの言葉を引く。ミッチェルによれば、企業内で働く人々は、普段は普通の人間として暮らしているが、職場ではただ一つの役割を背負う存在となる。会社の利益の最大化である。この人たちは、そこで普段なら行わないだろう判断、例えば「製品の安全性を犠牲にしたり、環境を汚染したり、同僚を解雇したり」(Mitchell 2001: 44 [51]) することを迫られる。この意味で、企業の構成員は、「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、従業員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」(ibid. 45 [52]) 存在である。楠は問う。「開かれた社会は、そのような行動を回避するようなマクロルールの形成を拒絶するのであろうか」(楠 2010: 104)。

楠は、ミッチェルが言う「製品の安全性を犠牲にしたり、環境を汚染したり」といった行為は、「自社の利益と引き換えに取引相手、または社会全体に損失を被らせるものである」と言い、そうした行為は「近隣に迷惑をかけない(ようにするための工夫)というルールが倫理的慣習として当該地域において成り立つように、マクロ経済社会でも成り立つものであろう」(ibid.) と述べる。さらに、楠はフォード・ピント事件を例にあげ、そうした事例を回避するマクロルール、つまり「儲かるからといって是認できる範囲を超える危険を社会にもたらしてはいけない、という倫理的慣習は法令の存在とは別に開かれた社会で成り立ち得るマクロルールなのではないだろうか」(ibid.) と続ける⁴¹。

法規範の成文化に先行する倫理的慣習の領域

このように見れば、開かれた社会で成立するマクロルールに、他者に危害を加えないという最小限度徳が含まれることを認めることが可能かもしれない。しかし、ハイエクは基本的に、そうした規制が全て法規制によってなされるべきと考える。例えば、ハイエクは次のように言う。「一度我々が契約を取り決める権利を自然人から企業およびそれに類した法人にまで拡大すると、企業の責任 (liability) を限定するのはもはや契約ではありえず、法律でなければならなくなる。誰が責任 (liability) を負うべきであり、財産はいかにして決定され、保全されるべきかは法律が決める」(Hayek 1948: 115[159])。その場合、企業の社会的責任は結局のところ上記のⅡ層まで、つまり法令対応までを要請するものとして理解されるのではないか。

⁴¹ 実際、ハイエクは例えば、「有害物質の使用を禁止したり、使用基準を厳しく設けたり、あるいは労働時間の制限や労働環境の衛生を義務づけることは、競争を守っていくことと十分に両立するものである」(Hayek 1944: 38-9 [43])のように、他者に危害を加える行為が市場の競争の中で禁止されることを否定しない。

しかし、この点には次のように答えることができる。すなわち、最小限道徳として言及される道徳規範が全て法規制によって実現されるべきととしても、法規制には規制がなされる以前の問題の認知や対応方法の議論が必要である。言い換えれば、ある規範（ここでは成文化されていない最小限道徳が念頭に置かれている）が法制化されるためには、法制化の基礎となる法制化されない規範に照らした議論や異議申し立てが必要である。

例えば、上記モーリシャスの事例では、事故を起こしたのがタンカーではなく貨物船であるため、タンカーの油濁事故の場合より賠償額が制限されること、船舶所有者（長鋪汽船）には賠償責任が認められるが運航者（商船三井）には認められないことなど、現行の成文化された法規範で対応できない問題のあることが指摘された(Friends of the Earth Japan (FoE Japan) 2020)。このような、法規範に潜在する問題の指摘がなされる際に参照される規範は、論理的に法規範ではあり得ない。ヴァグナー＝ツカモトが、「法的な規則には法として明文化されてきた倫理的慣習が反映されている」(ヴァグナー＝ツカモト 2007: 9)と指摘する通り、法規範が制定されるためには、それを可能にする明文化されていない暗黙の規範が必要である。このように考えるならば、道徳規範は法規範として実現されるべきと主張することと、法規範に還元されない道徳規範の存在を主張することに関して、矛盾しないどころか、後者は前者の必要条件であることが分かる。ヴァグナー＝ツカモトの言葉を借りれば、問題となる倫理的慣習とは、「立法への将来的な入力項目」(ibid. 10)として理解されるものであり、消去することのできないものである。

したがって、結局のところビジネスの活動が法規範に規制された競争に収斂していくとしても、そこで倫理的慣習の位置づけが消去されることはない。それはむしろ、企業が法規範に明文化されたルールにのみ従うべきだと論じることと、整合的ですからある。例えば、ここでの議論は、楠の次の主張と整合的である。「ハイエク流の企業の社会的責任論があるとすれば、企業行動に内在化された法的仕組みとして捉えるものとなるのであって、これを外から見れば『企業が社会的責任を果たしている』と映るものなのであれば、ハイエクの社会哲学と企業の社会的責任論とは整合性が保たれることになる」(楠 2010: 98 n.275)。

まとめ

他方で、楠によれば、ハイエクに依拠して企業の社会的責任として擁護できるのは、この第Ⅲ層の倫理的慣習までである。それを越えた企業の社会的責任、つまりⅣ層のルール対応以外の社会的責任はハイエク、あるいはフリードマンの認めるところではない。確かに、現代のビジネスは最小限道徳を超えて、より多くの道徳的な役割責任を企業に要請するように見える。本稿でそれを否定することはしないが、それを擁護するには、さらに追加の議論が必要となる。それは本稿の議論の必要を超える。ここでの議論の目的は、第Ⅲ層の倫理的慣習に関して、他者に危害を加えない最小限道徳が含まれることを確認することであり、以降の議論にはそれで十分である。

まとめよう。他者へ危害を加えないという最小限道徳は、企業の社会的責任の批判者の議

論（ステレオタイプ的な理解が含まれているとはいえ）においても、法規範に還元できない道徳規範として位置づけを与えることができる。本稿では、この規範の遵守をもって、企業に要請される役割責任と考える。企業が事故や不正、あるいは過失によって他者に危害を加えた場合、企業は最小限道徳に違反したことによる道徳的責任を帰属される。

以下、ビジネスの道徳規範という場合、基本的に他者に危害を加えないという最小限道徳、加えて、フリードマンが言及した詐欺と不正の禁止を指すものとする。したがって、ビジネスで企業が行うべき道徳的な役割責任は、それらの道徳規範の遵守、すなわち、他者に危害を加えないこと、詐欺や不正を働かないこと、これらのものを指す。

3 企業の能力責任に訴えるタイプの議論

修正されたフォーマル組織

では次に、上記の議論も踏まえて、道徳的な役割責任を果たす企業の能力を検討しよう。すでに述べたように、ラッドの議論に反論するためには、単にビジネスの言語ゲームに道徳の語彙が含まれると主張するだけでは十分ではない。道徳の語彙を含んだ規則を機械的に実行するだけの存在は、規範に違反し得る存在ではないため、道徳的責任を問えないからである。この点に対処するため、規範に違反し得ることを含むような企業の能力を論じる必要がある。ビジネスの言語ゲームに道徳の語彙が含まれることはすでに正当化を行った。以下では、ラッド流のフォーマル組織を、その言語ゲームの規則に道徳的語彙を含むものとして考える。以下ではこれを、「修正されたフォーマル組織」と呼ぼう。

3.1 ドナルドソンの合理的行為者モデル

ここでは、修正されたフォーマル組織に対抗する議論として、ドナルドソンが提示する企業モデルを取りあげる。ドナルドソンは、ビジネスを社会契約の視点から捉える統合社会契約論の提唱者の一人である(Donaldson and Dunfee 1999)。統合社会契約論は、以下で見る企業の道徳的行為者性を擁護する議論(Donaldson 1982)を経た上で提示される。企業の道徳的行為者性を擁護するドナルドソンの議論は現在でも、企業の道徳的行為者性を擁護する議論の主要なものとして扱われる。

まず、ドナルドソンとラッドの共通点から確認しよう。ドナルドソンはラッドと同様に、企業がフォーマル組織であり、それゆえ論理的に道徳的行為者ではないことが帰結するのだとすれば、企業は「強力なマシンのように、監視され、規制されなければならない」と論じている。企業に「自動制御や内部の道徳的制御がない場合、一部の外部の行為者が制御を行う必要」(ibid. 26)がある。

次に、ドナルドソンとラッドの相違点である。企業の役割責任に関するものと、能力責任に関するものに分ける。企業の役割責任に関しては、すでに言及したように、フリードマンの議論と倫理的慣習の関係を論じている他（本章第2.3節）、ハイエクの議論等も参照する仕方で、企業の道徳的な役割責任を擁護する。この点に関しては、本稿は最小限道徳のみを

正当化する方針を示したので、ドナルドソンの議論の詳細には立ち入らない⁴²。

企業の能力責任に関しては、ドナルドソンは、ラッドが企業とは何か、さらに企業がどのように行為するかを単純化していると批判する。すでに見たように、ラッドはサイモンの議論から組織の概念を引き出すが、サイモンの議論は多くの競合する組織モデルの一つに過ぎないのであり、どのモデルが適切であるかについてのコンセンサスは存在しない。

そこで、複数のモデルを検討する必要性が生じる。ドナルドソンは、サイモンの組織モデルと対抗するいくつかの企業モデルを検討する。以下では、ドナルドソンが道徳的行為者として相応しいと考える企業モデルを取りあげる。

ドナルドソンによれば、道徳的行為者としての資格を得るために、企業は道徳的意思決定のプロセスを具現化する必要があるとし、次の二点を充たす必要があると主張する (ibid. 30)

(1) 意思決定で道徳的な理由を使用する能力

(2) 企業の明白な行為だけでなく、その方針や規則の構造を制御する意思決定プロセスの能力

(1)は、企業を機械のレベル以上に引き上げるために必要なものとされる。ドナルドソンによれば、道徳的行為者であるためには、対象が何かを行うことに関して、単に原因ではなく、理由を持たなければならない。そして、対象が道徳的行為者であるためには、その理由のいくつかは道徳的なものでなければならない。ドナルドソンによれば、企業は明らかに、人間と同じように考えることはできないが、ある種の理由を用いることができる。この事実は、企業が道徳的な説明責任を果たしている事実から示される。つまり、適切な内部構造を持つ企業は、その行為を説明する責任を負うことができ、その説明には、どのような道徳的理由がその行為を促したかが含まれる。

(2)は、企業が道徳的行為者になるためには、その意思決定に道徳的理由を用いることができるだけでなく、その方針や規則の構造を制御できる必要があることを示す条件である。人間は、自身の行為だけでなく、自身の道徳的能力を維持することにも道徳的責任を負う。例えば、アルコールやドラッグを通じて他者に害を与えた場合、その人は他者に危害を与えたことだけでなく、そのような仕方自身で自身の道徳的能力を変化させたことにも道徳的責任を負う。したがって、企業が道徳的行為者であるという場合、その企業は特定の方針、規則、手続きのような自社の道徳部門を維持することにも道徳的責任を負うことになる。

ドナルドソンによれば、条件(2)は、条件(1)をさらに特定するものになっている。つまり、

⁴² ただし、本稿がハイエクのカタラクシー（自生的秩序論）を参照する仕方で最小限道徳を論じたのに対し、ドナルドソンは社会契約論を基礎に企業の道徳的な役割責任を論じる点で、両者には大きな違いがある。ハイエクのカタラクシーとドナルドソン&ダンフィーの統合社会契約論を比較する議論に、フセイン(Hussain 2009)の議論がある。

条件(1)は、企業の行為に関する道徳的視点からの管理を要請するものであるが、条件(2)はさらに、そうした道徳的管理が企業の意思決定プロセスに及ばなければならないことを特定する。

合理的行為者モデル

ドナルドソンは、自身の議論で論じる合理性が、フォーマル組織の合理性とは異なる意味での合理性だと述べる。フォーマル組織の合理性は、所与の目的に照らして手段が適切かどうかを判断する、一般に道具的合理性と呼ばれる合理性である。これに対し、ドナルドソンの企業モデルの合理性は、自社の道徳的能力を維持するようにポリシーや規則を制御することまで要請する点で、ラッドと異なる合理性を提示する。以下では、ドナルドソンの企業モデルを、「合理的行為者モデル」と呼ぶ。

ドナルドソンは、企業が合理的行為者モデルの二つの条件を充たす場合、企業は道徳的行為者であると主張する。そして、ドナルドソンは次のように言う。「原則として、ほとんどの企業が二つの条件を充たすことができない理由はない」(ibid. 30)。

3.2 ワーヘインの批判

しかし、ワーヘインは、ドナルドソンが企業概念を豊かなものにしたことは認めつつ、そうした議論では企業の道徳的行為者性を認めることはできないと主張する(Werhane 1980:46-47)⁴³。ワーヘインは、思考実験として、「ロボトロン (Robotron)」というコンピューターとロボットのみで稼働する企業を考える。ロボトロン社は、定款と法的地位を持ち、他の企業と同じように運営される。例えば、財産を所有し、製品を製造し、マーケティングを行い、他の企業や顧客と連絡を取り合い、新しい製品ラインを開発し、委任状を書くといったことを行う。ロボトロン社に社員がいないことは、実際に本社を訪れた人だけが知ることである。ロボトロン社は、公害防止装置やより安全な製品を開発するなど、社会からの期待に応えるよう自らをプログラムすることもできる。

つまり、ロボトロン社は、道徳的目標を自ら選択することができる企業であり、ドナルドソンの条件をすべて充たす。社会の期待や政府機関の要求に応え、道徳的目標を制度化し、効率的で収益性の高い運営を行う。しかし、ワーヘインに言わせれば、ロボトロン社は道徳的行為者ではない。それは、ロボトロン社に人間の従業員がいないことによるのではない。仮にロボトロン社に人間の従業員がいたとしても、ロボトロン社と人間の関係は、ロボトロン

⁴³ ワーヘインのここでの批判は、ドナルドソンだけでなく、グッドパスター&マシューズ (Goodpaster and Matthews 1982)にも向けられている。その議論は、上述の通り 1960年代～70年代のHBR誌をレビューしたフェルドマンらの論文で、1980年代のビジネス社会の責任の意味を展望する最良の指標と位置づけられた (Feldmann et al. 1986: 99)。グッドパスター&マシューズは、我々が企業に人間の道徳的な意思決定のプロセスを投影できることをもって、企業に良心があると主張する。このアイデアを展開させた論文にグッドパスターの次の論文がある(Goodpaster 1983)。

ン社とコンピューターの関係とほとんど変わらない。ワーヘインが強調するのは、ロボトロン社で稼働するのがコンピューターであれ人間であれ、企業の目標と構成員の関係が形式的なものに過ぎない点である。構成員は、自分自身のものではない目標を達成するために、制度の一部となる。構成員の選択は、企業目標の達成に影響を与えるときにのみ重要になる。そのような関係の企業であれば、フォーマル組織でも実現可能である。

ワーヘインは、企業が道徳的行為者であると言うためには、企業構造の内在的な変更が必要だと主張する。ワーヘインは言う。「企業の目標と企業の関係、それ以上に重要な社員と企業との関係について、根本的な再構築が必要である」(ibid.48)。

しかしなぜ、ワーヘインは企業と個人の関係次第で、企業の道徳的行為者性の評価が変わると考えるのだろうか。この論文の後に発表した著作(Werhane 1985)で、ワーヘインは個人を一次的な道徳的行為者、企業を個人の行為に依存して行為することが可能になる二次的な道徳的行為者とする仕方で、企業の道徳的行為者性を正当化する(ibid. 52)。その議論によれば、企業が意図を持つことや、行為を遂行することは、いずれも個人の意思決定や行為に依存する。この点で、企業はそれ自体で自律した行為者ではないため、個人と企業を完全に同一視することはできない。しかし同時に、企業は、取締役会、株主、経営者、従業員らの意思決定手続きや、外部の弁護士や会計士などのアドバイスを結びつける仕方で、集団的な意図を形成する。それが企業の意思決定であり、企業の行為である⁴⁴。このような、企業の意思決定や行為は、いずれも二次的なものでしかない。しかしそれは、企業を構成する個人の意思決定や行為に再記述することができないものであり、やはり企業の意図や行為である。企業の行為は企業にしか帰属し得ないものであり、その道徳的責任も企業に帰属される。

このように、ワーヘインの議論では、一次的に、言い換えれば自律的な仕方で行為を行うことができるのは個人だけである。この点から言えば、企業と構成員の関係次第で道徳的行為者性の評価が決まるとする上記の議論も、企業の構成員の自律的な関与を前提した議論として理解することができるだろう。

しかし、基本的に企業の道徳的行為者性が問題になるのは、企業内の誰にも道徳的責任が帰属できない企業活動の場合である(第1章3.1節)。福知山線事故の例で見たように、経営陣の誰にも事故の予見可能性が認められず、誰にも道徳的責任がないとされるような場面で、企業それ自体の道徳的責任を問えるかが問題になる。この点、ワーヘインが論じる個人の自律的な関与が前提される企業活動であれば、そこから生じる企業活動の道徳的責任に関しても、まず企業ではなく当該の決定や行為を行った個人への帰属を考えるのが適切だと思われる⁴⁵。

⁴⁴ ワーヘインはこの議論で、デネットの志向システム論(Dennett 1987)を採用する。志向システム論を含む企業の志向性の問題は、第4章3および第5章で取りあげる。

⁴⁵ 企業と個人の道徳的責任の分配は第II部の主題である。第8章では、チャレンジャー号爆発事故で、モートン・サイアコル社の経営陣の道徳的責任を問うべきと論じるワーヘイン(Werhane 1991)の議論を取りあげる。

他方、機械的に道徳的な意思決定を遂行するだけの企業が道徳的行為者と言えないことは、本章でも指摘した通りである。道徳的責任の帰属は規範への違反を前提するため、規範に従ったり違反したりする行為者にしか、それを帰属させることができない。

ドナルドソンの議論の評価に戻れば、合理的行為者モデルの評価は、規範に違反することのない修正されたフォーマル組織との論理的な差別化がなされているかどうかで決まる。もし、修正されたフォーマル組織でも提案された企業モデルを説明できるなら、当該の企業モデルもまた道徳的行為者ではないことが帰結する。反対に、提案された企業モデルが修正されたフォーマル組織では説明できない企業モデルであるなら、少なくとも論理的には、それが道徳的行為者である可能性を持つ。この点で、ドナルドソンの議論は、ラッドの分析の誤りを主張する議論というわけではない。実際、ドナルドソンは、いくつかの企業はラッドが言うような組織構造に制約されているかもしれないと述べる (Donaldson 1982: 29)。むしろ重要な点は、企業の意味決定の仕方はラッドが提示するものに尽きるわけではないことである。この点を踏まえるならば、問うべき問題は、全ての企業が道徳的行為者であるかどうかではなく、一部の企業に関して、それが道徳的行為者であると言えるかどうかである。以下、ドナルドソンの合理的行為者モデルに限定して検討を進める。

3.3 修正された合理的行為者モデル

条件(1)の検討

条件(1)から見よう (本章第 3.1 節)。条件 1 は、企業が自社の行為を道徳的な理由、つまり道徳的語彙を用いて説明することを要請する。この点、修正されたフォーマル組織は、その言語ゲームの規則に最小限道徳を含む。そして、自社の振る舞いを何らかの道徳的理由で説明し続けることが組織目標に照らして適切な手段と考えられるなら、常にそうした決定を行うかもしれない。実際ラッドは、フォーマル組織が、例えば広報戦略の手段として道徳的な語彙を用いる場合もあると論じる (Ladd 1970:500)。したがって、道徳的な理由を用いて説明責任を果たすことだけなら、修正前のフォーマル組織でも説明可能である。そして、言語ゲームの規則に従って道徳的語彙を用いるフォーマル組織は、定義により規範に違反することはないため、道徳的行為者にはなり得ない。条件(1)は、修正された (あるいは修正前の) フォーマル組織と論理的に差別化される企業モデルを提示できていない。

条件(2)の検討

次に、条件(2)は、自社のポリシーや規則を制御する仕方で、企業が自らの道徳性を保つことを要請する。このように条件を追加した合理的行為者モデルは、修正されたフォーマル組織で説明できない企業モデルを提示できているだろうか。

条件(2)の消極的解釈

消極的な解釈を提示してみよう。すなわち、修正されたフォーマル組織もまた、自社の方

針や規則を、自社が最小限道德の語彙を用いて説明責任を果たすものに改定することが可能である。このように解釈する。例えば、政府が提示する温室効果ガスの排出基準が改正された場合を想定しよう。そこで、あるフォーマル組織が、自社の排出基準をそれに対応させるように改定するとしよう。この改定は、当該のフォーマル組織が自社の排出基準を道德的語彙を用いて説明することを可能にする。さらにそれは、当該のフォーマル組織が市場で組織目標を達成するための手段としても合理的だろう。したがって、条件(2)の消極的解釈は、修正されたフォーマル組織が、条件(2)を充たすことを支持する。したがって、条件(2)の消極的解釈による合理的行為者モデルは、依然として修正されたフォーマル組織で説明可能な企業モデルの範囲に留まる。

消極的解釈に不足しているのは、ここまでも繰り返し言及してきた、規範への違反の点である。(修正された)フォーマル組織は定義上、その決定や行為に関して規則に違反することはない。修正されたフォーマル組織では、組織がポリシーや規則の改定に失敗して非道德的だと非難されるとしても、定義により、そうした決定や行為は個人に帰属される。そのため、修正されたフォーマル組織は、やはり規範に違反し得るような存在ではない。

したがって、条件(2)を修正されたフォーマル組織では説明できない企業モデルの条件として解釈するなら、企業が何らかの仕方で規範に違反しながら、自社の方針や規則を修正するというように、規範への違反を含む条件として解釈しなくてはならない。そもそも、フォーマル組織は定義上規範に違反し得ないのだから、それと異なる企業モデルを提示するためには、それが定義上(あるいはラッドにならって企業の理念型として)規範に従ったり従えなかったりするものであるという風に、条件を設定する必要がある。

修正された合理的行為者モデル：条件(2)の積極的解釈

条件(2)を、そのような企業モデルを明示するものとして再構成することは可能である。消極的解釈では、方針や規則に関してなされる改定が、新たな法規制という、言語ゲームの規則の改定を受けてなされるものと考えた。このように、修正されたフォーマル組織を制約する構造自体が、組織にとって所与として改変される場合、修正されたフォーマル組織は、その構造に合わせて方針や規則を改定するだけである。

しかし、ハイエク主義の企業の社会的責任の項で検討したように、そうした規則の整備は、常にグレーゾーンや未規制の倫理的慣習の領域を前提する。そうした領域がなければ、新たな規則制定につながる異議申し立てが不可能だからである。修正されたフォーマル組織は、定義によりそうした領域への対応をなし得ない。修正されたフォーマル組織と論理的な差別化を図るなら、未規制の倫理的慣習に基づく異議申し立てに対応する企業モデルを提案すればよい。

そこで、条件(2)の積極的解釈を次のように修正する。

条件(2) (積極的解釈) 企業の明白な行為だけでなく、その方針や規則の構造を、規則外の

倫理的慣習に基づく異議申し立てに対応する仕方で制御する、意思決定プロセスの能力。

条件(1)と修正された条件(2)を充たす企業モデルを、「修正された合理的行為者モデル」と呼ぼう。修正されたフォーマル組織は、このモデルを説明することができるだろう。

修正されたフォーマル組織は、定義により、規則外にある未整備の倫理的慣習に基づく異議申し立てに対応し得ない。組織はあくまで整備された規則に照らした決定や行為を行うのみである。仮に、規則外からの倫理的慣習に基づく異議申し立てが組織内の個人によって行われたとしても、その異議申し立ては、常にそれを行った個人に、その私的な誤りとして帰属される。実際には、そうした異議申し立ては、組織内の個人だけでなく、消費者、市民団体、監督官庁など、様々なステークホルダーからなされるだろう。つまり、異議申し立てを行う行為者に関して一般化するならば、ビジネスの言語ゲームに対する異議申し立ては、社会で行為する行為者全般から行われるものと言える(French 1979:211)。そして、修正されたフォーマル組織は、定義により、それらの異議申し立てに対応する術を持たない⁴⁶。仮に規則外からの異議申し立てへの対応がなされるとすれば、修正されたフォーマル組織の言語ゲームの規則に、異議申し立てられた内容が組み込まれた場合である。しかしそれは、あくまで所与の規則に照らした規則やポリシーの改定に過ぎないのであり、修正されたフォーマル組織が、自ら規則外の倫理的慣習に反応するのではない。

これに対し、条件(2)の積極的解釈による修正された合理的行為者モデルでは、規則外の倫理的慣習に基づく異議申し立てに対して、自社の方針や規則の改定という仕方で対応する。異議申し立ては、組織内の個人をはじめとする多様なステークホルダーから、規則として未整備の最小限道徳への違反の指摘という形でなされる。例えば、上述のモーリシャス事故の損害賠償をめぐる法規制への指摘のように、成文化された法規制に対して適切に振舞いながら、なおその問題が指摘され、それに会社自ら対応する場合が、その例となる。

完全な合理的行為者モデル

もちろん、未整備の倫理的慣習に基づき異議申し立てがなされた直後は、その倫理的慣習が未整備であるがゆえに、故意あるいは過失による規範への違反も認められないはずであり、その場面をもって規範への違反と言うことには問題がある。そのため、念頭に置く場面を次のように修正しよう。すなわち、問題となる場面は、未整備の倫理的慣習に照らした異議申し立てがなされ、かつその申立が正当であると認められながら、一定期間企業が対応を行わないような場面である。

他方、もしここで、仮に問題の端緒が分かった時点で全て適切に対処するような企業を考えるならば、確かに規範への違反は構成し得ないが、そうであるならそもそも道徳的責任を問う必要がない。これもまた、修正されたフォーマル組織と論理的に異なる企業モデルだ

⁴⁶ もちろん、この点に関して「企業は広く社会的要請に対処する必要がある」と述べるだけであれば、その内実に関して議論が生じることはすでに見たとおりである（本章第2.2節）。

が、修正されたフォーマル組織と同様に、道徳的責任の帰属が問題にならない企業モデルである。この企業モデルを便宜的に、「完全な合理的行為者モデル」と呼ぶなら、企業の道徳的行為者性が問題になる企業モデルは、次の五つの類型のうち(4)のみとなる。

(1) フォーマル組織：言語ゲームに道徳の語彙がないため、道徳的責任が成立しない。

(2) 修正されたフォーマル組織：言語ゲームに道徳の語彙を持つが、規範に違反し得ないため、道徳的責任成立しない。

(3) 合理的行為者モデル（消極的解釈）：言語ゲームに道徳の語彙を持ち、自らの方針や規則の制御も行うが、規範に違反し得ないため、道徳的責任が成立しない。

(4) 修正された合理的行為者モデル（積極的解釈）：言語ゲームに道徳の語彙を持ち、言語ゲームの規則外の領域からなされる未整備の倫理的慣習に照らした異議申し立てに対応する仕方、自らの方針や規則の制御を行う。規範に違反し得る企業モデルであり、道徳的責任が成立する。

(5) 完全な合理的行為者モデル：言語ゲームに道徳の語彙を持ち、言語ゲームの規則外の領域からなされる未整備の倫理的慣習に照らした異議申し立てに即座に完全に対応する仕方、自らの方針や規則の制御を行う。規範への違反を構成することなく異議申し立てに適切に対応するため、規範に違反し得ず、道徳的責任が成立しない。

本章のまとめ

ここまで、ラッドの（修正された）フォーマル組織論を批判的に検討する形で、企業の道徳的な役割責任、およびそれを実行する企業の能力責任を検討した。ラッドに提起した議論は、大まかに次の二点にまとめられる。

一つ目に、ビジネスの規範は、ラッドが言うような、通常の道徳規範から隔離された不可侵の規則の体系ではない。本章では、ビジネスの規範が法規範に還元され得ない未整備の倫理的慣習を前提することを示す仕方、ビジネスの規範を単純に法規範と同一視し得ないと主張した。その中身が、本章で正当化した最小限規範に留まるか否かに関して、本章は答えを示していない。しかし、少なくとも本章の議論で、ビジネスの活動に道徳規範が含まれることを否定することが困難であることは示せたはずである。

二つ目に、言語ゲームの規則に違反し得ない（修正された）フォーマル組織に対して、規範に違反したり従ったりする（修正された）合理的行為者モデルを提案した。規則に従うという点から言うならば、前者は機械的に規則の内容を実現するアルゴリズム的な存在である。これに対し後者は、成文化されない未整備の倫理的慣習に基づく異議申し立てに反応する仕方、規範への違反を構成し得る存在である。道徳的責任は道徳規範への違反によって帰属される責任であり、それを帰属される行為者であるためには、修正された合理的行為者モデルのように、規範に違反し得る存在であることが要請される。

修正された合理的行為者モデルの条件を充たす企業はあるだろうか。修正前の（消極的解

積による) 合理的行為者モデルに関して、ドナルドソンは、それが当てはまる企業を見つけることができない理由はないと述べる。修正された合理的行為者モデルは、修正前の合理的行為者モデルと異なるモデルというより、条件(2)を、ラッドのそれと論理的に差別化し得るように解釈したものである。それゆえ、修正された合理的行為者モデルもまたドナルドソンが言わんとした企業モデルであると考えれば、同様にこれを充たす企業を見出すことは可能と言えよう。

例えば、モーリシャス原油流出事故での商船三井の対応を再び考えよう。この事例は、法規範に関して違反のない状態で、未整備の倫理的慣習に基づく異議申し立てがなされた事例である。この事例で商船三井は、当初は法規範に従うことのみを強調していたが、後に法規範外の倫理的慣習に基づく異議申し立てに対応する仕方、会社の方針を変更した。本稿の責任分類に照らして言うならば、この事例で商船三井には、法規範に還元されない道德規範への違反が認められ、それに基づく道德的責任が帰属され、さらに道德的責任の帰属に基づく諸々の対応が負担責任として負わされた(商船三井自らが引き受けた)。そのように理解することができる。

修正された合理的行為者モデルの観点から言えば、このような対応を行う企業が、道德規範に従ったりそれに違反したりし得る企業の一例となる⁴⁷。ラッドの議論が理念型に照らした論理的分析であることに鑑みれば、修正された合理的行為者モデルもまた、修正されたフォーマル組織や、完全な合理的行為者モデルとは論理的に異なる企業の振る舞いを理想的に記述するものである。そしてそれが、道德的行為者性を有する企業モデルの有望な一類型となる。

次章では、このような仕方による企業の道德的行為者性の正当化が誤りであるとするヴェラスキーズの議論を検討し、やがて議論の争点が企業の志向性をめぐる議論に移ることを確認する。

⁴⁷ 企業が共同体からの非難に反応して自ら道德規範への違反を認め得ることができると、それをどのように考えるかで企業の道德的行為者性の理解が変わることを、第I部の最後で論じる(第6章3.4節)。

第4章 企業の行為能力

本章では、前章のドナルドソンの議論への批判をはじめ、企業の道徳的行為者性をめぐる議論への主だった批判を取りあげる。前章で確認したのは次の二点であった。一つ目に、企業の役割責任に関して、ビジネスの規範として最小限道徳を正当化した。二つ目に、最小限道徳を含む、ビジネスの規範に従ったり違反したりする企業モデルとして、修正された合理的行為者モデルを提案した。

一つ目の点に関しては、本稿では最小限道徳を正当化するに留めた。それを超える企業の役割責任に関して今なお議論があるとしても、やはり企業に何らかの道徳的な役割責任が要請される点は、現状では認めざるを得ないだろう。この点で、企業の役割責任に訴える仕方、企業の道徳的行為者性を否定するのは、現状では困難である。

しかし、二つ目の点、すなわち企業が道徳的な役割責任を果たす能力を持つとする点に関しては、これを否定する根強い議論がある。現行の企業の道徳的行為者性をめぐる議論の焦点は、こちらにあると言ってよい。前章では、道徳的行為者としての条件を充たす企業モデルを、ドナルドソンの議論を中心に検討した。しかし、それは本当に企業が道徳的に行為することを意味するのだろうか。我々が企業に認める行為能力は、我々が企業に帰属させている、ただの比喻表現に過ぎないのではないだろうか。本章でとりあげるのは、おおよそこのような問題である。

以下ではまず、前章のドナルドソンをはじめとする企業の道徳的行為者性を擁護する議論に対して、企業が一個の実体であることを論証できていないとするヴェラスキーズの批判を取りあげる（第1節）。次に、この批判に反論するため、法人格の実在性に訴えるタイプの議論を取りあげる（第2節）。その中で、ヴェラスキーズの批判が、個人と企業の存在論的な身分の違いに向けられるものであることを確認すると共に、企業の法人格に訴えるタイプの議論では、ヴェラスキーズに有効な反論を提起し得ないことを確認する。その議論を受けて、企業の道徳的行為者性を正当化するさらなる論拠として、行為の意図をはじめとする企業の志向性に訴えるタイプの議論を取りあげる。志向性の機能主義的な理解から企業の志向性を認める議論と、心理主義的な理解からこれを批判する議論を検討し、両者に決着が着けられていないことを示す（第3節）。最後に、企業の道徳的行為者性へのさらなる批判としてあげられるいくつかの論点を概観する（第4節）。これらの論点に対する、本稿としての見解は、推論主義を導入する次章で明らかにする。

1 企業の還元不可能性に訴えるタイプの議論

1.1 ヴェラスキーズの批判

まず、前章のドナルドソンやワーヘインの議論に対する、ヴェラスキーズの批判を取りあげる。ヴェラスキーズの議論は、ドナルドソンやワーヘインだけでなく、企業の道徳的行為者性の擁護者に全て当てはまる議論とされる。ヴェラスキーズによれば、企業の道徳的行為

者性の擁護者は、いずれも次の見解を公然にあるいは密かに支持している。それは、企業が企業の構成員に還元できない特徴を持つ、「実在する一個の実体(real individual entity)」(Velasquez 2003:539)である、という見解である。その例として、ヴェラスキーズはフレンチの次の言葉を引く。

しかしながら、私の分析の一部は次のことを示すだろう。すなわち、企業の行為は個人の行為と同一視され得ないこと、それゆえ、ある人間存在を、企業の道徳的あるいは法的侵害のために責めることが常に公正であるわけではないことを、である (French 1984: 539)。

ヴェラスキーズが問題視するのは、ここに見られる「還元不可能性」の考えである。その典型として、ヴェラスキーズはフレンチの次の議論を引く。すなわち、還元という言葉は、「複合企業 (conglomerate) に関して述定可能 (predicable) な事柄が、必ずしもそれと結びつく個人の何人かに、あるいはその全員に関して述定可能とは限らない」ことを意味するのであり、またそのことは、「責任の述定に関しても同様に当てはまる」(French 1984: 26)。フレンチは続けて次のようにも言う。「企業組織の特徴がそのメンバーの特徴に還元できないことは、企業組織に関して真に述定され得る特徴でありながら、その構成員に関してはそうでないものがある」(ibid.) ということである。

1.2 還元不可能性とは何か

企業が個人に還元不可能な特徴を持つことは、ここまでもいくつかの仕方而言及されてきた。以降の議論でも、このアイデアに訴える様々なタイプの議論を取りあげる。このアイデアは、フレンチが述定 (predicable) の語を用いたことから示唆されるように、行為文の再記述の問題 (第2章2.4節) を別の仕方而言い換えたものと言える。例えば、ある企業の取り交わした売買契約は、当該の企業の売買契約であって、経営者や従業員ら構成員の売買契約ではない。企業活動には、企業それ自体のものとしてしか記述できないタイプの活動がある。これを言い換えれば、企業が示す特徴のある部分は、その構成員に還元不可能なものがあると言うことができる。すでに確認したように、行為は常に複数の仕方再記述することが可能である。そして、複数ある企業活動に関する行為文のうち、企業を行為者とする行為文が企業内の個人を行為者とする行為文に再記述できないのは、企業がその構成員に還元できない特徴を持つからである。

ヴェラスキーズによれば、企業の道徳的行為者性の擁護者はいずれも、還元不可能性のアイデアに何らかの仕方与している。ヴェラスキーズは次のように述べる。

ドナルドソン、グッドパスター、ワーヘイン、マイケル、J・フィリップス、そして他の者たちは全て、企業組織の非還元的な性質が含意することについてそれぞれ異なる

結論に達しているにもかかわらず、公然にあるいは密かに、この同じ主張のバージョンにアピールしている(Velasquez 2003:539 n.25)。

とはいえ、例えば前章で見たドナルドソンは、明示的な仕方では還元不可能性を論じているわけではない。ヴェラスキーズは、そうした議論も含めて、企業の個人への還元不可能性のアイデアが支持されていると指摘するわけである。

この点を補足するならば、次のようになる。まず、第1章で見たように、企業の道徳的責任の問題は、突き詰めれば企業内の構成員の誰にも帰属できない道徳的責任を、企業に帰属させることの是非を問う問題である(第1章3.1節)。そのため、企業の道徳的行為者性を擁護することは、企業がその個人に還元できない仕方では、一つの道徳的行為者であるという見解に与することを含意する。この意味では、還元不可能性の主張は、企業の道徳的行為者性の必要条件と言える。そのため、ドナルドソンのように還元不可能性に直接言及しないタイプの議論であっても、企業の決定や行為が、何らかの仕方ではその構成員の決定や行為に還元できないことを支持する必要がある。この点、ドナルドソンの議論を振り返れば、その批判対象であったラッドの議論に関して、フォーマル組織の決定や行為が組織それ自体に帰属されることを否定するものではなかった。この点を踏まえるならば、ドナルドソンの議論も、同様に企業の決定や行為が企業それ自体に帰属される(還元不可能である)というアイデアを支持していると理解することも可能だろう。

このように、明示的な仕方では還元不可能性に言及しない議論でも、突き詰めればそれを支持する仕方では再構成することが可能であるし、その必要がある。このとき、企業の還元不可能性を組み込んだ仕方では再構成された議論は、いずれもヴェラスキーズの批判への対処を要請される。

したがって、仮に明示的な仕方では還元不可能性を論じていなくとも、企業の道徳的行為者性を支持する論者が、そうしたアイデアに与しているというヴェラスキーズの指摘は適切である。ヴェラスキーズが言うように、そうした論者は全て、「企業組織の非還元的な性質が含意することについてそれぞれ異なる結論に達しているにもかかわらず、公然にあるいは密かに、この同じ主張のバージョンにアピールしている」(ibid.)。

ヴェラスキーズは、企業の還元不可能性を支持する論証を次のようにまとめる(ibid. 539)。

(1) Xが個々の構成員に帰属し得ない特徴を持つならば、Xはその構成員とは異なる実在する一個の実体である。

(2) 企業組織は、その構成員に帰属させることができない特徴を持つ。

(3) したがって、企業組織はその構成員とは異なる実在する一個の実体である。

1.3 還元不可能性は実在性を含意しない

ヴェラスキーズによれば、この論証は前提(1)が誤りであるため、全体も誤りである (ibid. 540)。(1)は「Xが個々の構成員に帰属し得ない特徴を持つならば」という前件と、「Xはその構成員とは異なる実在する一個の実体である」という後件からなる。このうちの前件、すなわち何らかの物の集合に関して、その集合全体に帰属するが、個々の構成要素には帰属できない特徴があると論じることは正しい。例えば、大きいという性質が砂の山に帰属されるとしても、砂山の中の一粒子一粒に同様の性質は帰属されない。任意の物の集合に、その構成要素に帰属できない性質があること自体に、何ら神秘的な点はない(逆もまた然りである)。

しかし、ここから(1)の後件、そうした集合が「実在する一個の実在である」(real individual entity)と推論するなら誤りである。このことは、問題が企業である場合も同様である。

ここでは、企業の還元不可能性としてしばしば取りあげられる議論として、時間を通じた企業の継続的な同一性を例にする。例えば、ある企業が何十年も存続し続け、元のメンバーが引退したり入れ替わったりしても同じ企業であり続けるように、企業はその構成員の非連続的な同一性と無関係に、時間を通じた継続的な同一性を持つ。フレンチが言うように、企業組織は「複合企業の集合体 (conglomerate collectivity)」であり、「そのアイデンティティが組織内の個人のアイデンティティの連言で尽きないような個別の組織」(French 1984: 13)である。

しかし、こうした継続的な同一性が企業の構成員の誰にも帰属できないとしても、その事実は、企業組織がその構成員と異なる「実在する一個の実体」であることを含意しない。ヴェラスキーズは、次のような例をあげる。まず、ある人が砂山でクフ王のピラミッドのレプリカを作ったとする。次に、レプリカがクフ王のピラミッドであることを示す形状を変えないように注意しながら、砂粒の一部を取り除き、他の砂粒に置き換えたとする。この場合、砂粒の一部(あるいは全部)が変わっても、クフ王のピラミッドのレプリカは、なおそこにあるとすることができる。しかしそこで、作られた砂山(クフ王のピラミッドのレプリカ)はそれ自体で一個の実体なのではない。そこには、砂という実体の集合体があるのみである。このことから、ある特徴を帰属される集合的な対象があることと、さらにその構成要素が変化することが両立し得るとしても、そこから、集合的な対象がその構成要素とは異なる実在する一個の実体であると推論できないことが分かる。企業の場合も、例えば企業の継続的な同一性のような、その構成員に帰属できない特徴があるとしても、企業がそれ自体で実在する一個の実体であることは推論できない。この議論が正しいなら、前提(1)は誤りであり、企業の還元不可能性に訴える議論の全体もまた誤りとなる。

ヴェラスキーズの議論の検討

しかし、ヴェラスキーズがあげるクフ王のピラミッドの例は適切だろうか。むしろ、問題の事例では、クフ王のピラミッドのレプリカを構成する個別の砂が実体であることと、それにより構成されるクフ王のレプリカが実体であることを、共に認めることができるのではないだろうか。問題が企業である場合も、時間を通じて変化する企業の構成員が実体である

ことと、企業それ自体が実体であることを、共に認めることができるのではないだろうか。

特に、問題が企業である場合、その社会的な実在性は広く認められたものである。そうであれば、仮にクフ王のピラミッドの事例で、レプリカを構成する砂粒だけを実体と認めるとしても、問題が企業の場合は別である。そのように言うことすらできるのではないか。

実際、企業が問題の場合、特に企業の法人格に訴える仕方、企業の社会的な実在性が強調されることは珍しくない。例えば、経営学者の中條は、組織の概念をめぐる著作で、次のように述べる。「企業は擬制でありながら、社会制度として現実に影響力をもつ存在である。それ故、法人格をもつ社会実体として、自らの行為の結果に対して責任をとらねばならない」(中條 1998:23)。また、法人格の実在性をもって、企業それ自体への道徳的(あるいは刑事)責任の帰属を正当化する議論は、今日でもしばしば見られる。次は、企業の社会的な実在性をもって、法人処罰を正当化する法学者の今井の議論である。

しかし、自然人を念頭において発展してきた刑法理論を法人にも妥当させるという統合説の(正当な)観点からも、法人が自然人と同様に社会に実在していることを、今一度強調する必要があるだろう。確かに、法人には、自然人と異なり、肉体も精神もない。しかし、法人をも処罰すべきだという社会的要請が(我が国のみならず、イギリス、アメリカ合衆国、フランス等において幅広く)存在するのは、法人の活動に起因する違法な結果が、法人の行為によるものと認識されているからである。また、法人の刑事責任を認め、法人に故意犯ないし過失犯の成立を認めようとするのは、違法結果の惹起についての非難を、法人にも伝達でき、法人もこれを理解できると解されるからである。その理論的な説明として、規範的責任論の趣旨に立ち返る必要があることは、統合説が説くとおりでである。しかし、そうした理論的説明の前提には、法人の社会的実在性を認めることで、法人に対して(社会的に存在する)法的非難の伝達・受容が可能であるとの認識が、存在せざるを得ないように思われる(今井 2009: 25)。

このように、しばしば法人企業は制度上の擬制でありながら、それを超えた実在性、あるいは社会的実体とも言える様態を示すと言われる。この点を重視するのであれば、法人企業に関して、単に構成員への還元不可能性を主張するに留まらず、企業を一つの実在する実体と認めることができるのではないか。そこで次に、ヴェラスキーズの議論に反論を提起すべく、法人格の社会的実在性に訴える議論を検討する。

2 法人格の実在性に訴えるタイプの議論

2.1 宮坂の株式会社論

ここでは、企業の道徳的行為者性の問題を法人(株式会社)の問題に照らして論じる宮坂の議論を取りあげる(宮坂 2018)。宮坂は、経営学の視点から長年、企業倫理に関心を寄せてきた論者である。宮坂は、本来であれば自然人に対してのみ問うことができる道徳を企

業に問う動きを「画期的な」(ibid. i)ものと評し、その理論的根拠となる企業の道徳的行為者性をめぐる議論を網羅的に整理・検討してきた。

以下の議論は、宮坂が、企業の道徳的行為者性の問題を「経営学をはじめとする社会科学との関連で概念的に整理し『株式会社論』の文脈に沿って位置づける」ことを目的に提示したものである。その中で、宮坂は、企業の所有者は企業それ自体であり、企業それ自体が道徳的(社会的)責任を問われる存在であると論じる。

その議論は、「『株式会社論』の文脈に沿って」の言葉の通り、株式会社の問題として、企業の道徳的行為者性の問題を論じるものである。そのため、以下の宮坂の議論に限り、企業＝(会社法で言う)会社＝法人＝株式会社として議論を進める。

宮坂の議論を、ここまでの役割責任・能力責任の枠組みに照らすと、次のように整理できる。

(1) 会社は社会のために働くことで存在を認められる道徳的(社会的)存在である(企業の道徳的な役割責任)。

(2) 会社の所有者はヒト(法人)としての会社それ自体である(企業の能力責任)。

(3) 会社はそれ自体がヒト(法人)として道徳的(社会的)責任を問われる存在である(企業の道徳的行為者性)。

(1) 社会的存在としての企業

まず(1)は、ビジネスの道徳規範の問題を経営学の視点から述べ直したものである。宮坂は、「企業は社会的存在である」という言葉を、ドラッカーの『会社の概念 (concept of corporation)』(Drucker 1993)に依拠して整理する⁴⁸。ドラッカーによれば、会社は一つの社会制度である。会社は社会のために、したがって人間のために働くことで社会に受け入れられる。会社は、伝統的に言われるように、株主の所有物ではない。そのような見解は、「会社を個々の株主の所有権の合計以外の何物でもないとする古いお粗末な作り話 (crude fiction)」(ibid. 20)である。むしろ会社は「社会的現実としては、株主は会社と個別な関係になる人々の幾つかのグループの一つにすぎない」のであり、むしろ「会社の方が永続的であり株主が一時的」(ibid. 20-1)である。このような仕方ではドラッカーは、会社は株主の所有物ではなく社会的制度だと論じる。

ドラッカーの議論を基に、宮坂は社会的存在を次のように説明する。すなわち、「社会的存在＝社会にその活動が正当であると認められ受け入れられていること」である。会社もまた社会的存在であり、その活動を通して社会に受け入れられなければ、存続することができない。宮坂によれば、「会社は、社会的に有益な財貨・サービスを提供することによって初めて利益を上げることが認められる存在である」(宮坂 2018: 5)。このとき、会社にとっての直接的な目的と間接的な目的を区別することが重要になる。前者は、「利益＝収益－費用」

⁴⁸ ドラッカーの議論は、宮坂のまとめを参照した。

で例示される利潤の追求である。後者は、会社の定款に事業目的として明示されるような、社会への有益な財貨・サービスの提供である。会社は、これらの二つの側面を併せ持った存在であり、二側面を両立させて初めて存続することができる (ibid.)。

会社が社会的存在であることを、宮坂は次のようにも言う。すなわち、会社は、法人格を与えられることで自然人と同じように権利能力を与えられる存在である。法人格を与えられることは、その存在が社会で正当化されることであり、そこでは社会の価値観や規範を受け入れて事業展開することが前提になる。宮坂はこれを企業の社会化と呼ぶ。

もちろん、法人=企業は、第一に法律に従って活動することを要請される。宮坂はこれを、企業の社会化の第一段階と呼ぶ。しかし今日の社会では、企業は最低限の規範である法律の遵守だけでなく、それを超えた社会規範、あるいは国際的な事業展開を進めるなら、適切な価値観に則って経営をおこなうという「経営の道徳性」も求められる。このように企業が道徳的な存在であることを要請される事態を、宮坂は企業の社会化の第2段階と呼ぶ。

(2) 会社の所有者はヒトとしての会社それ自体である

企業の社会化の第2段階を経て、社会的存在としての企業=法人は、法規範に従うだけでなく道徳規範に従うことも要請されるようになる。ここまでは、前章で見たビジネスの道徳規範の問題を、経営学の視点から述べ直したものとして理解できる。

企業の道徳的行為者性の問題はさらに、ビジネスで要請される道徳的な役割責任が、企業それ自体に問われること、あるいは企業それ自体がそれを果たしたり果たせなかつたりすることを要請する。この点を説明するのが、(2)会社の所有者はヒトとしての会社それ自体である、という議論である。

この主張は、岩井克人の株式会社論(岩井 2003; 岩井 et al. 2005)に依拠している。岩井は、法人格をめぐる伝統的な論争に決着を着けるとの目論見のものと、法人格の実在性をめぐる立場を、それを支持する法人実在説と、名目上の存在に過ぎないとする法人名目説に区別する⁴⁹。岩井の言う決着とは、実在説と名目説の片方を支持するのではなく、法人が「モノとしての会社」と「ヒトとしての会社」なる存在の二重構造を持つと指摘することで、両者を統一する見解を示すことである(岩井 et al. 2005: 57)。

それによれば、第一に、「モノとしての会社」とは、株主に所有される法人(モノ)という意味での会社である。第二に、「ヒトとしての会社」とは、会社資産を所有する法人(ヒト)という意味での会社である。つまり、「株式会社とは、株主が法人としての会社を所有し、その法人としての会社が会社資産を所有する。という『二重の所有関係』によって構成されている」(ibid.)。この見方によれば、会社は「ヒトでありモノであるという、そもそも

⁴⁹ 一般的には、法人格論争は法人実在説、法人名目説、法人擬制説の三つの立場で争われる(Ripken 2019)。奥村(2006)は、岩井が法人擬制説を無視していると批判した上で、株式会社に社会的責任はあるかという問題提起の下、法人格の実在性、そしてその能力責任を否定的に論じる。

本質的に矛盾した存在」(岩井 2003:17)として理解される。

このように法人を理解することで、法人はヒトであるという立場を支持することができる。もちろん、この二重構造において、法人はなおモノとしての側面も有する。モノとしての側面を重視するなら、会社の所有者はやはり株主であり、道徳的な役割責任を問われるのも株主ということになるのではないか。そう考えられるかもしれない。あるいは、株主主権、すなわちストックホルダー・セオリーが今日では説得力を持たないなら、ステークホルダーが会社の所有者であるとか、コーポレートガバナンスの視点から、会社の所有者を経営者と考えるべきではないか。これらのどれかを支持するなら、道徳的な役割責任を問われるのも、株主、ステークホルダー、経営者など、あくまで会社を所有する人間となるはずである。

このような、いわゆる「会社は誰のものか」論争に関して、宮坂は、道徳的な役割責任を問われるのはあくまでヒトとしての会社であると論じる。宮坂によれば、株式会社は制度として実在し、法人としての会社がそれ自体として会社(現実資本)を所有し、独自の意思決定構造の下で意思決定を行う。そのため、道徳的な役割責任を問われるのは、その会社に所属する自然人としてのヒトではなく、会社それ自体としてのヒトである。そして、このことが、会社それ自体に道徳的な役割責任が問われることを示している。

したがって、(3)会社はそれ自体がヒト(法人)として道徳的(社会的)責任を問われる存在であること(企業の道徳的行為者性)が帰結する。

2.2 存在論的身分と認識論的身分

法人が一定の権利義務の担い手として認められることを、企業の還元不可能性を論じる一つの仕方と理解するなら、宮坂の議論もまた、企業の還元不可能性に訴えるタイプの議論の一つとして整理できる。さらにその議論は、モノとヒトの二重構造から法人格の実在性を肯定する点で、企業が実在する一個の実体と論じるものでもある。この議論から、ヴェラスキーズの議論に反論することができるだろうか。

注意すべきは、宮坂の議論で論じられるような法人格の社会的な実在性と、ヴェラスキーズが言う実在性の違いである。ヴェラスキーズの議論では、企業を構成する個々の人間に認められながら、他方でそうした個々の人間から構成される企業には認められない、そういった意味での実在性が問題にされているように見える。この違いを区別することなしに、法人格の実在性に訴えるタイプの議論を評価することはできない。

サールの社会存在論

この点を整理するために、サールの社会存在論を参照する(Searle 2010)。サールの社会存在論は、一枚の紙片が一万円札であることとか、ある集団あるいは登記上の対象が法人企業であることなど、「人間の社会的で制度的な実在性(human social institutional reality)」の存在様態を明らかにすることを目的とする(ibid.ix)。ヴェラスキーズは、企業の道徳的行為者性を否定する際に、度々サールの議論に依拠しており、特に企業の道徳的行為者性に

関して、それをサールが論じる制度的実在性の議論の一部だと説明する (Velasquez 2003:559 n.46)。この点から見て、ヴェラスキーズの議論をサールの社会存在論に依拠して整理することは、ヴェラスキーズの批判の意図を明示化する点で適切である。

サールは、ある集団が企業であることのような制度上の事実を「制度的事実 (institutional facts)」と呼び、それをエベレストがあるとか水は H₂O であるのような「生の事実 (brute facts)」と区別する。このとき、企業をはじめとする制度的事実の実在性と、生の事実の実在性はどのように異なるのか。それを説明するのが、存在論的な主観性/客観性の区別、および認識論的な主観性/客観性の区別という、存在論と認識論それぞれに認められる主観性/客観性の区別である。

まず、存在論的な主観性/客観性の区別は、対象の存在がそれを経験する主体に依存するかどうかで決まる。例えば、痛みやくすぐったさは、主体がそれを経験する限りで存在する点で、存在論的に主観的である。他方で、エベレストや水素原子は、誰の主観的経験にも依存することなく存在する点で、存在論的に客観的である。

次に、認識論的な主観性/客観性の区別である。これは、ある命題の真偽が観察者の態度や意見に依存して決まるかどうかの区別である。例えば、「ゴッホはフランスで死んだ」という言明は、その真偽が観察者の態度や意見とは独立に確認できる点で、認識論的に客観的である。他方で、「ゴッホは優れた画家だ」という言明は、主観的な意見に関わる点で、認識論的に主観的である。

この区別に基づき、サールは制度的事実の存在論的身分と認識論的身分を次のように説明する。すなわち、制度的事実、我々の主観的経験に依存して存在する点で、存在論的に主観的であるが、我々の主観的な意見に依存して真偽が決まるわけではない点で、認識論的に客観的である (Searle 2010: 18 [24-5])。

企業の問題に適用してみよう。まず、企業を構成する個々の個人は、誰の主観的経験にも依存することなく存在する点で、存在論的に客観的である。これに対し、企業は、我々がそれを経験 (認識) する限りで存在する点で、存在論的に主観的である。他方、認識論的な区別を見れば、企業を構成するのが個々の人間であることは、(実はそれがロボットだったような特殊な場合を除いて) 誰の意見や態度にも依存することなく真だと言えるため、認識論的に客観的である。また、企業を構成する個人が道徳的な役割責任を果たすことを期待され、それを果たせなかった場合に道徳的責任を問われることも、(その人が心神喪失の状態にあったような能力責任が否定される場合を除いて) 誰の意見や態度にも依存せずに真であり、認識論的に客観的である。他方で企業を見れば、ある集団や登記上の対象が法人企業であることは、(登記に不備があったとかの特殊な場合を除いて)、誰の意見や態度にも依存せずに真であると言えるため、認識論的に客観的である。さらに、宮坂の議論を踏まえれば、ビジネスで企業が道徳的な役割責任を果たすことを期待され、またそれを果たせなかった場合に道徳的責任を帰属されることは、(少なくとも本稿の議論の範囲で言えば、最小限度の範囲で広く受け入れられているという意味で) 誰の意見や態度にも依存せずに真と

言えるため、認識論的に客観的である。

このように整理するならば、企業は実在する一個の実体ではないというヴェラスキーズの議論と、法人企業は道徳的な役割責任を果たすことを要請される実在的な実体だという宮坂の議論は、実在性や実体性に関して、異なる意味を用いているものとして整理することができる。

ヴェラスキーズの議論は、企業を構成する人間と、人間から構成される企業に関して、両者の存在論的身分が異なることを主張するものである⁵⁰。すなわち、企業にその構成員に還元できない特徴が認められるとしても、制度的事実としての企業の存在論的な身分が、主観的なものから客観的なものになるわけではない。

これに対し、宮坂の議論は、法人企業の存在論的な身分ではなく、認識論的な身分に関して、それが道徳的な役割責任を期待される社会的存在であることの客観性を主張するものである。すなわち、企業は（本稿の範囲で言えば）最小限道徳の範囲において、誰の意見や態度にも依存せずに道徳的な役割責任を期待される社会的存在であり、この意味で法人企業の実在性は認識論的に客観的である。この整理から見れば、企業の認識論的な客観性をいくらか強調しても、ヴェラスキーズが求める存在論的な客観性を示したことにはならないと言えるだろう。

存在論か認識論か

ここには、道徳的責任の帰属に関して、存在論的な身分と認識論的な身分のどちらを本質的と考えるかの対立がある。企業の道徳的行為者性の妥当性に関して、これを否定するヴェラスキーズの議論が方法論的個人主義として分類されること、また企業の道徳的行為者性を擁護する議論が方法論的集団主義として分類されることは、従来から指摘されてきた。

しかし、上記の整理を踏まえるならば、ヴェラスキーズの議論は、方法論的個人主義に加えて、存在論的個人主義にも与していることが分かる⁵¹。これに対して、企業の道徳的行為者性の擁護者は、一般に企業が個人と同等の存在論的身分を持つことを論じるわけではない。つまり、それらの論者は、方法論的集団主義を支持するからといって、存在論的集団主義まで支持するわけではない。例えば、共同行為における集団全般の道徳的行為者性を擁護するギルバートは、そこで論じられる集団の実在性は、存在論的に問題のないものだと主張する（Gilbert2014: 119）。あるいは、リスト&ペティットは、集団はそれ自体で実在する道徳的行為者であると論じながら、集団が示す自律性は認識論的なものだと主張する（List & Pettit 2011: 76）。

企業の道徳的行為者性を擁護する論者が目指すのは、基本的に、企業が個人と同様の存在

⁵⁰ 実際、ヴェラスキーズは上記の還元不可能性に訴える議論が、存在論的な議論だと捉えている（Velasquez 2003:539）。

⁵¹ ワーヘインがこの点を指摘している。ワーヘインはその上で、企業は存在論的には個人に還元できるが、企業の二次的な行為者性はそうではないと論じる（Werhane 1985:51）。類似の考察はハジ（Haji 2006:308）にも見られる。

論的な身分を持つと論じることではなく、企業を道徳的行為者として正当化し得る認識論的な要素を明示することである。そこで提案される議論には、ここまでのものも含めて様々なバリエーションがある。もちろん、ヴェラスキーズは、そうした認識論的な議論に基づく提案に対して、存在論的な客観性の論じられていないことをもって反論するだろう。したがって、企業の道徳的行為者性の問題は、企業に道徳的責任を帰属させるために、存在論的な客観性まで必要とされるのか、あるいは認識論的な客観性をもって企業に道徳的責任を帰属させることを正当化できるか、このような問題に収斂する。

ここでは、企業の法人格に訴えるタイプの議論に関して、サールに従い存在論と認識論の対立として問題を整理し争点を明確にした。このような明確な区別が可能であるかどうか、あるいはこのような区別の下での整理の仕方に異論があるかもしれない。しかし、ここでの整理に別の仕方があるとしても、要するに問題は、共に何らかの意味で実在的とされる個人と企業に関して、実在性のいかなる様態を重視し、両者が共に道徳的行為者であると認めるか、それを否定するかである。この対立自体は、ここでの整理に別の仕方があるとしても維持されるだろう⁵²。

企業の道徳的行為者性を存在論的な身分の問題だと論じるヴェラスキーズに対し、認識論的な議論の提案をいくら続けても議論が噛み合わないのではないか。そのように思われるかもしれない。実際、本稿が考える企業の道徳的行為者性の問題の難しさは、このような異なるカテゴリーの問題をどのように調停するかにある。

そのような調停を実現するために講じられる現行の議論で争点になるのは、次で見る行為の意図の問題である。すなわち、行為の意図を人間の意識に実在する意識的な心的状態と考えるか、反対に企業でも示すことのできる機能的状態と考えるか。意図的行為の実現に関して、存在論的に客観的と言える身分を持つ人間の意識状態を重視するヴェラスキーズと、意図の認識論的で機能的な側面を重視する企業の道徳的行為者性の擁護者の見解が対立する。本稿では、本章の残りとして次章を使って、このような心の哲学の対立に収斂する、個人と企業をめぐる存在論的/認識論的な問題の調停を試みる。

2.3 法人格と道徳的行為者性

しかしその前に、本節の最後に、上記で見た法人格に訴えるタイプの議論の検討を完了させる。ここで検討するのは、法人企業に、先程触れた行為の意図、あるいはその他の、道徳的行為者として要請される認識論的な追加要素を見出す仕方、法人企業の道徳的行為者を追求できるかどうかである。

そのような方針を検討する議論に、倉田(2017)の議論がある。倉田は、宮坂が依拠した岩

⁵² 例えば、企業を構成する個人に関して、それが存在論的に主観的だと論じることが理論上は可能である。しかしその場合も、企業活動を実際に生じさせる個人とそうではない企業といった違いのように、存在論的な主観性という両者の身分を維持したまま、その中にさらに違いを認めることが可能である。したがってサールと異なる整理の仕方を講じた上でも、ここでの議論の整理は、(別の言葉遣いになったとしても)なお維持される。

井の株式会社論(本章第2.1節)を下敷きに、それをリスト&ペティット(List & Pettit 2011)の示す合理的な集団行為者性の条件をもって補強することで、法人格の実在性を擁護することを試みる⁵³。

結論から先に言えば、法人格の実在性に訴えるタイプの議論は成功しない。法人格の問題は、道徳的行為者性とは異なる領域の問題である⁵⁴。なぜなら、法人格は行為者性の問題にとって必要条件でも十分条件でもなく、逆もまた然りだからである。

ここでは、法人格と企業の道徳的行為者性に関して、(1)前者の肯定と後者の否定が成り立つこと、また(2)後者の肯定と前者の否定が成り立つことを確認する。これにより、両者が論理的に別の問題であることを示す。

まず、(1)法人格は法的な手続きを適切に行うことで成立するが、法定要件を充たしたからといって、例えばリスト&ペティットが言う合理的な集団行為者性の条件が充たされるわけではない。会社法に行為者性の要件は含まれないからである。

次に、(2)例えばリスト&ペティットが示す合理的な集団行為者性の条件を充たす集団があったとしても、だからといって、その集団が法人格を有するわけではない。法人格は、法定要件を充たした場合にだけ成立する。要するに、法定要件は行為者性を含意しないし、行為者性は法定要件を含意しない。両者が重なる場合もあるだろうが、基本的にそれらは論理的に別の問題である。

したがって、本稿で法人格の問題を取りあげるのはここまでである。実際、企業の道徳的行為者性をめぐる現行の議論は、それを擁護するにせよ否定するにせよ、問題を法人企業に限定しない。むしろ、多くの議論は、法人格を持たない組織も対象として論じる⁵⁵。したがって以下でも、念頭に置くのは大規模な株式会社の起こした企業事故や不祥事であるが(第1章3.1節)、議論の対象は、広く法人格を持たない組織も含むものとして議論を進める。

3 企業の志向性に訴えるタイプの議論

本節では予告通り、企業の意図をめぐる議論を確認する。第1節のヴェラスキーズの批判を踏まえるならば、企業の還元不可能性は、企業の道徳的行為者性を正当化するために訴え

⁵³ リスト&ペティットの議論は、第8章で詳述する。ここでは内容に踏み込まない。本節の議論の趣旨は、問題の形式からして、法人格の問題と道徳的行為者性の問題が別のものであることを示すことである。

⁵⁴ フレンチは、1979年の論文(French 1979)の時点ですでにこの点を指摘している。

⁵⁵ 例えばヘスは、企業の自由意志を論じた論文で次のように言う。「私が『企業(corporation)』や『企業実体(corporate entity)』について語るとき、それは集団(collectives)を指しているのであって、法人やこの言葉で指定され得る他のものを指しているのではない。『ウォルマート』や『ACME』についての主張は、適切に組織化され指示された、ウォルマートやACMEを構成する人々の集団の特徴についての主張である。現代の企業はこの種の集団の範型だが、その主張はいかなる法的地位にも依存せず、またそれを前提としておらず、法的な企業に限定されるものではない。大学、NGO、政府、宗教団体、そして軍隊の支部も、ここで提示された説明では全て適格であると思われるのであり、自由意志と道徳的行為に関する主張はそれゆえ、それらにも及んでいる」(Hess 2014: 242)。

る必要がある議論だが、それだけでは十分ではない。法人格の実在性に訴えることはできないことは、第2節で確認した。そこで、企業の道徳的行為者性の擁護者は、何か別の仕方、「企業組織には、それにもかかわらず、それを道徳的責任の適切な主体とするような特別な何かがある」(Velasquez2003: 541)と主張する必要に迫られることになる。

そこで争点になるのが、意図をはじめとする企業の志向性の問題である。もちろん、個人の存在論的身分の確かさを強調するヴェラスキーズに対して、そうした議論は暖簾に腕押しのようにも思われる。しかし、それでもなお、企業の志向性を説明する議論は、今日まで様々なバリエーションを増やし続けている。

以下では、その中の主だった議論を取りあげるとともに、それに対するヴェラスキーズの批判、またヴェラスキーズと共に企業の道徳的行為者性を批判するレンネガードの批判を取りあげる。それを通じて、志向性の問題が、両者の間でなお決着の着いていないことを確認する⁵⁶。

3.1 企業の意図の問題

まず、企業の道徳的行為者性の擁護者による、企業に意図⁵⁷を認める議論を確認する。実のところ、そのいくつかはここまでの議論で言及している。第2章で取りあげた、行為記述の複数性をめぐるフレンチの議論がその一例である(第2章2.3節)。

デイヴィドソンの行為者

改めて確認すると、フレンチは、道徳的責任を帰属される行為者をデイヴィドソンの行為者と呼び、企業がそれに当てはまると主張するのであった。デイヴィドソンの行為者とは、ある対象を行為者として、意図的行為を真に記述することができる場合の行為者のことを言う。意図的行為を真に記述することができるとは、意図的行為を行う行為者として、行為文から問題の対象を消去できないことを意味する。例えば、ある企業活動を企業の意図的行為として記述する場合の行為文が、取締役会を構成する個々人の意図的行為の行為文の省略表現に過ぎないのであれば、企業は元の行為文から消去可能であり、企業を行為者とする意図的行為の記述は成立しない。他方、ある企業活動に関する行為文から、企業を行為者として消去できないのであれば、企業は消去不可能なデイヴィドソンの行為者であり、それ自体で意図的な行為者と言える(French 1979: 211)。本章の第1節で見た通り、行為文の再記述をめぐる議論は、言い換えれば、企業の個人への還元不可能に訴える議論でもあった。行為文の再記述、還元不可能性、そして行為の意図の問題を、このようにフレンチは架橋する仕方で論じる。

デネットの志向システム論

⁵⁶ 次の企業の志向性、次章の推論主義の道具立て(第5章1節)は西本(2021)に負っている。

⁵⁷ 行為内意図と先行意図の区別は、脚注21を参照。

企業の意図を正当化するフレンチの議論は、他のバリエーションもある。その一つは、デネットの志向システム論(Dennett 1987)を用いた議論である。フレンチは、デイヴィドソンの行為者の議論と志向システム論を、ほとんど同義の議論だと述べる(French 1992:4)。デネットの議論は、意図、信念や欲求などの志向的状态を、他者の解釈に基づいて帰属される特性だと理解する、志向的状态に関する解釈主義として知られる。デネットによれば、志向システムとは、対象の振る舞いを予測するために用いられる、志向姿勢 (intentional stance) と呼ばれる戦略で説明される存在である(Dennett 1987:15 [25])。

志向姿勢は次のように説明される。まず、振る舞いを予測する対象について、それが合理的行為者であると仮定する。この仮定により、対象は合理性の諸々の制約に服すものとして理解される。合理性の制約とは、真なる事柄を信じること、信念が整合性を保っていること、保持する信念の演繹的な帰結や全体の証拠から導かれる帰納的推論の帰結を受け入れることなどの、合理的ということによって課される諸々の制約の束である(Tollefsen 2002:32)。デネットによれば、こうした仮定のもとで、対象の振る舞いを、意図、信念、欲求などを持つ行為者の合理的行為として予測することができれば、その対象はそうした志向的状态を持つということができる。例えば、私が近くにいるネコを対象としてその振る舞いを予測するとする。このとき、私が、そのネコが目の前のネズミを捕えようとする意図を持つなら、ネコはネズミに飛びかかるだろうと予測し、実際にネコの振る舞いの予測に成功するならば、ネコはそうした意図を持つ存在として認められる。このような、志向姿勢によって振る舞いを予測できる対象こそが、デネットが志向システムと呼ぶものである。デネットは信念に関して次のように言う。

どんな対象あるいはシステムでもこの[志向姿勢の]戦略で振る舞いが充分予測できるなら、それはまさしく信念を持つ者 (believer) と呼ぶにふさわしい…真に信念を持つ者とは何かと言えば、それは志向システムである。つまり、志向戦略によって振る舞いが充分な信頼性を持って予測できるシステムのことをいう(Dennett 1987:15 [25])。

このようにデネットは、志向的状态を、志向姿勢を用いた予測によって理解される、解釈依存的な特性だと主張する。この立場においては、例えばサーモスタットや国家であっても、場合によっては志向的状态を持つ存在であることが帰結する。そのため、このような志向的状态の理解が妥当なものであるならば、企業もまた、その振る舞いを根拠に、意図的行為の主体だと主張 (デイヴィドソンの行為者の文脈で言えば記述) できることになる。このような志向的状态の理解に基づき、フレンチは、企業が意図を持つ行為者だと理解できるがゆえに、企業は意図的行為者であると主張する。

ブラットマンの意図の計画理論

しかし、フレンチはさらに、上記と別の意図の理解も提案する(French 1995)。それは、

ブラットマン(Bratman [1987] 1999)の意図の計画理論を援用するものである。ブラットマンによれば、意図の特徴は、例えば、「明日の飛行機で新千歳空港に飛ぶ」のように、未来指向的に形成される点にある (ibid. 8)。この点で、未来指向的意図は計画の一部である。つまり、未来指向的意図は、人間が計画を形成し、それを保持し、場合によって結合したり、修正したりする中で本質的な役割を果たす。この理解は、デイヴィドソンの意図に関する伝統的な議論と対照をなす。伝統的な議論は、意図的行為の遂行中に見られる、現在指向的意図に焦点を当てる。その場合、意図はその時点で行為者が持つ信念と欲求の組み合わせと同一視されるため、計画に関わる未来指向的な要素は考慮されないことになる (ibid. 6-9)。しかし、そうした意図の理解は犬や猫にこそ適切かもしれないが、計画する生き物としての人間にとってはそうではない⁵⁹。ブラットマンの目的は、意図を信念と欲求の組み合わせと考える信念欲求モデルに替えて、意図の計画理論を提示することである。

フレンチは、この議論が、上記の企業の意図の議論よりも確かな仕方で、企業の意図を正当化すると考える。もし意図が信念欲求モデルから説明されるなら、心を持たない企業は信じたり欲求したりすることができないため、意図を持つことは困難である (French 1995:10-27)。しかし、意図が計画や計画することに関わる機能的側面から特徴づけられるなら、企業にそれを見出すことは可能である。つまり、意図に関して機能主義を採用するなら、「その状態 [意図] の主要な要素である計画は、企業の意思決定に典型的に見られる」 (ibid. 12) のである⁶⁰。

このように、フレンチの議論だけでも、企業の意図を正当化する複数のバリエーションがある。以下でこれらの議論への批判を確認するが、その前に、ここまでの議論への疑問に答える仕方で、フレンチの議論のもう一つの特徴を確認する。

M社の督促の例

その疑問とは、企業の意図と個人の意図の関係をめぐるものである。すなわち、上記のような仕方で企業の意図を説明する場合、企業の意図と企業内の個人のそれとの区別は、どのようにつけられるのか。この点に答える必要がある。

フレンチは、次のような例をあげる (ibid.)。ある日、フレンチの家に、ニューヨーク州バッファローにある自動車会社Mのクレジット部門から通知が届いた。通知によれば、フレンチはM社からリースした車に対する前年分の財産税の一部を滞納している。通知にはSという名前のサインがあり、滞納分を納めるかSに連絡するよう記してある。フレンチは

⁵⁹ この指摘はドナルドソン(Donaldson 1982:22-23)にも見られる。

⁶⁰ フレンチは、このように心的状態なしに意図を持つことは可能だと考えるが、ブラットマン自身は、意図を心的状態として議論を進めており、ブラットマンの議論からフレンチの議論が導かれるかは疑問が残る (Bratman [1987] 1999:10)。他方で、ブラットマンは、自ら企業の道徳的行為者性をめぐる議論に参入し、特定の共有された手続きを経てなされた集団の決定は、心的状態でなく、また構成員の共有意図 (Bratman 2014) と異なる集団の意図だと主張する。この議論でブラットマンは、集団の意図が心的状態でないことについて、フレンチよりも詳細な検討を行っている (Bratman 2017)。

通知が誤りだと思ったので、記載された番号に電話をかけた。Sが電話に出てフレンチの質問に答えた。Sによれば、M社には、フレンチの滞納を示す記録が確かにある。フレンチはその点を何度も確認したが、Sの答えは変わらない。二人はやり取りの末に、問題を解決する合意できる結論に達した。

フレンチによれば、この事例で督促の意図を持つのは、SでなくM社である。意図の計画理論から見れば、督促の意図は、M社の計画や計画することに関わる機能的側面から特徴づけられる。その場合、督促を行う意図をM社の計画に基づくものと理解することは可能である。再びフレンチの言葉を引けば「その状態 [意図] の主要な要素である計画は、企業的意思決定に典型的に見られる」(ibid. 12) のである。

他方で、この事例では、企業の意図と企業内の個人の意図の区別が問題になる。M社の督促は、M社の意図的行為としても、従業員Sの意図的行為(例えば、「Sがフレンチ宛の督促にサインした」としても記述することができる(ibid. 23)。このとき、督促がM社の意図的行為であることを確証するのは、企業が持つ意志決定構造である(ibid. 25-26)。フレンチはこれを、企業内決定構造(Corporation's Inner Decision Structure, CIDS)と呼ぶ。

CIDS

CIDSは二つの要素から構成される。それは、企業内の地位とレベルを記した組織フローチャートと、企業内の決定や行為が企業のものであることを承認する規則(通常は企業憲章を含む)である。組織フローチャートは、企業の決定がどのレベルで、誰によってなされるべきかを定める。さらに、特定の誰かによってなされた決定や行為は、承認規則を参照することで、企業の決定や行為とされる。すなわち、企業内の誰かによる決定や行為をCIDSから見るならば、それは企業の意図や意図的行為として適切に記述される。M社の督促についていえば、CIDSに照らして適切なものである限り、それはM社の意図的行為として理解される。

3.2 レンネガード&ヴェラスキーズの批判

ここから、企業の意図を正当化する議論への批判を見る。企業の意図、またそれを含む企業の志向的状态をめぐる議論は、他にも様々なバリエーションがある。しかし、ここで取りあげる批判は、それら全てを対象とする。その批判は、レンネガード&ヴェラスキーズによるものである。レンネガード&ヴェラスキーズは、企業の道徳的行為者性をめぐる2017年の論集(Orts and Smith 2017)で、企業の道徳的行為者性に対する批判をまとめた共著論文(Rönnegard and Velasquez 2017)を発表した。意図の問題はそこで提示される論点の一つである⁶¹。

⁶¹ レンネガード&ヴェラスキーズが提示する論点は次の六つである。(1)企業の道徳的行為者性は反直観的である、(2)企業は心的な意図が持てない、(3)企業は知識や感情を持てない、(4)企

意図に関する機能主義

意図の計画理論に顕著なように、企業に意図を認める議論は、意図に関する機能主義的見解を採用する。フレンチの場合、その議論と CIDS を組み合わせることで、企業に意図を認めることを主張する。レンネガード&ヴェラスキーズによれば、企業に意図を認める他の論者も、何らかの仕方、意図に関する機能主義を支持する (Rönnegard and Velasquez 2017:128)⁶²。しかし、レンネガード&ヴェラスキーズによれば、意図に関する機能主義は誤りである (Rönnegard and Velasquez 2017:134-37; Velasquez 162003:558 n.40)。端的に言えば、レンネガード&ヴェラスキーズの議論は、企業の道徳的行為者性で問題になる意図とは人間の持つ心的な意図のことであり、企業にそれを持つことはできないと主張するものである。二人によれば、意図に関する機能主義は、機能的側面から理解した意図を企業に帰属できることをもって、企業に意図を認める議論である。その際の意図の帰属の仕方には次の二通りがあるが、どちらも企業に心的な意図があることを示すものではない⁶³。したがって、企業の道徳的行為者性は誤りということになる。

あたかも志向性の帰属

企業に意図を帰属する仕方の一つ目は、我々が企業に意図があると比喩的に語る場合や、それによって企業の振る舞いを予測する場合に行う帰属である。M 社の督促でいえば、M 社に督促の意図があると語ったり、それによって M 社の振る舞いを予測したりする場合がそうである⁶⁴。しかし、我々がそのように企業に意図を帰属させるとしても、企業に人間と同様の意図があるわけではない。

この批判は、サール(Searle 1992)の志向性論を援用する (Rönnegard 2013: 86-76; 2015: 24-25; Velasquez 2003: 546)。サールは、人間の心の内に実在する志向的状态と、心を持たない対象に帰属されるだけの志向的状态を区別する。例えば、誰かが「私は喉が渴

業は行為に関与できない、(5)企業の道徳的責任は不公平な責任帰属を生じさせる、(6)企業は自律性を持ってない。(1)は第1章1節、2節で応答した。(5)は第2章3節で応答した。(3)(4)(6)は本章の最後で言及する。

⁶² レンネガード&ヴェラスキーズがあげるのは、前節のフレンチ (French 1979, 1992, 1995) の他、ペティット (Pettit 2007) の議論である (Rönnegard 2013: 85; 2015: 17-29; Rönnegard and Velasquez 2017: 128-9)。他に、前章で見たワーヘイン (Werhane 1985)、スミス(Smythe 1985)、ウィーバー(Weaver 1998)、アーノルド(Arnold 2006)、杉本(2008)、ブラットマン (Bratman 2017) も、意図に関して機能主義を採用する。

⁶³ 意図の帰属にはもう一つ、企業のメンバーの全てあるいは多くが同一の意図を持つことの省略表現として、企業に意図を帰属させるという仕方がある (Rönnegard and Velasquez 2017: 130; Velasquez 2003: 545)。企業の意図の問題は、基本的に企業内の特定のメンバーに帰属できない意図を問題にするものであるため、ここでは省略表現としての帰属を扱わない。

⁶⁴ 2017年の共著論文では、ペティット (Pettit 2017) の議論がこの帰属の例にあげられている。それ以前の議論では、デネットの志向システム論があげられる (Rönnegard 2013: 85-87, 2015: 21-25)。

いている」と発話する場合、発話者の心の内に、渇きの感情と飲みたいという欲求がある (Searle 1992: 128-29 [78])。これに対し、誰かが「企業は督促を意図している」と発話する場合、企業に同様の仕方で意図があるわけではない。サールは、人間の心に実在する志向の状態を「本来的志向性」(intrinsic-intentionality)、比喩的に語られる志向の状態を「あたかも志向性」(as-if intentionality)と呼ぶ。この区別に従うなら、企業の意図はあたかも志向性に過ぎない⁶⁵。

志向性の指令的帰属

意図の帰属の二つ目は、企業を意図的な行為者として扱うよう指令的 (prescriptive) に、企業に意図を帰属させるものである。このタイプの帰属は、あたかも志向性の帰属が記述的帰属と呼ばれるのに対し、指令的帰属と呼ばれる (Velasquez 2003: 547)。指令的帰属は、CIDS に言及する上記のフレンチの議論に見られる。つまり、M 社の督促でいえば、我々は CIDS に基づき、督促を M 社の意図的行為として扱うよう指令的に、M 社に意図を帰属していることになる。フレンチの「CIDS は規範的な役割を遂行する必要がある。つまり、それは指令的であって単に記述的なものではない」(French 1995: 31) という言葉に照らしているなら、意図の指令的帰属は、企業を意図的な行為者として扱うことを、規範的に要請するものだと言える。

付言しておく、こうした規範的な要請は、企業活動だけに見られる特別なものではない。このことは、指令的帰属がサール(Searle 1995)の制度的事実 (institutional facts) の亜種とされていることから読み取れる (Rönnegard and Velasquez 2017:129; Velasquez 2003:559 n.46)。制度的事実とは、特定の集団が企業であるとか、特定の人物が CEO であることなど、人間の制度的世界を構成する事実の総称である (本章 2.2 節)。この事実、宣言 (declarations) という言語行為が遂行され、かつ関係者がそれを適切なものと認識する場合に創り出される (Searle 2010)。例えば、我々は一定の条件 (具体的には法定要件) を充たし、「ここに企業がある」と宣言することで、特定の企業があるという事実を創り出すことができる⁶⁶。この事実、関係者にその内容に相応しい仕方で行為することを要請する、義務論的力 (deontic powers) と呼ばれる規範的な力を持つ (ibid. 8-9 [10])。人間の制度上の行為は一般に、制度的事実の義務論的力に従う形で遂行される。企業を意図的な行為者とする指令的帰属の規範性も、制度的事実の義務論的力ということになるだろう⁶⁷。

しかし、我々が制度的事実の内容に従って行為することを規範的に要請されるとしても、

⁶⁵ あたかも志向性を本来的志向性と混同する議論として、サールはしばしばデネットの志向システム論をあげる (Searle 1992: 82 [134])。

⁶⁶ サールは、カリフォルニア州の会社法を例にあげる (Searle 2010: 97-98 [152])。このとき既存の法律が制度的事実であるように、制度的事実他は他の制度的事実依存して成立する場合もある。

⁶⁷ しかし、サールのいう制度的事実企業意図が含まれるかどうかは疑問が残る。M 社から届いた紙片が督促状であることは制度的事実だが、企業が督促の意図を持つというような事実を、サールは議論していない。

企業に心的な意図が生じるわけではない。そこには、本来的志向性の意味での意図がない。ヴェラスキーズは言う。「手続きもポリシーも、集団の心的状態や集合的心性を創造しない。フレンチも他の論者も、手続きとポリシーに従うことで集団がそれ以前になかった本当の志向性を創り出すという証明を提出していない。そうした論証がないなら、集団の意図は比喩的なものだという直観的でもっともらしい見方を放棄する理由はない」(Velasquez 2003: 546)。

ここまでの議論が正しいならば、意図に関する機能主義は、いかなる帰属の仕方をもって、企業に心的な意図があることを示すことはできない。さらに、他の論点でも、レンネガード&ヴェラスキーズは、道徳的行為者であるために、行為に関する心的な知識や気づき (awareness)、感情など、心的な要素が必要だと主張する (Rönnegard and Velasquez 2017:128,131,137)。二人に言わせれば、心的状態に言及しない仕方で意図や他の要素を説明する機能主義的な議論は、いずれも誤りなのである。

3.3 心理主義と機能主義

この議論に対して、どのような応答が可能だろう。セピンウォール (Sepinwall 2016) は、機能主義を採用することで企業の道徳的行為者性を擁護する論者と、心的な要素に言及することでそれを批判する論者の論争を次のようにまとめる⁶⁸。すなわち、企業の道徳的行為者性の擁護者は、二つの課題のうち一つに直面することになる (ibid. 11)。一つ目は、道徳的行為者性に必要とされる心的な要素の類似物を企業に見つけ出すことである。意図やその他の心的状態を機能的特徴から説明する議論が、これに当たるだろう。しかし、そのような類似物は、すでに見たように「粗末な代用品」(ibid. 11) として否定されることになる。

二つ目は、心的な要素が道徳的行為者性に必要な要素ではないと主張することである。例えば、アーノルドの「なぜこのような志向性の理解に同意しなければならないのか。ヴェラスキーズは何の議論もせずに、この立場の直観的な魅力なるものに頼っている」(Arnold 2006:284)⁶⁹とか、ヘスの「これらの [心的な要素の] 仮定は、議論されても正当化されてもいないし、それ自体が道徳的行為者性にとって必要不可欠なものではない」(Hess 2010:61)などの言明が、こうした主張に当たるだろう。つまり、道徳的行為者であるために心的な意図が必要だという仮定が正当化されない限り、機能主義を擁護する論者は、レンネガード&ヴェラスキーズの議論にかかずらう必要はないというわけである。

⁶⁸ セピンウォールの議論は、企業の道徳的行為者性をめぐる対立が目下のところ解消できないこと、およびその対立のポイントがどこにあるかを論じるものであり、対立する立場のいずれが優勢かを示すものではない。セピンウォールによれば、対立のポイントは「企業の競合する概念ではなく、道徳的行為者性が何を要求するかについての意見の相違」(Sepinwall 2016:3) にある。

⁶⁹ アーノルドの批判はヴェラスキーズ (Velasquez 2003) に向けたものだが、レンネガード&ヴェラスキーズ (Rönnegard and Velasquez 2017) に向けたものと考えて論旨に影響はない。

確かに、この仮定に関して、レンネガード&ヴェラスキーズはサールの志向性論を援用して意図は心的なものだと主張する他に、特段の正当化を行っていない⁷⁰。好意的に理解すれば、二人の議論は、サールに従い志向的状态は心的状態ではないと考えることで、道德的行為者性に必要とされる意図も心的状態ではないと主張するものと言えるだろう。基本的に、志向的状态（およびそこに想定される志向性）を心的なものとする見解は、心の哲学の伝統に沿ったものであり、多くの議論の前提を構成してきたものである。この点を鑑みれば、機能主義を擁する側にこそ、機能的特徴を示せば心的な要素を考慮しなくてもよいと考えることの正当性や、そうした扱いをした場合の帰結を提示する必要があるように見える。それが企業の道德的行為者性の当否を分ける論点なら尚更である⁷¹。

加えて、サールはその志向性論、すなわち本来的志向性とあたかも志向性を区別し、心的状態である前者のみを志向的状态と認める議論に関して、それ以上の正当化は必要ないことを強調している。その理由は、志向的状态が心的状態であるという事実が、社会的世界を構成する制度的事実が我々の認識や行為に依存して成立するのと対照的に、我々の行為や認識から独立した事実⁷²だからである（Searle 1998: 9-10, 95）。この事実は、例えば、我々は意識を持たないと主張する場合ですら、相手が意識的であることを前提せざるを得ないように、人間の認識や行為の前提をなすものである⁷³。言い換えれば、この事実は正当化を要する理論や見解ではないのである。これに対し、機能主義は、志向的であるという志向的状态の特徴を機能的関係に置き換えることで、その特徴に関して何らの説明も与えないどころか、世界の多くの事物が人間と同様の仕方で志向的だと論じる誤った議論である（ibid. 50）。志向性に関して必要なのは、それがあるという事実を認めることであり、それを別の仕方で説明することではない。このように見れば、レンネガード&ヴェラスキーズは、これらの理由をもって、意図に関する心理主義に正当化は必要ないと主張できるだろう。これに対し、「もし〔意図に関する〕直観が別の場所にあるなら、もし志向性を示す存在のクラスが心的状態を持つものに限定されないという可能性を受け入れるのを厭わないなら、企業

⁷⁰ 意図以外の点でも、このことは同様に見える。行為に関する知識を心的なものとする点に特段の正当化は見られない（Rönnegard and Velasquez 2017:127-8）。また、行為の意図に関する気づきを心的なものとする点に関しては、サール（Searle 1980）の中国語の部屋の議論で強調される意味の心的な理解が、これに相当するとされる（Rönnegard 2013: 86-7; 2015: 25）。加えて、この気づきの理解は、二人が考える自律性の条件にも適用される

（ibid.）。レンネガード&ヴェラスキーズの議論は、このように主要な論点を、サールの議論に負っている。本稿の以下でサールの議論を中心的な問題とするのは、この理由による。

⁷¹ 脚注 60 でも言及したが、ブラットマンは、彼の議論を援用してきたフレンチやアーノルドより、企業に認められる意図が心的状態でないことにより注意を払っている（Bratman 2017: 49-50）。

⁷² 正確には、志向的状态が心的状態であることは、個人の主観によって捉えられるという点で、人間の主観に依存した事実である。しかしそれは、自分以外の観察に依存しないという点で独立だといわれる（Searle 1998: 94）。

⁷³ この例は、デネットに向けたサールの皮肉から構成した（Searle 1997:130）。サールは、外的世界の実在論に関する超越論的論証として、この形の議論を提示している（Searle 1995: 177-98）。

の志向性の議論が提供されるだろう」(Arnold 2006:284) というように、意図に関して異なる直観を持ち出しても、有効な反論とはならない。こうした仕方で異なる意図の理解を提示することはできても、レンネガード&ヴェラスキーズもなお、「集団の意図は比喩的なものだ」という直観的でもっともらしい見方」(Velasquez 2003:546) のように、自分達の直観を繰り返すことが可能であり、議論を取り下げることはないからである。

したがって、意図に関する心理主義に正当化がなされていないとか、意図に関して異なる直観を支持すると主張するだけでは、レンネガード&ヴェラスキーズへの有効な反論にならない。意図に関する心理主義それ自体が論駁されない限り、機能主義の方こそ、レンネガード&ヴェラスキーズがかかずらう必要のない議論ということになるだろう。この点で、意図に関する心理主義が誤りであることの「証明の重荷は、まさに集団主義者 (collectivist) の肩に課せられる」(ibid. 549) のである。セピンウォールのまとめに戻れば、その課題が果たされない限り、「我々に馴染みある現象学的な構成要素を欠いた道徳的責任の説明は、承認できないほど異質なもの」(Sepinwall 2016:11) ということではなかろう。

もっとも、この議論は、レンネガード&ヴェラスキーズの主張を好意的に補足したものである。二人の議論に関しても、なぜ企業活動の道徳的責任が問題である場合に、心的な意図と同等の機能的特徴を示す事物を同じ仕方で扱うことが適切でないのか、より積極的な議論が求められるだろう。しかしながら、上で見たように、機能主義を擁する論者も、心という個人と企業の違いを捨象して機能的特徴から企業活動の道徳的責任を考えることの正当性、またその帰結を示すことが求められる。まとめれば、これらの点を示さない限り、双方とも相手を論駁するには至らないのである。

こうした双方の隔たりを、前節で見た企業の存在論的/認識論的な身分をめぐる対立から見直せば、ここにも、志向的状态の理解をめぐる同様の対立がある。すなわち、志向的状态の理解をめぐって、実在的な心的状態という存在論的身分を重視するレンネガード&ヴェラスキーズと、機能的で認識論的な特徴を論じる企業の道徳的行為者性の擁護者の隔たりである。企業活動の道徳的責任をめぐっていずれの見解が適切か、次章では本稿としての立場を明示する。

4 追加条件の提案

その議論に移る前に、本章の最後として、ヴェラスキーズ&レンネガードが主張する、道徳的行為者であるために必要でありながら企業が充たすことのできない条件を、さらに四点確認する。

4.1 企業の自律性に訴えるタイプの議論

一つ目に、道徳的行為者であるために必要なのは、単に意図を持つことに留まらず、意図を含む一階の志向的状态に対する二階の志向的状态を持つことである⁷⁴。例えば、ある人は

⁷⁴ この議論は、フランクファート(Frankfurt 1971)を参照している。

肉を食べたいという一階の欲求を持つかもしれないが、動物を傷つけないという二階の欲求も持つことができるため、肉を食べないという意図を形成することができる。このような二階の志向的状态を持つことで、単に欲求に反応するのではなく、主体的に行為を選択することができる。

レンネガード&ヴェラスキーズは、この能力をもって自律性と呼ぶ(Rönnegard and Velasquez 2017:134)。しかし、企業がそれを持つことはできない。なぜなら、二階の志向的状态を持つことは、自身の志向的状态に対する心的な気づき(awareness)を必要とするからである(Rönnegard 2013:86)。ここでの心的な気づきは、サールの「中国語の部屋」(Searle 1980)の議論に依拠して説明される。この議論では、次のような思考実験が提示される。まず、ある部屋に A が一人していると想像する。A は英語を話すことができる一方で、中国語については全く理解することができない。しかし A は、部屋に置いてある英語のマニュアルに従って、部屋の外の人にとってはあたかも中国語を理解しているかのように思われる方法で、中国語を操ることができる。このとき、サールが問題とするのは、部屋にいる A はたして中国語を理解しているのだろうか、ということである。

サールの答えは、こうした仕方で A が中国語を操っていたとしても、それだけでは A が中国語を理解していることにはならない、というものである。サールの思考実験は本来、コンピュータのプログラムはそれだけで脳状態の全てを実現できるとする、いわゆる強い AI と呼ばれる議論への反論として考案されたものである。その文脈に照らして言えば、もし中国語を操る A と同じように、コンピュータがプログラムの規則通りに中国語 (として中国語使用者に理解される出力) を完璧に操れるとしても、コンピュータには、通常の意味で中国語使用者にあるはずの中国語の理解がない。そのため、コンピュータが中国語を理解していることにはならない。中国語使用者が持つはずの中国語に対する理解 (レンネガード&ヴェラスキーズの議論の文脈で言えば、行為者が自身の行為に対して持つはずの気づき) は、プログラムを実現するコンピュータにあるのではなく、「それをプログラムする人と使う人の心の中、すなわちインプットを入れる人とアウトプットを解釈する人の心の中にだけある」 (ibid. 423) のである。

自律性、すなわち二階の志向的状态を持つことができるのは、自身の行為の意図に対する心的な気づきを持ち、行為を自主的に選択し得る存在だけである。「意図的行為の選択における気づきは、選択することおよび意図することの能力の両方が、形而上学的に心的状態であるということを示唆している」 (Rönnegard 2013: 87) 。

4.2 企業の知識に訴えるタイプの議論

二つ目に、何らかの行為に行為者が道徳的責任を負う場合、行為者は、自分が何をしているかに関する知識を持ち、それを意図的に行ったのでなければならない(Rönnegard and Velasquez 2017:127)。もし行為者が自分で何をしているのか全く知らずに行為した場合、行為者は行為に対して道徳的責任を負い得ない。しかし、知識は、行為者が心を持っている

場合にのみ持ち得る心的状態である。企業を含む集団は、心を持たない。したがって、企業に対して道徳的責任を帰属させることはできない。

4.3 企業の感情に訴えるタイプの議論

三つ目に、道徳的行為者には、知識や意図だけでなく、感情を経験し、罪悪感や自責の念を感じる能力が要求される (ibid. 131)。しかし、企業は情緒的な能力を持たないため、感情を経験することができず、罪悪感や自責の念という感情が引き起こされない。また企業は人間の気持ちを知ること、人間に共感することもできない。

4.4 行為への関与に訴えるタイプの議論

最後に、行為者が行為や出来事に対して道徳的責任を負う場合、行為者は、その行為や出来事が生じるか否かを決定する活動に、何らかの関与をしていなければならない (ibid. 132)。つまり、その行為者は、自らの行為かあるいはその行為を防ぐことに失敗したかのいずれかを通じて、問題の行為や出来事もたらしたか、もたらすのを助けたのでなければならぬ。しかし、企業の行為は、いずれもその構成員の行為あるいは不作為によってもたらされる。企業の構成員が動かなければ、企業の行為は何も生じない (Velasquez 2003: 543)。

まとめ

以上、企業の意図の問題に追加する仕方、レンネガード&ヴェラスキーズが主張する、企業の道徳的行為者性に要請される条件を四つ確認した。そのうち、自律性・知識・感情に関して、心を持たない企業は、いずれもそれを持つことができないとされる。最後の、行為への関与の問題は、企業の行為は全て企業内の個人に依存する点が論じられる。本稿の冒頭の問題意識を思い出せば、これらの論点は、総じて「精神も肉体もない」企業に、いかにして道徳的行為者として相応しい能力を認めることができるか、あるいはできないかを問うものである。レンネガード&ヴェラスキーズは、全ての点に否定的である。次章で本稿の立場からの反論を行う。

第5章 推論主義と企業の意図的行為

本章では、レンネガード&ヴェラスキーズの心理主義による議論に反論する。この目的のため、ブランダム (Brandom 1994, 2000) の推論主義を取りあげる。推論主義は、主張を中心とした言語表現の推論的な役割から、文の内容やそこに含まれる真理や指示などの概念を包括的に説明する、意味論における機能主義の一種である。

さらに推論主義は、以下で見ると言語表現の推論的な役割から信念や意図など志向の状態を説明する点で、心の哲学における機能主義の一種でもある (Brandom 1994:154)。もちろん、(レンネガード&ヴェラスキーズの依拠する) サールの議論に従えば、そうした議論は、前節で見たように志向の状態が心的状態であることを説明していないと退けられるだろう。

しかし、ブランダムをはじめ推論主義の支持者には、志向の状態を心的状態ではなく言語使用から理解すべきと主張することで、心理主義を否定する者もある (González de Prado Salas and Zamora-Bonilla 2015; González de Prado and Zamora-Bonilla 2021; Heath 2008; Salis 2017)。つまり、推論主義は心の哲学における機能主義の一種であると同時に、心理主義を含意しない。したがってその議論は、意図に関する心理主義を否定し、機能主義を支持する議論を提供すると見込まれる。

以下では、推論主義による志向の状態の理解と、サール (そしてレンネガード&ヴェラスキーズ) の心理主義による理解を比較する仕方で、企業活動の道徳的責任が問題である場合、推論主義による言語論的な志向の状態の理解が適切だと主張する (第1節)。その上で、推論主義から見る場合の企業の意図の問題 (第2節)、企業の意図的行為の問題 (第3節) を論じる。最後に、なお残る身体の有無の問題、存在論的身分の問題に答えることで、企業が意図的な行為者であることを示す。残る論点は次章で検討する。それらを合わせて、企業は道徳的行為者であると主張する。

1 推論主義

1.1 基本的な道具立て

理由を与え求めるゲーム

まず、推論主義の基本的な道具立てを確認しよう。ブランダムは、合理的行為者と他の存在を分かち特徴として、概念の理解に注目する。これは合理主義の一般的な特徴だが、推論主義の特徴は、概念内容を「理由を与え求めるゲーム (the game of the giving and asking for reasons)」と呼ばれる言語実践から説明する点にある (Brandom 2000:48–49 [65])。この実践は、参加者が主張を基本的な手番として、なされた主張を理由として次の主張を行ったり、なされた主張の理由を尋ねたり答えたりすることで進行する。

オウム (動物) と人間の違いに注目して、この実践を見てみよう。オウムと人間は共に、赤い物を見て「これは赤い」と発話する、信頼可能な弁別的反応の傾向性 (reliable

dispositions to respond differentially) を持つ。他方で、オウムと人間を分けるのは、この発話における「赤」の概念の理解である。例えば、人間は「これは赤い」に続き「色がある」とか「青くない」など、さらなる発話を行うことができる⁷⁵。また人間は、なぜそのような発話を行ったのかを尋ねられた場合、その理由を説明することもできる。これに対しオウムは、「これは赤い」と発話することはできても、その発話を理由としたさらなる発話をしたりすることも、相手に発話の理由を尋ねられた場合に答えたりすることもできない。このような、理由を与える求める実践で適切に概念を使用できるかどうか、オウムと人間の違いである。

このアイデアを、サールのそれと比較しておこう。サールは、統語論的に正しく言語を扱う対象があったとしても、その対象が言語の意味を理解しているわけではないと考える (Searle 1980: 422)。この議論が、前章の最後に見た中国語の部屋の議論である (第4章 4.1 節)。その要点は、プログラム通りに正しく言語を出力するコンピュータがあったとしても、コンピュータがその言語の意味を理解していることにはならないということであった。意味の理解は、プログラムを入力したりその出力を解釈したりする人間の心の内にある。

対照的に、推論主義はブランダム「意味論は語用論に答えなくてはならない」(Brandom 1994:83) の言葉の通り、理由を与え求める実践でなされる言語使用から意味の内容を説明する。意味の理解は、このような実践に習熟していることとされる (ibid. 5)。つまり、推論主義は、意味の理解を主体の心の内に前提するサールの議論と逆の出発点をとるのである。意図を含む志向的状态も同様に、理由を与え求める実践でなされる言語使用から説明されることになる。

信念的コミットメントとしての信念

具体例として、志向的状态の代表である信念の説明を確認しよう。行為の意図も、基本的に同様の道具立てで説明される。信念について、ブランダムは次のように言う。「信じることの状態または地位は、本質的に、単に偶然にではなく、主張するという言語的パフォーマンスに関連している。信念は、本質的に主張を行うことによって表現され得る種類の事柄である」(ibid. 153)。この見解と対照的に、サールは信念を、言語行為なしに行為者の内に実在する心的状態と考える。サールにとって、主張の内容は、信念の内容に基づき引き出される派生的なものである (ibid. 147, 671 n.8)。いずれの立場が適切かは後に検討する。引き続きブランダムの議論を確認しよう。

信念と主張が本質的に関連するというとき、両者の関係とはいかなるものだろう。ブラン

⁷⁵ ブランダムは、このように我々が言語実践で日常的に用いる推論を実質的推論 (material inference) と呼び、形式論理学の推論と区別する (Brandom 1994: 97-8)。推論主義による意味や志向的状态の分析は、この推論の質的なよさを基に進められる。本稿で「推論的」という場合、特に断りのない場合は実質的推論の推論関係を指す。

ダムによれば、「信念は、主張を行うことで引き受けあるいは承認される、推論的に分節化される種類のコミットメントにおいてモデル化され得る」(ibid. 157)。コミットメントとは、言語実践の参加者が獲得する実践上の地位である。この地位は、規範的地位 (normative status)、あるいは義務論的地位と呼ばれる (ibid. 142)。規範的地位には、コミットメントと、それと対をなすエンタイトルメントの二種類がある。ここでは差し当たり、コミットメントを、発話者が主張を行うことで引き受ける、当該の主張のエンタイトルメントを示す責任、エンタイトルメントを、主張を行うために発話者に帰属されていることが求められる権威と考える (ibid. 161)⁷⁶。

例えば、誰かが「ここに火がある」と主張するとしよう。このとき、発話者は主張を行うことで、尋ねられた場合に当該の主張を行うエンタイトルメントのあること (例えば「煙が上がっているからだ」のような元の主張を行う権威のあること) を示す責任を引き受ける。言い換えれば、発話者は主張を行うことで、当該の主張を正当化することへのコミットメントを引き受ける。他方、聞き手の側では、同様のコミットメント (つまり「火がある」と主張したエンタイトルメントを示す責任) を発話者に帰属させる。このように、ブランドムの考える言語実践は、参加者が規範的地位を自ら引き受けたり帰属させ合ったりすることで進行する⁷⁷。

さらに、上の引用にある「推論的に分節化される種類のコミットメント」とは、行為者のコミットメントやエンタイトルメントから何が帰結し、また何が両立不可能なものとして排除されるかに関する推論的な帰結関係に基づき (ibid. 168-70)、内容が規定されるコミットメントをいう。例えば、発話者が「火がある」と主張することで引き受けるコミットメントは、「それは熱い」という主張へのコミットメントを帰結する一方、「それは水である」という主張へのコミットメントを両立不可能なものとして排除する。言語実践の参加者は、こうした帰結関係に従い次の主張や行為を行うことを通じて、当初は暗黙のうちにあったコミットメントの内容を明示的にしていく。

信念は、このような仕方でも主張を通じて引き受けたり帰属させ合ったり、またそれを通じて内容が分節化されるコミットメントにおいてモデル化される⁷⁸。こうしたコミットメントは、信念的コミットメント (doxastic commitments) と呼ばれる (ibid. 157)。

⁷⁶ 注意しておく、ここで規範的あるいは義務論的な語彙を用いるからといって、ブランドムは道徳の話をしているのではない。むしろブランドムは、道徳的なものであるかどうかにかかわらず、我々は合理的存在として、認識や行為において理由に拘束されると考える。ブランドムは言う。「この [理由の] 力はある種の規範的力、合理的な『すべき (ought)』である。合理的であることは、これらの規範によって拘束ないし制約される存在であること、理由の権威に従う存在であることである」(ibid. 5)。

⁷⁷ 規範的地位を引き受ける、帰属させるという二種類の態度は、規範的態度 (normative attitude) と呼ばれる (ibid. 162)。引き受けには、下位クラスとして承認 (acknowledgement) という態度がある。脚注 81 を参照。

⁷⁸ もちろん、この説明だけでは、信念は主張と本質的に関連するかもしれないが、それは心的状態であると言うことが可能である。この点は、意図の説明を見た後に検討する。

言語実践の参加者が、信念的コミットメントを引き受けたり互いに帰属させ合ったりする場合、参加者の規範的地位は上記以外にも様々に変化する。そこで重要な点は、発話者が主張を通じて信念的コミットメントを一人称的に引き受けるだけでなく、聞き手が発話者に対して、コミットメントを三人称的に帰属させる点である。例えば、もし発話者が「火がある」と言いながらそこで火傷してしまったとすれば、聞き手は発話者に、「この人は火がないと信じていた」のような、異なる信念的コミットメントを、三人称的に帰属させるかもしれない。このように、信念的コミットメントにおいては、一人称と三人称の両方の視点が本質的となる (ibid. 158)。別の言い方をすれば、「信念的にコミットすることは、特定の社会的地位を持つこと」 (ibid. 142) なのである。

義務論的なスコアキーピング

このように、言語実践で参加者が互いに発話や行為を評価することを、ブランドムは「義務論的なスコアキーピング (deontic scorekeeping)」と呼ぶ⁷⁹。ブランドムは次のように言う。

能力ある言語実践の参加者は、自身と互いのコミットメントとエンタイトルメントを追い続ける。その人達は (我々は) 義務論的なスコアキーパーである。言語行為、典型的には主張は義務論的なスコアを変化させる。それらは、言語行為を行った人に対してだけでなく、それが向けられる相手に対しても、どのようなコミットメントとエンタイトルメントを帰属させるのが適切かを変化させる (ibid. 142)。

ここまでをまとめよう。推論主義はこのように、信念を持つことを言語実践を通じた他者との関係 (義務論的なスコアキーピング) の産物だと考える。ブランドムは言う。「信念的コミットメントは規範的、より明確には義務論的な地位である。そうした地位は言語的共同体のメンバーの実践的態度の産物である」 (ibid. 142)。このような理解は、サールとの対比において、さらに企業の意図を考える上で、重要なものになる。次に、推論主義による意図の理解を確認する。

実践的コミットメントとしての意図

行為の意図も、基本的には信念と同様、言語実践における規範的地位の観点から説明される。行為の意図は二種類に分けられる。先行意図 (prior intentions) と行為内意図 (intentions in action) ⁸⁰である。双方の意図とも、行為者による行為へのコミットメントの承認

⁷⁹ ブランドムのスコアキーピングのアイデアは D.ルイス (Lewis 1979) に依拠したものである (Brandom 1994:180-82)。スコアキーピングの観点からの推論主義の整理は、島村 (2015) が詳しい。

⁸⁰ 二種類の意図はサール (Searle 1983) の区別による (Brandom 1994: 256)。

(acknowledgements) の点から説明される (ibid. 256) ⁸¹。

まず、先行意図は、行為に先立ち形成される意図である。この場合、行為者は「だろう」(will) とか「しよう」(shall) などの語を用いて、行為へのコミットメントを明示的に承認する。例えば、誰かが「私は公園へ行くだろう」と発話する場合、発話者は公園へ行くことへのコミットメントを明示的に承認する。このとき、聞き手は、同様のコミットメントを発話者に対して帰属させることになる。次に、行為内意図は、行為の遂行中に行為者が持つ意図である。この場合、行為者は端的に行為することで、行為へのコミットメントを承認する。このとき、実践の参加者は、行為者に同様のコミットメントを帰属させる。このような、行為に関わるコミットメントは、実践的コミットメント (practical commitments) と呼ばれる (ibid.)。

実践的コミットメントの場合も、信念的コミットメントと同様に、一人称と三人称の双方の視点が重要となる (ibid. 267-71)。例えば、「私は公園に行くだろう」という発話の場合、聞き手は「べき」(should) の語を用いて、発話者に対して、「彼女は公園へ行くべきだ」のような三人称的なコミットメントを帰属させることもある。あるいは、発話者もまた、「私は公園へ行くべきだ」のように、三人称的なコミットメントを自らに帰属させるかもしれない。

このように、推論主義は、信念や意図など志向的状态を言語実践の規範的地位の点から説明する。この議論が意味するのは、志向的状态の内容は、主体の内的な状態から一意に決まるものではないということである。このように見るとき、問題は、この議論がサールの心理主義に対する反論となるかどうかとなる。

1.2 心理主義への反論

本節の冒頭で触れたように、ブランドムをはじめ推論主義の支持者は、志向的状态の内容を心的状態からではなく、言語実践から理解することが適切な立場だと主張する。ブランドムの議論は、基本的に特定の立場 (本稿の関心でいえば心理主義) を明確に論駁するより、哲学史的な解釈も示しながら自身の見解を肯定的に説明するという形をとることが多い⁸²。ここでは、ブランドムの議論を支持し、かつ心理主義を明確に論駁する議論として、ヒースの議論を参照する (Heath 2008: Ch.4)。本稿は、ヒースの議論を、心理主義に対するブランドムの言及を正確に再現するわけではないが、心理主義に対するブランドムの問題意識

⁸¹ 承認 (acknowledgement) は引き受けの下位クラスである。実践的コミットメントが問題の場合、両者の違いに注意する必要がある。例えば、行為者は推論的帰結として行為へのコミットメント引き受けながら、それを承認していない場合もあるとされる (Brandom 1994: 269)。以下では簡便さのため、実践的コミットメントに関して、承認にのみ言及して議論を進める。

⁸² 加えて、ブランドムが中心的な問題として扱うのは、心理主義そのものより、心理主義と一般に結びつく心的表象のアイデア、つまり心的状態に表象する心と表象される対象のそれ以上は説明不可能な関係が想定される点である。この立場をとる論者としてサールもあげられる (Brandom 1994:68-70)。サール自身の言葉は脚注9を参照。

を共有した上で、それを再構成するものとする。ヒースの論点に関して、ブランドムが同様の指摘を行っていることを脚注で示す。

ヒースの議論は、二つのステップから構成される。まず、(1)志向的状态は意味論と統語論により支配された命題の構造、言い換えれば文の形を持つ (ibid. 103 [170])⁸³。これは、志向的状态が、文的な構造を持つと考えなくては理解できない多くの特徴を持つことによる。いくつかの例をあげておこう。例えば、信念に関して、それが時制 (明日雨が降る)、様相 (雨が降るかもしれない)、否定 (雨は降っていない) を含む場合、それらは心的なイメージではなく文の構造を持つと考えなくては理解できないだろう。また、同一指示表現を含む信念に関して、当該の表現を置換すると信念の同一性が保証されない場合がある (例えば、A と犯人が同一人物であっても、「A は指紋を残した」という信念と「犯人は指紋を残した」という信念の同一性は保証されない) ことも、信念が文の構造を持つことの帰結だと考えられる。他にも、信念に言表様相 (de dicto) と事象様相 (de re) で表現される区別がある (例えば、我々が「A は「窃盗犯が逃げた」と信じている」と言う場合と、「A は窃盗犯について「彼が逃げた」と信じている」と言う場合、我々は後者の場合に、窃盗犯の存在によりコミットしている) ことも、信念が文の構造を持つと考えなくては説明が難しい。以下では、志向的状态は本質的に文的なものではないとする見解も検討するが、このように見る限り、多くの志向的状态が文の構造を持つと考えるのは自然である。

次に、(2)志向的状态を文的なものとする場合、問題は、文的な志向的状态を、サールのように心的状態として説明できるかどうかとなる。ヒースによれば、文的な志向的状态を心的状態として説明することはできない⁸⁴。その理由は、文的な志向的状态を心的状態と考える場合、文に関わる規範性を説明できないからである。ヒースによれば、文はまず推論に用いられるが、推論は正しくなされたり誤ってなされたりするものである。また、推論の前提や帰結となる信念は、事態を正しく表象するかどうかによって真または偽となる。さらに、文を構成する各概念もまた、それが指示しようとする対象や性質を指示できるかどうかで成功したり失敗したりする。

これらは、推論における文間的 (intersentential)、文における文的 (sentential)、文の構成要素における部分文的 (subsentential) なそれぞれのレベルで、正しさと誤りという規範的基準のあることを示している (ibid. 108 [179])⁸⁵。そのため、文的な志向的

⁸³ ブランドムも、主張を中心とした言語実践から志向的状态の内容を考察するというように、志向的状态が文の構造を持つと考える (Brandom 1994: 5)。ブランドムはこの見解を、統覚が判断の形式を持つと考えたカントの功績とする (ibid. 78-9)。

⁸⁴ ヒースが念頭に置いているのは、心に意味論と統語論を備えた「思考の言語」があると考えられるフォーダーの議論である (Heath 2008: 106 [177])。サールに対するブランドムの問題意識は脚注 82 を参照。

⁸⁵ ヒースは、この構造化をブランドム (Brandom 1994) に負うとする (Heath 2008: 109 [180])。ブランドムの議論でも、推論、表象、指示のそれぞれが正しさと誤りの規範的基準を持つことは繰り返し指摘される。これらに説明を与える際、ブランドムは推論の実質的なよさ (つまり推論レベル) から分析をはじめ、それに基づき表象や指示の適切さを説明する方針を

状態を心的状態だと考える場合、心的状態からこうした規範性が説明できることを示さなくてはならない。

ではなぜ、規範性は心的状態から説明できないのか。それは、規範性が本質的に公的な性格のものだからである。ヒースは、ウィトゲンシュタイン (Wittgenstein 1958) の私的言語論に依拠して次のように言う。「ウィトゲンシュタインの私的言語論の要点はまさに、規範性を個人と世界の間の純粋に私的な関係として説明することができないということにある」(Heath 2008:109 [180])。

次の例から考えよう。まず、Aが無人島に漂着したとする。Aは、島での滞在期間を記録しようと毎日灌木に刻みを入れようとする。しかしこのとき、Aには、自分がその日の刻みを入れたかどうか判断する手段がない。言い換えれば、Aは一人で自分の行為の正しさを決める基準を持たないのである。このことは、刻みを入れたことの確認として木の側に小石を置くなど、さらなる手立てを講じても同様である。この例は、一人では、実際に正しいことと正しく思われることの区別がつかないことを示している。つまり、ある事柄が正しかったり誤っていたりするためには、他者や共同体による公的な基準が必要なのである。ヒースは言う。「誤りという規範的概念を意味あるものにするのは、まさにこの個人間の次元なのである」(ibid. 110 [182])。

この議論に従えば、規範性は本質的に公的な性格を持つものである。そのため、文に関わる規範性もまた、同様に公的なものだと考えられる。つまり、我々が推論や文、概念を正しく使用できているかどうかの答えは、「他の人々が我々を理解できるかどうか依存しなければならない。個人は自分だけで、自分が言うこと(あるいは考えること)が意味をなすかを決定する能力を持たない」(ibid. 113 [183])ということになる。したがって、規範性を説明する資源が個人の心的状態に見出せない点で、規範性を持つ文の構造を持った志向的状态を、個人の心的状態から説明することはできないのである。

これに対して、推論主義は、すでに見たように志向的状态を言語実践の規範的地位から説明する点で、上記(1)(2)の基準を充たす。すなわち、(1)推論主義は主張、つまり文を基本的な単位として、(2)行為者がコミットメントやエンタイトルメントを引き受けたり帰属させ合ったりする規範的实践から、信念や意図を説明する。注意しておくべきは、こうした意図の理解が、従来の意図に関する機能主義とも異なる見解を提示する点である。すなわち、ブランドムが「原初的な (original)、独立した、あるいは非派生的な志向性は言語的な事柄 (affair) である」(Brandom 1994:143) というように、志向的状态は本質的に、行為者間の言語的、また社会的な地位の点から理解されるのである⁸⁶。

とる。文的な志向的状态が規範的性格を持つという見解は、判断能力を規則に従う能力だと考えるブランドムのカント解釈に基づく (Brandom 1994:10-1, 30-1)。

⁸⁶ ヒースはより明確に次のように述べる。「何よりもまず重要なことは、志向的状态は心的状態でないということである。志向的状态は、理由を与えたり求めたりするゲームで書き留められる「標識」である。このゲームは最初、我々が習得する公的な実践である。内面化を通して、このゲームの「仮想的な」手番のシミュレーションを行う能力を獲得するのは、したがっ

1.3 心理主義と推論主義

サールはこの議論に同意するだろうか。実際、サールは上記の(1)(2)のいずれも否定する。しかし、本稿ではこの二点が、さらにこの二点を充たす推論主義が、企業活動の道徳的責任に関わる意図の分析に適切だと主張する。順に見ていこう。

(1)サールは、動物や幼児などの言語を持たない主体も、「水を飲みたい」とか「外へ出たい」のような志向的状态を持つため、志向的状态は必ずしも文的なものではないと主張する(Searle 1983: 5 [7])。しかし、企業活動の道徳的責任に関わる意図は、基本的に文的なものだと考えられる。例えば、前章で取りあげたフレンチに届いた M 社からの督促状の例を思い出して欲しい。当然ながら、督促は文の形で表現される。また、督促の適切さをめぐるフレンチの問い合わせとそれに対する M 社の社員 S の応答も、文を通じて交わされる。さらに、この例に留まらず、企業活動を構成する多くの要素、例えば企業憲章、倫理綱領、定款、各種の契約や計画なども、文の形を持つ。これらの点を考えれば、企業活動を実現する意思決定や各種の行為(報告、命令、依頼や質問など)が、文の構造を持つ志向的状态に基づき遂行されると考えるのは自然である。もちろん、企業活動は督促状にサインする際に「指を動かす」というような、基本的な身体動作を含む。その意図が文的なものかどうか判断は難しい。他方で、第 2 章で確認した通り、道徳的責任が問題である場合、特定されるべきは行為としての記述であり、身体動作としての記述ではない(第 2 章 2 節)。その場合、誰の行為として督促を記述するかが問題であり、それを誰の身体運動として記述するかは、基本的に問題ではない。そして、そのような督促の行為の意図は、「誰々に督促を送付する」のような文的なものとなるだろう。もちろん、企業活動ではグラフや画像、動画など、文を含まない媒体も使用される。さらに、そうした媒体が最終的な生産物の場合もあるだろう。しかし、企業活動はそうした文を含まない媒体だけで進むわけではない。必ず、それを用いる意図やそれを用いた帰結が、文の形で表現されることで進むはずである。さらに、最終的な生産物が文を含まない媒体であったとしてさえ、それを生産したり、使用したり、公開したりしたことで問題が生じた場合、発話であれ文書であれ文的な形でその意図が問われ、文的な形でそれに答えることが要請されるだろう。こうした点から見れば、企業活動の道徳的責任で問題になる意図が、文の構造をしていると考えるのは理に適っている。これに対し、サールのいうような文的でない意図(のようなもの)を持ち出しても、議論の目的に照らして適切な反論にはならない。

(2)サールは、志向的状态が本質的に規範的なものであることを認める一方、規範性が公的な基準を要請することを否定する(Searle 2001:182-3 [199])。サールによれば、動物は目の前にある食べ物や障害物に関する信念を持つが、それは、正しかったり誤っていたりする点で規範性を持つ。この点で規範性は公的な基準を必要とするものではなく、自然の中に

てこのゲームを用いて自分自身の計画能力を増幅する能力を獲得するのは、後になってからのことである」(Heath 2008:130 [218-19])。

ありふれたものと考えられる。しかし、企業活動の道徳的責任が問題である場合、問題になるだろう意図は、組織内や社会で共有された公的な規範によって理解されると考えるのは自然である。M社の督促でいえば、Sが意図的にフレンチ宛の督促にサインしたのか、誤って意図しない通知にサインしたかにかかわらず、それはM社の督促として理解される(French 1995:23)。つまり、M社の督促は、Sの心的状態や自己理解ではなく、公的な基準に従って理解されるのである。この例によらずとも、企業の構成員が、関係者の主張や行為を好きな仕方で解釈してはならないのは自明である。このように見れば、動物の志向的状态(のようなもの)を持ち出し規範性が公的なものであることを否定する議論は、より基本的な規範性の理解に関してなお妥当する余地があるかもしれないが、企業活動の道徳的責任が問題である場合、適切な反論にはならない⁸⁷。

このように、企業活動の道徳的責任に焦点を当てる場合、(1)問題となる意図が文的な構造を持ち、(2)公的な規範の基準に服すと考えることは理に適っている。反対に、意図に関する心理主義は、これらの点を充たさないため、適切な議論を提供することに失敗している。したがって、レンネガード&ヴェラスキーズは、有効な議論を提起できていない。これに対し、推論主義は(1)主張、すなわち文の使用を基本単位とし、かつ(2)その規範的な使用から志向的状态を説明する議論であり、企業活動の道徳的責任を問うという目的に照らして適切なものだと言える。この点で、問題を企業活動の道徳的責任に限定する場合⁸⁸、推論主義は適切な意図の理解を提供する議論と言える⁸⁹。レンネガード&ヴェラスキーズの機能主義への批判に照らしていうならば、言語実践に基礎を置く機能主義こそ、企業の道徳的行為者性を論じる際に適切な立場だということになる⁹⁰。

⁸⁷ この点、推論主義を採用する場合、志向的状态の内容を説明する言語実践の規範性が、そもそもどうやって成立するかが問題となる(Brandson 1994:18-55)。ここでは、そもそも企業をめぐる我々の規範的実践がどのようにして成立するかを論じることはしない。企業のようなフォーマルな組織が問題の場合、安定したコミュニケーションを成り立たせる程度の規範性は所与としてよいと思われる。ブランダムは、規範的地位の説明で提示される権威と責任の関係の説明において、自身の提示する言語実践が組織行動の研究と親和的であると指摘する(ibid. 673 n.24)。しかし、本来であればそうした実践の参加者と考えられないはずの企業が道徳的行為者として認められるとすれば、そこには我々の実践の規範性に関する何かしらの奇妙さが含まれるように思われる。本章第3節でこの点を論じる。

⁸⁸ したがって、本稿の議論は、全ての志向的状态(例えばサールが幼児や動物が持つと言うような志向的状态)に関して、それが言語的なものであると主張するものではない。クレインは、ブランダムの反心理主義の哲学的基礎となるセラーズの「所与の神話」批判に関して、それが感覚与件の認識論的役割に関する批判である限り、何かを与えられているというアイデアの現象学的動機に影響はないと論じる(Crane 2001:136)。

⁸⁹ しかしこのことは、志向的状态の説明に推論主義が必要であることを意味しない。志向性に想定される表象関係を、別の仕方で説明できる可能性もあるからである(白川 2017:14)。

⁹⁰ 他方で、推論主義には、議論が言語実践の内部での話に終始しているために、言語を超えた実在的世界との関係が説明できないという批判がある(白川 2015)。この点は、言語行為論から制度的事実の成立を議論し、同時に外的世界の実在論や真理の対応説を主張するサール(Searle 1995, 1998)の議論と対照的である。この点をどう考えるかは、本章第2節と3節、第6章2節で述べる。

2 企業の意図

では、企業活動の道徳的責任の問題に推論主義が適切だと考える場合、企業の道徳的行為者はどのように理解されるだろう。推論主義は、志向的状态の内容を言語実践の役割から説明する点で、機能主義の一種である。他方でこの議論は、企業や人間を含む誰の意図をも言語の機能的側面から説明する点で、企業の意図に関して機能主義を採用しながら、人間の意図に関して心理主義を許容するタイプの、従来の機能主義的な議論と異なる方針を取る。さらに、前節の議論に従う限り、推論主義を採用できるのは、議論の対象を文の構造を持つ志向的状态に限定する場合である。この制約が、企業の道徳的行為者性の議論にどのような含意を持つかは明らかではない。そこで以下では、企業の道徳的行為者性を推論主義から検討することで、企業の道徳的行為者性に対する本稿の評価を示す。本章では、企業の意図の問題（第2節）、企業の意図的行為の問題（第3節）を論じることで、企業の意図的行為を認めることができると主張する。次章で、残る論点（第4章4節）に答える仕方で、企業の道徳的行為者性を正当化する。

2.1 企業の意図

企業の意図の問題から考えよう。推論主義は企業の意図を認めるだろうか。前節の議論に従うならば、その答えは、企業が実践的コミットメントとしての意図を自ら承認したり、互いに帰属したりされたりすることができるかによって決まる。さらに、行為の意図は、信念的コミットメントをはじめとする他の規範的地位との関係で理解される。したがって問題は、企業を各種の規範的地位をめぐる実践の適切な参加者と言えるかどうかということになる。ブランドムはこの点、その答えは寛容であるべきと述べるに留まる（Brandom 1994:644）。

ゴンザレス&ザモラ=ボニラの推論主義的行為者性

他方で、ゴンザレス&ザモラ=ボニラは、推論主義に基づき集団の行為者性を論じた論文で、次のように答える。すなわち、その答えは「人々に受け入れられている言説的な規範に依存する」（González de Prado Salas and Zamora-Bonilla 2015:15）⁹¹。ゴンザレス&ザモラ=ボニラによれば、この答えはトリビアルなものだが、この基準から見ると、スポーツチーム、企業、組織、政府など特定の集団は、推論主義的な意味での行為者として理解することができる。例えば、サッカーチームは、ボールが適切な仕方でラインを通過した回数に応じて点数、つまり規範的地位を持つ。「これらの存在は、明らかに義務論的地位、すなわち世界の何らかの出来事をそれら存在の行為として我々に解釈させる義務論的地位を伴う」（ibid.）のである。

⁹¹ 推論主義ではないが、フセインとサンドバーグ(Hussain and Sandberg 2017)も、企業が行為する規範次第で企業の行為者性の評価が変わるといふ、多元論的機能主義を主張する。

推論主義的な実践に参加する行為者の特徴がその実践の規範に依存して決まるとするゴンザレス&ザモラ=ボニラボニラの指摘は正当である。第3章でラッドの議論を通じて検討したように（第3章1節）、ビジネスのゲームの規則に道德の語彙が含まれないなら、そこで行為する行為者は、企業であれ人間であれ、道德的な役割責任を要請されることのない行為者となる。推論主義から考える場合に、このことを否定する理由はない。したがって、規範的地位をめぐる実践の規範に応じて、その実践に参加すると言われる行為者の特徴は変化すると言える。

しかし、二人の議論には次の二つの問題がある。一つ目に、ゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論は、推論主義の重視する言語実践への参加を、単に何らかの規範的実践に参加することに矮小化しているように見える。例えば、サッカーの試合は（問題が生じない限り）明確な言語実践なく進行するのに対し、企業活動はそうではない。推論主義の基礎となるのは、言語を通じた規範的実践なのだから、言語を介さなくとも成立するような実践を例に、推論主義的な行為者性を論じるのは適切ではない。

二つ目に、ゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論は、企業が何らかの規範的地位を帰属される（あるいは規範的地位を引き受けていると解釈できる）ことを示すだけで、企業もまた他の実践の参加者に規範的地位を帰属させる可能性を検討していない。推論主義に照らせば、規範的地位は、相手に帰属させたり、相手が自ら引き受けるだけのものではない。それは同時に、相手から帰属されるものでもある。この点をもって、ブランダムは志向的状态を社会的地位と論じたのであった。この点を論じないゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論は不十分である。ブランダムが、志向的状态は「彼ら自身[実践の共同体]の活動の産物であって、その活動を解釈する理論家の産物ではない」（Brandom 1994: 61）と言うように、規範的地位をめぐる実践で内容を持つことになる志向的状态は、相互に帰属させ合う点に本質がある。したがって、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者だと主張するためには、企業に規範的地位を帰属させることができること、また企業がそれを引き受けていると解釈できることだけでなく、企業もまた規範的地位を実践の参加者に帰属させることができることを示さなくてはならない。

これはつまり、我々が企業の発話や行為の内容を解釈するのと同じ仕方で、企業もまた我々の発話や行為を解釈すると論じることと等しい。企業が我々の志向的状态を解釈し得ることを、フレンチがあげたM社の督促（第4章3.1節）の例から確認する。

2.2 言説的なスコアリング姿勢

フレンチがあげたのは、次のような例だった（French 1995: 12）。ある日、フレンチの家に、ニューヨーク州バッファローにある自動車会社Mのクレジット部門から通知が届いた。通知によれば、フレンチはM社からリースした車に対する前年分の財産税の一部を滞納している。通知にはSという名前のサインがあり、滞納分を納めるかSに連絡するよう記してある。フレンチは通知が誤りだと思ったので、記載された番号に電話をかけた。Sが

電話に出てフレンチの質問に答えた。Sによれば、M社には、フレンチの滞納を示す記録が確かにある。フレンチはその点を何度も確認したが、Sの答えは変わらない。二人はやり取りの末に、問題を解決する合意できる結論に達した。

まず、フレンチが、M社から届いた督促を、M社自身による督促として対応したことに注目しよう。これはすなわち、フレンチが、督促をM社自身の行為と捉えたことを意味する。推論主義の視点から言えば、それは、フレンチによるM社への、督促の実践的コミットメントの帰属と言える。また、M社の側から言い直せば、それは、M社による督促の実践的コミットメントの承認である。ここまでは、ゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論でも説明することができる。

そこで次に、フレンチが督促に関して問い合わせを行った際、社員SがM社の記録に言及して、督促が適切であることを説明した場面に移ろう。まず、この問い合わせで、フレンチは自ら、督促が誤りだという信念的コミットメントを引き受ける。さらに、M社の側から言い直せば、それは同時に、M社がフレンチに、督促が誤りだという信念的コミットメントを帰属させる場面と理解できる。というのも、そうした信念的コミットメントをフレンチに帰属させるからこそ、続けてM社は、(Sを通じて)督促が適切であるという、督促のエンタイトルメントを提示する発話に移行するからである。

このように見ると、M社はフレンチに志向的状态を解釈されるだけでなく、自らもフレンチに規範的地位を帰属させる仕方で、フレンチの志向的状态を解釈する、そのように言うことができる。

志向的状态を解釈する企業として企業を解釈する我々

しかしこの議論には次のような批判が可能である。すなわち、上記のようにM社がフレンチの志向的状态を解釈していると述べることは、そのような振る舞いをM社が行っている(つまりM社がフレンチの志向的状态を解釈している)ものとして、フレンチがM社を解釈したことの結果である。このように考えるなら、たとえM社が規範的地位をめぐる実践の参加者であると言い得るとしても、M社とフレンチの間にはなお、解釈を与えるものと与えられるものの違いがある。

検討に入る前に、この主張に出てくる「解釈」の語の意味を整理しておく。二つの意味に分けることができる。一つ目に、相手の志向的状态を解釈したり相手から解釈されたりする意味、つまり規範的地位を互いに帰属させ合う意味での解釈がある。二つ目に、一つ目の意味での解釈を相手が行っていると、相手を(また同様に相手もまたこちらを)解釈する意味での解釈がある。

二つ目の意味で相手を解釈することを、ブランドムは、「言説的なスコアリング姿勢(discursive scorekeeping stance)」(Brandom 1994: 642)をとると呼ぶ。二つ目の意味での解釈は、互いに他者を自分と同じような(一つ目の意味での)解釈の活動を行っているといふと解釈するのである。このような、「自分が採用しているのと同じ種類の態度を他者が

採用していると対称的に捉えること」(ibid.)が、言説的なスコアリング姿勢の特徴である。

以下では混同を避けるため、二つ目の意味での解釈を、「言説的なスコアリング姿勢」あるいは「言説的なスコアリング姿勢の意味での解釈」と呼ぶ。反対に、特に断りなく「解釈」と言う場合は、一つ目の意味での解釈を指す。

この区別に基づくならば、前記の批判は、次のことを主張するものである。すなわち、M社がフレンチの志向的状态を解釈していると考えられるのは、あくまでフレンチがM社に対して言説的なスコアリング姿勢をとるからである。フレンチの言説的なスコアリング姿勢がなければ、M社の振る舞いは規範的地位をめぐる実践に参加しているものとは考えられない。反対に、フレンチが規範的地位をめぐる実践に参加していることは、M社の振る舞いと独立に説明することが可能である。フレンチは、M社との関わりがなくとも、規範的地位をめぐる実践の参加者と考えられるからである。この違いを見るならば、真に規範的地位をめぐる実践の参加者と言えるのは、言説的なスコアリング姿勢をとることのできるフレンチだけであり、M社はそうではない。

身体の問題、存在論的身分の問題

この主張を、ここまでに見た、企業の道徳的行為者性をめぐって生じるいくつかの対立軸から整理しておく。いくつかの対立軸とは、道徳的責任の帰属をめぐる行為記述と身体の有無の対立(第2章2節)、企業の実在性をめぐる認識論的身分と存在論的身分の対立(第4章2.2節)、志向的状态の理解をめぐる機能主義と心理主義の対立(第4章3.3節)である。

このうち、志向的状态をめぐる機能主義と心理主義をめぐる対立に関しては、すでに推論主義による言語論的な機能主義の適切であることを示した(本章1.3節)。したがって、上の主張を心理主義に基づいて、つまりM社には心がないのだから、M社はフレンチに対して言説的なスコアリング姿勢をとることができないと主張することはできない。

他方で、行為記述と身体の有無をめぐる対立、認識論的身分と存在論的身分をめぐる対立に照らす場合、なお次のように言うことができる。まず、上記のように、M社の側もまたフレンチに対して規範的地位を帰属させると理解できるとしても、そのような理解がそもそも身体を持った生身の行為者の言説的なスコアリング姿勢に依存するのだから、M社が我々と同様の仕方で規範的地位をめぐる実践に参加しているとは言えない(行為記述に対する身体の有無の優位)。さらに、この点をより一般的に言い直せば、実際の発話や行為を行う中で相手に言説的なスコアリング姿勢を向ける行為者と、相手の言説的なスコアリング姿勢に依存して規範的地位をめぐる実践に参加していると言われるに過ぎないM社の間には、存在論的身分の点で決定的な違いがある(認識論的身分に対する存在論的身分の優位)。

総じて言えば、企業活動を構成する志向的状态の理解に関して心理主義を拒否し、規範的地位をめぐる実践が志向的状态の内容を構成すること、さらに企業をそうした実践の参加者とみなすことができることを主張できるとしても、企業を実践の参加者とみなすことを

可能にする身体やその存在論的身分の問題まで棄却できるわけではない。「精神も身体も持たない企業」という当初の問題に戻るなら、首尾よく心の問題を棄却できたとしても、なお身体の有無やそれに基づく存在論的な実在性の問題が残るということである。

この点に筋の通った説明を与えることで、本稿としての企業の道徳的行為者性の正当化を一通り示すことができる。それはまた、翻って、企業が道徳的行為者であるとはいかなる事態であるかに関して、本稿としての見解を示すものともなる。

2.3 企業は言語実践の参加者である

身体の問題、そして存在論的身分の問題には、本章の最後で答える。その前に、企業の意図的行為を説明するために必要となる他の論点の検討を済ませる。それを踏まえて、改めて身体の問題、存在論的身分の問題に答えたい。

まず、本節の残り、上述の批判に差し当たりの応答を行っておく。この応答は、身体の有無の問題と存在論的身分の問題を脇に置いたものであるため、決定的な議論にはなり得ない。しかしその議論は、推論主義の視点から、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者と主張する際の基本的な道筋を示す点で必要なものである。

企業が規範的地位をめぐる実践の参加者であることを示す基本的な議論は、次のものになる。

(1) 我々が企業に対して言説的なスコアリング姿勢をとることができる。すなわち、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者として我々を扱う態度をとっている、そのように理解することができる。

(2) 企業に言説的なスコアリング姿勢をとることができるとき、我々は、企業を言説的なスコアリング姿勢の下で扱わざるを得ない。

(3) 我々が企業を言説的なスコアリング姿勢の下で扱うなら、企業は我々の一員である。

まとめれば、我々は、(1)企業に関して、それが規範的地位をめぐる実践の参加者として我々を扱う態度をとっていると理解することができる（我々が企業に言説的なスコアリング姿勢をとることができる）とき、(2)企業をそのような態度をとるものとして扱わざるを得ず、それゆえに、(3)企業は我々の一員となる、ということである。順に説明しよう。

まず、(1)に関しては、すでに確認した通りである。M社の例に見るように、我々は、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者として我々を扱う態度をとっているものとして、企業に言説的なスコアリング姿勢をとることができる。

次に、(2)に関しては、我々の現行の社会実践に照らして正当化することができる。すなわち、企業が我々を規範的地位をめぐる実践の参加者として扱う態度をとっているものとして理解できるとき、実際に企業をそのような態度をとっているものとして扱うことは、現

代社会で避け難い実践である。これは、志向システム論をはじめ、ここまでに見た企業の行為能力を説明する様々なアプローチで、企業を理解する視点が任意で選択できるかのよう
に論じられるのとは異なる事態である⁹²。

M社の督促の例で確認しよう。まず、上で論じた、M社がフレンチに規範的地位を帰属
させていると理解される事態は、当然ながら、いずれも社員Sを通じて実現されるもので
ある。以下でも言及するように、それらSによって遂行される発話や行為が、実のところS
の私的なものとして理解される可能性は常にある。例えばSが、フレンチとの対話の中で、
「実は督促を免除してあげたい」のような発話を行う場合がそうである。その場合、それは
M社の判断ではなく、Sの私的な判断として理解されるだろう (French 1995: 31)⁹³。他
方で、そうした特別な場合を除いて、フレンチがSの発話や行為を、Sの私的なものとして
対応するなら、不適切なのはフレンチの方となるはずである。もし、フレンチがそうした対
応を行った場合、フレンチは(Sを通じて)M社から、そのように対応する理由を尋ねられ
たり、場合によって態度を修正するよう求められたりするだろう。つまり、この実践では、
社員Sを通じてなされる規範的地位の帰属をM社のものとして扱うことが、一般に流通し
た社会実践として規範的に要請される。そのような要請は、フレンチに限らず、また企業の
道徳的行為者性をめぐる態度やそれに関する知識の有無にかかわらず、企業をめぐる我々
の実践一般に妥当する。言うなれば、この場面で行為者がレンネガードやヴェラスキーズで
あっても、二人はSを通じてなされる自身への規範的地位の帰属を、M社のものとして対
応することを要請されるし、実際にそのように対応するだろうということである。このこと
は、たとえレンネガードやヴェラスキーズが、そうした実践を虚構だと確信していたとして
も変わらない。

もちろん、レンネガード&ヴェラスキーズの議論を思い出せば、そうした場面は、企業が
当該の志向的状态をもつかのように振る舞うことを指令する、あたかも志向性の指令的帰
属として説明されるだろう (第4章 3.2節)。しかし、本稿の議論の範囲で心理主義は否定
されるから、そうした方針は取り得ない。繰り返し言及してきた通り、企業活動を構成する
文的な志向的状态は、規範的地位を引き受けたり帰属させ合ったりする実践を通じて、初め
てその内容を有するものである。

この点から言えばむしろ、我々に規範的地位を帰属させる行為者として企業を扱う、つま
り企業に言説的なスコアリング姿勢を向ける我々の実践こそが、規範的地位をめぐる実践
の参加者として、つまり志向的状态の持ち主として企業を成立させるように見える。

⁹² 例えばヘスは、企業の志向的状态を説明する候補として、解釈主義、傾向性主義、表象主
義、の三つの選択肢を示し、我々は好みに応じてこれらのいずれかを用いて企業の志向的状态
を理解できると論じる(Hess 2014:245)。ここで本稿が述べているのは、企業の志向的状态の
理解は、このような任意の選択によるのではないということである。

⁹³ 以下で論じるように、何がSの判断で何がM社の判断かは、フレンチの言う CIDS
(French 1995: 31)を含む、企業の決定や行為が行われる手続きを定める明示的な規則や非
明示的な慣習、また実際に採用された手続きによる。第II部で、共同行為論を参照する仕方
でこの点を詳述する。

実際、ブランダムは、我々自身の言説的なスコアリング姿勢こそが、その姿勢を向けられる対象に関して、規範的地位をめぐる実践の参加者であることを認めるものであると論じる。これが、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者だと論じるための最後のステップである。

(3)ブランダムは、我々はいつ、言説的なスコアリング姿勢をとることができる対象にその姿勢を採用すべきかと問い、次のように述べる。すなわち、「人はそれを適用することが可能なきはいつでも、推論的なスコアキーピングの態度を適用すべきである」(Brandom 1994: 644)。

ブランダムによれば、言説的なスコアリング姿勢を向けられるための条件は厳しいものである。そのため、この姿勢を採用することに寛容な方針をとるとしても、規範的地位をめぐる実践の参加者に値しない者にまで、その範囲を拡大する危険性はほとんどない。その一方で、可能な限り言説的なスコアリング姿勢をとることで、「情報へのアクセス、知識、理解、つまり意味的・実践的な自己意識を高める」(ibid.) ことができるため、その報酬は大きい。それゆえ、ブランダムは、規範的地位をめぐる実践の仲間として理解できる者は、そう理解されるべきと論じる。

さらに、ブランダムによれば、我々が言説的なスコアリング姿勢をとることができる相手に対して、実際にその姿勢をとることは、その相手を「我々」の一員とすることに等しい。ブランダムは、言説的なスコアリング姿勢を向けることができる相手とそうでない相手を区別する態度を、「包括的な境界設定の態度 (inclusive demarcational attitude)」(ibid.) と呼び、次のように言う。

そうした包括的な境界設定の態度を採用することは、その態度を採用するものとして理解され得るものが誰であれ、その者に対して「我々」と言うことである。その態度というのは、自身のスコアキーピングによって「我々」から「それ」を区別する態度である。「我々」というのは、理由を与え求める規範的空間に住む、合理的な行為者そして知る者 (knower) であり、「それ」というのは、理由を与え求める規範的空間で生きたり動いたりしておらず、その中に存在を持たないものである (ibid.)。

つまり、我々が相手に言説的なスコアリング姿勢をとる、すなわち規範的地位をめぐる実践に参加するものとして我々を扱う態度を対象が示しているものとして、その対象を扱うならば、その対象は規範的地位をめぐる実践の参加者、つまり我々の一員となる。M社の例で言えば、M社がフレンチに規範的地位を帰属させる実践を行っているとフレンチが理解し、そうした態度をとるものとしてM社を扱うのであれば、フレンチは、M社を規範的地位をめぐる実践の参加者として、つまり我々の一員として認めることになる。

したがって、M社がフレンチに規範的地位を帰属させると述べるのがフレンチの言説的なスコアリング姿勢に依存するという批判への、差し当たりの応答は次のようになる。す

なわち、確かに、M社が規範的地位を自身に帰属させていると考えるのはフレンチであるが、(1)フレンチがM社に関して、それが規範的地位をめぐる実践の参加者として我々を扱う態度をとっているものとして理解することができ（M社に言説的なスコアリング姿勢とすることができる）、(2)さらに社会一般に流通した実践としてM社をそのような態度をとるものとして扱わざるを得ず（M社に言説的なスコアリング姿勢をとらざるを得ない）、それゆえM社がフレンチに規範的地位を帰属させる実践を行っているものとしてフレンチがM社を扱うのであれば（実際にM社に言説的なスコアリング姿勢をとる）、(3)M社は規範的地位をめぐる実践の参加者、つまり我々の一員となる。

この議論は、上で述べた通り、身体の有無の問題や存在論的身分の問題に答えていない。したがって、この議論は、企業の道徳的行為者性の妥当性を決定づけるものではない。しかし、推論主義から考える場合、この議論が、企業が志向的状态をめぐる言語実践の参加者であると論じる際の、基本的な考え方を示すものになる。

推論主義的な議論の含意

この議論の含意について述べておく。企業が推論主義的な行為者の一つだと論じるゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論、あるいはここまで見た機能主義による議論と、本稿が異なるのは、本稿の議論が次の帰結を持つことによる。すなわち、企業を規範的地位をめぐる実践の参加者として扱う我々の態度を通じて、本来であれば企業を含まない言語実践に参加していたはずの我々のあり様もまた変化する、このような帰結である。つまり、我々は企業をその一員とする実践で、我々自身を、企業と共に規範的地位をめぐる実践に従事する行為者として、ある意味で作り出す。その理由は、我々は言語実践で自らを扱う仕方に応じて、自らがどのような存在であるかを作り出すと考えられるからである。ブランダムは次のように言う。

我々が何であるかは、発見される分だけ決定され、見つけられる分だけ作られる。部分的に、我々がそうあるところの種類の仕事は、我々が我々自身を何と扱うかに依存する。我々が発展させ自身が何であるかを作る一つの特徴的な方法は、我々が何かを表現すること、説明すること、そしてそれに関する我々の理解を明確にすることによる (Brandom 1994: 3)。

例えば、「〇〇社（企業）が私に督促を送ってきた」「〇〇社に問い合わせたら是々の返答が返ってきた」のように、我々が企業を我々の一員であるかのように扱ったり、それを通じて企業が我々と同様の行為者であるかのように表現したり、説明したり、さらに（本稿の議論がそうであるように）そうした実践ががどのように理解されるかを明確にしたりする実践は、翻って我々の自身のあり様をその分だけ作り出し、決定する。ブランダムが「部分的に、我々がそうあるところの種類の仕事は、我々が我々自身を何と扱うかに依存する」と述

べるように、いわば我々は、企業を規範的地位をめぐる実践の参加者として扱うことで、我々の一員としての企業だけでなく、企業と共に共同体の一員である我々をも作り出す。

この帰結は、ゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論に留まらず、企業の道徳的行為者性をめぐって提起されてきた、企業を規範的実践の参加者とするタイプの議論にはないものである。ゴンザレス&ザモラ=ボニラが、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者であることを、いわば企業を外側から眺めて論じたのと同様に、企業を規範的実践の参加者とするタイプの他の議論もまた、企業を外側から眺めて論じることに留まっている。これに対し、推論主義に基づくここでの議論は、我々の言語実践がその参加者としての企業を作り出すだけでなく、言語を用いる我々自身をも作り出すことを論じている。

そうだとすれば、我々は企業を我々の一員とする実践で、次のことも認めることになる。すなわち、企業が、翻って我々に関して、規範的態度をめぐる実践の参加者としての適切さを評価する資格を持つ。例えば、督促の例でM社がフレンチにし得るだろうと論じたように、企業もまた、我々の規範的地位をめぐる実践の適切さを評価する。我々は、企業をそのような資格を持つ行為者として扱うことを、企業を我々の一員として扱うことで認めるのである。企業と我々は、共に規範的地位をめぐる実践に参加する共同体の一員である。

推論主義から見る企業の意図の問題

ここまでをまとめる仕方で、企業の意図の問題に戻ろう。まず、企業が規範的地位をめぐる実践の参加者だと論じることが、(企業を含まない)我々の言説的なスコアリング姿勢の産物だとする批判への差し当たりの応答は、次のものであった。すなわち、我々が企業を規範的地位をめぐる実践の参加者として扱う限りにおいて、企業は実際に、規範的地位をめぐる実践の参加者となる。

第1章で確認した通り、本稿は企業やビジネスの「あるべき論」を論じるものではないから(第1章3.3節)、この実践を維持すべきとも、変更したり、放棄したりすべきとも論じない。しかし、「哲学はいかなる仕方で言語の実際の使用に抵触してはならず」、「最終的にはこの使用を記述できるだけ」(Wittgenstein 1958: §124)なのであれば、我々の現行の実践を見る限り、我々は企業を、規範的地位をめぐる実践への参加者として我々を扱う態度をとるものとして理解するだけでなく、そのような態度をとるものとして扱わざるを得ず、そのように扱うがゆえに、企業は実際に規範的地位をめぐる実践の参加者となる。

そして、志向的状态が規範的地位をめぐる実践を通じて初めて内容を持つのであれば、我々が企業をそのように扱わざるを得ない限りにおいて、企業は我々に対して実践的コミットメントや信念的コミットメントを帰属させたり、また我々にその内容を問うたり、修正を求めたりする行為者である。M社の督促を、フレンチは人間と企業のコミュニケーションと表現するが(French 1995:13)、推論主義の語彙で言い直せば、それは人間と企業による理由を与え求める実践ということになる。身体や存在論の問題になお答える必要はあるが、推論主義の視点から考えるならば、企業に意図を認めることは可能である。

全てが企業の意図なのか

次の論点に移る前に若干の注意をしておく。企業の意図を正当化するこの議論は、企業活動を構成する全ての意図に関して、企業がその持ち主になり得ると主張するものではない。次の二点に注意する必要がある。一つ目に、企業活動を構成する意図の中には、「督促状をポストまで運ぶ」とか「電話の受話器を取る」のように、企業がその主体となることができないものもある。しかし、このような意図が企業活動に含まれること自体は、企業活動に企業が主体となる意図が含まれることを否定しない。以下で詳述するが、道徳的責任の所在で問題になるのは、誰が督促状を集荷場所まで運ぶことを意図したかとか、誰が督促の電話で受話器を持ち上げたかのような、身体運動を本質的要素とするような意図というよりは、誰が督促を意図したかのような、意思決定を本質的要素とし、かつ企業がその主体となり得る意図であるように思われる。いずれにせよ、本稿は企業が全ての意図の主体になることを主張するものではない。そして、企業がその主体になることのできない意図があることは、企業が道徳的責任の所在で問われる意図の主体として排除されることを意味しない。

二つ目に、問題を企業が主体となることのできる意図に限定しても、その意図が企業のものかどうか、常に議論の余地は残る。これは、フレンチによる企業の意図の議論と同様である。企業の意図と個人のそれを区別する基準の一つは、フレンチが言う CIDS を含む（第 3 章 3.1 節）、企業の決定や行為が行われる手続きを定める明示的な規則や非明示的な慣習、また実際に採用された手続きだろう。実践の参加者は、問題の決定や行為が企業のものかどうかを尋ねることができるし、問われた相手は、例えば組織階層や手続きに言及して、それが企業の意図であることを説明することができる。また、なされた決定が企業のどのレベルのものか、例えば督促が M 社それ自体のものか、あるいは M 社のクレジット部門のものかといった点も、組織階層や手続き、慣習に照らして説明が可能である。これら企業の決定や行為が行われる手続きを定める明示的な規則や非明示的な慣習、実際に採用された手続きは、問題の決定や行為が企業それ自体や企業内の特定の組織のものであることを正当化するエンタイトルメントの役割を果たすと言える。もちろん、特定の決定や行為が、企業内の個人に帰属されるべき場面もある。例えば、故意による企業の倒産、合併や分裂、社名の変更など、企業が道具主義的に扱われる場合、その決定は個人に帰属されるべきだろう（杉本 2008:52）。個々の事例で問題の決定や行為が誰のものであるかは、その都度の実践の様態に照らして判断される事柄である。重要な点は、企業活動を意図する主体が誰であるかは、常に実践で問われる余地があるということである。

3 企業の意図的行為

本章の最後に、推論主義による企業の意図の正当化を踏まえて、企業に意図的行為者が可能であることを主張する。第 1 章で確認した、企業の道徳的行為者性を正当化する論証は次のものであった（Velasquez 2003: 451）。

(1) 道徳的に責任があるのは(1)因果責任があり、(2)意図を持つ場合である。

(2) 企業はしばしば(1)(2)を充たす。

(3) よって企業はしばしば道徳的に責任がある。

さらに、企業の道徳的行為者性に関わる論証の(2)は、次の二つに細分化される。

(2)-1 企業に能力責任が認められるか（企業に意図的行為が可能か）。

(2)-2 企業に道徳的な役割責任があるか（企業の役割責任は何か、ビジネスで参照される責任規範は何か）。

(2)-2 の、企業に道徳的な役割責任が要請されることに関しては、第3章で、ビジネスの道徳規範として最小限道徳が含まれることを正当化した（第3章2.3節）。したがって、企業活動をめぐる規範的な言語実践にあっても、道徳規範は参照されるし、嘘をつかないことや不正を働かないこと、他者に危害を与えないことという道徳的な役割責任が、企業に要請されると言うことができる。

(2)-1 の企業の能力責任に関しては、前節で企業に意図を認めることができることを論じた。(2)-1 はさらに、企業に意図的行為が可能であること、つまり企業が意図をもって因果的に行為を引き起こすことを要請するのであった。企業をそのような行為者と言うことができるだろうか。

行為への関与に訴えるタイプの議論

これを否定する議論は、前章の最後で取りあげた、企業に行為への関与ができないとする批判に相当する（第4章4.4節）。レンネガード&ヴェラスキーズは、企業の行為は全て企業内の個人の作為あるいは不作為に依存するのだから、企業それ自体に行為に関与する能力はないと主張する。これはすなわち、企業に行為を引き起こす能力のあることを否定する議論である。

この点に関して、二つの議論がある。一つ目に、行為者自らが行為の原因であることをもって、つまり行為者自身が行為の創始者であることをもって道徳的責任の帰属先であることを認める、行為者因果性に訴える議論がある。二つ目は、行為者因果性のような形而上学的議論なしに、企業活動が全て企業内の個人の行為に依存して可能になる点をもって、企業と個人の違いを強調する議論がある。

一つ目の、行為者因果性に訴える議論には、個人の行為者因果性を肯定し、企業のそれを否定する議論(Haji 2006; Velasquez 1983)⁹⁴と、個人と企業の双方に行為者因果性を認め

⁹⁴ 行為を引き起こすことの内実に関して、ヴェラスキーズは1983年の論文で、カント的な行為の創始者の考えをもって、企業が行為を創始することはできないと論じる（Velasquez

る議論がある(Hess 2014)。企業の道徳的行為者性を擁護する議論は後者である。他方、仮に企業に行為者因果性を認めるとしても、より素朴な仕方で、企業の行為は個人のそれに依存すると論じることはなお可能である⁹⁵。この点から言えば、議論は二つ目の議論に収斂する。すなわち、個人の行為に依存することでしか行為を実現し得ない企業の行為を、いかなる仕方で企業それ自体の行為として説明するのか。この点に答えるために、必ずしも行為者因果性の議論を経由する必要はない⁹⁶。したがって、以下の議論では、行為者因果性の内実をめぐる議論ではなく、行為の実現をめぐる企業と個人の違いに焦点を当てる。その上で、企業は全ての行為の類型に関してではなく、特定の行為の類型に関して、意図をもって行為を引き起こすことができる行為者であると主張する。

以下の三つを順に論じる。

第 3.1 節 推論主義から考える場合、言語実践の規範的關係に照らす仕方で、企業が意図をもって行為を引き起こすと認めることができる。

第 3.2 節 他方で、企業はそれ自体で言語から独立した世界との直接の交渉を持つ行為者ではなく、この点で企業の行為は、言語から独立した世界に直接の影響を与え得る個人の行為に依存する。

第 3.3 節 しかし、道徳的責任が問題になる企業の行為には第 3.2 節の仕方で個人の行為に依存しつつ、むしろ言語実践の規範的關係における理解を本質的要素とするものがあり、そうした行為においては、第 3.1 節の仕方で企業それ自体が意図的行為の行為者だと認めることができる。

以下、順に確認する。

3.1 行為を引き起こす

まず、推論主義から考える場合、言語実践の規範的關係に照らす仕方で、企業が意図をもって行為を引き起こすと認めることができる。最初に注意しておく、ここまでと同様、以

1983:13-4)。ハジ(Haji 2006)は、フィッシャーとラヴィッツァ(Fischer and Ravizza 1998)の両立論に依拠して行為者因果性を論じた後、フレンチ(French 1979)やギルバート(Gilbert 2000)の議論に照らして、企業の行為は個人に依存するしかないと論じる。

⁹⁵ 例えば、第 3 章で取りあげたワーヘインのような議論がそれに当たると考えられる(Werhane 1985)。

⁹⁶ 企業の行為者因果性を擁護するヘス(Hess 2014)の議論は、表象の機能主義的説明(Dretske 1988)から企業の信念や欲求を説明する議論に収斂する。この点では、志向的状态に関する機能主義として整理する方が適切である。またヘスは、人間もまた身体の物理的基盤というより基本的なプロセスに依存する点をもって、企業の行為が個人の行為に依存する点が直ちに問題になるわけではないと論じる。しかし、企業の行為と個人の行為の違いで問題になるのは、企業と個人という意味論的な次元で共に行為者として理解されるもののうち、片方が他方に依存する点を問題にするものである。この点から言えば、人間の行為がより低次の物理的プロセスに依存する仕方と、企業の行為が人間の行為に依存する仕方は同じものではない。第 2 章で見たように、因果責任の追求は無限に遡ることができるのに対し、道徳的責任の追求は行為者で止まる(第 2 章 1.3.2 節)。ここで問題になっているのは、道徳的責任の追求が企業と個人のどちらの行為者で止まるかであって、因果的プロセスの探求が問題なのではない。

降の議論でも、本稿の範囲に限り、志向的状态に関する心理主義が否定されていることが前提となる。したがって、企業が意図をもって行為を引き起こせるかという問題は、心的な意図が因果的に行為を引き起こせるかという問題ではない⁹⁷。まず、推論主義がこの点をどのように論じるかを確認する。

推論主義は、意図と行為の関係を、ここまで見た規範的地位をめぐる実践に照らした、規範的な関係として考える (Brandom 1994:259-61)。すなわち、行為者が特定の行為への実践的コミットメントを承認するなら、行為者はそのコミットメントを理由として行為すべきという関係である。ここまでは、推論主義に関するこれまでの議論の帰結として自然に理解できるだろう。

しかしさらに、ブランダムは、特定の場合に実践的コミットメント (理由) は、行為の原因と考えられると論じる⁹⁸。特定の場合とは、行為者が承認する実践的コミットメントに、実践の相手がエンタイトルメントを帰属させる場合である。つまり、言語実践の中で、行為者が正当な実践的コミットメントを承認しており、それに基づいて行為が遂行される場合、実践的コミットメントを行為の原因として考えることが可能となる。

ブランダムは、この仕方で理由が原因となることを、行為が「正しい仕方」(ibid. 259)で引き起こされると表現する。これは、実践的コミットメントと行為の関係が逸脱的なものではなく、行為者が承認した実践的コミットメントが正に原因となって、行為が因果的に引き起こされることを意味すると考えられる。他方、そこで実践の相手によるエンタイトルメントの帰属が要請されることは、実践的コミットメント (理由) が行為の原因となることが、言語実践の規範的關係から理解されることを意味する。ブランダムは次のように言う。「義務論的スコアが持つ因果的順序に対する唯一のアクセスは、スコアキーピングの実践者の義務論的態度を通してのものである」(ibid.)。この議論を額面通りに受け取るならば、行為者が実践的コミットメントを承認し、またそのコミットメントにエンタイトルメントが帰属された状況で、行為者が承認した実践的コミットメントに基づき行為を遂行する場合に、実践的コミットメントは「正しい仕方」で行為を引き起こすことが可能であると考えられる。

この議論は、企業それ自体に意図的行為が可能であることを支持するように見える。企業活動は、M社の督促の例のような、消費者と企業の個別の言語実践から、「〇〇社が是々の商品を販売している」「〇〇会社が△△線の運行を行っている」のような、企業活動の総体を記述する言語実践まで、企業が実践的コミットメントを承認し、かつ我々がそれにエンタ

⁹⁷ ヴェラスキーズは、上述のように1983年の論文でカントの行為者因果性を支持する議論を行ったが、2003年の論文では、「事物に関する思考あるいは事物の知覚（またはその事物が内包的対象である何らかの他の志向的状态）がそれ自体でリアクションや反応を引き起こす時に、その事物が提示する因果性」として、志向的因果性 (intentional causality) という概念を導入しており、志向的状态を行為の原因と考える立場も示している (Velasquez 2003: 540, 555 n.28)。ヴェラスキーズが依拠するサールは、志向的状态が行為の原因ではないとする反因果説を主張する (Searle 2001)。

⁹⁸ ここでブランダムは、デイヴィドソンの行為の因果説を念頭に置いている。

イトルメントを与える中で遂行されている、そのように理解することができる。前節で確認したように、我々は、企業が言語実践の参加者として我々を扱う姿勢（言説的なスコアリング姿勢）をとるものとして企業に対峙する（我々もまた言説的なスコアリング姿勢をとる）ことで、実際に企業が言語実践の参加者であることを成立させる。その議論と、実践的コミットメントが行為の原因となるというここでのブランダムの議論を踏まえれば、企業は意図に基づき行為を引き起こす、つまり意図的行為が可能であると認めることができる。

言語と独立な世界との関係

しかし、この仕方で企業の意図的行為を認める場合、次の問題に答える必要がある。すなわち、このように規範性から因果性を捉える議論では、言語と独立な世界で生じる事態を捉えられない、という問題である。本稿の関心から言い直せば、言語実践の規範的關係をもって意図的行為を理解する議論では、企業事故や不祥事で言語を介さずに世界に生じる影響を説明できない、そのように考えられる。推論主義が言語実践を基礎に語や概念を説明する議論であることを思い返せば、これは当然の帰結のようにも思われる(朱 2016:32)。

しかし、企業事故や不祥事では、まさに言語と独立に世界で生じるような企業活動の影響が問題になる。例えば、福知山線事故で生じた乗客への人体・生命への危害のように、言語を介さずに生じるだろう危害がある⁹⁹。そして、そうした言語と独立の世界に直接の影響を与える行為を行うことができるのは、企業内の個人であろう。この点に照らせば、上記で見た、言語実践の規範的關係から企業の意図的行為を正当化するだけの議論は、企業活動の道徳的責任を論じるにあたって不十分なものに見える。

この点を説明するため、推論主義が言語的世界と非言語的世界の関係をどのように論じるかを確認する。これを通じて、企業の意図的行為と個人の意図的行為が、どのような点で異なるのかを整理する。そこから分かるのは、企業は個人がなし得るような、言語と独立な世界へ直接の影響を与える行為を行い得る行為者ではないということである。

3.2 言語から独立した世界との交渉を持たない行為者

プラグマティズムの思想でブランダムに大きな影響を与えたローティは、言語を通じた理由によって構成される規範的世界と、言語から独立した原因によって構成される因果的世界を明確に区別する。ローティに言わせれば、我々は「理由の論理空間」にいるのであって、「対象に対する因果関係の論理空間」(Rorty 1979:157 [165])にいるのではない。

ローティが主張する理由と因果の二元論に対して、いかにして規範的世界と因果的世界の関係を確保するかが、ローティの影響を受けたブランダムの一つの課題となる¹⁰⁰。ブランダムが、どのようにして推論主義の枠内で、言語から独立した世界との関係を論じるかを確

⁹⁹ 他方で、事故後の補償のような事故の全容をいかに理解するかの場合では、利用者に加えられた危害は言語的に理解される他はなくなる。

¹⁰⁰ ローティに続くいわゆるネオプラグマティストに関してはミサック(Misak 2015)を参照。

認する。

ブランドムの議論で、言語実践と因果的世界との関係は、二つの仕方で説明される。一つ目に、(1)行為者が非推論的な観察報告で示す、信頼可能な弁別的反応の傾向性 (reliable dispositions to respond differentially) がある。(2) 二つ目に、行為者が意図に基づき行為を引き起こす、これもまた信頼可能な弁別的反応の傾向性がある。行為を論じるのは後者だが、いずれも、推論主義から考える企業の意図的行為がいかなるものかを示すために必要な道具立てとなる。順に確認する。

(1) 非推論的な観察報告における信頼可能な弁別的反応の傾向性

非推論的な観察報告で示される、信頼可能な弁別的反応の傾向性から確認する。これは、オウムの例を思い返せば、オウムが何か赤い物を見て「これは赤い」と弁別的に反応する際の傾向性であった (本章第 1.1 節)。ここで、オウムの反応が信頼可能であることは、オウムが安定して赤い物に「これは赤い」と反応する傾向性を示すことを認める、実践の相手の評価を通じて認められる (Brandom 1994: 202)¹⁰¹。以下で重要になるのは、そもそも企業がそうした反応傾向性を持ち得るかである。そのため、以下では「信頼できる」を除いた弁別的な反応の傾向性、あるいは単に反応傾向性を主として議論を進める。オウムの話に戻れば、オウムは、「赤」の概念がその中に位置づけられる推論関係を理解せず、それゆえ「赤」をめぐる推論実践に参加することができない。しかし他方で、ここで述べたような、赤い物を見て「これは赤い」と反応する傾向性を有する。

言語と独立な世界との関係は、このような非推論的な観察報告で示される行為者の反応傾向性によって説明される。すなわち、オウムが反応する赤い物が原因、それに対して生じる「これは赤い」という反応が結果であり、両者の関係の中に、原因と結果の因果関係が示される。それに加えて、「これは赤い」という反応は、赤の概念を通じた理由を与え求める実践における手番の一つとしても理解される。すなわち、理由を与え求める実践の参加者であれば、「これは赤い」の後に、「それは青くない」とか「それに色がある」などの、さらなる発話を行ったり、発話者に「これは赤い」と発話した理由を尋ねたり、尋ねられたら理由を示すことができる。この点で、何か赤い物に対する反応傾向性に基づく発話は、赤い物を原因とする因果関係によって説明されると同時に、理由を与え求める実践の規範的關係によって説明されるものとなる¹⁰²。

¹⁰¹ 観察報告を行う A の信頼可能性は、聞き手 B が A を信頼可能とみなすことで認められる。これは、B が A に観察報告に関するコミットメントを帰属させ、さらに聞き手 B も同様のコミットメントを引き受けることを意味する。B は A の観察報告の内容を自らも引き受けることで、それを自身の推論の前提に使うことができる。B が行うこうした推論を、ブランドムは「信頼可能性推論」と呼ぶ (Brandom 1994: 216)。観察報告の信頼性を評価する B の評価の信頼性を問題にするならば、議論は無限後退に陥る (白川 2018)。本稿ではこの問題に立ち入らないが、企業の発話や行為がそれとして認められる実践が成立する (してしまう) のは、推論主義がこうした特徴を持つことの帰結かもしれない。

¹⁰² 本稿はこの議論の妥当性に立ち入らない。以下で見るように、このような仕方で世界との関

ブランダムはこのように、非言語的な対象を原因とする因果的な反応（発話）を信頼可能な弁別的反応の傾向性で説明する仕方、言語と世界との関係を説明する。ブランダムはこれを、非言語的实践から言語的实践への、つまり非言語的な世界から言語的世界への「言語参入移行（language entry transitions）」（ibid. 222）と呼ぶ。では企業は、言語と独立の世界に対する反応傾向性を、すなわち非言語的な世界から言語的世界への言語参入移行を行うことができるだろうか。

観察報告における信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないが言語実践に参加する行為者

それはできないと思われる。もちろん、行為者が信頼可能な弁別的反応の傾向性を持つことが、言語実践の相手方の評価によって認められる点を強調する仕方、企業に信頼可能な弁別的反応の傾向性を認めることも可能だろう。しかし、ブランダムがこの議論を、そもそも言語と独立な世界との関係を説明するために持ち出す点を鑑みれば、企業それ自体がそうした言語と独立な世界との接触を持つと論じるのは適切ではないだろう。したがって本稿では、企業はそれ自体で非言語的な世界から言語的な世界への参入をなし得ないタイプの行為者として、企業を特徴づける。

しかし他方で、この点をもって、企業が理由を与え求める実践の参加者としての資格を失うわけではない。ここまでの議論を踏まえれば、企業は次のような行為者だと言える。すなわち、企業は、概念をめぐる適切な推論関係を踏まえた言語実践に参加することができる行為者であるが、言語と独立な世界に関する非推論的な観察報告を行うための、信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たない行為者である。

観察報告における信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないが、規範的な言語実践に参加することができる行為者の例として、ブランダムは色盲の行為者をあげる（Brandom 2011: 88）。色盲の行為者は、オウムが示すような、赤い物に対する信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たない。しかし他方で、色盲の行為者は、「赤」の概念を用いた理由を与え求める実践に参加することはできる¹⁰³。

企業もまた、このタイプの行為者として整理することができる。すなわち企業は、色盲の行為者が色調に関してそうであるのと同様に、言語と独立な世界への信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たない。他方で企業は、概念をめぐる適切な推論関係を踏まえた言語実践に参加することはできる。つまり企業は、言語から独立した世界からの直接のインプットを行い得るタイプの行為者ではないが、それが他の行為者から提供されるなら、それを用いて言

係を確保する推論主義の枠組みの中で、企業それ自体が世界との関係を持ち得ると認められるかどうかは問題となるからである。これは、ここで問題になる信頼可能な弁別的反応の傾向性が、実際には因果的世界との関係を説明できないとしても変わらない。ローティは、ブランダムの試みが成功しないと評価する（朱 2016）。

¹⁰³ 本稿の筆者は色盲であり、赤いものや緑のものに対する信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たない。しかし、「紅葉が赤い」や「信号が赤い」などを用いた推論関係を理解しその実践に参加することができる。

語実践に参加することができる行為者である。言語から独立な世界からのインプットは、それに対する反応傾向性を持つ、企業内の個人によって確保されることになる。

この点は再び、企業の道徳的行為者性をめぐって提起される、身体の有無の問題や、存在論的身分の問題を思い起こさせるが、ここでは議論を進めよう。次に、ブランダムが言語と独立な世界との関係を論じるもう一つの道具立てである、意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性を確認する。

(2) 意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性

推論主義は、すでに確認したように、意図と行為の間に因果関係のあることを、言語実践の規範的關係から捉える。その上で、行為者が承認したエンタイトルのある実践的コミットメントを原因として、因果的に行為を引き起こすことを可能にするのが、ここでもまた、信頼可能な弁別的反応の傾向性である。ブランダムは次のように言う。

行為することへの準備を含意する意味で意図するということは、実践的コミットメントの承認に対応する。この「意図」の意味で、意図は原因である。それは、訓練された行為者にとって、パフォーマンスを信頼できる仕方でも因果的に引き出す実践的コミットメントの承認である (Brandom 1994: 261)。

ブランダムによれば、意図的行為は、言語実践の規範的關係の中から、非言語的な世界へ「言語退出移行 (language exit transitions)」(ibid. 202)を行うものである。ブランダムが行為を「パフォーマンス」と表現する場合、言語実践の規範的關係から理解される行為でありながら、非言語的なパフォーマンスでもあるような、行為者の振る舞いが問題とされる(ibid. 244)。非言語的なパフォーマンスとしての行為が、言語的世界からの退出とされることは、非推論的な観察報告が、非言語的な世界から言語的世界への参入とされるのとは、反対方向の作用を示している¹⁰⁴。これら、言語的世界への参入(非推論的な観察報告)、そこからの退出(非言語的なパフォーマンス)をもって、ブランダムは、言語実践における規範的世界の關係と、非言語的な世界との接続を論じるのである。

意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないが推論実践に参加する行為者

ここでもまた、企業が意図的行為における信頼できる弁別的な反応傾向性を持つかを検討する。結論から言えば、企業はそうした反応傾向性を持ち得ないだろう。もちろん、非推

¹⁰⁴ ブランダムは次のように言う。「言語的あるいは言説的なスコアリングの退出(意図的行為)は、これらの参入(知覚的な観察)との類否によって理解されることになる。行為においては、義務論的な態度の変化、具体的には実践的コミットメントの承認が、非言語的パフォーマンスを引き出す刺激として機能する」(Brandom 1994: 235)。

論的な観察報告で検討したように、信頼可能な弁別的反応の傾向性が、言語実践の相手の評価によって認められる点に依拠すれば、企業にもそれを認める方針をとることはできる。しかしブランドムが、信頼可能な弁別的反応の傾向性を用いて、意図的行為を非言語的なパフォーマンスとして説明する点に鑑みれば、上記の方針は適切ではない。企業が言語と独立な世界に直接の影響を与えるパフォーマンスを行い得るとは言い難い。

また、言語実践の規範的關係を強調する仕方、意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性を企業に認める方針を追求するとしても、次の批判が残される。すなわち、仮に信頼可能な弁別的反応の傾向性のあることを認める仕方、企業に意図的行為が可能であることを論じるとしても、企業活動は企業内の個人の行為に依存する仕方しか成立しない。実際、企業それ自体による行為への関与を認めないとする議論（第4章4.4節）で強調されるのは、まさにこの点であった。

このように議論は、結局のところ、信頼可能な弁別的反応の傾向性を企業に認めるかどうかではなく、企業活動をめぐる個人と企業の行為のあり様の違いに収斂する。この点から見ても、企業に意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性を認めない方針をとる方が、企業と個人の違いを強調することができる点で有益である。つまり、企業は意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないが、個人はそれを持つとする仕方、両者の違いを強調する方が、従来の議論で論じられてきた企業と個人の違いに明確な特徴を与えられる点で有益である。この区別を通じて、推論主義から見る場合に、企業がどのようなタイプの行為者であって、どのようなタイプの行為者ではないか、さらに先行研究で企業の行為への関与が問題にされる際、結局のところ何が問題とされるのかを明確にすることができる。

企業は行為への関与を持ち得ないとする批判

企業が意図的行為における信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないことを認めつつ、その上でなお意図的な行為者だと論じるならば、企業を次のような行為者だと主張することになる。すなわち、企業はそれ自体で非言語的なパフォーマンスを行い得る行為者ではなく、この点で企業の行為は、個人の非言語的なパフォーマンスに依存する。他方で、企業は本章第3.1節の議論を通じて、言語実践の規範的關係の中で、意図的行為が可能であることを認められる。

さらに、企業が非推論的な観察報告を可能にする信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないが、概念をめぐる推論実践に参加することができることを踏まえれば、次のことが帰結する。すなわち、企業は言語的な世界への参入も、そこからの退出もそれ自体で行うことのできない行為者である。別の言い方をすれば、企業は、言語と独立な世界との直接の交渉を持ち得ない行為者である。企業の意図的行為は、言語実践の規範的關係の中でのみ、そのようなものとして認められる。他方で、言語と独立な世界との関係は、全て個人に依存する仕方、確保される。

もちろん、言語と独立な世界との直接の交渉を持たない、言語実践の規範的關係の中でのみ成立する行為者というのは、どこかおかしなところがある。このおかしさは、企業をめぐる我々の実践に、どこかおかしなところがあることの裏返しである。身体の問題と存在論的身分の問題を論じる際に見るように、企業の道徳的行為者性は、このように言語実践の規範的關係の中で、人間と企業が機能的に等価なものとして扱われる場合に成立する。身体の有無や、存在論的身分の違いが言語実践の中で捨象されるある種の倒錯した実践にこそ、企業の意図的行為が認められる契機がある。企業が言語実践の規範的關係でのみ認められる行為者であるという議論のおかしさは、このような我々の実践のおかしさに起因する。この点は以下で詳述する。ここでは議論を進める。

他方で、このように企業を言語と独立な世界との直接の交渉を持ち得ない行為者と特徴づけることで、企業それ自体は行為への関与を持ち得ないとする批判を、次のように言い直すことができる。すなわち、企業が行為への関与を持ち得ないとする批判は、企業が言語と独立な世界に直接の影響を与えることができない点を批判するものである。企業は、実践的コミットメントの承認に基づき行為を引き起こす、信頼可能な弁別的反応の傾向性を持たないため、言語と独立な世界に直接の影響を与える非言語的なパフォーマンスを行い得ない。反対に、企業活動は全て非言語的な世界への直接の影響を与え得る個人を通じて実現されるのだから、道徳的責任の帰属先として適切なのは企業内の個人だけである。

二次的な行為者に訴えるタイプの議論

この議論に対しては、企業の行為が個人の行為に依存することを認めつつ、なお企業に二次的な意味で意図的行為の可能であることを認める方針が可能である。第3章で取りあげたワーヘインが採用するのが、この方針である。ワーヘイン(Werhane 1985)は、企業活動が全て個人の行為に依存して可能になる点から、個人を一次的な行為者、企業はそれに依存して行為を可能にする二次的な行為者だと論じる(第3章3.2節)。本稿で言う、言語と独立な世界に直接の影響を与え得ない行為者という企業の特徴づけも、ワーヘインの議論と親和的に見える。

しかし、本稿ではそうした方針は採用しない。その理由は次の三点がある。一つ目に、二次的な行為者の位置づけが不明確である。それが、個人に帰属し切れない道徳的責任の帰属先を首尾よく用意するための議論に過ぎないなら、企業の道徳的行為者性の擁護者は、企業の道徳的行為者性を正当化するための都合のよい理論を作り出していると断じる批判を免れないだろう(Rönnegard 2013:82)。また、企業の道徳的行為者性で問題になるのが、企業内の個人の誰にも帰属させることのできない道徳的責任である点に照らすと、ワーヘインの議論は、この点をうまく説明することができないと思われる。一次的な行為者がいずれも免責されながら、二次的な行為者である企業だけを有責と認めることができるのか、ワーヘインの議論では分からない。

二つ目に、ワーヘインは企業の意図的行為が個人の意図的行為に依存する二次的なもの

だと論じる中で、企業の意図もまた、企業内の個人の意図に依存して可能になる二次的なものだと論じる(Werhane 1985:52)。しかし、推論主義に基づく本稿の議論に照らせば、そうした意味で意図を認められるに過ぎない行為者は、言語実践で規範的地位をめぐる実践に参加する行為者とは言えない。ゴンザレス&ザモラ=ボニラの議論を検討した際に論じたように、それは、企業を我々の実践から切り離して、外側から意図を帰属させる議論に過ぎない。規範的地位(実践的コミットメント)としての意図は、実践の参加者から帰属されたり、それを承認していると解釈されるだけのものでなく、相手に帰属させるものでもある。本稿はこの点で、個人の意図と企業の意図に違いを認めない。ワーヘインの議論は、この点を説明することができない。

三つ目に、次で論じるように、企業活動には、言語と独立な世界への直接の影響を与え得る個人の行為を本質的要素としないものがある。むしろ企業活動には、言語実践の規範的關係における理解を本質的要素とするものがある。ワーヘインは、企業活動に様々な行為類型が含まれる点に関心を払っていないが、この点を見れば、言うなれば企業こそが一次的な行為者であり、企業内の個人が二次的な行為者として理解されるような行為類型があると論じることができる。そして、企業の道徳的行為者性が問題になるのは、まさにそのような行為の類型においてである。次にこの点を確認する。

3.3 意味論的次元で成立する意図的な行為者

第 3.2 節では、企業はそれ自体で言語から独立した世界との直接の交渉を持つ行為者ではなく、この点で企業の行為は、言語から独立した世界に直接の影響を与え得る個人に依存する他はないことを確認した。しかし、以下で論じるように、道徳的責任が問題になる企業活動には、たとえそれが個人に依存して可能になることを認めたととしても、第 3.1 節のように、言語実践の規範的關係における理解を本質的要素とする意図的行為がある。こうした行為に関して、企業を意図的行為を行う行為者として認めることが可能である。

単純な事例

まず、単純な例から考えよう。例えば、ある企業の製品の品質担当者が製品の品質の問題に気づき、それを隠蔽する判断を独自で行い、自身で品質表示の改竄を行ったとしよう。この行為は、道徳規範に違反する企業活動の例である。他方でその行為は、問題を認識し隠蔽する判断、隠蔽を行う行為のいずれも、担当者のものであるとして適切に記述することができる。そのため、担当者に問題の行為の道徳的責任を帰属させることに、特段の問題はない。

しかし、企業事故や不祥事で問題になるのは、単純な例ばかりではない。例えば、品質表示の偽装をとつても、問題の認識、隠蔽の判断、隠蔽行為が、いずれも異なる行為者によってなされる場合もある。さらに、当初の問題の認知、隠蔽の判断、隠蔽行為を行った担当者のいずれもが異動や退職でいなくなった後でも、隠蔽が続けられる場合もあるかもしれない。

ここで仮に、言語と独立な世界に直接の影響を与え得る行為者のみに道徳的責任の帰属先を限定するなら、複雑な企業活動にあっても、道徳的責任は企業内の個人のみを対象として検討されることになる。

複雑化する企業不祥事

この方針が困難であることを確認するため、井上(2021)による企業不祥事の分類を参照する。井上は、日本で過去 25 年（1995 年から 2020 年）の間に生じた主要な企業不祥事 30 件を取りあげ、問題の端緒と二次的な対応を行う行為者の点から整理する。

言及される行為者は、大まかに従業員と経営者である。その上で井上は、企業不祥事の発端となった行為者を第一次原因者、それを受けた二次的な対応を行う行為者を第二次原因者とし、事例ごとに従業員と経営者がどちらに当たるかを検討する。

不祥事の発端が、現場での業務が想定通り行われなかったことである場合、第一次原因者は従業員となる。経営者の不法・不適切な判断や行為が不祥事の発端になる場合、第一次原因者は経営者となる。例えば、カネボウ美白化粧品事件¹⁰⁵では、大規模な健康被害を発生させた原因に、お客様対応窓口社員による苦情情報の無視があげられる。この場合、当該窓口の従業員が第一次原因者である。その上で、被害が判明してからも公表と回収をためらった経営者が、第二次原因者となる。他に、オリンパス粉飾決算事件¹⁰⁶では、歴代 3 人の経営トップによって損失隠蔽が決意されたため、第一次原因者は経営者である。他方で、その決定に隸属、迎合する形で粉飾決算を継続した従業員は、第二次原因者となる。

第一次原因者と第二次原因者が、従業員と経営者のいずれになるかに応じて、企業不祥事の類型を二つに区別することができる。一つ目に、第一次原因者が従業員、第二次原因者が経営者となる類型がある。従業員が第一次原因者となる場合、問題となる行為は、従業員の無能・考え違い・ミス・意図的逸脱とされる。第二次原因者が経営者である場合、問題となる行為は、経営者の無知・不決断・無為無策・隠蔽とされる。

二つ目に、第一次原因者が経営者、第二次原因者が従業員となる類型がある。第一次原因者が経営者である場合、問題となる行為は、経営者の無理・無茶・無謀・無法とされる。第二次原因者が従業員である場合、問題となる行為は、経営者の判断への盲従とされる。これを踏まえて井上は、第一次原因者、第二次原因者が誰になるか、さらにその場合に問題となる行為に応じて、企業不祥事を次のように整理する。

¹⁰⁵ 2013 年 7 月、カネボウの化粧品を使った人の肌がまだらに白くなるという問題が発覚した事件。2008 年 9 月から 2013 年 7 月の間、問題の化粧品は販売され続けた。2015 年 2 月 9 日時点で、白斑症状を発症した人は 1 万 9434 人に達した(井上 2015: Ch.7)。

¹⁰⁶ 2011 年 11 月 8 日、オリンパスが、1990 年代頃から有価証券投資等に係る損失計上を先送りしており、国内ベンチャー企業の買収資金並びに英国社買収に際しアドバイザーに支払った報酬を損失穴埋めのために利用していたと公表した事件。経営者自らが主導して 1000 億円を超える損失を隠蔽し、長期にわたって有価証券報告書の虚偽記載を繰り返していた(井上 2015; 山口 2016)。

ケース A. 業務不全が発生してからも、その事実を経営者が知らないまま不祥事が継続、拡大し続ける（第一次原因者が従業員、第二次原因者が経営者）。

ケース B. 問題発生を知ってからも、直ちに適切な措置を取らず、隠蔽とまでは言えないが、不決断や逡巡によって不祥事が継続・拡大する（第一次原因者が従業員、第二次原因者が経営者）。

ケース C. 問題発生を知って、経営者が確信的に隠蔽を図る（第一次原因者が従業員、第二次原因者が経営者）。

ケース D. 経営者自身による不正、不適切な判断と行為（第一次原因者が経営者、第二次原因者が従業員）。

ケース D は、第一に経営者に帰属される道徳的責任を考察すべき事例であるから、ケース A、B、C に限定して議論を進める。ケース A、B、C は、問題の発生を受けたにもかかわらず（第一次原因者が従業員）、経営者が無知、不決断、積極的な判断によって、道徳規範への違反が継続される場合である（第二次原因者が経営者）。

井上の議論は、第一次原因者と第二次原因者の区別に留まるが、本稿では、その分類に、第三次原因者を加えたい。すなわち、第三次原因者とは、第二次原因者の無知、不決断、あるいは積極的な判断を基に、問題ある企業活動を継続する従業員あるいは経営者である（多くの場合は従業員だと予想されるが、場合によって経営者の場合もあるだろう）。第三次原因者を議論に追加することで、言語と独立な世界への直接の影響を与える行為が遂行される場面、議論に組み込むことができる。例えば、カネボウ美白化粧品事件では、苦情情報を無視した当該窓口の従業員が第一次原因者、製品の公表と回収をためらった経営者が第二次原因者であった。ここに、経営者の判断を受けて問題ある商品の販売を継続する行為者を第三次原因者とすることで、問題ある企業活動の全体を捉えることができる。さらにこれにより、言語と独立な世界に直接の影響を与える行為を行うのが、第三次原因者である従業員であることを明示することができる。

非言語的なパフォーマンスに尽きない意思決定の問題

ここで、企業活動の道徳的責任の問題を、言語と独立な世界に直接の影響を与え得る行為者の問題に限定する立場をとるならば、問題ある企業活動の道徳的責任は、第三次原因者に帰属されることになる。カネボウの事例で言えば、問題ある商品の販売を続けた現場の従業員に、道徳的責任が帰属されることになる。

しかし通常、カネボウのような事例で、第二次原因者である経営者の判断こそ、企業活動の全体から見て本質的な問題だと考えられるだろう。なぜなら、それは第一次・二次・三次原因者を通じた、継続的な組織不正として行われたのであり¹⁰⁷、そのような場合、継続され

¹⁰⁷ 第 II 部の議論で言えば、第一次・二次・三次原因者が組織的に行う共同行為ということになる。

た問題ある企業活動の方針を定めた経営者の判断こそが、問題の本質と考えられるからである。そのため、問題ある企業活動の方針を定めた経営者に対して、道徳的責任の帰属を考えるのが適切だろう。企業の道徳的行為者性の批判者であっても、この点に異論はないと思われる。

ここで重要なのは、そのように問題を経営者の判断だと考えるならば、すでに問題を、言語と独立な世界に直接の影響を与え得る行為者の問題としてではなく、企業活動に関する意思決定の問題として捉えることになる点である。企業活動の方針を定める意思決定は、推論主義の視点で言えば、規範的地位をめぐる実践で、行為者が自ら承認したり互いに帰属させ合ったりする実践的コミットメントとして理解される。この点から言えば、第二次原因者である経営者の判断を問題の本質と認めることは、第三次原因者による言語退出としての非言語的なパフォーマンスよりも、言語実践の規範的關係で理解される実践的コミットメントこそ、問題の本質だと認めることに等しい。他方で、ここで第二次原因者の非言語的なパフォーマンス、例えば、問題ある判断を行う決裁文書に印鑑を押すべく指を動かすパフォーマンスから道徳的責任を考えるなら、企業活動の問題を適切に捉えられなくなる。指を使って印鑑を押す非言語的なパフォーマンス（推論的には決裁行為）は、確かに言語と独立な世界に直接の影響を与える行為であるが、問題ある企業活動の問題性は、そうした非言語的なパフォーマンスにあるのではない。組織的になされた不正の問題は、第二次原因者（経営者）がどのような推論関係を通じて問題ある企業活動の方針を決定したか、その決定の内容に照らして評価されるのであり、決裁を行う身体運動に照らして評価されるのではない（第2章2.2節）。なされた実践的コミットメントをとりまく推論関係（意味論的關係）の考慮なしに、道徳的責任の帰属はなし得ない。

加えて言うならば、非言語的なパフォーマンスを通じて世界に直接の影響を与える行為者の道徳的責任も、単にその身体運動に照らして評価されるのではない。問題ある非言語的なパフォーマンスは、意図的行為（あるいは過失のある行為）として、経営者の意思決定を含む企業活動全体の推論関係の中で評価される。例えば、非言語的なパフォーマンスが経営者の意思決定に従う仕方で行われたものなのか、そもそも問題ある行為であることを知らなかったのか、企業活動全体に照らして推論関係における意味付けがなければ、適切な道徳的責任の評価は不可能である。

経営者が問題の発生に関して無知の場合

もちろん、経営者の判断が問題になる場合、第一の関心は、問題ある方針を決定した経営者の道徳的責任であろう。問題の企業活動を、経営者の実践的コミットメントに基づき実行された組織不正と考えれば、経営者に道徳的責任を帰属させることで、問題を解決させることができるかもしれない。しかし、ケースB、Cのような、経営者の問題ある判断が争点になる場合、どのような場合に、経営者に道徳的責任を問うことができ、どのような場合にできないか（つまり免責される）が問題になる。全ての判断を一人の経営者が行うのであれば、

問題は単純かもしれない。しかし、複数の経営陣が意思決定を行う場合、その判断は難しくなる。この問題は第二部で詳述する。

他方で、ケース A、すなわち、第二次原因者である経営者の無知により問題の企業活動が継続される場合、たとえ企業活動の意思決定プロセスが問題の本質であることを認めるとしても、経営者への道徳的責任の帰属が困難な場合がある。例えば、福知山線事故で旧経営陣の刑事責任が否定された場合のように、経営者や技術責任者等に関して、問題の予見可能性が認められない場合、それらの人に道徳的責任を帰属させることができない。第二次原因者である経営陣の実践的コミットメントに照らして問題を考えるとしても、誰も道徳的責任を負わない場合があるということである。

しかし、企業全体のレベルで考えるなら、そうした場合に企業それ自体の実践的コミットメントを認めることで、企業それ自体に道徳的責任を帰属させる方針がなお考えられる。このような、企業内の個人の誰にも道徳的責任を帰属させることのできない場合こそが、企業の道徳的行為者性が問題になる場面であった。そして、第二次原因者である経営者の判断のように、非言語的なパフォーマンスではなく、言語実践の規範的關係から理解される実践的コミットメントが中心の問題になる場合、非言語的なパフォーマンスの場合のように、企業を行為者として排除する理由は（差し当たり）見当たらない。つまり、全ての事例ではないにせよ、企業は規範的地位をめぐる実践の参加者と言えるため、企業に実践的コミットメントを認めることに（差し当たりの）問題はない。例えば、福知山線事故のように、経営陣が問題のカーブの危険性を予見できなかったことが認められる場合でも、問題が経営上の判断という実践的コミットメントの問題であるなら、福知山線の運行を、JR 西日本それ自体の実践的コミットメントに基づく行為として理解することは、（差し当たり）可能であるように見える。

ここで、このように問題ある企業活動を企業それ自体の行為と認めることで、企業それ自体に道徳的責任を帰属させることができるのだから、企業それ自体を意図的行為者と認めるべきだとする規範的主張に転じるなら、議論は本稿の冒頭、つまり振り出しに戻る。本稿では、可能な限り記述的に、企業それ自体を行為者と認めることができるかどうかを検討してきた。議論をケース A に限定した上で、改めて企業の意図的行為が認められる仕方を確認する。

企業それ自体による意図的行為

ここまで提示してきた、企業それ自体に意図的行為を認めることができることの論拠を改めて整理しよう。次の四つとして示すことができる。

一つ目に、我々は企業を行為者とする言語実践を社会一般に流通したものとして行っている。福知山線事故で言えば、我々は、「JR 西日本の列車運行」とか「JR 西日本が事故を起こした」のような、JR 西日本を行為者とする行為記述を用いている。これに対して、「(特定の) 経営者による列車運行」とか「(特定の) 経営者が事故を起こした」のような行為記

述は、皆無ではないが馴染みあるものではない。

二つ目に、推論主義から見る場合、そうした実践が意図の内容に本質的であるがゆえに、企業に行為の意図を認めることができる（本章第2節）。行為の意図は、言語実践における規範的地位、すなわち実践的コミットメントである。これを心的状態として理解することはできない。ブランダムが言うように、実践的コミットメントを含む規範的地位は社会的地位である。それは、言語実践の参加者が自ら承認したり互いに帰属させ合ったりする中で、初めて内容を持つものとして理解される。この点から言えば、企業は規範的地位をめぐる実践の参加者であり、実践的コミットメントを自ら承認したり相手から帰属されたり、相手に帰属させたりすると言える場合がある。そのため、企業に行為の意図を認めることができる場合がある。例えば、JR西日本による福知山線の運行は、JR西日本それ自体による実践的コミットメントの承認であり、また我々も同様の実践的コミットメントをJR西日本に帰属させていると考えられる。列車運行に対して行われた問い合わせに対して、応答するのはJR西日本である。もちろん、特定の発話が経営者個人の見解である場合もある。全てがJR西日本の実践的コミットメントとして理解されるわけではない。しかし、我々は基本的にJR西日本をめぐる実践において、なされる発話や企業活動をJR西日本のものとして扱うし、同時にJR西日本から我々の発話や行為を評価されるもする。その限りで、JR西日本は、福知山線運行の意図を認められる。

三つ目に、意図に基づく行為の遂行は、言語実践の規範的關係の点から理解される（本章第3.1節）。すなわち、行為者が自ら実践的コミットメントを引き受け、かつそのエンタイトルメントを実践の相手から帰属される場合、行為者の行為は意図に基づき因果的に（正しい仕方）で引き起こされると考えられる。JR西日本で言えば、JR西日本が引き受け帰属される福知山線運行の実践的コミットメントは、利用者や社会一般からエンタイトルメントを帰属されたものと考えられる。それゆえ、推論主義に照らせば、企業は意図的に福知山線の運行を引き起こした（正しい仕方で行った）と言える。

四つ目に、このような意図的行為の理解において、確かに言語と独立な世界に直接の影響を与える仕方（福知山線事故で言えば、実際に列車を運行する仕方）で、非言語的なパフォーマンスを遂行する行為者の行為が問題になるが（本章第3.2節）、企業活動の道徳的責任の問題は、それに尽きるものではない。企業事故や不祥事の多くの場合に、経営者の判断が争点となる点から分かるように、企業活動の道徳的責任の問題では、それを直接に生じさせた行為者の非言語的なパフォーマンスだけでなく、問題ある企業活動を実行（継続）させた判断を含む企業活動の総体が問題になる。その場合、それは言語実践の規範的關係から理解される実践的コミットメントを本質的要素とするため、企業がその主体となることを（差し当たり）排除しない。福知山線事故のような旧経営陣の列車運行に関する判断が問題になるような事例では、企業が問題の企業活動を行う行為者であることは（差し当たり）排除されない。三点目までを踏まえて言えば、福知山線事故で、JR西日本が福知山線運行を意図的に行っていたと認めることは可能である。

本節で論じてきたのは次のことだった。

第 3.1 節 推論主義から考える場合、言語実践の規範的關係に照らす仕方、企業が意図をもって行為を引き起こすと認めることができる。

第 3.2 節 他方で、企業はそれ自体で言語から独立した世界との直接の交渉を持つ行為者ではなく、この点で企業の行為は、言語から独立した世界に直接の影響を与え得る個人の行為に依存する。

第 3.3 節 しかし、道徳的責任が問題になる企業の行為には第 3.2 節の仕方、個人に依存しつつ、むしろ言語実践の規範的關係における理解を本質的要素とするものがあり、そうした行為においては、第 3.1 節の仕方、企業が意図的行為の行為者だと認めることができる。

第四次原因者としての企業

この議論を踏まえて、意図的行為を行う行為者としての企業を、前述の第一次・二次・三次原因者の整理に組み込む。これにより、言語実践の規範的關係の中で意図的行為を行う企業と、それに尽きない言語と独立な世界との交渉を持つことのできる個人との違いを整理する。争点を明確にした上で、身体の問題と存在論的身分の問題に答える。

ケース A で、第一次・二次・三次原因者は次のように整理された。

ケース A. 業務不全が発生してからも、その事実を経営者が知らないまま不祥事が継続、拡大し続ける（第一次原因者が従業員、第二次原因者が経営者、第三次原因者が従業員）。

ここに、第四次原因者としての企業を加える。第四次原因者としているが、これは、第一次・二次・三次原因者の順に進む企業活動の時系列の順を意味しない。

第四次原因者（意味論的次元）

第一次・二次・三次原因者（意味論的次元、因果的次元）

ここまです踏まれば、企業は、言語実践の規範的關係の中でのみ意図的に行為する、いわば意味論的次元でのみ意図的に行為する行為者である。他方で、第一次・二次・三次原因者は、企業と同様に言語実践の規範的關係においてその意図的行為を理解されるが、同時に信頼可能な弁別的反応の傾向性を通じて、言語と独立な世界の対象に因果的に反応することもできる。企業の行為が言語と独立な世界との交渉を持ち得るのは、第一次・二次・三次原因者のそうした行為を通じてである。この点で、第四次原因者である企業は、その行為を、第一次・二次・三次原因者である個人に因果的に依存する¹⁰⁸。企業活動は、第一次・二次・三次原因者である経営者や従業員の行為に依存して可能になる。これは、従来から言われて

¹⁰⁸ これは、ワーヘインが存在論的な依存関係としていたものに相当する(Werhane 1985:49)。

きた通りのことである。

しかし、第四次原因者としての企業は、意味論的次元（言語実践の規範的關係）においては、第一次・二次・三次原因者の行為に依存しない。社会一般に流通した言語実践で、我々は、企業それ自体を意図的行為の行為者として扱うからである。JR 西日本で言えば、上述の通り、我々は「JR 西日本の列車運行」とか「JR 西日本が事故を起こした」のような、JR 西日本を行為者とする発話を行う。また、フレンチと M 社が督促の適切さをめぐって対話したのと同様の仕方で、我々は JR 西日本に問い合わせを行ったり、JR 西日本から返答を受けたり、場合によって JR 西日本から発話の理由を尋ねられたり修正を求められたりさせる。

ブランダム議論を思い出せば、我々が相手に言説的なスコアリング姿勢を取るのであれば、その相手は我々の一員である。我々は企業に対してそうした実践を行っている。それゆえに企業は意図的行為の行為者として認められる。この実践では、第四次原因者（企業）と第一次・二次・三次原因者（個人）の間にある因果的な依存關係が捨象される仕方で、第四次原因者（企業）が一つの行為者として扱われる。さらに、我々もまた第四次原因者としての企業から、言語実践に参加する行為者として扱われる。つまり、第四次原因者としての企業は、因果的には第一次・二次・三次原因者である個人に依存するが、意味論的には依存しない。

企業の道徳的行為者性の批判者は、この整理における因果的な依存關係を問題にし、擁護者はこの整理における意味論的な独立性を強調する。この点、ここまでの議論では、第二次原因者である経営者の判断が問題にされる場面では、第三次原因者の非言語的なパフォーマンス（あるいは第一次原因者の非推論的な観察報告）ではなく、言語実践の規範的關係で理解される実践的コミットメントが、道徳的責任の問題にとって本質的であることを論じた。

3.4 身体と存在論的身分

では、問題が言語実践の規範的關係における実践的コミットメントの理解であり、さらに第二次原因者である経営者が問題に関して無知である場合、企業それ自体の実践的コミットメントを認めることを否定する理由はないと言ってよいのだろうか。ここで、後回しにしてきた、企業に身体がないこと、そして企業の存在論的身分の問題を取りあげ、それに答えよう。

身体の有無や存在論的身分に訴える議論は、企業が非言語的なパフォーマンスをなし得ないことをもって、身体の有無や存在論的身分に訴えるのではない。それは、企業に意図的行為が認められる言語実践を生身の身体を通じて行うのは個人だけであることを主張する議論であり、その意味で企業と個人には存在論的身分の点で決定的な違いがあると主張する議論である。言い換えれば、いくら意味論的次元で企業が意図的な行為者であることが成立するとしても、それを可能にする個人の身体や、その存在論的身分まで捨象できるわ

けではないということである。この主張に反論する。

意味論的次元で成立する企業の意図的行為に対して、身体の有無や存在論的身分を持ち出す主張は、記述的な主張ではなく、もはや規範的な主張である。つまりこの主張は、企業活動の道徳的責任をめぐる我々の実践が、身体の有無や確かな存在論的身分に基づいて行われていることを記述する主張ではなく、企業活動の道徳的責任をめぐる我々の実践が、身体の有無や確かな存在論的身分に基づいて行われるべきことを規範的に主張するものである。

それが規範的な主張として、我々の企業活動は身体や存在論的身分に基づいたものであるべきだと論じるのであれば、それは本稿の否定するところではない。企業活動の「あるべき論」は、本稿の範囲外である（第1章第3.3節）。他方で、企業活動をめぐる我々の道徳実践が、身体の有無や確かな存在論的身分に基づいて行われているのだから、企業は道徳的行為者ではないと論じるなら、それは既存の実践に照らして誤りである。我々の実践は、そのようにはなっていない。我々の実践はむしろ、身体の有無や存在論的身分に言及しないことを通じて、企業を意図的行為を行う行為者として成立させる。ゴンザレス&ザモラ=ボニラは、推論主義的な実践に参加する行為者の特徴が、その実践の規範によって決まると論じたが、企業をめぐる実践の規範こそが、企業と我々を言語実践で等価なものとして扱うことを要請する。上記で、我々は企業を言語実践の参加者として扱わざるを得ないと論じたが、これは翻って、我々が我々の身体や存在論的身分を捨象した実践を営まなければならないことの裏返しである。

したがって、企業の意図的行為を認める議論に対して身体の有無や存在論的身分を持ち出す議論への応答は次のようになる。もしそれが道徳的責任をめぐる実践に必要だと主張するなら、実際にそうした実践が行われていることを示すべきである。言語実践における語の使用が志向的状态の内容に、またその主体の行為者性に本質的である場合、身体が重要なのであれば、そのことを示す実践がなくてはならない。もし、問題ある企業活動の方針を決めた「身体ある行為者は誰か」と問うならば、それが企業でないのは自明である。しかし、我々の実践はそれを問うものになっていない。そのため、企業はなお、企業活動を意図的に行う行為者としての資格を失わないのである。

身体および存在論的身分を捨象する実践

「身体ある行為者は誰か」。企業活動でこのような発話の例をあげるのは難しい。しかし、現行の企業活動が身体を捨象する仕方になされており、それゆえ企業が行為者として成立することを論じるため、次の一例をあげる。水俣病で自主交渉派として活動した川本輝夫が、東京のチッソ本社で嶋田賢一社長と面会した場面である(川本 2006:4)。

川本輝夫 社長、今日はな、わしゃ血書を書こうと思うてカミソリばもって来た。
嶋田賢一社長 えっ。

川本輝夫 血書を書く、血書を。要求書の血書を。あんたがわしの小指を切んなつせ、ほら。

嶋田社長 それはご勘弁を¹⁰⁹。

川本の行動は、新認定された水俣病患者に対する対応を求めるため、チッソの責任を明確にし、誠意ある対応を求めるためのものであった。そして、上記の発話は、道徳的責任をめぐる対話の相手が、他でもない、指を切れば血が出る生身の身体を持った人間であることを確証するものとして理解することができる。相手が企業であれば、血書を書くことはできない。また、川本は対話の中で「同じ人間なら痛もうじゃなかな。でくるでしょ、それくらい。水銀ば飲むいうた人間なら」(ibid.5)とも述べ、対話の相手が同じ人間であることを強調している。これに対し、嶋田社長は、勘弁してくれと繰り返すばかりで、最終的に血書を書くことはなかった。すなわち、指を切れば血の出る「身体ある行為者」として対応することを最後まで拒んだ。チッソ側の応答は、「水俣でしか話し合いに応じられない」というものだった。

本稿はこの事例が、企業活動に関して、「身体ある行為者」同士の言語実践を行うのことの困難を現す事例だと考える。実際、企業活動をめぐる一般的な言語実践では、たとえ事故や不祥事で道徳的責任の所在が問題になったとしてさえ、誰に身体があるかが問われることはないだろう。そして実際、それを発話するとしたら、奇怪な目で見られるだろう。上記のチッソ社長のような対応がなされるかもしれない。本稿で、企業の意図的行為が認められる言語実践は、身体の有無を捨象したものであると言うのは、このような意味においてである。誰が固有の身体のある個人であるか示すことを、時として強烈に拒絶するような実践では、企業と個人が意味論的次元で等価なものとして扱われる。そこに血は流れない。身体の有無を捨象した言語実践の規範的關係があるのみである。

身体の有無に基づく企業の道徳的行為者性への批判は、実際に身体への言及がない実践が標準的なものとして行われ続ける限り、そのような実践をなすべきではないとする規範的な主張にしかかなり得ない。ブランドムの「部分的に、我々がそうあるところの種類の仕事は、我々が我々自身を何と扱うかに依存する」(Brandom 1994:3)という言葉を再び引けば、我々は身体を捨象した実践における意図的な行為者として自身と企業を扱うし、その実践ゆえに、実際にそうした事態が成立するのである。

企業と個人の存在論的身分の違いに基づく議論も、同様のことが言える。我々は、企業活動で身体の有無を捨象した実践を行っているのと同様に、企業と個人の存在論的身分の違いを捨象した実践を行っている。その実践が社会的に流通したものとして行われる中で、道徳的責任は個人のような確たる存在論的身分を持つ行為者のみに帰属されると主張するならば、実際にそうした実践があることを示すべきである。そうでない限り、それは道徳的行

¹⁰⁹ ジョニー・デップ主演『MINAMATA』にも、同場面を念頭に置いたと思われるシーンがある。

為者に関する記述的な主張ではなく、現行の実践を変えるべきという規範的な主張としてしか理解できない。

もちろん、言語実践において存在論的身分を捨象した実践がなされているからといって、言語と独立な世界に対する企業活動の影響が消失するわけではない。むしろそれは、時として言語を介さない圧倒的な生の事実として現前するだろう。ここで言っているのは、例えば企業の公害や事故で生じる人間への危害である。我々の言語実践が、身体の有無や存在論的身分を捨象し、企業と個人を同等に意味論的次元における意図的行為者として扱うとしても、言語と独立な世界の影響を、つまり時として生じる危害を身に受けるのは、身体を持ち、企業と異なり存在論的に客観的な身分を持つ人間だけである。本稿は、そうした実践を変えるべきとも維持すべきとも論じない。しかし、できる限り問題を記述的な仕方でも検討すべく進めてきた本稿の議論から言えるのは、身体の有無にも存在論的身分の違いにも言及することなく行われる言語実践では、場合により企業が我々と機能的に等価な意図的に行為する行為者として認められるということである。

身体と存在論的身分を持たない行為者

企業に「責められる魂もなければ、蹴りつけられる肉体もない」（「はじめに」第1節）という、そもそもの問題に戻れば、次のように言うことができる。まず、道徳的責任の帰属に必要とされる行為の意図は企業活動に限って言えば、それは推論主義で言う実践的コミットメントであり、心的状態ではない。我々が企業を規範的地位をめぐる実践の相手として扱う限り、企業に実践的コミットメントを認めることは可能であるし、企業が意図的に行為するということもできる。魂、あるいは心的状態がないことは問題ではない。次に、企業に身体のないことは、そこでなされる言語実践や行為の内容によって問題になる場合もあるが、企業をめぐる我々の言語実践が、広く身体の有無に言及することなく進められるものである限り、企業に身体のないことは問題にならない。むしろ、我々もまた、自身の身体を捨象する仕方でも、企業と共に言語実践に従事している。そうした実践が安定してなされている限りにおいて、企業は意図的に行為する行為者である。

第 6 章 企業の道徳的行為者性

第 5 章で、推論主義に基づき企業が意図的な行為者と認められることを示した。本章では、企業の能力責任に対して提起される残りの批判（第 4 章 3.4）、すなわち、企業は自律性（二階の志向的状态）・知識・感情が持てないとする批判に反論する。本章では、自律性（二階の志向的状态）・知識に関して、企業がそれらを持つことができると主張する。他方で、感情に関しては、確かに企業はそれを持ち得ないが、ビジネスの活動を論じる際に、感情の有無に訴えることが適切ではないと反論する。この作業を通じて、企業が道徳的行為者であるとはいかなることか、本稿の理解の全体を示す¹¹⁰。

1 企業の自律性（二階の志向的状态）に訴えるタイプの議論

レンネガード&ヴェラスキーズによれば、道徳的行為者とは自律的な行為者のことである。そして、自律的な行為者とは、自身の欲求に対し、二階の欲求を持つことができる行為者のことである(Rönnegard 2013: 87, 2015: 28; Rönnegard and Velasquez 2017: 135)。例えば、肉を食べたいという一階の欲求を持つ行為者が、動物を傷つけないという二階の欲求を持つ場合がそうである(Rönnegard and Velasquez 2017:135)。この行為者が、肉を食べたいという一階の欲求に対して、動物を傷つけないという二階の欲求を持つがゆえに、肉を食べないことを意図するのであれば、その行為者は、自らの行為を自身で選んだのだと言える。二階の志向的状态を持つこと、行為者が単に欲求に反応するだけでなく、意図的な行為を自ら選択することを可能にするものであり、自律性の基礎である。しかし、企業は自身の一階の志向的状态に対する心的な気づきを持ち得ないため、二階の志向的状态を持つことができない。したがって、企業は自律性を持たないため、道徳的行為者ではない。

企業が二階の志向的状态を持ち得ないとするこの議論は、すでに検討したサールの心理主義（第 4 章 3 節）に基づく。サール流の心理主義的な志向的状态の理解が、企業活動の道徳的責任を論じる際に適切ではないことは、すでに確認した（第 5 章 1.3 節）。そのため、レンネガード&ヴェラスキーズの議論は、維持することができない。

この点、推論主義から見て、企業が二階の志向的状态を持つと考えることは可能である。例えば、2021 年 2 月にキリンホールディングス（以下、キリン）が発表した、ミャンマーでの合弁先企業との提携解消を、そのような例として理解することができる¹¹¹。キリンは、2021 年 2 月にミャンマーでクーデターを起こしたことを受け、軍と取引関係があるとして、ミャンマー・エコノミック・ホールディングスとの提携を解消する方針を発表した。同

¹¹⁰ ただし、個人責任の問題は除く。個人責任は第 II 部で論じる。

¹¹¹ キリンの事例は次を参照(日本経済新聞 2021; アムネスティ・インターナショナル 2021; 岡田 2021; 若井 2021)。ミャンマーのクーデターに関しては、北川(2021)を参照。杉本(2022)は、ミャンマーで活動する企業を例に、企業は人権侵害をしないだけでなく、人権侵害を許さない道徳的義務があると主張する。

社は従来から、株主の多くが国軍の幹部や関係者で、配当金を受領していると指摘されていた。キリンは、クーデターを受け、「軍が武力で国家権力を掌握した行動は大変遺憾で、今回の事態は会社の人権方針などに根底から反する」と発表した。

キリンの判断は、ミャンマーでの合弁先企業との活動という実践的コミットメントに対して、その実践的コミットメントが実行的にならないよう、二階の実践的コミットメントを引き受けたものと理解することができる。志向的状态を行為者が自ら引き受けたり互いに帰属させ合ったりする規範的地位と考える推論主義の視点から言えば、企業が二階の志向性状態を持つと考えることに問題は生じない。

補足として、フランクファートの二階の欲求ではないが、自律性に関するブランダムの見解を確認しておく。ブランダムは、理由を与え求める実践で規範（あるいは規則）に従う能力が、カント的な自律性に相当すると論じる。つまり、カントが言うように、我々は単なる強制や拘束として規範に従うのではなく、むしろ我々がそれを正当な規範と認めることによって、自ら規範に従うのである。ブランダムはこの考えを「自律性テーゼ」(Brandom 2002:219)と呼び、次のように言う。

これこそが、カントが自然の領域と自由の領域とを区別したことの根拠である。自然の領域とは、自然の法則という形で住民が規則に拘束される領域であり、自由の領域とは、むしろ規則の概念によって、つまり自分達を拘束するものとして住民達自身が承認することによってのみ、住民を拘束する規則によって、住民が拘束される領域である (Brandom 2002:219)。

このように、ブランダムは、規範的な言語実践に参加する仕方で我々が規範に従う能力を持つことを自律性と考える。これはすなわち、ある主張を行うことがどのような理由を必要とするか、また行われた主張を理由としてどのような主張が可能か（あるいは可能でないか）といった言語使用を司る規範（規則）を理解し行為する能力に他ならない。ブランダムは次のようにも言う。「我々は、理由が拘束する者であり、より良い理由の特別な力に従う者である」(Brandom 1994:5)。このような意味においては、企業は我々の従事する規範的な言語実践の参加者と言い得るのだから、企業は自律性を持つと言える¹¹²。

¹¹² ただし、このように我々が自身で正当なものと認める規範に従うと言われる点は、何が真に正当な規範なのかという問題を生じさせる。何が我々が従うべき規範かが、我々の態度に依存して決まることになるからである。例えば、ヒースは、我々は規範に従う行為者であるという点でカント的な行為者だが、その規範の内容は、必ずしも規範倫理学一般で論じられるような道徳的内容を保証しないと主張する(Heath 2008: Ch.9)。これは推論主義で、規範的地位の態度依存性の問題として論じられる。ブランダム自身は、この問題をヘーゲルの相互承認論に訴えて解決しようとする。ブランダムによれば、ヘーゲルのアイデアは次のようなものである。「あなた自身がコミットした内容の規定性（あなたがコミットするかどうかは自分次第であるのと同様に、あなた次第ではない部分があること）は、少なくとも暗黙のうちにその権限を付与された他者の態度によって担保される」(Brandom 2002: 220)。このようにブランダムは、

2 企業の知識に訴えるタイプの議論

次に、企業は行為の知識を持ち得ないとする批判に移る。レンネガード&ヴェラスキーズは、企業は行為の知識を持っていないため、その行為に道徳的責任を負うことはできないと主張する。レンネガード&ヴェラスキーズの知識の理解は、ここでもまたサールに依拠した心理主義的なものである。企業活動の道徳的責任が問題である場合、心理主義に訴えることができない点はここでも同様である。

2.1 推論主義による知識の理解

この点、推論主義から見る場合、企業が自身の行為に関する知識を持つと考えることは可能である。推論主義では、信念や意図が社会的地位として実践の相手から評価されるのと同様に、知識もまた他者の評価を受ける。伝統的な「正当化された真なる信念」という三条件を充たす意味で人が知識を持つことを、ブランダムは推論主義の視点から次のように説明する(Brandom 2000:119 [166])。

- (1) 発話者に信念的コミットメントが帰属される。
- (2) 発話者の信念的コミットメントにエンタイトルメントが帰属される。
- (3) 発話者の信念的コミットメントを実践の相手が引き受ける。

(1)は、すでに確認した推論主義から見る信念の説明に相当する。すなわち、信念とは言語実践で自ら引き受けたり互いに帰属させ合ったりする、信念的コミットメントのことである。正当化された真なる信念が問題になる場合も、推論主義によるこの理解が適用される。再び、M社がフレンチに出した督促の例(第4章3.1節)で言えば、この事例でM社は、フレンチが税金を滞納しているという信念的コミットメントを引き受け、またフレンチから帰属される。つまり、M社はフレンチが税金を滞納しているという信念を持つ。

(2)は、(1)で見た信念的コミットメントが正当化されていることを示す。これが、「正当化された真なる信念」の「正当化」に相当する。M社の督促で言えば、M社はフレンチから督促が誤りではないかと問われ、(Sを通じて)会社のコンピュータにフレンチの滞納を示すデータがあることを示した。このやりとりで、M社はフレンチに自社の督促に理由のあることを示し、それにより、フレンチはM社が持つ滞納に関する信念的コミットメントに

「明確な内容のコミットメントを持つことは、コミットメントを引き受ける者と、それを帰属させ、引き受ける者を拘束する者との間の分業があって初めて理解できる」という考えを、ヘーゲルに帰属させる (ibid. 220-1)。このアイデアをブランダムは、ヘーゲルの精神現象学を解釈した著作で体系的に展開する(Brandom 2019)。企業の道徳的行為者性の成立も、このような規範的地位の態度依存性の帰結と言えるかもしれない。志向的状态としての規範的地位が我々の態度に依存しない仕方内容を持つのであれば、企業はその主体とはなり得なかったかもしれない。我々は企業を道徳共同体の一員として迎え得るかに関しては、本章第3.3節で排除すべきと主張する議論を検討する。

エンタイトルメントを帰属させる。

(3)は、実践の相手（聞き手）が、発話者の信念的コミットメントを自らも引き受けることで、発話者の信念的コミットメントに支持を与えることを示す。これが、「正当化された真なる信念」の「真」に相当する。ここで、実践の相手（聞き手）は、発話者の主張の内容を自らも引き受け、自身の次の推論実践における手番とする仕方で、発話者の真なるものとして扱う。M社の督促の例で言えば、フレンチは自身の税金の滞納を主張するM社の信念的コミットメントを自らも引き受ける仕方で、それを受けたさらなる発話、例えば速やかに支払いをするとか、支払いを待ってもらうよう交渉するとかの次の手番をとる。

ブランダムの論じる三条件の理解で、目を引くのは(3)であろう。それは、知識の最も重要な要素であるはずの真であることを、言語実践の規範的關係から説明されるとするものである。このような仕方で知識の定式化を与えるならば、それは言語実践の参加者の評価次第で、ある信念的コミットメントが知識として認められたり、そうならなかったりすることを引き受けることになる。そのような議論では、言語と独立な世界の側に成り立つだろう、世界の客観的なあり方を捉えられないだろう。実際、ブランダム議論は、知識や真であることをこのように言語実践内の評価の問題に回収する点で、言語的な観念論であると批判される。

2.2 企業は推論主義的な知識を持つ行為者である

企業が推論主義で言う意味での知識を持てるかという問題と、そもそも推論主義で言う意味での知識の理解を支持するかという問題を分けて論じよう。

まず、推論主義的な仕方で知識の理解に基づくならば、企業が知識を持つことを認めることは可能である。実際、M社の督促の例で見たように、(1)M社は「フレンチが税金を滞納している」という信念的コミットメントをフレンチから帰属され、また、(2)督促の正当であることを示すことで、フレンチから当該の信念的コミットメントにエンタイトルメントを帰属され、さらに、(3)フレンチの側も、督促を正しいものとして対話を続ける仕方で、当該の信念的コミットメントを引き受ける。このように、言語実践の規範的關係から考える限り、企業が知識（推論主義的な仕方で理解する正当化された真なる信念）を持つと考えることは可能である。

2.3 推論主義的な知識理解の妥当性

次に、そもそもこうした仕方で知識の理解を支持するかという点である。ブランダム議論に提起される言語的観念論との批判は、推論主義が知識を言語実践から評価する仕方に留まる限り、言語と独立な世界との関係との対応を捉えられないことを批判するものである。

白川は、言語的観念論との批判に推論主義が対処できるかを検討する中で、否定的な結論を下す(白川 2015: 127)。他方、その中で白川は、そのような帰結はむしろ、「表象主義を

否定するタイプのプラグマティズムの本質と限界を考えるうえで教訓的」(ibid.)だと述べる。本稿の文脈で言い換えれば、企業の知識の客観性が実践の参加者の評価に依存する点は、言語実践から意図的行為や行為者の知識を扱う本稿の議論の限界を示す点で重要だと言える¹¹³。

しかしここでは、これを単に本稿の理論的問題としてのみならず、企業の知識の実践的問題として捉えたい。というのも、企業事故や不祥事では、企業がまさに推論主義的な仕方知識を持つと理解されることが、問題の本質となる場合があるからである。

例えば、福知山線事故で JR 西日本が保持していた知識は、推論主義で言う正当化された真なる信念として理解することができる。まず、(1)JR 西日本に対して、問題のカーブに危険性がないという信念的コミットメントを、乗客あるいは乗客に留まらない多くの行為者から帰属させていた。また同時に、(2)当該の JR 西日本の信念的コミットメントに、乗客あるいは乗客に留まらない多くの行為者が、エンタイトルメントを帰属させていた。このように考えることができるのは、問題のカーブに危険性がないという信念的コミットメントが JR 西日本に帰属され、かつその信念的コミットメントにエンタイトルメントが帰属されていたからこそ、JR 西日本は、福知山線を運行できたからである。最後に、(3)問題のカーブに危険性はないという信念的コミットメントを、乗客あるいは乗客に留まらない多くの行為者が引き受けていた。問題のカーブに危険性はないという信念的コミットメントを乗客が自ら引き受けていたからこそ、乗客は列車に乗るという実践的コミットメントを帰結として引き受け、実際に列車に乗る行為を行う。ここで、乗客にも一定の道徳的責任があると言いたいわけではない。重要な点は、このように見る限り、問題のカーブに危険性はないという JR 西日本の信念的コミットメントが、正当化された真なる信念という知識の三条件を充たす点である。

しかしもちろん、この信念的コミットメントは、言語と独立な世界との対応から見て誤りである。JR 西日本は、実のところ言語と独立な世界との対応から見て客観的ではない信念を基に、福知山線の運行を行った。企業の信念の誤りは、時として凄惨な形で明らかになる。「自然は騙されてくれない」。これは、NASA のチャレンジャー号爆発事故で、事故調査を担う大統領委員会に参加した物理学者ファインマンの言葉である(The Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident n.d.)¹¹⁴。

他方で、このように見ると、推論主義による知識の三条件は、企業事故や不祥事で問題になる知識の有り様を、またその誤りが明らかになる仕方を、うまく説明することが分かる。企業活動では、時として言語実践の参加者の評価によって行為者が知識を持つことが認められる。しかし、それは必ずしも、言語と独立な世界の客観的なあり方に対応したものではないのである。

¹¹³ とはいえ、この問題に完全な決着が着けられたわけではない。ブランドム自身が、新たな議論を提案している他(Brandom 2019)、それに対する検討も行われている(白川 2021)。

¹¹⁴ チャレンジャー号事故の概要は、第 II 部冒頭の 2 を参照。

もちろん、問題はそのような誤った信念をいかにして修正し得るかである。そして何より、誤った信念の修正を通じて、事故や不祥事をいかにして防止するか、このことが問題となる。その場合、問題は、推論主義的な知識の理解をめぐる理論的な妥当性に留まらず、推論主義的な意味で成立する企業の知識をいかにして、言語と独立な世界の客観的なあり方に対応させ得るかをめぐる実践的な妥当性の問題ともなる。つまり、客観的な世界のあり方と対応した知識をめぐる理論上の問題と、実践上の問題は軌を一にする。推論主義的な仕方での企業の知識を考える本稿の議論は、確かに言語と独立な世界との対応の点で限界を抱えるかもしれないが、それは同時に、企業事故や不祥事で問題になる、企業の知識の限界とも言えるのである。

企業の知識をめぐる議論は、知識が可謬的なものであることを前提する。例えば、JR 西日本の旧社長である井手正敬氏は次のように言う。「鉄道に『絶対安全』なんてあり得ない。一つ事故があったから、ここを直そう。また事故があつて、あそこを直そう…その積み重ね、経験工学なんですよ。むしろ、絶対事故を起こさないという慢心こそが事故を起こすんです。事故の芽は無数にある。どれが大事故につながるか、予測できる人なんていません。だから、本社・支社の幹部は日々現場を歩き、小さな芽を見つけたら一つ一つ潰していかなきゃならない」(松本 2018:237)。リスクの完全に排除された状態があり得ず、結局のところトライ・アンド・エラーしかないのであれば、企業の知識をめぐる実践で、いかにして客観性を担保した企業の知識が可能になるか。このことは、理論だけでなく、現行のビジネスをめぐる実践でも、最も重要な課題になるだろう¹¹⁵。

また、企業の知識をめぐる議論は、組織内の複数行為者間で、いかにして集合的な知性と言えらる状態を達成するかをめぐる論じられる¹¹⁶。こうした議論は、知識が不可避に、複数行為者間の相互作用でもたらされることを前提する。言語実践の規範的關係から知識を理解する推論主義は、この点で企業の知識のあり様を捉えるのに適している。推論主義的な知識の理解を拒否して、異なる認識論的立場を採用する方針も可能かもしれない。しかし、ここで見たように、企業事故や不祥事で問題になる企業の知識の問題と、推論主義から見る知識の理解の問題は、言語実践に参加する複数行為者間の関係から、いかにして世界との対応が可能になるかを課題とする点で、問題を共有する。そのような企業の知識をめぐる理論

¹¹⁵ むしろ実践的な方法論や取り組みの側から、理論的な考察に示唆が与えられるかもしれない。ヒューマンエラーや安全文化の研究で知られるジェームズ・リーズンが提唱する「スイスチーズモデル」では、システムに備わる複数の防護壁に空いた穴が全ての位置で一致してしまう時、事故が起こるとされる(芳賀 2020:30)。その対策には、防護壁の穴を小さくする、少なくする、防護壁を増やすなどがある。個別命題と世界との対応とは異なる仕方、できる限り世界のあり方に対応する試みと言えるかもしれない。

¹¹⁶ ジャニスの集団浅慮 (groupthink) の問題はよく知られたものである。ボジョリー&フォスター&メリカンは、これを用いてチャレンジャー号爆発事故を検討する(Boisjoly et al. 1989)。黒川(2016)は、東電原発事故が集団浅慮によって引き起こされた論じる。哲学的な集団意思決定の分析としては、第8章でリスト&ペティット(2011)の推論的ジレンマを取りあげる。

的・実践的問題を明示的にする点で、推論主義的な知識の理解には意義がある。本稿はそれを否定することはしない。そして、推論主義から見る限り、企業は知識を持つ行為者と言える。

3 企業の感情に訴えるタイプの議論

ここまで、企業に自律性（二階の志向的状态）および知識が持ち得ないとする批判に反論した。企業はそれらを持つことができる。残る批判は、企業に感情は持ち得ないとする批判である。レンネガード&ヴェラスキーズによれば、道徳的行為者であるためには、ここまで見たように、行為の意図・二階の志向的状态・知識といった複数の要素が必要とされる。さらにその要素の中には、感情を持つことも含まれる(Rönnegard and Velasquez 2017:132)。企業には情緒的な能力がなく、感情を経験することができない。そのため、人間であれば罪悪感や自責の念の感情を引き起こすはずの場面で、そうした感情を持つことができない。また、感情を持たない企業は、人間の気持ちを知ることも、人間に共感することもできない。レンネガード&ヴェラスキーズの議論では、なぜ感情を持たない企業が、道徳的行為者として適切でないかが明らかではない。つまり、道徳的責任の帰属に関して、なぜ感情が必要なのか明らかではない。この点を補足するため、企業と感情の問題に焦点を当てるセピンウォールの議論(Sepinwall 2017)を参照する。

3.1 企業への非難に訴えるタイプの議論

セピンウォールは、企業の道徳的行為者性をめぐる議論の一部である感情と非難の問題論に焦点を絞り、次のように主張する。すなわち、「企業が仮に道徳的行為者であるとしても、それは非難の適切な対象ではない」(Sepinwall 2017:146)。非難の適切な対象であるためには、道徳的行為者性に必要な能力に加えて、感情を持たなくてはならない。しかし、企業は感情を持つことができないため、非難を向けることはできない。企業は、我々の道徳共同体の一員として相応しくない(ibid. 144)。セピンウォールの議論は大まかに次の構造を持つ。

- (1) 非難の対象となるためには、感情を持つことが必要である。
- (2) 企業は感情を持つことができない。
- (3) (1)(2)から、企業は非難の対象になり得ない。

(1) 非難における感情の重要性

非難と道徳的責任の関係を確認する。セピンウォールは、「非難に値すること (blameworthy)」に二つの意味があると言う。一つ目は、「道徳的に責任があること (morally responsible)」と同値の意味で「非難に値すること」を用いるものである。本稿で論じてきた道徳的責任はこの意味に相当する。つまり、企業に道徳的責任があると言える

のであれば、それは、当該の企業が非難に値することを意味する。しかし、セピンウォールによれば、非難に値することには、もう一つの意味がある。二つ目の意味で「非難に値すること」を用いる場合、非難がその本質的な機能を果たす条件を、非難を向けられる対象が満たすことを意味する。より具体的には、「AはXについて非難に値すること」が意味をなすのは、非難が対象者に誘発しようとする状態、典型的には罪悪感とそれに付随する感情をAが経験できる場合のみである。セピンウォールは、二つ目の意味に焦点を当てる。罪悪感やそれに付随する感情を経験する能力は、一つ目の意味で非難に値するという場合には必要ないかもしれないが、二つ目の意味で非難に値するという場合は必要になる(Sepinwall 2017:146–47)。

非難に感情が必要であるかどうかには議論がある。感情を含まない非難が可能だと主張する議論や(Sher 2005)、感情を手にも負えない厄介者だと主張する議論も可能である(Hurley 2007: 84; Sepinwall 2017: 149)。しかし、セピンウォールは次のように主張する。すなわち、被害者による非難を通じた怒りの表現は、加害者に自身の行いの影響を理解させる力がある。非難の説明がそうした感情的要素を欠いたものであるなら、その説明は非難の持つ力を完全に捉えることができない。セピンウォールは次のように言う。

非難する側は、怒りを教訓的あるいは懲罰的な道具として行使しているのではない。彼女の怒りは生で本物であり、教訓を与えるために作られたものではないからこそ、教訓的で懲罰的な力を持つことができる。このように、怒りに満ちた非難は、加害者が引き起こした痛みを明らかにする。そうすることで、加害者は自分の犯した罪の影響を、その全ての力において理解することができる。共感的な加害者（非難する人の痛みを理解できる人）は、非難によって、自分が受け止める(absorb)ことを意図された怒りの源であることを知り、自分自身が痛みを感じずにはいられなくなる(Sepinwall 2017:153)。

このように、セピンウォールは、被害者が自身の怒りを表明することを通じて加害者にその痛みを理解させる点に非難の本質があり、その点を説明しない非難の説明は不十分だと主張する。「被害者やコミュニティの怒りに直面することで、加害者の過ちの重大さがさらに浮き彫りになる。もし加害者が他人の感情を気にかけるなら、怒りに満ちた非難は、冷静な軽蔑の判断が与える苦痛に加えて、加害者にさらなる苦痛を与えるだろう」(ibid. 154)。

(2) 企業に感情はない

次に、(2)セピンウォールは、企業には非難の対象となるために必要な感情を持つことができないと主張する。この点に対しては、企業に感情を認めること、あるいは企業が非難に値することを正当化するいくつかのアプローチがある。

企業に感情を認める代表的な議論に、ギルバートの(Gilbert 2000, 2014)議論がある。ギルバートの議論は、共同行為論を主題とする第7章で詳述する。ここでは、ギルバートが、

どのように集団（企業）が感情を持つと論じるかだけ確認する。ギルバートは次のように主張する。「ある集団 G がある行為に対して自責の念を感じるのは、G の構成員が統一体として (as a body) 自責の念を感じることに共同でコミットするとき、かつそのときのみである」(Gilbert 2000: 135)。しかし、ギルバートの議論は、「感じる (feeling)」という言葉を持ち出すものの、実際に集団が何かを感じることを説明するのではなく、集団を構成する個人の行為や振る舞いを通じて集団の感情が構成されると論じるに過ぎない。ギルバートは、集団の感情が、現象学的な心的状態を必ずしも必要としないと考える。例えば、人が「自責の念に駆られている (I feel great remorse)」のように言うとしても、そこに何らか心の痛みが要請される必要はないと、ギルバートは言う (ibid.)。また、ギルバートは次のようにも言う。「一見同等に見える表現でも、『私は十分に反省している』『私は本当に後悔している』など、『感じる』という言葉を全く使わないものもある」(ibid. 135)。この点で、ギルバートの議論は、セピンウォールが要請するような、実際の感情を、集団が持つことを説明する議論ではない。

企業に感情を認める別のアプローチとして、ストローソンの反応的態度に訴えるトレフセン(Tollefsen 2003)の議論がある。ストローソンの議論は、道徳的責任の問題を伝統的な決定論の問題と切り離そうとした議論として知られる。そこでストローソンは、我々が特定の個人的な関係で、その主体となる反応的態度（例えば、憤り、感謝、許しといった態度）が、個人に道徳的責任があることを正当化すると主張する。つまり、反応的態度こそが我々の道徳的責任を構成する。言い換えれば、誰かに道徳的責任を帰属させることは、すなわちその相手に対して反応的態度をとることである。この議論は、我々が日常的に企業に怒りや非難を向けることに注意を向けさせる。実際、トレフセンは以下で見るように、我々が企業に非難、つまり反応的態度を向けることを論拠に、企業が非難の適切な対象であることを主張する。ここではまず、反応的態度に注目する中で、企業に感情を認めるトレフセンの議論を確認する。

トレフセンは、現象学的な心の状態と感情の関係に疑問を投げかけるギルバートの議論を支持しつつ、仮に現象学的な状態が感情にとって本質的であったとしても、次の方法で企業の感情を説明することができるかと論じる。それは、集団の構成員が感じる感情を通じて表現されるものとして、集団（企業）の感情を理解する方法である(Tollefsen 2003:231)。このアプローチは、集団そのものが感情を感じるわけではないが、構成員が然るべき感情を感じることを通じて、その感情が集団的なものであり得ると論じるものである。反応的態度を向けられる集団は、その構成員が然るべき感情を感じることを通じて、反応的態度を向けられるに相応しい感情を持つと理解される。

しかし、トレフセンの議論は、集団が反応的態度を向けられる場合に、然るべき感情を持つことを保証しない(Sepinwall 2017:157)。セピンウォールが強調する意味での非難に値することは、その対象が反応的態度を向けられるだけでなく、その集団（あるいは、トレフセンの説明を採用するならばその構成員）が被害者の怒りを受け止める仕方で、集団的な罪悪感

を経験する必要がある。しかし、トレフセンの議論は、そのように構成員が求められる感情を感じることを保証しない。そのため、集団が然るべき感情を持つことを説明できない¹¹⁷。

このように、企業に感情を認める議論が、セピンウォールが要請する心的な感情を説明できないのであれば、むしろ企業の情緒的能力ではなく、企業に非難を向ける実践そのものに焦点を当てる方針が望ましいかもしれない。上記のトレフセンの議論は、むしろこの点を主題とするものである。

トレフセンが強調するのは、我々が日常的に企業を非難している実践そのものである。トレフセンは、我々に自由意志がないことが発見された場合でさえ、個人に道徳的責任を負わせる実践が動揺しないのと同様に、企業に非難に値する特徴（感情を含む）が欠けていることが発見された場合もまた、企業に非難を向ける実践は動揺しないだろうと考える¹¹⁸。トレフセンは、企業に対する反応的態度のない世界を考えることが、ストローソンが言う反応的態度のない世界を考えるよりも難しいと指摘する。トレフセンは言う。「集団に対する感情的反応を消去する」ことは、「集団との関係の可能性を、また人間社会の重要な部分を占める種類の関係を消去するだろう」（Tollefsen 2003: 230）。

しかしもちろん、すでに確認したように、我々が企業に反応的態度を向けるとしても、企業は然るべき感情を感じない。企業に感情を認める議論はいずれも成功しない。そこでセピンウォールは、企業を非難する発話は確かに行われているが、誰に向けられていかが不明確であると指摘する。我々は非難を企業それ自体に向けるのか、非難の真の対象である構成員の集合の省略表現として、企業を呼び出すに過ぎないのか、決して明確ではない。そこで、セピンウォールは次のように言う。「重要な反実仮想は、集団的な行為に関して我々の反応的態度を放棄することではなく、集団が我々の反応的態度の究極の対象であるとする概念を放棄することである」（Sepinwall 2017: 159）。セピンウォールは、そのような放棄が、実践の不可能性や貧困をもたらすとは思わないと述べる。むしろ、企業それ自体を非難することができないのであれば、我々は企業の構成員に憤りに向けるかもしれない。どちらかといえば、企業を非難する我々の実践に目をつけるストローソンの戦略は、企業が我々の反応的態度の対象である必要はないことを明らかにする。我々が企業を非難することを拒否するとしても、結果的に何も失わないかもしれない。

3.2 セピンウォールの議論の検討

本稿は、上記のセピンウォールの議論に同意する。セピンウォールが言う通り、(1)非難の実践には感情（怒りとその受け止め）を本質的要素とするものがあること、他方で、(2)企業はそうした感情を持ち得ないこと、それゆえ、(3)企業は感情を必要とする仕方での非難の対象になり得ないこと、さらに、企業は非難の実践を行う道徳共同体の一員ではないこ

¹¹⁷ セピンウォールはまた、構成員の感情がなぜ集団の感情とみなされるかの説明がなければ、集団的感情を立証するには十分ではないとも述べる(Sepinwall 2017a:158 n.21)

¹¹⁸ 同様の議論にシルバー(Silver 2005, 2006)の議論がある。

と。これらはいずれも正しい。

まず、(1)について、企業事故で被害者は、しばしば自身が表現する怒りを、加害企業が受け止め理解することを期待する場合がある。例えば、福知山線事故遺族の浅野氏は、通夜に来て補償の話をはじめた JR 西日本の幹部に対して、次のように述べる。

しかし普通の人間的感情を持っている者であれば、自分たちが殺した被害者の通夜に来て、いきなりそんな話をしますかね。自分たちがどれほどの事故を起こし、どれだけの人の命や生活を奪ったか、彼は何もわかってないんやとはつきり悟った。なんで僕が怒ったのかも、理解できていないと思う。おそらく彼はこれまでもそうしてきたし、あの会社ではそれでも出世できたんでしょう。だけど僕にすれば、これほど非常識かつ稚拙な人間がトップにいる組織に女房は殺されたのか、殺されねばならなかったのかと……あまりにも不条理ですよ。その時から、この事故を不条理ととらえ、なぜそんなことが起こったのかを考えるようになっていった (松本 2017: 49)。

被害者が表現する怒りを加害者が理解すること、さらに加害者が、その原因が自身にあることを理解すること。非難の実践にこうした要素があると主張すること、さらにそれが非難の本質であると主張することを、本稿は否定しない。

次に、(2)については、確かにギルバートが行うような仕方で、現象学的な心的状態を必要としない感情の理解を主張することは可能である。推論主義を擁する本稿の議論であれば、感情もまた規範的地位 (志向的状态) の一つとする仕方で、それを機能主義的に理解することも可能だろう。しかし、上で引いた事故遺族の怒りが、必ずしも言語的で志向的な形をとることの保証はない。セピンウォールが言うような、非難の実践で要請される感情を、言語以前の、すなわち文の形を持たない現象学的な心的状態と考えることはなお可能に見える。企業活動を構成する志向的状态がおよそ文的なものと考えられるのとは対照的に、ここで言う怒りの感情は、実在的な生の感じを持っている。そのように考えることができる。

そのため、(3)感情を持たない企業は、被害者の怒りの宛先の意味で、非難に値する行為者とは言えない。さらに、そうした非難の実践を行う道徳共同体の一員として見る場合、企業は確かにその一員として相応しくない。本稿は、セピンウォールの議論に同意する。

しかし、セピンウォールの議論は次の点で間違っている。すなわち、ビジネスの実践は、そもそもセピンウォールが言うような情緒的要素を要請するものではない。

3.3 ビジネスで感情は前提されない

例えば、旧ライブドア社長の堀江貴文氏は、「堀江は人の気持ちが分からなさすぎると言われた際、「他人の気持ちなんて、分かるわけじゃないじゃないですか！」と述べたとされる(堀江 2016)。しかし堀江氏は、そのことでビジネスの実践から排除されはしない。また、漫画家の蛭子能収氏は、葬儀に出席した際に笑いを抑えることができないと公言する(蛭子 2017)。

しかし蛭子氏も、そのことでビジネスの実践から排除されはしない。つまり、ビジネスの実践では、行為者が相手の感情を理解できることや、状況に応じて適切な感情を抱くことなど、情緒的な能力が必ずしも要請されるわけではない。

これは取るに足らないことではない。実際、企業事故や不祥事でも、企業の構成員が口にする謝罪の言葉に関して、相応する感情を抱いていないように見えることが問題になる。再び、福知山線事故遺族の浅野氏の言葉を引く。

ひと言で言えば、彼らには事故を起こした当事者という意識がないんですよ。乗客の安全を誰が守るのかという自覚がない。ただ自分たちの組織と権益を守りたいから、外部に責任転嫁を凶ったり、運転士個人のミスとして処理しようとする。上から下までそういう組織になってしまっているんでしょう。だから、幹部連中が入れ替わり立ち替わりうちに来て、いくら謝罪の言葉を並べ立てても一つも響かない。本当に申し訳ないことをしたという人間的感情も、これからは絶対に安全最優先に努めるという意志も伝わってこない(松本 2017: 56)。

このように、企業でなく人間で、怒りを受け止める能力を示さない行為者がいることは、セピンウォールの議論でどのように説明されるだろう。ミッチェルが言うように、企業の構成員が「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、社員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」(Mitchell 2001: 45 [52])存在なのであれば、そうした存在も、企業と同様に排除されるのだろうか。少なくとも、感情を持つことが条件だと主張するのであれば、企業だけでなく、場合により個人も排除されると主張するのでなければ、一貫性がない。

反対に、非難で向けられる怒りの感情を吸収できない行為者であっても、ビジネスの実践から排除されないのであれば、セピンウォールが言う非難の実践に参加することは、そもそもビジネスの実勢に参加するための条件ではない。感情を持たない企業であれ、感情を持つがそれを適切に抱くことがない人間であれ、それだけでビジネスへの参加資格が剥奪されるわけではない。

それだけでなく、自由市場の熱心な擁護者は、むしろ情緒的要素をビジネスに持ち込むこと自体を否定するだろう。楠は、上記のミッチェルの言葉に対し、ハイエクであれば、次のような仕方です。「冷水を浴びせるだろう」(楠 2010: 102) と言い、次の言葉を引用する。「…市場秩序に基礎をおく社会から疎まれたり遠ざけられたりしているような人々は、新しい道徳の使者などではなくて、開かれた社会が根拠をおいている行動ルールを学習したことのない教化されていない非文明的な人々であり、かれらは部族社会から導きだされた本能的で『自然的な』概念をその社会に課したいと願っている」(Hayek 1976: 147 [201])¹¹⁹。

¹¹⁹ 本稿は、ハイエクが市場に参加しない人々に向ける「教化されていない非文明的な人々」といった記述が、差別的な表現だと考える。本稿でハイエクの引用を用いることは、そうした差

それはまた、次のように、市場の自由な競争に開かれていない閉じた社会の道德観を捨て去ることができないとも評される。

部族社会から開かれた社会へ移ろうとする人々の最初の試みが失敗しても、実際には驚くことではない。なぜならば、人にはまだ部族社会の間に育まれてきた道德観を捨て去るだけの用意がないからである (ibid. 146 [200])。

このように、問題がビジネスの場合、セピンウォールが強調する情緒的要素を強調すること自体に反対があり得る。むしろ、感情を持つことができない行為者であっても、競争に参加できるのがビジネスである。もちろん、人々のニーズが情緒的要素である場合、それを満たせない行為者は競争に負けるだろう¹²⁰。しかし、だからといって競争に参加する資格が失われるわけではない。

まとめれば、情緒的な非難の実践に企業が参加できず、企業はそうした非難を行う道德共同体から排除されるべきとするセピンウォールの議論は、確かに筋が通っている。しかし、それはビジネスとは別の領域の話ですらあり得る。セピンウォールの議論は正しいが、ビジネスに適用できる議論ではない。

感情のないビジネスの共同体

それでは、企業はいかなる意味で、我々の道德共同体の一員なのだろうか。推論主義を擁するここまでの議論で言えば、企業は規範的地位をめぐる実践の参加者であるという意味で、我々の一員である (第5章 2.3 節)。ビジネスの実践でも、他者に危害を加えない、嘘や不正を働かないという最小限道德が参照されることはすでに確認した (第2章 2.2 節)。したがって、企業は、最小限道德を含む規範的な言語実践の参加者であるという意味で、我々の道德共同体の一員である。

しかしこれは、明らかにセピンウォールが言う道德共同体と異なる意味においてのことである。フレンチは、我々が企業を道德的行為者として扱う実践をもって、企業を道德共同体の一員と論じる。本稿もまた、企業は我々の道德共同体の一員であると考え。しかし、セピンウォールが言うような情緒的要素を要請しない道德共同体とは、いかなる共同体だろうか。そこで行われる非難は、どのような要素をもって非難と言い得るのだろうか。セピンウォールの議論を退けることが可能だとしても、企業がその一員であるような道德共同体、またそこで行われる非難について、説明する必要がある。

3.4 道德共同体の一員としての企業

別的な表現までも支持するものではない。

¹²⁰ 情緒的要素が必要とされるサービスとして、いわゆる感情労働があるだろう。感情労働については渋谷(2003)を参照。

企業を一員とする道德共同体は、セピンウォールが退けた一つ目の意味での非難、すなわち道德的責任の帰属と同値の意味で、非難を行う共同体である。セピンウォールは、この意味での非難を「冷静な不正行為の宣告」(Sepinwall 2017: 162) と言うが、企業が対象となり得る非難は、そのようなものでしかないだろう。行為文が責任帰属を行うという責任帰属主義に照らして言い直せば、この意味での非難は、道德規範への違反を記述する文の使用である。ツィマーマンは、「誰かを非難することは、その人の道德的台帳に減点項目を登録することであり、その人の道德的失敗を記録し、その人の人格に対する評価を下げることでもある」(Zimmerman 1988:38)と述べる。この意味で考えるなら、企業が対象となる非難の推論主義的な理解は、参加者が互いに道德規範に照らしたスコアキーピングを行う実践と言えるだろう。この意味で非難を行うことは、行為者が規範に違反したことを、スコアキーピングの台帳に記録することである。それはつまり、行為の正しさや誤りを互いに記述し合う実践である。

この意味での非難であれば、企業をその対象と考えることに理論上の問題はない。むしろ問題は、この意味での非難ですら、企業が適切に対応し得えないように見えるという、実践上のものである。

企業事故や不祥事が起きる場合、企業はしばしば、自社に向けられる非難、すなわち自らの道德的責任（あるいは社会的責任）に対して、言葉の上では謝罪や反省を述べながら、その実、自社の非を頑なに認めない場合がある。福知山線事故、また信楽高原鐵道事故でも JR 西日本とやり取りがあった弁護士佐藤氏は、信楽高原鐵道事故当時の JR 西日本の印象をこう述べる。

非常に硬直した、官僚主義の、表面上の言葉とは裏腹に、本質的な部分では自分たちの責任や誤りを決して認めず、絶対に譲歩しない。そんな組織でしたね(松本 2017: 79)。。

環境社会学者の友澤は、公害を通じた環境不正と企業の社会的責任を論じる中で、「加害者の立場の組織に属する人びとは、その立場に拘束され、けっして被害者に歩み寄らない頑なな決意を全身にみなぎらせて被害者対応にあたる傾向がある（むろん一様ではない）」(友澤 2019:44)。と述べる。しばしば指摘されるように、これは、自社に道德的責任（あるいは社会的責任）を認めることが、処罰や補償と連続的に考えられることの帰結なのかもしれない(Dekker 2007)。しかし、道德的責任を帰属させるというセピンウォールからすれば薄い意味での非難にすら、企業が適切な対応を取り得ないのであれば、結局のところ、企業はこの意味でも、道德共同体の一員ではないと考えられるかもしれない。被害者を出した事故や不祥事で言えば、加害企業はいかにして自社の誤りを認め得るのか。この点に関して、何らかの答えを提示する必要がある。

修正された合理的行為者モデル

第3章で確認した、道德規範に従って行為する企業モデルの議論を思い出そう（第3章3節）。ゲームの規則に道德の語彙を含むように修正されたラッドのフォーマル組織は、原理的に規範に違反し得ない組織とされるため、道德的行為者ではあり得ないのだった。

これに対して、本稿は、規範に従ったり違反したりする企業モデルとして、ドナルドソンの議論を修正した、修正された合理的行為者モデルを提案した。修正された合理的行為者モデルは、ビジネスの実践の規則外の領域からなされる未整備の倫理的慣習に照らした異議申し立てに対応する仕方で、自らの方針や規則の制御を行う企業モデルである。その一例には、モーリシャス原油流出事故を受けた商船三井の対応をあげた。この事例は、法規範に関して違反のない状態で、未整備の倫理的慣習に基づく異議申し立てがなされた事例である。この事例で商船三井は、当初は法規範に従うことのみを強調していたが、後に法規範外の倫理的慣習に基づく異議申し立てに対応する仕方で、会社の方針を変更した。この事例で商船三井には、法規範に還元されない道德規範への違反が認められ、それに基づく道德的責任が帰属され、さらに道德的責任の帰属に基づく諸々の対応が負担責任として負わされた（商船三井自らが引き受けた）。この事例を本稿はそのように特徴づけた。

しかし、多くの企業事故や不祥事で、商船三井のように、企業が自らの道德的責任を認め得ないのであれば、そうした企業は、修正された合理的行為者モデルの規準を充たさないのではないか。すなわち、それらの企業は、感情を必要としない意味での非難であっても、それに値すると言えないのであり、それゆえ、情緒的要素を必要としないビジネスの実践であっても、やはり道德共同体の一員とは言えない、ということになるのではないだろうか。

企業を道德的行為者と認めること

本稿の答えは、その答えは我々に開かれている、というものである。この点を説明するため、ここまでの議論を整理する。

セピンウォールが論じる感情を要する非難の実践、またセピンウォールと異なり感情を要しない非難の実践に照らして、企業がその対象となり得るかどうかを整理すれば、次の四つの選択肢がある。

- (1) 非難とは感情を必要とする実践であり、企業はそれに値しない。
- (2) 非難とは感情を必要とする実践であり、企業はそれに値する。
- (3) 非難とは感情を必要としない実践であり、企業はそれに値する。
- (4) 非難とは感情を必要としない実践であり、企業はそれに値しない。

(1)はセピンウォールの見解である。(2)は企業に感情を認める見解を前提するが、それはすでに否定された（本章第3.1節）。他方、(1)は基本的に正しいが、この議論をビジネスの領域に適用するためには、ビジネスそのものを情緒的要素を中心とする実践に変える必要がある。そうであれば、企業は確かにセピンウォールが言う意味での道德共同体の一員とし

て相応しくないだろうし、排除されるべきである。この方針は理論上は可能だろう。しかし、これは本稿の志向する方針ではなく、セピンウォールに帰属される方針である。

本稿で問題となるのは、(3)(4)である。企業の道徳的行為者性を正当化するのであれば、(3)が正しいことを示さなくてはならない。他方、(4)では、ビジネスの実践で必ずしも感情が必要とされず、また企業が規範的な言語実践の参加者と言い得るとしても、企業が事故や不祥事で自社の誤りを頑なに認めないのであれば、企業は非難に値する行為者とは言えないと思われる。その場合、企業はビジネスにおける道徳共同体の一員ではないのであり、排除されたり、然るべき仕方では罰や制約されたりすることが望ましいかもしれない。(3)(4)で問われるのは、非難の実践に感情が必要ない場合で、企業が自社の誤りを認めない姿勢を見せる、つまり自社の規範への違反を認めない姿勢を見せる場合を、どのように評価するかである。

この問題が、上で述べたように我々に開かれているのは、企業を道徳規範に従ったり違反したりする行為者として扱うか、それとも排除するかを選択が、我々が企業に向ける態度によって左右されることによる。企業を意図的行為者として扱う実践が成立するかどうか、我々の実践のあり様に依存して決まると同様に、(企業でもそうでなくとも)実践の相手を規範に従ったり違反したりする行為者として扱うのかもまた、我々の実践のあり様に依存して決まる。

この点を説明するため、福知山線事故後の JR 西日本の対応を取りあげる。推論主義から見ると、JR 西日本を福知山線事故を引き起こした行為者として理解できることはすでに論じた(第5章3.3節)。しかし、そのような仕方では JR 西日本それ自体に道徳的責任を帰属させ得る(JR 西日本それ自体の行為として行為文を使用することができる)としても、JR 西日本が自らの道徳規範への違反を認めないのであれば、それは我々の一方的な行為記述で終わるだろう。商船三井の事例で、商船三井が自ら道徳規範への違反を認めたと論じたように、規範に違反した行為者が自ら規範への違反を認めるのでなければ、規範への違反が成立したとは言えない。一方的に規範への違反を記述され続ける存在を、当該の実践に参加する行為者と認めることはできない。そのような行為者は、もはや実践の参加者とは言えず、ラッドがフォーマル組織で言うように、機械のように制約される他はない存在である。

福知山線事故の共同検証

JR 西日本の対応で焦点を当てるのは、福知山線事故の遺族と、JR 西日本が共同で行った事故原因の共同検証である。この検証作業は、加害企業と遺族が共同で事故原因の検証に当たった稀有な事例として知られる¹²¹。

共同検証が始まるのは、2005年5月の事故から4年後の、2009年11月である。JR 西日本の組織的・構造的問題の解明を目的とする「福知山線列車脱線事故の課題検討会」が、

¹²¹ この事例を移行期司法の対話的正義の視点から論じた高浦は、この事例が「企業倫理のフロンティア」(高浦 2012)として位置づけられると述べる。

被害者遺族の集まりである「4.25 ネットワーク」の提案を受ける形で設置された。検討会の設置に当たっては、JR 側の「責任問題を一端横に置き、遺族と共同して事故の真相解明のための検討の場」とすることが明記された(4・25 ネットワーク and 西日本旅客鉄道株式会社 2011)。このように、加害企業の責任問題が留保されるのと対照的に、遺族らは、自らに別の責任があると述べている。例えば、検討会設置の要望書には、「被害者である私たち遺族も今回の事故の真相解明を通して、JR 西日本の組織的・構造的な問題の抽出と事故の教訓を共有することが、犠牲となった家族を無駄にしないための私たちの責務」と記載された(JR 福知山線尼崎脱線事故 4・25 ネットワーク 2009)。

共同検証は 2009 年 12 月 25 日から 1 年 4 ヶ月で計 16 回、遺族側の質問に JR 西日本側が答える形で行われた。検討会報告書では、結論部分を遺族側と JR 側で併記する形となったものの、JR 側が自社の安全対策や社員管理に率直な反省を見せ、事故調査委員会の事故調査報告書より踏みこんだ分析結果となった。特に、JR 西日本の認識に関して、ヒューマンエラーが原因ではなく結果であったと、変化が見られたと記載された(4・25 ネットワーク and 西日本旅客鉄道株式会社 2011)。

さらに、2012 年 5 月からは、課題検討会の成果を基に、福知山線事故のヒューマンエラーの要因は何か、JR 西日本はその要因に組織としてどのように関わっていたかを明らかにするため、JR 西日本、被害者に加えて、第三者の立場にある委員も入り、「JR 西日本安全フォローアップ会議」が設置された。同会議は、2012 年 5 月から 2014 年 4 月まで、11 回に渡り行われた。会議報告書には、ダイヤの速達化・ATS 整備・乗務員管理・保守管理の実態等、従来から指摘された JR 西日本の組織的問題の検討結果が書かれた(JR 西日本安全フォローアップ会議 2014)。

注目すべきは、まとめ部分に「安全管理体制の不備と JR 西日本の責務」の項が設けられ、次のように JR 西日本の役割責任への違反が記述された点である。

速達化計画を進める際は必ず安全問題も検討するような安全管理体制を構築しておくことは、鉄道事業者の責務と考えられるが、JR 西日本はその責務を十分に果たしていなかったと指摘される (ibid. 48)。

この報告書では、頑なに自社の問題を認めようとしなかった JR 西日本が、遺族らとの共同検証を通じて、自社が然るべき役割責任を履行していなかったことを明記する仕方、自社による規範への違反を自ら記述している。

道徳共同体の一員としての企業

企業それ自体が(感情を必要としない意味での)非難に値する行為者であるかどうか、我々の態度に依存して決まると考えられるのは、このような事例においてである。この事例では、事故遺族が、課題検討会への設置に当たり、JR 西日本の責任問題を留保した上で、

また対照的に自らに事故原因を明らかにする責務があると述べた上で、JR 西日本と共同で、JR 西日本の規範への違反を記述するに至った。この事例から言えることは、問題を起こした企業が自社の規範への違反を認めるかどうか、むしろ道徳的責任を問う側の我々の態度で決まるということである¹²²。

セピンウォールは、加害者が被害者の怒りを受け止めることで、自身の起こした問題を理解すると考えた。これに対して、福知山線事故共同検証の事例は、セピンウォールが言うような加害者の内在的プロセスではなく、いわば加害企業と被害者との規範的な言語実践の中で、加害企業の規範への違反が記述されるに至った事例である。

ここでもまた、本稿はこうした実践を望ましいとも、望ましくないとも論じない。また、これが加害企業と被害者のあるべき姿とも論じない。しかし、セピンウォールが言うような情緒的要素を介さない非難の実践のあり様は、一つにはこのようなものであるかもしれない。すなわち、非難を通じた道徳的責任の帰属は、加害企業と共に実践に参加する我々の態度を通じて、規範に違反したことを記述する仕方になされる場合がある。本稿はこれを、企業がその一員となる道徳共同体の実践の一例と考える。このような実践において、企業は（感情を必要としない意味での）非難に値する行為者であり、それゆえ道徳的行為者であると言える。

問題を振り返ろう。上記(4)、すなわち非難とは感情を必要としない実践であり、企業はそれに値しないと考える場合、我々は企業との対話を拒否し、それを排除したり、然るべき仕方で処罰や制約したりすることになるかもしれない。

他方で、(3) 非難とは感情を必要としない実践であり、企業はそれに値すると考える、あるいはそのような仕方で我々が企業を扱うのであれば、企業は実際に、道徳規範に従ったり違反したりする仕方で、我々の道徳共同体の一員ということになるかもしれない。

第1部 まとめ

ここまで、企業の道徳的行為者性をめぐる様々なタイプの議論を検討し、特に企業の志向性を推論主義から論じる仕方で、企業の道徳的行為者性を正当化した。先行研究に照らして本稿の議論を位置づけるなら、おおよそ次のようになる。

まず、企業の道徳的行為者性を否定する議論、特に志向的状态に関する心理主義や、関連する心理主義的な議論を擁する立場には、（感情の問題を除いて）全面的に批判を行った。企業活動で重要なのは、心理主義者が重視する心的な志向的状态ではなく、互いに帰属させ合ったり自ら引き受けたりする規範的地位としての志向的状态である。企業は、我々が企業を扱う態度のゆえに、そうした意味での志向的状态の主体になり得るし、その限りにおいて意図的な行為者として認められる。

次に、企業の道徳的行為者性を擁護する議論は、従来から前述の心理主義的な議論にうま

¹²² ブランダムは、2019年の著作で、問題ある行為者の行為を共同体が承認するという、共同体責任の議論を行っている(Brandom 2019)。

く対応することができなかった。さらに、多くの論者が採用する機能主義的な議論の含意も尽くすことができていない。この点、前章で詳述したように、企業が我々の言語実践の参加者と認められる実践は、人間に固有の身体や企業にはない存在論的身分を捨象した実践である。機能主義を採用する先行研究の多くは、機能主義的な議論のバリエーションを増やすに留まり、このような含意を引き出せていない。

特に、本章の最後で論じたように、企業を規範的な言語実践の参加者だと認める仕方で意図的な行為者と認めることができるとしても、なお企業を我々の道德共同体から排除すべき理由があるかもしれない。本稿はこの点を、福知山線事故の共同検証を例に、企業に相対する我々に開かれた問題と論じた。この議論から言えば、企業は一律に道德的行為者であるわけでも、また一律に道德的行為者でないわけでもなく、我々の実践次第でそうであったりなかったりする存在である。このことは翻って、我々自身もまたビジネスの実践の中で、その道德的行為者としてのあり様を変化させ得ることを含意する。志向的状态の問題、身体の有無や存在論的身分の問題、そして非難の問題で見たように、我々の実践はある程度の部分まで、企業を道德的行為者として認めるような仕方でなされている。その場合に、企業を道德的行為者として認めるべきか否か、本稿はそれを論じないが、ここまでの議論はそれを検討する一助となるだろう。

第 II 部 企業責任と個人責任

第 7 章と 8 章では、推論主義による企業の道徳的行為者性の正当化を踏まえて、企業に道徳的責任が帰属される場合の、個人の道徳的責任の所在を検討する。これにより、「企業に道徳的責任がある」という場合の、本稿の理解の全体を明らかにする。

ここまでの議論では、主に経営者が問題の発生を予見できない場合、つまり経営者が問題に関して無知である場合に焦点を絞り、そうした場面で企業それ自体が道徳的行為者と認められる場合があることを論じた。経営者が企業活動で生じる問題に関して無知であれば、当該の企業活動（例えば福知山線事故における問題ある福知山線の運行）を経営者の実践的コミットメントに基づく組織的な行為として記述することはできない。そのため、取り得る行為記述の選択肢は、企業それ自体の意図的行為だけとなる。

1 企業責任と個人責任

他方で、企業事故や不祥事が生じる場面は、経営者が問題に関して無知である場合だけではない。前述の井上の分類に照らして言えば、ここまでの議論は、下記の A に焦点を当てたものである。以下では、残る B、C、D に焦点を移したい。

ケース A. 業務不全が発生してからも、その事実を経営者が知らないまま不祥事が継続、拡大し続ける。

ケース B. 問題発生を知ってからも、直ちに適切な措置を取らず、隠蔽とまでは言えないが、不決断や逡巡によって不祥事が継続・拡大する。

ケース C. 問題発生を知って、経営者が確信的に隠蔽を図る。

ケース D. 経営者自身による不正、不適切な判断と行為。

B、C、D の多くの事例では、経営者の判断を通じて問題ある企業活動が続けられる。その場合、問題の企業活動を企業の意図的行為として記述することができるとしても、最初に検討すべきは、問題ある意思決定を行った経営者の道徳的責任だろう。そうでなくては、経営者は、企業それ自体に道徳的責任があるのだから、自らには何らの道徳的責任もないと主張することが可能になる。

そこで問題になるのが、問題ある企業活動をめぐる意思決定が、必ずしも単独の経営者によって行われるわけではない点である。例えば、有名な NASA のチャレンジャー号爆発事故では、ロケット噴射時に燃焼室から高温ガスが漏れないように密封するシール材（O-リング）の危険性を繰り返し警告する技術者ボジョリーと、その警告を受けながら経営上の判断を優先させた複数の経営者の意思決定が問題とされる。以降の議論で参照するため、事故の概要を確認する。

2 チャレンジャー号爆発事故

チャレンジャー号爆発事故（以下、チャレンジャー号事故）は、NASA のスペースシャトル・チャレンジャー号（STS-51L ミッション）が、1986 年 1 月 28 日 11 時 39 分、ケネディ宇宙センターから打ち上げられた直後に爆発し、7 人の乗組員全員が死亡した事故である¹²³。

O-リング問題

この事故の直接の原因は、O-リングと呼ばれる、噴射時にロケットの燃焼室から高温ガスが漏れないように密封するシール材の損傷である。O-リングに関して、固体ロケットブースター（SRB）の製造元であるモートン・サイアコル社の上級エンジニア、ロジャー・ボジョリーは、O-リングが低温下では断熱性を失うことで損傷する問題に気づき、サイアコル社の上司や NASA に対して問題を伝え続けた。しかし、O-リングの問題を解決するための十分な反応を得ることはできなかった¹²⁴。例えば、ボジョリーは、サイアコル社の技術部門の副社長であるボブ・ランドに、問題の緊急性を伝える「社外秘」とラベルを貼ったメモを送ったが、「この問題は慎重な扱いが必要なので、公にはしない」(Chernov and Sornette 2016:45)という内々の指示だけが返された。1985 年 10 月、チャレンジャー号 61-A 便で見つかった破損は、低気温と O-リングの弾力性の関係をより強く証拠づけるものだった。しかし、その後も問題は解決されることなく、発射前夜を迎えることとなる。

発射前夜的意思決定

発射前夜となる 1986 年 1 月 27 日、サイアコル社と NASA の上層部の遠隔会議が行われた。ボジョリーは、サイアコル社の技術者アーニー・トンプソンと共に、図表を用いて、O-リングの性能に関する懸念について説明した。ランドは、打ち上げを実行するには接合部分の温度が摂氏約 11.7 度でなければならないとするサイアコル社の勧告を含む図を提示し、発射台の気温が少なくとも摂氏 11.7 度まで上がるまで打ち上げを見合わせるべきだと述べた。また、サイアコル社のスペース・ブースター・プログラムの副代表であるジョー・キルミンスターも、同様に摂氏約 11.7 度以下での打ち上げには賛成できないと述べた。

NASA のマーシャル宇宙飛行センターの科学および工学部門の副局長ジョージ・ハーディは、「この勧告にはぞっとする」(Boisjoly, Curtis, and Mellican 1989: 221 [242]) と述べた。しかし、ハーディは、サイアコル社が打ち上げに反対するなら、打ち上げには賛成しないと述べた。NASA の他の幹部には、サイアコル社の判断に異論を唱える者もあつ

¹²³ チャレンジャー号事故の記述は次を参照 (Boisjoly et al. 1989; Chernov and Sornette 2016; The Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident n.d. Vaughan 1996; Whitbeck 1998)。

¹²⁴ 問題が 1985 年 7 月に行われた 51-F 便の飛行準備審査会で報告された時点で、NASA とサイアコル社の主だった技術者と上層部は、低い気温が O-リングに与える影響の問題を認識していたとされる(Boisjoly, Curtis, and Mellican 1989: 219 [238])。

た。ラリー・マロイは10月の61-A便のデータを元に、気温は重要な要素ではないと主張し、次のように述べたとされる。「おお、サイアコル、打ち上げをいつまで待つてほしいのだ？4月までか？」(ibid.)。

ボジョリーは反論に対して、気温が原因であることを図表を用いて再度説明を行った。こうした中で、ジョー・キルミンスターは、遠隔会議を5分間中断し、センターの人間だけで議論することを要求した。

ボジョリーとトンプソンは、幹部に対して再度説明を試みた。しかし、幹部の一人、ジェリー・メイスンは、「シャトルを飛ばそうとしているのは私だけかい？」(ibid: 222 [243])と尋ね、ボブ・ランドに「君の技術帽を脱いで、経営者の帽子をかぶってくれないか」(ibid.)と言った。4人の管理職は、少しだけ議論した後に、コメントを付して全員が打ち上げに賛成した¹²⁵。

NASAのマーシャル宇宙飛行センターの管理職員は、サイアコル社の決定を受け、さらに上の階層に、「問題は解決しました。モートン・サイアコル社は打ち上げに同意しました」と報告した。

翌日、スペースシャトル・チャレンジャー号は打ち上げから72秒後に爆発した。打ち上げ時の発射台の気温は摂氏2.2度だった。

望まぬ集団意思決定の問題

多くの企業活動は、このように複数の行為者による共同の意思決定や行為を通じて遂行される。特に問題は、チャレンジャー号事故に見るように、経営者が問題を認識しながら、経営上の判断ゆえに、望まぬ仕方意思決定を行う場面である。ボジョリーの再三の警告を退け、打ち上げを支持した経営者の道徳的責任を、どのように考えるべきだろうか。本稿の冒頭で引いたミッチェルが言うように、企業の構成員は、「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、社員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」(Mitchell 2001: 45 [52])存在であり、「彼らが企業を動かしているのではなく、企業が彼らを動かしている」(ibid. 44 [51])と考えるなら、打ち上げを支持したのはサイアコル社それ自体であり、経営幹部に道徳的責任を問うことはできないということになるのだろうか。

総じて言えば、企業それ自体を道徳的行為者と認めることができ、道徳的責任を帰属させることが可能だとしても、共同で、あるいは組織的になされる企業活動で、個人の道徳的責任をどのように考えるか、この点がなお問題となる。この点を明示することなしには、十全な仕方企業への道徳的責任を論じたと言うことはできない。以下で検討するのは、このような問題である。

3 企業の実践的コミットメントと個人の実践的コミットメント

¹²⁵ このコメントは第8章2.1節で取りあげる。

この問題を、推論主義の視点から言い直すと次のようになる。すなわち、企業それ自体の道徳的責任と個人の道徳的責任の関係をめぐると問題は、企業の実践的コミットメントを企業内の特定の個人の実践的コミットメントとして理解することができるかどうかをめぐると問題である。

例えば、あるワンマン経営者 A が経営する B 社を考えよう。この企業は経営者 A に権限が一元化されており、その判断がそのまま企業の活動方針となる。選択された方針に関連してなされる質問や要請への応答に関しても、経営者 A の判断をそのまま反映したものとなる。そのような企業であれば、「B 社が是々のサービスを開始すると発表した」のような、B 社の実践的コミットメントの承認の内実は、経営者 A による実践的コミットメントの承認として理解することができるのではないだろうか。そうであれば、B 社の始めた活動で何らかの問題が生じた場合、その道徳的責任は、B 社それ自体というより、経営者 A に帰属させるべきだろう¹²⁶。

これに対し、前章で見た JR 福知山線の問題ある運行は、JR 西日本それ自体の実践的コミットメントに基づく行為として記述することができる一方、経営者の無知ゆえに、経営者の実践的コミットメントに基づく組織的な行為として記述することができないのであった。この点から言えば、前章の議論は、企業それ自体の実践的コミットメントを経営者の実践的コミットメントとして理解できない場合に、企業それ自体の道徳的責任が問題となることを論じたものであった。

その上で、チャレンジャー号事故で行われたような、複数の経営者によってなされる企業活動の意思決定を考えるなら、問題は次のようになる。すなわち、複数の経営者が望まぬ仕方で行った意思決定を通じて形成される企業の実践的コミットメントは、何らかの仕方では経営者ら特定の個人の実践的コミットメントとして理解可能なのか。本章の課題は、このような、複数の行為者が望まぬ仕方では、かつ共同で承認する実践的コミットメントと、企業それ自体の実践的コミットメントの関係を検討することを通じて、企業それ自体の道徳的責任と、個人の道徳的責任の関係を明らかにすることである。

規範的語用論から推論的意味論へ

ここで見た、推論主義による、志向的状态を含む語や概念の意味内容を考える議論を、「推論的意味論 (inferential semantics)」と呼ぶ(Brandt 1994: Ch.2)。他方で、前章までに見た、推論主義による、規範的地位や態度を通じた言語実践の規範的関係を考える議論、またそれを通じて言語実践の適切な参加者の適格性を問う議論は、「規範的語用論 (normative pragmatics)」と呼ばれる (ibid. Ch.1)。つまり、前章までの議論は、規範的語用論に基づ

¹²⁶ もちろん、B 社が法人格を持つ場合、法律上の契約主体は B 社である。しかし、すでに確認したように (第 4 章 2.3 節)、企業活動の道徳的責任の問題は、法人格としての企業の問題ではなく、道徳的行為者としての企業の問題である。ここでの議論の趣旨は、たとえ法律上は B 社との契約関係が結ばれそれに伴う法的責任が B 社に帰属されたとしても、その契約の道徳的責任が問題になる場合、それは経営者 A に帰属され得るという点にある。

き企業の言語実践への参加資格を問う議論であったのに対し、以降の議論は、企業が言語実践の参加者であることを前提した上で、推論的意味論に基づき企業と個人の実践的コミットメントの関係を問う議論となる。

以降の議論の焦点は、次の点にある。すなわち、問題ある企業活動を企業それ自体の実践的コミットメントに基づく行為として記述することができる場合、当該の実践的コミットメントはどのような条件の下で、経営者や従業員ら特定の個人の実践的コミットメントに基づく行為として再記述することができるのか（あるいはできないのか）。企業の実践的コミットメントを経営者や従業員の実践的コミットメントとして理解することができる場合、その道徳的責任は、まず当該の経営者や従業員に帰属されるものとして考えられるべきである。反対に、企業の実践的コミットメントが経営者や従業員の実践的コミットメントとして理解できない場合、道徳的責任は、やはり企業それ自体に帰属されるものと考えられる。

第7章 共同行為論から見る企業活動

1 共同行為と企業の道徳的行為者性

1.1 共同行為論との接続

この問題を検討するため、英語圏の哲学で共同行為論と呼ばれる議論を参照する。前章までに見たように、企業の道徳的行為者性の問題は、基本的に個人が道徳的行為者であると言われる場合の特徴を抽出した上で、それを企業に見出すことができるかどうかをめぐって論じられてきた。別の言い方をすれば、伝統的な議論の構図は、単独の行為者として捉えられた個人の特性と企業の特性の比較に収斂する。

他方で、2000年前後からの新たな議論の潮流として、共同行為論との接続がある(Arnold 2006; Bratman 2017; Pettit 2017; Rönnegard 2015)。共同行為論は、企業活動を含む複数行為者が共同で行為する場合の行為の意図を分析する。さらに、それを通じて、集団それぞれが意図を持ち得るか、さらに集団それぞれが道徳的責任が支持し得るかを検討する。この議論を参照することで、上述の複数の経営者や従業員が共同で行う意思決定や行為を分析することが可能になる。

本章で取りあげるのは、ギルバートとブラットマンの議論である。二人は共同行為論の代表的論者であり、その議論は、共同行為の道徳的責任に関して、対照的な含意を持つ。以下で詳述するが、簡単にその特徴を確認する。

まず、ギルバートは、以下で見る共同行為と呼ばれる行為一般に関して、各行為者が共通の目的を実現することを意図するよう共同でコミットする（共同コミットメントを持つ）場合に、共同行為の意図が成立すると主張する(Gilbert 2014)。さらに、ギルバートによれば、共同行為の意図が成立する場合、その意図の主体は複数主体（plural subject）と呼ばれる集団それぞれであり、共同行為の道徳的責任は、集団それぞれに帰属される。この議論は、企業活動のみならず、政府や大学など様々な集団の道徳的行為者性や道徳的責任を認める

議論として知られる。

他方で、ブラットマン(Bratman 2014)は、ギルバートが「共同コミットメント」とか「複数主体」などの新たな道具立てを導入して共同行為を論じることを批判する。ブラットマンは、自身の計画意図の理論(第4章 3.1節)を共同行為に拡張することで、共同行為を個人の計画意図の組み合わせとして分析する。この議論に従えば、共同行為の意図は個人の計画意図の組み合わせとして説明することができる。それゆえ、企業やその他の集団の道徳的行為者性は否定される。ブラットマンの議論は、企業活動の道徳的責任に関する還元主義として理解される(Rönnegard 2015: 82)。

このように、ギルバートとブラットマンの議論は、共同行為としての企業活動の理解、さらに企業の道徳的行為者性に関して対照的な含意を持つ。二つの立場のいずれが適切なのか、あるいは、二つの立場は共同行為の異なる側面を捉えているのか。以下、両者の議論を取りあげ、これを推論的意味論の視点から検討する仕方で、共同行為としての企業活動の特徴を整理する。

1.2 共同行為とは何か

まず、共同行為とはいかなる行為か、大まかな前提を確認する。共同行為とは、一緒に散歩に行くこと、一緒に壁にペンキを塗ること、一緒にダンスを踊ること、オーケストラで交響曲を演奏すること、また企業や政府の組織活動まで、広範に渡って実現される、複数の行為者を通じてなされる行為である。

他方、複数の行為者を通じてなされる行為には、集団や群衆による行為であっても、共同行為とは言い難いものもある。共同行為とそれ以外の集団的な行為の違いは、しばしば次のように説明される(Searle 1990)。次の三つのうち、共同行為とされるのは(3)である。順に見ていこう。

- (1) 公園で雨が降ってきたとき、Aは建物に駆け込んだ。
- (2) 公園で雨が降ってきたとき、公園にいた人々が一斉に園内の建物に駆け込んだ。
- (3) 公園で雨が降ってきたとき、公園にいた野外バレエの団が振り付けで、一斉に園内の建物に駆け込んだ。

(1)はAの単独の行為である。これが共同行為でないのは自明である。

(2)は、公園にいた複数の人々による行為である。園内の人々は、少なくとも見かけ上、一同に園内の建物に駆け込んでいいる。これは一種の集団的な行為と考えられる。しかし、ここでは、各人が「共同で」建物に走る行為を行ったわけではない。別の言い方をすれば、各人は「同時に」とか「同じ仕方」で走り出したかもしれないが、「一緒に」あるいは「皆で」走り出したわけではない。

(3)は、外見上は(2)と同様、公園内の人々が一同に園内の建物に駆け込む事例である。し

かし、このとき人々は、バレエの振り付けという共通の目的を持ち、各人の行為を何らかの仕方で考慮に入れながら、適宜必要な調整を行うことで「一緒に」あるいは「皆で」園内の建物に走り出している。この場合、各人が「共同で」建物に走る行為と見てよいように見える。

このように、各人が共通の目的を持ち、互いに関連する仕方で行為する場合を、ひとまずの共同行為と理解しよう。

1.3 共同行為に従事する行為者の意図

共同行為をこのように理解する時、その場合の「各人の行為の意図がいかに説明されるか」が問題となる。仮に(2)と(3)で外見上の区別がつかないなら、その違いは各人の意図のあり様に求められる他はない。

そうした違いは、共同行為の道徳的責任を問う際の区別として重要である。例えば、(2)のように人々が互いに何も示し合わせることなく園内の建物に走り出したことで、園内の芝生補修用に区分けされた一部の区画が踏み荒らされたとしよう。この結果に対して、公園の補修担当者が、「あなた達が一齐に走り出したことで芝生が踏み荒らされた」のように問題の行為に道徳的責任を問うとしても、走り出した人々の誰かは、「我々是一緒にやったわけでない」と反論することができる。つまり、「一緒に走り出したこと」は各人が意図的に行ったことではないため、それに対して「一緒に」行った行為に関する道徳的責任を帰属させることはできない。この場合の道徳的責任は、走り出した各人に対して個別に問うことしかできないだろう。

これに対して、(3)の場合、団員達に「あなた達が一齐に走り出したことで芝生が踏み荒らされた」と道徳的責任を帰属させることは、団員が互いに示し合わせて行為を行った以上、適切な帰属だと思われる。団員の誰かが「私は自分の足跡にしか責任がない」と反論するなら、自身の行為をどこかで矮小化しているように見える。団員達がバレエの振り付けの目的を持って走り出したのであれば、「共同で走り出したこと」に対応する道徳的責任がある、そのように考えられる。

このように、共同行為とそうでない行為の道徳的責任の違いは、共同行為に従事する行為者の意図の違いを反映する仕方では、首尾よく説明できないように思われる。

この点から見ると、(2)の場合、建物に走り出した各人は、「私は建物に向かって走る」と表現される意図（推論主義で言う実践的コミットメント）を持つと考えられる。その結果に対する道徳的責任は、各人の意図的行為を通じて芝生が踏み荒らされたことに対して、個別に帰属されるだろう。

他方で、(3)の場合、各人は単に「私は建物に向かって走る」だけでなく、共通の目的や他の団員の行為を考慮に入れる仕方で、建物に走ることを意図するように思われる。この場合、もっともらしい意図のあり方は、「我々は建物に向かって走る」とか「我々はバレエの振り付けで建物に走る」と表現されるだろう。

すなわち、(2)で各人の意図が「私」という一人称単数形で表現されたのに対し、(3)で各人の意図は、「我々」という一人称複数形で表現される。例えば、(3)の場合、問題の行為に関して、「あなた達が一斉に芝生を踏み荒らした」のように行為を記述すること、他に「我々が一緒に芝生を踏み荒らした」のように行為を記述することは、適切だと思われる。

とはいえ、共同行為に従事する行為者の意図を、このように「私」と「我々」によって区別することは、自明の方法ではない。例えば、トレフセンは、我々は自身の行為において「私」と「我々」を意識的に使い分けていないと主張する(Tollefsen 2015:34)。むしろ、「我々」は「私とあなた」のような参加者を列記する不便さを回避するための省略表現かもしれない¹²⁷。しかし、そうだとしても、私が制御できるのは私の身体運動のみである。そうであれば、どのように私が「私とあなた」の行為を意図することができるだろう。

このように、共同行為の問題はそれを行う意図の問題と密接に結びつく。またそれは、「私」と「我々」の関係をめぐる問題として整理することができる。企業活動においても、それを「私」の行為の集合として見るか、「我々」による統一された行為として見るかに応じて、道徳的責任の捉え方は大きく異なる。複雑な共同の活動である企業活動で、いかなる場合に「我々がそれを引き起こした」と言うことが適切か。このような問題意識を念頭に、「私」と「我々」をめぐるギルバートとブラットマンの議論を確認する。

2 ギルバートの共同コミットメント

2.1 二つの還元不可能性

ギルバートは最も積極的に、共同行為が個人の私的な行為と異なる行為であると論じる論者である。その議論の特徴は、次のような二つの還元不可能性の主張で捉えられる。

- (1) 「我々が～する」と表現される意図の個人的な意図への還元不可能性
- (2) 「集団的な行為者」の個人への還元不可能性

(1)は、共同行為で「我々が～する」と表現される意図が、「私が～する」のような個人的な意図として説明できない独自の特徴を持つとする主張である。

(2)は、そうした「我々が～する」と表現される意図が成立するとき、共同行為の行為者となる集合的な行為者が構成されるとする主張である。

この二つの還元不可能性を通じて、ギルバートは共同行為と個人の私的な行為が本質的に異なること、さらに共同行為が行われる際に、集団それ自体が行為者として成立することを主張する。これに対し、次節で取りあげるブラットマンは、二つの還元不可能性をいずれも否定する。このように対照的な共同行為モデルを主張する二人の議論を参照することで、共同行為に従事する行為者の意図の適切な理解を検討する。

¹²⁷ 第4章3.2節で省略した、レンネガード&ヴェラスキーズが言う、企業に意図を帰属させるもう一つのやり方が、省略表現としての帰属である。

2.2 共同コミットメント

ギルバートの議論は基本的に、「我々が～する」と表現される意図や集団的な行為者の概念を、明晰な仕方で分析・論証するというより、そうした概念なくしては、我々の社会的実践が有意に説明できないことを示す仕方で進められる。別の言い方をすれば、上記の二つの還元不可能性のアイデアを用いることで、我々の日常実践が首尾良く説明できること、この点がギルバートが強調する点である。

「我々が～する」という意図から見て行こう。次の例から考えよう¹²⁸。

A と B が部屋に一緒にいたところに、C が通りかかった。

C は A に今日の午後何をするつもりか聞いた。

A は B に向かってジェスチャーしながら、「我々は買い物に行くつもりだ (We intend to go shopping)」と答える。

B はそれを聞いて「そうしよう」と答えた。

ギルバートによれば、これが一緒に行為することへの意図が成立する日常的な場面である。以下では次節で見るブラットマンの用語に合わせて、共同行為に従事する行為者の意図を「共有意図 (shared intention)」と呼ぶ。ギルバートによれば、共有意図の成立は次のように表される。

A と B が X するという共有意図を持つのは、二人が一体として (as a body) X することを意図するよう共同でコミットするとき、かつそのときのみである (Gilbert 2000: 22)。

ここで、「共有意図を持つ」ことが、二人が「一緒に買い物に行く」意図を持つことを指す。そして、そのような意図を持つことができるのは、二人が一体として買い物に行くことを意図するよう共同でコミットする場合だとされる。「一体として (as a body)」は、「統一体として (as a unit)」「一つとして (as one)」などの表現でも表される (Gilbert 2014:32–33)。これは、集団的な行為者の要請を念頭に置いた表現でもあるが、今は差し当たり、行為がひとまとまりの集団としてなされることと理解しておけばよい。

このように見るとき、問題は、そうした一つの集団として買い物へ行く意図を持つよう、共同でコミットすることの中身である。これは、ギルバートの用語で「共同コミットメント (joint commitment)」と呼ばれる。共同コミットメントが成立するために必要なのは、各行為者が一緒に行為することの準備を表明することである。ギルバートは次のように言う。各行為者は「コミットする他の者全てと共に、私的な準備をオープンに表明しなくてはなら

¹²⁸ この例は、ギルバート (Gilbert 2000:14–15) の例から作成した。

ない。一旦全ての者による合致する表現が生じ、それが参加者間の共通知識になると、共同コミットメントが生じる」(ibid. 115)。

ギルバートによれば、上の例は、まさに二人が共同コミットメントを形成した例である。上のやり取りで、Aはまず、一緒に買い物に行くことへ準備があることを表明している。次に、Bはそれを聞いて、自身も同様の準備があることを表明している。これらのやり取りは、二人の間で公然となされており、二人がそれぞれ一緒に買い物に行くことへの準備を表明したことは、二人の間で共通知識になっていると考えられる¹²⁹。これにより、二人は一緒に買い物に行くことを意図する共同コミットメントを形成することになる。

二人のやり取りは、ごくありふれたものに見える。ギルバートは、共同コミットメントをそれ以外の概念で分析するのではなく、これが我々の日常的な実践の説明に必要であることを強調する。上でも触れたように、この概念の妥当性は、それが我々の実践を上手く捉えることができるかにかかっている。共同コミットメントにより、我々の実践のどのような特徴が説明されるかを見てみよう。

(a) 選言基準

ギルバートは、共有意図(共同コミットメント)の説明が充たさなくてはならない三つの基準を示す。これが、共同コミットメントで捉えようとする実践の本質的な特徴となる。

まず、共有意図の説明では、それが成立する場面で、各行為者の相関する私的な意図が存在する必要はない(ibid. 105)。ギルバートはこれを、共有意図の説明の選言基準(disjunction criterion)と呼ぶ。これは、次節で見るブラットマンの議論と比較すれば分かりやすい。ブラットマンは、ギルバートと対照的に、共有意図には各行為者の行為への私的な意図がなくてはならないと主張する(Bratman 2014:116-17)。すなわち、上の事例で、AとBは買い物へ行くことを、それぞれ心から意図しているのではなくてはならない。

これに対し、ギルバートは、AとBのどちらか、あるいは両方が、実のところ一緒に買い物に気乗りがしないとか、向かっている途中で止めたくなったなどのように、共通の目標に対する私的なコミットメントが欠如していても、共有意図は可能であると考え¹³⁰。つまり、上のように二人が公然とした仕方で、買い物へ行く準備を表明したなら、すでに共有意図、つまりギルバートのいう共同コミットメントは成立するのである。

(b) 同意基準

共有意図の適切な説明の基準の二つ目は、一旦共同コミットメントが成立したならば、それが「変化させられるか撤回される、あるいは所与の参加者がそれに参加することから解放されるために、特別な背景の理解なしに、全ての参加者の同意が要求される」(Gilbert 2014:

¹²⁹ 本稿では共通知識の詳細に立ち入らない。共通知識については筒井(2014)を参照。

¹³⁰ 選言(disjunction)の名から、最低一人は共通の目標に向けた意図を持たなくてはならないと予想されるが、ギルバートは誰一人目標を意図していなくてもよいとする。

106-7) ことである。適切な共有意図の説明は、このことを含意しなくてはならない。

ギルバートはこの基準を、同意基準 (concurrency criterion) と呼ぶ。個人の私的なコミットメントと比べることで、同意基準の特徴が明らかになる。個人の私的なコミットメントが問題の場合、行為者は自身のコミットメントをいつでも解除することができる。例えば、A が単独で「買い物に行く」という意図を持つとしよう。これにより、A は買い物へ行くことへのコミットメントを持つ。このとき、A はそれを止めるのも、別の日に変更するのも、自身の好きに変更することができる。

他方で、問題が共同コミットメントの場合、それが成立したなら、勝手に止めたり変更してはならない。もし二人が歩き出しながら A が歩くのを止めると、B は次のように言うかもしれない。「勝手に止めないで」(ibid. 106)。このことが意味するのは、私的なコミットメントと異なり、A は単独で行為の中止や変更を決める立場にないということである。買い物中止に必要なのは、相手の同意である。

(c) 義務基準

三つ目の基準は、上記の同意基準と関連するものである。すなわち、共有意図が成立する場合、「各参加者は、他の連言の共有意図に適切な仕方で行うべきだと、互いに義務づけられる」(ibid. 108)。ギルバートは、これを共有意図の説明の義務基準 (obligation criterion) と呼ぶ。

同意基準で見たように、共同行為の参加者は、一旦その内容に共同でコミットした以上、勝手にそれを変更したり中止したりしてはならない。そのことと関連する形で、各行為者は適切な仕方でも共通の目的を達成することを義務づけられるのである。例えば、上の事例で二人が実際に買い物に出かけた場合、二人は適切な距離を保ったり、適切な速度で歩かなくてはならないだろう。加えて、このように同意や義務などの制約が参加者に課される中で、もし同意なくコミットメントの内容に逸脱すれば、残りの参加者は逸脱したメンバーを非難する権利を得ることになるとも言われる (ibid. 111)。

このように、ギルバートは、共有意図が一旦形成されると、同意基準や義務基準が示すような仕方でも、各行為者が規範的に拘束されると考える。これは、我々が日常的に馴染んだ仕方でも、互いに規範的に制約され合う状況をうまく捉えているように思われる。一旦は一緒に行為しようと互いに表明したのであれば、人がそれをしなかったとき、我々はその人を責めるだろうし、もし止めるなら同意を得て欲しいと思うだろう。共同コミットメントは、このように、我々が日常的に規範的制約を生じさせる実践を特徴づける。

以上がギルバートの共有意図の概要である。選言基準、同意基準、義務基準をひとまず妥当なものとする場合、その特徴は、共有意図の形成において全ての参加者の私的なコミットメントを要請せず、他方で一度成立するならば各行為者を規範的に拘束する点にある。

これを、「我々が～する」と表現される意図に照らせば、この意図は、その始まりは各人の準備の表明によって形成されるが、一旦成立するならば元あった個人的な意図に還元され

ない「我々」的な意図となり、然るべき仕方で各人を行為するよう規範的に拘束するのである。これが、「我々が～する」という意図に関するギルバートの還元不可能性の主張である。

2.3 複数主体

この議論を見る限り、ギルバートが言う行為者間の規範的制約は、各行為者の間で成立するように見える。しかし、ギルバートによれば、そうした制約を行為者に与えるのは、共同コミットメントによって構成される集団的な行為者である (ibid. 119)。ギルバートはこれを、複数主体 (plural subject) と呼ぶ。これが、ギルバートのもう一つの還元不可能性、すなわち共同行為の行為者がそれを構成する各個人へ還元できないとする主張である。

上の例では、A と B が一緒に買い物に行くことへの準備をそれぞれ表明し、それが共通知識になるとき、二人は「我々が買い物に行く」と表現される共有意図を持つのであった。ギルバートは、このことを次のような仕方でも表現する。すなわち、

A と B が X を行う共有意図を持つのは、二人が X を行う意図の複数主体を構成するとき、かつそのときのみである (Gilbert 2000: 22)。

買い物の例で言えば、A と B が「我々が一緒に丘の上に買い物に行く」と表現される共有意図を持つのは、二人が「買い物に行く」と表現される意図を持つ複数主体を構成するときである。

複数主体を論じる際に、ギルバートはしばしば「身体 (body)」の語を用いる。またそれは、「人格 (person)」や「行為者 (agent)」の語で置き換えて良いとも述べる (Gilbert 2014: 116)。ギルバートがここで強調するのは、共同コミットメントによって、各行為者が文字通り一つの身体を構成するというのではなく、各行為者が各自の仕方で、単一の身体をエミュレートするよう行為するということである (ibid.)。別の言い方をすれば、当事者は特定の意図を持つ単一の身体をエミュレートするよう、共同でコミットしているとも言われる。

共同コミットメントの条件文が複数主体の条件文と置換されることから分かるように、ギルバートは二つの議論を同値として扱う。しかし、複数主体の成立には、各参加者の共同コミットメントだけでなく、複数主体が行為者であることを論証するより積極的な議論が必要だと批判される (Tollefsen 2015; Velleman 1997)。企業の道徳的行為者性に照らしても、すでに見たように、単に集団の個人への還元不可能性を主張するだけでは、集団が一個の行為者であることは帰結しないと、ヴェラスキーズは批判する (Velasquez 2003: 541)。

推論主義と複数主体

本稿が複数主体論をどのように評価するかを述べておく。本章は、第 I 部で論じた推論主義による企業の道徳的行為者性の正当化を前提する。したがって、ギルバートの複数主体論

が集団の行為者性を十分に論じていないとされる点に関して、推論主義的な行為者性を補完する仕方を読み替える。第I部で論じたように、推論主義から見て道徳的行為者とは、言語実践で互いの規範的地位を解釈する中で、(道徳規範を含む)規範に従ったり従わなかったりする行為者である。ギルバートが言う複数主体のうち、この条件を充たす集団は道徳的行為者として認めてよい。

この点、ギルバートの議論は、二人で買い物に行く場面から企業活動まで、全ての共同行為を対象を含む。そのため、全ての共同行為で複数主体が成立することになる。しかし、本稿の議論に従うならそれは誤りである。第5、6章で論じたような、規範的地位をめぐる実践に参加し、道徳規範に従ったり違反したりする集団(組織)が、推論主義から見る道徳的行為者の候補である。

しかし、このようにギルバートの複数主体論を推論主義から補完するとしても、道徳的責任の帰属に関してなお問題が残る。ギルバートの議論では、集団は全て道徳的行為者として道徳的責任を帰属されることになる。本章の課題は、どのような場合に企業それ自体の実践的コミットメントが企業それ自体のものとして理解され、どのような場合に特定の個人の実践的コミットメントとして理解されるかである。共同コミットメントの評価を確認した後、本章の最後でこの点を取りあげる。

3 ブラットマンの共有意図

3.1 二つの還元主義

前節で見たギルバートの二つの還元不可能性の主張に対して、ブラットマンはその両方を否定する。すなわち、ブラットマンは、(1)「我々が～する」と表現される共有意図が、各行為者の関連する意図の複雑に組み合わせられた状態からなると考える。そのため、「我々」に「一緒に」のような含意はなく、これは「私とあなた」のような個人の合計の組み合わせた表現に過ぎないと考える。

さらに、(2)ブラットマンは、共有意図を各行為者による関連する意図の組み合わせとして説明するため、あくまで共同行為の主体はそれらの意図を持つ各個人となる。

このように、ブラットマンの議論は、二つの還元不可能性をいずれも否定する個人主義モデルと理解できる。以下では、ブラットマンの共有意図の理解を、ギルバートに対する批判も踏まえながら確認しよう。

オッカムの剃刀

ブラットマンはしばしば、自身の議論でオッカムの剃刀を強調する(Bratman 2014: 36, 118)。すなわち、共同行為の理解に関して、それを適切に説明するよりシンプルな道具立てがあるなら、我々はそれを採用すべきであり、余分な道具立ては用いない。このことは、ギルバートの二つの還元不可能性に対する批判でもある。以下で見るように、ブラットマンは、自身の重視する個人の計画合理性に焦点を当てれば、共同行為に必要な特徴がいずれも

適切に説明できると考える。そうであれば、ギルバートのように共同コミットメントや複数主体など、新たな道具立てを導入する必要はない。

本稿の主たる焦点は、すでに述べたとおり、共有意図の還元不可能性にある。そのため、まず行為主体の還元不可能性に関するブラットマンの批判を簡単に見た後、ブラットマンの提示する共有意図の議論を確認する。

(1) ブラットマンの還元主義：行為主体

まず、集団的な行為者に対するブラットマンの見解である。ブラットマンによれば、ある主体が意図を持つためには、それに関連する信念など他の心的状態を全体論的に持つのでなくてはならない (ibid. 127) ¹³¹。この点から見ると、集団が意図だけでなく信念など他の心的状態の主体となることは、ありそうもないことである。ギルバートの複数主体に関しても、上でも見たように、集団が意図や他の心的状態を持つことに関して、より積極的な議論を提示する必要があるということになるだろう。そして何より、次で見るように共同行為の説明は自身の議論で尽きているのだから、オッカムの剃刀に従い余計な概念は放棄されねばならない。

(2) ブラットマンの還元主義：共有意図

次に、ブラットマンの共有意図の理解を確認する。上でも触れたように、ブラットマンはギルバートと異なり、「我々が～する」と表現される意図の「我々」が、個別の各行為者に分散できると考える。つまり、各行為者はそれぞれ、「私が～する」と表現される仕方、共同行為の内容を意図することになる。

こうしたブラットマン方針は、ギルバートの共同コミットメントのような、それ以上の分析を許さない新たな概念の導入を避けることにある (ibid. 114)。ブラットマンは、共同コミットメントが成立するための、「各参加者が共通知識のもとで、一緒に行為するよう意図する準備があることを相互に表明する」という条件について、これは分析ではないと指摘する。というのも、この条件では、一緒に行為することの内実が語られないまま、一緒に行為するという考えが組み込まれているからである。ブラットマンは、この点について、もしギルバートに「何がコミットメントを共同コミットメントにするのか、コミットメントの共同性は何から成り立つのか」と問うても、その答えは「この共同性は、原始的で非還元的な現象である」(ibid.) というものでしかないだろうと述べる。そうではなく、「一緒に」「共同で」などに関する実質的な分析を与えることが、共有意図の説明で必要とされるのである。

では、ブラットマンのいう共有意図の分析とはいかなるものか。ブラットマンによれば、共有意図は次のように成立する (Bratman 2017: 40) ¹³²。

¹³¹ この指摘は、デイヴィドソンの心の全体論(Davidson 2001)を参照している。

¹³² ブラットマンの共有意図の定式化は、細かな修正を加えた多くのバージョンがある。ここではブラットマンが企業の道徳的行為者性を論じた論文 (Bratman 2017) で提示したものを参

(a) それぞれが、我々は X すると意図する。

(b) それぞれが、それぞれの(a)の意図を通じて、また下位の意図と行為における相互反応性を通じて、また互いに噛み合うそれぞれの下位計画を通じて、我々は X すると意図する。

(c) それぞれが正しく、(a)の意図の間で継続的な相互依存性があると信じる。

(d) この全てが明るみに出ている (out in the open)。

順に見ていこう。まず、(a)は、各行為者が共通の目的への意図を持つことを表す。このとき、それぞれが「我々は X する」と意図するのだから、実際には各人が「私は「我々が X すること」を意図する」と表現されるものになる。さらに、意図の内容として言及される「我々」に、「一緒に」「共同で」などの含意はない。これもまた、「私とあなた」とか「我々のそれぞれ」「全ての行為者」のように、各行為者に個別に言及するに過ぎない¹³³。

前節の二人で買い物に行く例で言えば、A と B のそれぞれが、「私は「A と B が買い物に行くこと」を意図する」状態となる。これはすなわち、それぞれの意図の内容に、「A が買い物に行くこと」と「B が買い物に行くこと」は個別に含まれるが、「一緒に A と B が買い物に行く」のような共同性は含まれないことを表す。

(b) は少々複雑である。ごく簡単にいえば、各参加者が互いの意図を考慮に入れながら、共通の目的のための下位の意図や行為で相互に反応しつつ、また相互に噛み合った下位計画を持つような仕方で、それぞれ共通の目的を意図することを表す。詳細には立ち入らないが、このような各参加者の相互に噛み合った状態が、ブラットマンの要請であると理解しておこう。

さらに、これらの状態に加えて、(c)上述の意図のあり方に関して各参加者が正しい信念を持ち、最後に(d)その全てが公然のものとなっていることが要請される。

これらがいずれも満たされている場合、共有意図が成立する。このような構造を通じて、行為者が互いに必要な調整や考慮を行いながら、共同行為が実現されることになる。こうした仕方であれば、共同コミットメントのような新たな概念を導入しなくとも、共有意図を説明できる。ブラットマンはそのように考える。

このように考える場合、「我々が～する」と表現される意図は、あくまで各人が「私とあなた」のような個人の合計に言及するに過ぎないものである。従って、その意図に基づいてなされる行為の道徳的責任は、それぞれの個別の意図の内容に応じて帰属させることが可能だと思われる。実際、レンネガードは、ブラットマンの共有意図に言及することで、企業活動の道徳的責任が、共同行為の内実には照らして、あくまで関係する個人に帰属されることを主張する(Rönnegard 2015:82)。ブラットマンの議論が支持される限り、「我々が行った

照し、読みやすいように修正を加えた。

¹³³ これは、意図の内容に「一緒に何かを行う」という含意のある「我々」が持ち込まれることで、循環しているとの批判を避けるための対処である (Bratman 2014: 41-50)。

こと」に関して個人に還元不可能な要素はない。そのように考えられるのである。

3.2 ブラットマンとギルバートの相違点

ここまでの議論に照らすと、ブラットマンの共有意図は、ギルバートが要請する共有意図の説明の適切さに関する三つの基準、すなわち、選言基準、同意基準、義務基準のいずれも充たさないように見える。それぞれの主張を確認することで、二人の相違点を明確にする。

一つ目は、選言基準である。ブラットマンの共有意図の場合、そこには必ず各参加者の個人的な行為の意図がある。これに対し、ギルバートの選言基準は、共通の目的への参加者の個人的な意図を要請しない。前節の例で言えば、A と B のどちらか、あるいは両方が、実のところ一緒に買い物に気乗りがしないとか、出かけたものの途中で帰らなくなったなどのように、共通の目標に対して私的なコミットメントを持たなくても、共有意図は成立する。各行為者は、それぞれが共通の目的を一緒に行うよう意図する準備を表明すれば、それだけで共同コミットメントが成立する。

これに対し、ブラットマンは、選言基準が共有意図の説明に必要であることを否定する。ブラットマンに言わせれば、買い物の例で、二人のどちらが買い物への意図を持っていないなら、それは反対に「一緒に買い物に行かない」ことを意図している事態ですらある (Bratman 2014:117)。買い物の例で共有意図が成立しているというために必要なのは、次のようなことである。すなわち、A と B がそれぞれ「A と B が買い物に行くこと」を心から意図しており、相互に関連する仕方で必要な意図や下位計画を持った上で、互いにそのことを正しく信じており、またそれが公然となっている。確かに、このような状態が成立していれば、二人が共同で買い物に行っていると十分に説明できるように思える。

しかし、ギルバートは、この説明における各行為者は、ギルバートのいう私的なコミットメントをしているに過ぎないため、それはいつでもそれぞれの判断で一方向的に放棄できると主張する (Gilbert 2014: 122)。ギルバートが重視するのは、共同コミットメントによって各行為者が関連する仕方で行為するようコミットすることであり、それが共同行為に必要な連携を確証することである。つまり、ギルバートにとって、各行為者が共同行為の実現に向けて互いに拘束される事態が、共有意図の説明に本質的であり、そこに私的なコミットメントがあるかどうかは、付随的な要素に過ぎないのである。

共有意図の規範的制約

ではなぜ、ギルバートは、そのように共同コミットメントが各行為者を拘束する仕方を信頼できるのか。これは、ギルバートが共有意図の適切な説明に求める基準の二・三点目、すなわち同意基準と義務基準に関わる。ギルバートによれば、(選言基準をひとまず正しいものとして) いったん共同コミットメントが成立すると、各行為者はそこから抜けたり、それを変更したりしたい場合、他の全員の同意が必要となる (同意基準)。さらに、これと関連する事柄として、各行為者は適切な仕方でコミットした内容を実現させる義務を負うこと

にもなり（義務基準）、加えて違反した相手を非難する権利を得ることにもなる。

選言基準との関連で言えば、一度共同で何かを行うことへの準備が互いに表明されたなら、たとえ私的なコミットメントが伴っていないなくとも、各行為者はその内容を実現するよう義務づけられ、そこから抜ける場合に同意を必要とすることになる。さらに、ギルバートは、こうした規範的制約から、ブラットマンが要請する各行為者間の相互関係や下位計画も適切に導かれると考える。このように考えるなら、共同コミットメントで生じる規範的制約は、各行為者の私的な意図の組み合わせよりも、「改定可能性、取消可能性、解放可能性の点でより大きな安定性をもたらす」（*ibid.* 123）ことになる。

しかし、こうした規範的制約について、ブラットマンは、それが共有意図の成立に本質的だと考えない。参加者は嘘をつく、反対を表明しないなど、実際は行為への意図を持たない仕方で、共同コミットメントに参加することが可能である。しかし、そのような仕方で共同コミットメントが成立し、行為を適切に遂行する義務や離脱のための同意の要請が生じるとしても、そもそも共同行為を実現する気のない行為者が行為に望むわけではない。したがって、義務や同意など規範的關係は、共有意図にとって付随的要素でしかない。

このように見ると、両者の相違は、行為者間に生じる規範的制約が、共同行為の実現に有効かどうかとなる。ただし、この点を検討する際に注意が必要なのは、このように両者が規範的制約の是非を論じる際、それぞれ異なる制約を念頭においているように見える点である。

義務の理解

まず、ブラットマンが、ギルバートの規範的制約に言及する際、念頭に置くのは道徳的義務（本稿の整理で言えば道徳的な役割責任）である（Bratman 2014: 118）。ブラットマンにとって、道徳的義務は、共同行為の実現にそれが必要かどうかの文脈で問題となる。そして、上で見たのと同様に、共同コミットメントがいくら道徳的義務を生じさせるとしても（例えば、共同行為を約束することでそれを履行する道徳的義務が生じるように）、それは行為を心から意図しない行為者を共同行為に向かわせるのに寄与しない。

他方で、ギルバートが義務基準を要請するとき、道徳的義務が問題になっているのではない。ギルバートに言わせれば、約束をすることでその内容を履行する道徳的義務が生じると考える場合、問題は、そもそもどうしてそのように約束することが道徳的義務を生じさせるかである（Gilbert 2014:296-322）。約束で生じる道徳的義務の説明に約束は使えない。したがって、約束の道徳的義務を共同行為の規範的制約として導入するなら、それを説明する、より基本的な規範性の源泉が必要となる。

この点に関して、ギルバートが主張するのは、法的でも道徳的でもなく、それらの義務を可能にする何らの基礎も置かない規範的關係を、共同コミットメントが創り出すことである。言い換えれば、約束、また合意といった手段に訴えずに、我々が規範的關係を創り出すことを説明するため、ギルバートは共同コミットメントを導入するのである。

共同行為の合理性

さらに、このような義務の理解の相違は、両者の合理性に関する理解の相違とも関連する。すなわち、義務の理解の相違だけでなく、両者は、共同行為の実現に向かわせる行為者の合理性についても異なる見解を持つ。

ブラットマンの場合、彼が自身の共有意図の理論の基礎と考えるのは、行為者の計画合理性である。これは、ブラットマンの意図の計画理論の核をなすアイデアとして知られる。それは、我々が計画を立て、必要な修正や調整を行いながら、それを実現していくことを可能にする実践的能力である。ブラットマンが、共有意図の成立に義務が本質的でないとする理由も、計画合理性に基づき共有意図を説明できると考えることによる。

それによれば、計画合理性を持つ行為者は、それぞれが（嘘や表面上ではない仕方）共通の目的を（「一緒に」の含意のない仕方）意図することで、それを実現させることを要求する合理的プレッシャーの下に置かれることになる。「このプレッシャーは自身の計画を一貫性と整合性のあるものにしたいという合理的な要求から引き出される。あなたに反応し、あなたと協調しなければならないという私への合理的なプレッシャーは、私自身の計画に組み込まれている」（Bratman 2014: 108）。このようにブラットマンは、個人の計画合理性から、共同行為を可能にするような規範的拘束力が生じると考える。それゆえ、計画合理性に依拠する限り、ギルバートの同意基準や義務基準を要請せずとも（そして義務の理解がいかなるものであったとしても）、各行為者による共同行為の実現が可能になると考えられるのである。

他方で、ギルバートは、ブラットマンの計画合理性と異なる合理性の理解を擁する。ギルバートによれば、我々が共同コミットメントにより規範的制約の下に置かれるのは、コミットメントの形成が、その内容を実現することの「理由」となるからである（Gilbert 2014:88）。こうした理由への注目も、共同コミットメントに特有のものではない。例えば、ある人が一人で買い物に行くことを決めた場合、その人はその決定に従って行為する理由を持つ。言い換えれば、人は他の条件が同じであれば、自身の決めたことを行うよう理由によって拘束されるのである。

これと同様に、共同コミットメントの場合も、それを形成した各人に関して、「共同コミットメントが充足されるか、共同で取り消されるか、あるいはその他の方法で共同で休息をとるまで、それに準拠して行為する十分な理由を当事者に与える」（*ibid.*）ことになる。さらに、各行為者は、コミットメントを破った場合、他の全ての当事者に対して共同コミットメントに違反したことへの責任を負うことになるし、各行為者は他の参加者の不履行について説明を求める立場に立つことになる。このように、ギルバートは、一旦なされたコミットメントが理由となって行為者を拘束することに基づき、共同コミットメントが共同行為を推進する規範的制約を導くと主張する。

ここまでのまとめ

このように見るとき、ギルバートとブラットマンの対立は、共有意図がいかにして行為者を行為へ動機づけるかに関する、規範的制約の理解に関するものだと分かる。選言基準、同意基準、義務基準へのブラットマンの不同意は、この点を反映したものである。ブラットマンの場合も、共同行為に従事する参加者が規範的に拘束されると考える点は、ギルバートと同様である。他方、ギルバートとの違いは、ブラットマンが、規範的制約が個人の計画合理性から導かれると考える点にある。

とはいえ、もしかすると両者の相違は、共同行為としてどのような事態を想定するかの違いと考えることもできるかもしれない。ブラットマンの共有意図は、控えめな社会性 (modest sociality) の名の下で、二人で壁にペンキを塗ることや散歩に行くこと、ダンスをすることなど、基本的に小規模の複数行為者間の行為を説明するものである (Bratman 2014:7)。それに対し、ギルバートの共同コミットメントは、それらの場面を含みながらより大規模な集団の活動をも包括的に説明しようとする。そのため、両者の相違は、共同行為で想定する事態の違いに収斂する。そう考えたくなるかもしれない。

しかし、ギルバートの議論は、少なくともブラットマンが想定する小規模な共同行為の説明も含むのだから、やはり両者の対立は存在するのである。さらに、両者の相違を、想定する事態の違いと片付けるだけでは、両者の議論の接合点が不明確なままである。つまり、どのような場面でブラットマンの共有意図が適切であり、どのような場面でギルバートの共同コミットメントが適切なかが分からない。この点が明確でなければ、どのような場合に、我々は「我々」として道徳的責任を負い、どのような場合に、我々の中の「それぞれ」として道徳的責任を負うのかも示せないだろう。

両者の違いを適切に説明するために、次節で推論主義を用いた検討を行う。

4 推論主義から見る共有意図

上で見た買い物例のように、言語使用は、共有意図の形成に必須とされるわけではないが、ごく当然のものとして事例に組み込まれる。推論主義は、そうした言語実践から、信念や意図など志向的状態の内容を説明する。以下で、推論主義を用いる場合に、共有意図がどのように理解されるかを見る。

4.1 推論主義と共同行為

推論的役割の分析

推論主義は文の推論的な役割の観点から、志向的状態の内容を説明する議論である。これは、問題となる共有意図、すなわち「我々が～する」と表現される意図の場合も同様である。共有意図の分析に当たっては、第5章で見た個人的な意図の分析(第5章1節)を参照することができる。

第5章で確認したのは、基本的に意図は、理由を与え求める実践で行為者が承認し帰属

させ合う実践的コミットメントとして説明されることだった。すなわち、行為者は、「私は～する」のような発話を通じて、表現された行為へのコミットメントを承認する。本節ではこの議論を拡張して、「我々が～する」という発話の分析を行う。以下では、ギルバートとブラットマンの議論に照らしながら、この発話の推論的な役割を特定する¹³⁴。

まず、「私」の語の役割を簡単に確認しておこう。実践的コミットメントは、前節で見たように、「しよう」「だろう」などの語を使用することで、発話者によって承認されたり、「すべき」のような語を使用することで、聞き手から帰属されたりする。このとき、そうした語の使用に「私」を加えることで、「私は～するだろう」のような、他の同一指示表現（発話者の名前や「彼女」などの代名詞）では代替不可能な、他でもない発話者自身による、コミットメントの承認を表現することが可能になる（Brandom 1994: 552-567）。

ここから、「我々が～する」という発話を考えてみよう。単純に考えれば、「私は～する」という発話により、発話者が行為へのコミットメントを承認するのであれば、「我々は～する」という発話の役割は、発話者を含む集団による、行為へのコミットメントを承認することと考えられる。

このように考えるとき、問題は、一人称単数形の指標詞「私」が一人称複数系の「我々」に置換されることで、どのような推論的役割の変化が生じるかである。実際には、以下で見るブラットマンの議論のように、必要な統語論的操作は主語を置換するに留まらないが、基本的には、このような「我々」の使用で生じる推論的役割の変化が指標となる。

この作業を行うため、推論主義による文の推論的な役割の特定を確認しておく。任意の文の推論的な役割は、その文をどのような文から導くことができるか、またその文からどのような文が帰結しあるいは両立不可能なものとして排除されるかを見ることで特定することができる。すなわち、問題の文に関する推論的な前提と帰結によって、その文の推論的な役割が決まるのである。

4.2 推論主義から見るブラットマンの共有意図

ブラットマンの共有意図を推論的役割から検討する。再びこの例から始めよう¹³⁵。

¹³⁴ 本稿の議論は、このように共有意図の内容が言語的に構成されるものとして議論を進める。このアプローチは、一緒に楽器を演奏することやダンスを踊ることなど、非言語的要素も含むような共同行為の分析に適さない。本稿の議論は、共同行為とされるもの全てを、推論主義で分析できると主張するものではない。他方で、企業活動のような、言語中心的で身体運動に依拠しない場面が多い共同行為では、このアプローチでこそ捉えられる側面もあるように思われる。共同行為の意図に関して、表面的な斉一性から深い共同性までを連続的に論じる議論に、トレフセン&デール(Tollefsen and Dale 2012)がある。

¹³⁵ 以下の議論は、共有意図のうち、発話を伴う先行意図の承認に焦点を当てている。サールが指摘するように、共有意図の分析がこのように先行意図の分析に偏っていることは否定できない(Searle 2010: 46 [69])。他方で、企業活動が問題の場合、発話に焦点を当てた先行意図の分析は、その点を差し引いても意義のあるものだと思われる。

CはAに今日の午後何をするつもりか聞いた。

AはBに向かってジェスチャーしながら、「我々は買い物に行くつもりだ」と答える。

Bはそれを聞いて「そうしよう」と答えた。

ブラットマンの議論から考えよう。「我々が～する」と表現される意図について、ブラットマンはこれを、各行為者による「我々が～する」と表現される意図の組み合わせから説明する。すなわち、各行為者の意図は「私は「我々が～する」ことを意図する」と表現される。さらに、各行為者の意図の内容にある「我々」は「一緒に」のような含意を持たないため、それは「私とあなた」や「我々のそれぞれ」のような各行為者の連言に置換可能である。上の例で言えば、ブラットマンの考える共有意図は、「私は「私とあなたが買い物に行く」ことを意図する」という発話によって構成される¹³⁶。

これを推論主義の視点から見れば、ブラットマンは、「我々が～する」という発話の推論的役割が、「私は「私とあなたが～する」ことを意図する」という発話のそれで尽きていると考えていることになる。

ここから、「私は「私とあなたが～する」ことを意図する」という発話の前提と帰結を考えることで、ブラットマン的な共有意図の役割を特定しよう。

まず、発話の前提についてである。どのような状態にある場合に、「私は「私とあなたが買い物に行く」ことを意図する」のような発話のエンタイトルメントが、発話者に帰属されているだろう。基本的に、AとBが知り合いであることや、行為の内容が二人の関係から見て適切であることなどが求められるだろう。境界事例を考えることは可能だと思われるが、ひとまず、このような基本的な状況にあるとき、発話者は「私は「私とあなたが～する」ことを意図する」のような発話を行うことができるとしよう。

このとき、上の例で見ると、発話の前提条件としては、関係者全員のコミットメントの表明は必要ないと思われる。もちろん、関係者全員が「私は「私とあなたが～すること」を意図する」のように、すでにコミットメントを表明しているのであれば、それを受けて相手も「私は「私とあなたが～する」ことを意図する」と発話するのは自然である。

しかし、そのような推論関係のあり方は、すでに同じ内容の発話に依存している。そのため、注目すべきは、そうした発話が最初になされる状況である。この点、ブラットマンが言うような「我々」の使用は、当事者間で未だ暗黙のままとなっているコミットメントを、一部の行為者の承認という形で、明示化する役割を持つと思われる。上の事例で言えば、AはBにジェスチャーをしながら「私は「私とあなたが買い物に行くこと」を意図する」と発話することで、それまでは明示的でなかったコミットメントを承認するのである。

このような、関係者のコミットメントの欠落した状況は、ギルバートの選言基準に相当するように思われる。ギルバートの共同コミットメントにあつては、当事者全員のコミットメ

¹³⁶ 形式的制約のために日常会話で使用されるとは想定し難い文になっているが、適宜自然な発話を想像して読んで欲しい。

ントの明示は必要ない。この点から、少なくとも「私は「私とあなたが～する」ことを意図する」のような発話は、その前提として選言基準と同様の状況を含むと考えられる。こうした使用は、複数行為者間でコミットメントが明らかでない時に役割を果たすのだから、それは単純な「私が～する」の発話にはない役割を持つとすることができるだろう。

もちろん、これはあくまで発話の推論的な前提に注目したものであり、「私は「私とあなたが～する」ことを意図する」という発話の帰結として、選言基準が維持されることを意味しない。むしろこの点を否定するのが、ブラットマンのギルバート批判の眼目の一つである。ここでは、少なくともブラットマンの共有意図が、その前提として単純な「私が～する」のような発話と異なる特徴を持つと指摘するに留めておく。さらなる問題は、この発話の帰結がいかなるものになるかである。

ブラットマンの共有意図の帰結

ブラットマンの共有意図は、各行為者が上記と同様の意図を、必要に応じた関連する仕方を持つことから構成される。上の例で言えば、まず、AとBがそれぞれ「私は「私とあなたが買い物に行くこと」を意図する」と発話する状況がそうである（Aが「我々は買い物に行くつもりだ」と言った後で、Bが「そうだね」と答えるような場面がそうだろう）。さらに、各行為者は相手の意図を考慮に入れながら、目的の達成に必要な仕方でも相互に関連するような仕方でも、上記の意図、つまり実践的コミットメントの承認を続ける。その上で、それぞれがこうした相互に関連した意図に関する正しい信念を持ち、かつそれが公然となっている場合に、共有意図が成立する。

この場合、承認された実践的コミットメントは、相手の行為をその内容に含みはするが、主語は「私」であり、あくまで発話者本人の目標（ブラットマンに言わせれば計画）ということではしかない。そのため、この仕方での実践的コミットメントの承認は、相手にその実現を確約するものではないし、相手もまたその実現を促す特別なエンタイトルメントを持つものでもない。ギルバートが、ブラットマンの共有意図は各行為者の私的な意図から構成されると指摘するように（Gilbert 2014: 122-3）、それぞれの「私は「私とあなたが買い物に行くこと」を意図する」というコミットメントの承認は、発話者本人の任意で解消したり変更できるように思われる。この点で、ブラットマンの共有意図は、その帰結としてギルバートのいう同意基準と義務基準を（両立不可能なものではないが）含意しない。

さらに、選言基準に対して、ブラットマンは、各行為者が実際に「私は「私とあなたが買い物に行くこと」を意図する」状態を要請する。発話の帰結の点から見れば、ブラットマンの共有意図の実践は、「私は「私とあなたが～すること」を意図する」ことの帰結として、各行為者の否定的態度を、両立不可能なものとして排除するものと言える¹³⁷。

¹³⁷ 推論主義から補足すると、各行為者が実際にそれぞれ当該の意図を持つ、すなわち実践的コミットメントを承認しているかどうかは、行為者本人の視点から一意に決まるものではない。各行為者のコミットメントやエンタイトルメントは、言語実践のスコアキーピングの点から評

以上をまとめると、ブラットマンの共有意図が示す実践は、推論主義から見て次のようになる。まず、共有意図を構成するのは、各行為者による「我々（我々のそれぞれ）が～する」という実践的コミットメントの承認である。この承認の適切な前提には、関係者のコミットメントが明示的でない状態があげられる。さらに、共有意図の実現は、上記の実践的コミットメントが、相手の実践的コミットメントを考慮し必要な手段を講じるなど、適切な仕方で引き続き承認されることからなる。各行為者がそのように行為するのは、互いに引き続く発話や行為を評価する中で、それぞれが適切とされる実践を行うよう計画合理性に基づき規範的に要請されるからである。この実践は、その帰結として義務基準、同意基準を含意せず、また選言基準については、これを両立不可能なものとして排除する。

4.3 推論主義から見る共同コミットメント

このようにブラットマンの共有意図を整理するとき、問題は、「我々が～する」の発話の推論的役割が、上記の実践で尽きているかどうかである。ギルバートの共同コミットメントを同様に発話の推論的役割から考えることで、この点を明らかにしよう。これにより、推論主義から見たギルバートとブラットマンの対立点が、明確に示されるはずである。

ブラットマンと対照的に、ギルバートは「我々が～する」と表現される意図を、文字通り「我々」のものとして考える。したがって、ギルバートの考える共有意図は、「我々が～する」の発話による実践的コミットメントの承認と考えられる。この発話の前提と帰結の点から、その特徴を確認する。再び上の例から引こう。

CはAに今日の午後何をするつもりか聞いた。

AはBに向かってジェスチャーしながら、「我々は買い物に行くつもりだ」と答える。

Bはそれを聞いて「そうしよう」と答えた。

まず、Aの発話の前提から見よう。この例で、Aの「我々は買い物に行く」という発話は、ブラットマンの場合と同様、選言基準を充たす形でなされることで、その役割を果たすと思われる。すなわち、AとBの買い物へのコミットメントが明示的でない状況でこそ、それ

働される。上の例で言えば、AとBは互いに、それぞれが承認した「私とあなたが買い物に行く」という実践的コミットメントに照らして、その実現に向けた適切な発話や行為が行われているかを評価する。この点で、二人が当該のコミットメントを引き続き承認していると言えるのは、スコアキーピングの点から見て適切な実践がなされている場合となる。加えて、このように見る場合、各行為者の「私とあなたが～する」という実践的コミットメントの実現は、ブラットマンのいう計画合理性の合理的プレッシャーに言及せずとも、言語実践の適切さの要請として理解できるように見える。すなわち、各行為者は互いの実践を適切さの観点から常に評価しており、それぞれが承認した「私とあなたが～すること」を理由として、その実現を規範的に要請される。そうであれば、そうした要請が同意基準や義務基準ほど強く相手を拘束するとは言えなくとも、少なくとも行為者間の規範的要請として、各行為者は承認した「私とあなたが～すること」の実現に向かわされると言えるのではないだろうか。

を承認することに意味がある。他方で、ブラットマンの場合は、その承認があくまで「私」を使用して行われるのに対し、ギルバートは、それが個別ばらばらではない「我々」として行なわれると主張する。その帰結はいかなるものになるだろう。

上の例で、Aの発話に続く、Bの「そうしよう」は、Bが同様に「我々は買い物に行く」と表明したものと考えられる。ギルバートによれば、このように、各行為者が互いに共同で行為するよう意図することの準備を表明するとき、共同コミットメントが成立する。推論主義から見れば、これは、二人による「我々が～する」という実践的コミットメントの承認と考えられる。

このとき、互いのコミットメントの承認を受けて、AとBは互いに「相手は買い物へ行くべきだ」のような、三人称的コミットメントを帰属させるかもしれない。ブラットマンの共有意図と異なり、この場合の「我々」は「一緒に」や「共同で」のような含意を持つからである。また、このコミットメントは、二人にとって一緒に買い物に行く理由となるし、そのため二人は、互いに相手が一緒に買い物に行くことを正当に期待できると思われる。加えて、二人は相手が行為しなかった場合に、その理由を尋ねるエンタイトルメントを帰属させ合っているだろう。

このとき、AとBは、もし承認したコミットメントを変更したり解除したりしたければ、相手の同意を得る必要があるように思われる。すなわち、一度は「我々」として承認したコミットメントから離脱するエンタイトルメントを、相手から帰属されることが求められる。このように見ると、AとBによる共同の行為へのコミットメントの承認は、ギルバートのいう義務基準と同意基準に相当する規範的制約を帰結するように思われる。すなわち、双方は単に私的に意図を表明した場合と異なり、承認したコミットメントの内容を実行する義務を負い、そこから抜けるために相手の同意を必要とすることになる。さらに、もし同意なくコミットメントから離脱すれば、相手はそれを非難するエンタイトルメントを持つことにもなる。こうした規範的制約は、ブラットマンの共有意図の場合よりも明確に、行為者のコミットメントとエンタイトルメントのあり方を特徴づけるだろう。

選言基準と「我々」

では、選言基準はどのように理解されるだろう。ブラットマンの共有意図は、実践的コミットメントの承認の帰結として、選言基準を両立不可能なものとして排除するものであった。これに照らしていえば、ギルバートの共同コミットメントは、選言基準を帰結として許容するものと言える。

このような実践を特徴づけるには、「我々が～する」という実践的コミットメントの承認が、各行為者の否定的態度を推論的帰結として許容する事例を考えればよい。別の言い方をすると、発話の役割の観点から見て、「我々」の使用が選言基準を帰結として許容する場面を示すことができれば、共同コミットメントはブラットマンの共有意図にない共同行為の特徴を捉えていることになる。

買い物の例に戻ろう。上の事例でブラットマンが問題にしていたのは、A と B が共に「我々が〜する」と表明しながら、他方が嘘をついている場合である。確かに、共同行為の参加者の誰かが嘘をついているなら、共有意図は成立しないと考えるのに十分に見える。ギルバートはこうした場合でも共同コミットメントは成立すると考える。だが、ここでは別の仕方でも考えてみたい。すなわち、この事例で、実は B が買い物に乗り気でなく、A に合わせる形で一緒に出かけていたという場合を考えてみよう¹³⁸。

本来なら望んでいない行為を集団において渋々実行することは、しばしば共同行為の特徴として取りあげられる事態である(柏端 2007)。上の例の場合、B は結局のところ行きたくないと言いながら、実際は買い物に行くことを意図していたのだ。そう言いたくなるかもしれない。これを推論主義的に特徴づけるなら、A が B に対して、「買い物に行きたい」という実践的コミットメントを帰属させながら、B 自身は、「買い物に行きたくない」という実践的コミットメントを承認している場面だろう。このとき、B の実践的コミットメントは一人称的と三人称の視点で食い違うものとなっている。このような食い違いは、何らかの仕方で解消されなくてはならないと考えられるかもしれない。

しかし、この場面で、B がなお自身は買い物に行く意図はなかったと言いたい場合、次のように言うことも可能だろう。すなわち「私は買い物に行きたくなかった。しかし「我々」はそのようにした」。

この言明に対し、なお次のように言うことができるかもしれない。すなわち、B が持っているのは「買い物に行きたくない」という欲求であり、その上で一緒に買い物へ行く意図を持っているに過ぎない、したがって、B が「私は買い物に行きたくない」という意図を承認しているとまでは言えない。言い換えれば、B の実践的コミットメントと言えるものは、やはり「我々は買い物に出かける」というもので尽きているというわけである。確かに、買い物に行く事例のような、実践的コミットメントの承認からその実現までの期間が相対的に短く、かつ行為の形式も比較的単純に見える事例では、そのような疑念は拭えないかもしれない。

しかし、問題が企業活動における長期的で複雑な計画や判断である場合、「私」と「我々」の実践的コミットメントに関して、行為者が相反する内容を承認していると評価することが自然な場合もある。例えば、チャレンジャー号事故で、爆発の原因となるロケットブースターの開発技術者だったロジャー・ボジョリーは、最後まで問題のあるシャトルの打ち上げに反対しながら、会社(モートン・サイアコル社)の一員としてシャトルの打ち上げに関わった。この場合、ボジョリーが明示的な仕方で「私はシャトルの打ち上げに反対だ」という実践的コミットメントを承認したと考える(また、そのような実践的コミットメントをボジョリーに帰属させる)ことは理に適っている。反対に、それを単なる欲求として評価することは理に適っていない。さらに、その上でボジョリーは、会社の一員として最終的にシャトルの打ち上げを迎えている。そうであれば、ボジョリーが「私は反対だったが、我々はその

¹³⁸ このような例は、例えばギルバート (Gilbert 2014: 103) にある。

ようにした」のように自身の実践的コミットメントを述べるのは自然である¹³⁹。実際、ボジョリーは打ち上げの決定の後にこう述べたとされる。「打ち上げてもオーケーだという主張に、私個人としては同意できない」(Boisjoly et al. 1989: 223 [245])。このように、長期的で複雑な過程を経てなされる組織的な経営判断において、社員が正に「私」と「我々」で相反する実践的コミットメントを承認していると評価することが合理的な場面がある。

このように見れば、「我々」の語の使用の固有の特徴は、行為者の「私」を用いた否定的な態度の表明を、「我々が～する」という実践的コミットメントの承認と矛盾しない形で許容する点にあると言うことができる¹⁴⁰。別の言い方をすれば、こうした場面で「私」は、行為者が集団の一員として承認したコミットメントと両立不可能なコミットメントを、修正することなく表現することを可能にする。

ギルバートが選言基準で説明しようとした事態は、推論主義の視点から見るとこのように理解することができる。ブラットマンと対比すると、ブラットマンの共有意図の実践が、「我々(我々のそれぞれ)」の推論的帰結として個人の意図の連言のみを許容するのに対し、ギルバートの共同コミットメントの実践は、「我々」の推論的帰結として個人の意図の選言も許容する。この違いは、「我々」を「私」に置換可能な表現と考えるブラットマンと、「我々」には「私」に置換できない固有の役割があると考えるギルバートの違いを反映している。

このように見る限り、両者の提示する実践は、互いに排除し合うものではない。むしろ、共同行為の異なる側面を捉えていると考えるのが適切である。その中でも、ギルバートの議論は、「我々」という語に固有の役割を認めることで、同意基準や義務基準に見る行為者間の規範的制約が生じること、それと関連して行為者が「私」と「我々」で異なる態度を両立させ得ることを示している。これは、ブラットマンの議論では捉えられない、共同行為の特殊な一面と言える。

5 共同行為論から見る企業活動

ここまでの議論を踏まえて、共同行為論から見る場合の企業活動を考える。その上で、道

¹³⁹ 第8章でも再び取りあげるが、ここで想定するボジョリーの関与は、チャレンジャー号打ち上げを支持した4人の経営陣による最終決定への関与でなく、それを通じて遂行された、チャレンジャー号打ち上げを支持するNASAへの勧告への関与である。本稿は、ボジョリーは4人の経営陣による最終決定から排除されていたが、それでもなおサイアコル社による打ち上げの勧告に関して、自らをその共同行為の一員として理解していたと考える。つまり、ボジョリーは、個人的には明確に反対の立場を示していたが、それでもなお、サイアコル社の一員として、チャレンジャー号打ち上げを支持する勧告に関する、「我々」としての実践的コミットメントを承認した。そのように考えなくては、ボジョリーが事故後に行った、大統領事故調査委員会への内部告発を説明できないと思われる。ボジョリーは、自身のキャリアを危険に晒し、サイアコル社が主要な雇用主である街に住み続けたいはずにもかかわらず、委員会に文書を提供した(Whitbeck 2011: 149)。そのようなボジョリーの行為は、ボジョリーが自身をサイアコル社の勧告行為の一員と理解していたと考えるのであれば、説明が困難である。

¹⁴⁰ 柏端も、共同行為の参加者が「私」と「我々」で異なる態度をとることは論理的に可能と指摘する(柏端 2007: 162)。

徳的責任の問題がどのように理解されるかを確認する。ブラットマンとギルバート、それぞれの議論に応じて、企業活動に関して二通りの類型を見ることができる。

5.1 ブラットマンモデルの企業活動

まず、ブラットマンの議論から見れば、企業活動は、構成員の私的な実践的コミットメントの連言を通じて遂行される共同行為である。すなわち、仮に企業それ自体に実践的コミットメントを認め、それに基づく行為記述を行うとしても、当該の実践的コミットメントは、企業内の個人の実践的コミットメントの連言に置換可能である。この場合、企業活動の道徳的責任は、関わった全ての個人に対して、その関与の程度に応じて帰属される。企業の道徳的行為者性を否定する論者は、実際にこのモデルを支持する(Rönnegard 2015: 82)。この点から見れば、少なくとも、企業の道徳的行為者性を否定する論者が言うような、企業内の個人に道徳的責任を分配し得る企業活動があることは、論理的に見て否定されるものではない。

しかし、こうした個人主義的なモデルで、全ての企業活動を説明できるかには疑問がある。ブラットマンの議論は、論理的には対象となる企業の大きさに上限を持たないだろうが、経験的には、ある程度の大きさを備えた企業活動を扱うことはできないように思われる。例えば、組織研究では、組織の規模がその構造にとって重要な要因とされる(Kimberly 1976)。サイズが小さな組織は、環境の変化を機敏にとらえ迅速に対応できる、コミュニケーションの伝達効率的に都合がよいなどの特徴を持つ(桑田 and 田尾 2010: 147)。小規模な組織は、各人の明示的な関与を前提し、それらが状況に応じる仕方で柔軟に反応し合うことを論じるブラットマンの議論と親和的に見える。また、ブラットマン自身が、自身の議論は小規模の社会性を念頭に置くものだと言明している。これらの点から言えば、ブラットマンの議論がとらえる企業活動は、小規模な組織のサイズに留まると考えるのが自然である¹⁴¹。

このように見れば、ブラットマンの議論は、小規模の企業、あるいは特定の部局や少人数のチームの行為を説明するのに適していると言える。他方で、このモデルで大規模な企業活動を網羅的に説明するのは困難だと思われる。企業活動の実践的コミットメントを個人の私的な実践的コミットメントの連言に置換可能だと自然な仕方で考えられるのも、ブラットマンの議論が適用できる限りにおいてのことである(注意しておく、この点は、ブラットマンの議論の貢献を損なうものではない)。

5.2 ギルバートモデルの企業活動

次に、ギルバートの議論から見ると企業活動は、構成員の「我々」としての実践的コミットメントの連言を通じて遂行される共同行為である。「我々」としての実践的コミットメントは、各人の私的な実践的コミットメントと異なり、目標の実現に適切な仕方で行為するこ

¹⁴¹ 例えば、奥村(2006)は、責任の所在を明確にできる企業の規模の上限は、120人程度までではないかと指摘する。

とや、勝手に離脱しないことなどの規範的制約を帰結する。さらにこのとき、構成員は、「我々」として実践的コミットメントを承認すると同時に、それと両立不可能な内容を持つ私的な実践的コミットメントを承認する場合もある。

ギルバートの議論は、ブラットマンの議論より、広範な企業活動を説明するのに適している。というのも、「私」と「我々」のコミットメントが乖離する話面を包摂するギルバートの議論は、大規模組織の中で、参加者が全体の行為に関して無知であったり、否定的な態度を持ったり、無関心であったり、また積極的に関与したりする場合まで、多様な仕方で組織の目標の実現に関わる状況を首尾よく説明できるからである。そうした構成員の多様な関与は、大規模な企業活動を遂行するために論理的に必然とは言えないまでも、経験的には避け難いだろう。小規模な組織の構成員は、互いに顔を見知っている中で、上述のように環境に応じた機敏な対応をとったり、効率的なコミュニケーションをとったりすることができる。他方で、組織は一般に、規模が大きくなるにつれ官僚制化が進むと言われる(桑田 and 田尾 2010: 147-9)。その中で、構成員は顔を見知った関係ではなくなり、権限の行使が定式化され、経営幹部に権限が集中するのに逆比例して、誰が何をしているか把握しにくくなる。そうした組織では、場合によって構成員は分業化された自身の役割を遂行するだけで、全体の目標に無知とか無関心であるとかの仕方で、多様な「私」としての実践的コミットメントを承認する。あるいは、上述のチャレンジャー号爆発事故のボジョリーのように、明示的に反対の態度を続ける構成員がいる中で、経営上の判断がなされることもある。ギルバートの議論は、これら多様な構成員の関与を共同コミットメントの概念に包摂する。この点で、ギルバートの議論は、大規模で複雑な企業活動の多様な局面を適切に説明する議論だと考えられる。

5.3 ギルバートモデルにおける道徳的責任の問題

しかし、ギルバートの議論から見る場合、企業活動の道徳的責任は、ブラットマンの場合のように、簡単に答えることができない。その答えは、以下で見るように次章に持ち越さざるを得ないが、本章の最後に、残される問題を確認しておく。

本章の冒頭で確認した問題は、企業それ自体の実践的コミットメントは、いかなる条件で経営陣や従業員の実践的コミットメントとして理解することができるか（あるいはできないか）というものであった。

ギルバートの議論では、企業内の個人が「我々」としての実践的コミットメントをそれぞれ承認するとき、共同コミットメントが成立する。さらにその時点で、企業それ自体の実践的コミットメントが成立する。すなわち、各人の「我々」としての実践的コミットメントの連言から、企業それ自体の実践的コミットメントが帰結する。すでに確認したように（本章第2.3節）、推論主義を擁する本稿の議論で、企業それ自体の実践的コミットメントが認められるのは、企業が推論主義的な言語実践の参加者である場合である。ギルバートの議論はこの点で不十分なものと言わざるを得ない。他方で、これもすでに言及したように、ギルバ

ートの議論を推論主義的な行為者性の条件を充たすものと補完的に考えるなら、共同コミットメントの成立を通じて遂行される企業活動で、企業それ自体が規範的な言語実践の参加者として認められる場合、企業それ自体の実践的コミットメントが認められる。

ところで、ギルバートが論じる「我々」としての実践的コミットメントは、その内容と両立不可能な内容を持つ「私」としての実践的コミットメントを帰結し得るのであった。具体的には、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかない」のような実践的コミットメントが、我々としての実践的コミットメントから帰結し得る。

この点、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかない」という実践的コミットメントは、企業それ自体の実践的コミットメントからは帰結しない。企業それ自体は単独の行為者であり、その実践的コミットメントから、「我々」と「私」の乖離する実践的コミットメントが帰結するとは考えられない。

したがって、企業それ自体の実践的コミットメントは、それを構成する参加者が、企業活動の内容（「我々」としての実践的コミットメント）に対して、私的には否定的な実践的コミットメントを承認する場合、参加者の実践的コミットメントとして理解することができない（以下で見る、ワンマン経営の企業のような場合を除く）。

「我々」と「私」の関係

しかし、「我々」としての実践的コミットメントは、「我々」と「私」が乖離するものから一致するものまで様々な内容があり得るから、共同コミットメントの成立だけをもって、全ての共同コミットメントが「我々」と「私」の乖離した実践的コミットメントを帰結するわけではない。つまり、「我々」と「私」で同一の内容を持つ実践的コミットメントを承認する構成員がいる場合、企業それ自体の実践的コミットメントは、その構成員の実践的コミットメントとしてなお理解することが可能である。

再び、ワンマン経営の企業を思い出そう。ワンマン経営の企業の実践的コミットメントもまた、ギルバートに従うならば、構成員の「我々」としての実践的コミットメントの連言によって成立する。このとき、構成員の実践的コミットメントには、「我々」と「私」が乖離するものから一致するものまで様々なものがある。ここで仮に、ワンマン経営者以外の構成員の全てが、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかない」という「我々」と「私」が乖離する実践的コミットメントを承認し、経営者だけが、「我々」としても「私」としても企業活動に前向きな実践的コミットメントを承認している場合、経営者の「我々」としての実践的コミットメントは、経営者の私的な実践的コミットメントとして理解することができるだろう。例えば、経営者が「我々は是々のサービスを開始する」のように、「我々」としての実践的コミットメントを承認するとしよう。さらにこのとき、構成員は会社の一員としてそれに従いながら（「我々」としての実践的コミットメントの承認）、同時に「個人的にはやりたくない」という私的な実践的コミットメントを承認するとしよう（「我々」と「私」の乖離）。しかしここでさらに、経営者だけは、「個人的にもやりたい」

という私的な実践的コミットメントをなお承認するでしょう。このとき、「我々は是々のサービスを開始する」における「我々」としての実践的コミットメントは、経営者による「私」としての実践的コミットメントとして理解するのが適切だと思われる。つまり、この企業の「我々」としての実践的コミットメントは、経営者の私的な実践的コミットメントとして理解することができ、他の構成員は、それに従っているだけというわけである。

実際、企業の活動方針や具体的な活動内容を「我々」として表現することができるエンタイトルメントを持つのは、基本的には経営者である。ギルバートの議論に照らすならば、経営者の「我々」としての実践的コミットメントの表明（承認）があった場合、それに対して構成員が明示的な反対の表明を行わないことでも、共同コミットメントは成立する。そして、ここでの議論のように、共同コミットメントを通じて成立する企業の実践的コミットメントを、経営者の私的な実践的コミットメントとして理解することができるのであれば、その企業活動で問題が生じた場合、最初に考えるべきは、経営者に対する道徳的責任の帰属ということになるだろう¹⁴²。

このように見るならば、企業の道徳的行為者性で焦点を当てるべき場面は、企業内の全員が、問題の活動で「我々」と「私」が乖離した実践的コミットメントを承認する場面である。その場合、企業それ自体の実践的コミットメントは、企業内の誰の実践的コミットメントとしても理解することができない。そうであれば、企業それ自体の実践的コミットメントは企業それ自体のものとして捉える他はなく、その実践的コミットメントに基づく行為の道徳的責任は、企業それ自体に帰属される他はない。そのように考えることができる。

次章の課題

しかし、ここからが次章の課題となるが、この議論には次の問題がある。一つ目に、この議論は、要するに企業の活動方針に関して、企業内の誰もが「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と言い得る状況であった場合に、個人を免責して企業に道徳的責任を帰属させることを主張するものである。しかし、企業事故や不祥事では、そうした状況を招いた組織運営にこそ、経営陣は道徳的責任を問われるべきではないか。そのような批判が可能である。

二つ目に、問題ある企業活動に関わった個人が全て、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と述べたとしても、当事者は問題の企業活動に反対すべきだったのではないか。そのような批判が可能である。

ここでの問題意識をまとめれば、企業の構成員の全員が、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」という実践的コミットメントを承認したことをもって、直ちに全員の免責を主張することが妥当なのか。この点が問題である。

「個人的には反対だった」。そのような発話がなされる場面の道徳的責任は、従来から集団の道徳的責任をめぐる主たる論点である。

¹⁴² このような場合、残りの構成員の道徳的責任をどのように考えるかは、第8章で論じる。

例えば、大庭(2005)は、集団責任と個人責任を扱った論考の中で、個人が集団の歯車として自身の役割に甘んじていく様子を次のように述べる。

集団の規模が大きくなって、内部が複雑に文化して、集団全体の意思決定の回路が硬直してくると、末端のメンバーのあいだでは、「個人は、しょせん組織の歯車にすぎない。個人が何をつぶやいたって、この集団の仕組みは変わりはない…」という無力感も強くなってくる (ibid. 133)。

企業の道徳的行為者性をめぐる議論でも、同様の問題は提起される。例えば、ガレット (Garrett 1989)は、企業の問題ある決定に個人が従属してしまう状況を「意志の弱さ」の問題として考察する。第2章で見たラッドは、個人が組織の目標を自身のそれと切り離して志向する中で、没个性的になると論じる。フレンチは、現代社会で個人が交換可能な存在だと論じる(French 1995:17)。ミッチェルは、企業の構成員は、「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、従業員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」(Mitchell 2001: 44 [51]) 存在だと論じる。個人が企業内で協調的、従属的、あるいは没个性的な仕方に関わることは、従来から指摘される事態である¹⁴³。このような場合に、果たして個人は免責されるべきだろうか。次章でこの点を検討する。

¹⁴³ 組織研究では、サイモンの組織同一化の概念から発展した組織コミットメントに関する研究がある。その中で、個人が組織に留まり続ける要因に、功利的 (例えば金銭的な理由)、感情的 (例えば組織への愛着)、規範的要因 (例えば組織に従う義務) があるとされる(服部 2020)。

第8章 個人責任の所在

本章では、前章で論じたギルバートの共同コミットメントを念頭に、引き続き個人責任と企業責任の関係を検討する。前章の最後で見たように、企業内の全員が「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」のような実践的コミットメントを承認する場合、個人責任をどのように考えるべきかに焦点を当てる。

1 意見集約のジレンマ

1.1 リスト&ペティットの共同行為論

この目的のため、ブラットマン、ギルバートと並んで共同行為論を代表する、リスト&ペティットの議論を参照する。以下で見るように、リスト&ペティットの議論を用いることで、企業内の全員が「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」という実践的コミットメントを承認する場面を、形式的に特定することができる¹⁴⁴。

個人として反対、集団として賛成：推論的ジレンマ

リスト&ペティットの議論の特徴は、推論的ジレンマ (discursive dilemma) と呼ばれる集団の意見集約の手続きで生じるジレンマに注目し、企業をはじめとする特定の集団の道徳的行為者性を正当化する点にある。このジレンマは次のように提示される¹⁴⁵。まず、作業場の安全確保の費用のために、賃金の減額に同意するか否かを決定しなければならない工場の職員について考える。職員達はこの問題を考えるに当たり、次の三点を考慮する。

- (1) 現在の作業条件下で深刻な危険が存在するか？
- (2) 予定されている改善手段は効果的か？
- (3) 賃金の減額は妥当な額か？

¹⁴⁴ リスト&ペティットの議論を、前章の共同行為をめぐる議論から整理しておく。まず、共同行為に従事する個人の意図に関しては、リスト&ペティットは、ブラットマンの共有意図を支持する(List and Pettit 2011:33)。次に、共同行為の主体としての集団的な行為者に関しては、以下で見る意見集約のジレンマを用いて独自の正当化を行う。関連して、前章でブラットマンは、共同行為の主体となる集団的な行為者を認めないと論じたが、ブラットマンは2017年の論文で、リスト&ペティットの議論で言われるような意見集約の手続きを通じて、集団（企業）が道徳的責任の主体となり得ると論じるに至っている(Bratman 2017)。

¹⁴⁵ ここでは、ペティット(Pettit 2003)によるジレンマの例を参照する。レンネガード(Rönnegard 2013, 2015)、レンネガード&ヴェラスキーズ(Rönnegard & Velasquez 2017)の批判が、この例に対して提起されるからである。推論的ジレンマは法学の doctrinal paradox と呼ばれるパラドクスを一般化したものとされる(Pettit 2003: 170)。ここで取りあげるジレンマは、前提が結論を論理的に導く形になっていないが、リスト&ペティットの議論では、そのような形を持つものも提示される。ジレンマの種類の全体は、リスト&ペティット(List and Pettit 2011: Ch.2)を参照。

次に、集団が A、B、C の 3 人から構成されている時、次のような二つの意思決定手続きを考える。一つ目は結果重視アプローチ (conclusion-centered approach) である。この手続きでは、参加者は三つの前提(1)(2)(3)それぞれについて態度を決め、さらに賃金の減額に同意するか否かを決定する¹⁴⁶。この手続きでは、賃金の減額についての各自の判断 (表 1 の右列) の多数派が最終判断となる。つまり、この事例で賃金の減額に対する各自の判断はいずれも No なので、投票結果 (表 1 の ? 部分) も No となる。結果重視アプローチで考える場合、3 人の最終判断は賃金の減額を拒否するものとなる。

二つ目の手続きは、前提重視アプローチ (premise-centered approach) と呼ばれる。この場合も、参加者は三つの前提(1)(2)(3)それぞれについて態度を決め、さらに賃金の減額に同意するか否かを決定する。前提重視アプローチでは、個々の前提(1)(2)(3)の多数意見 (それぞれ(1)(2)(3)の一番下段) に注目し、その多数意見から最終判断 (表の ?) を導く。つまり、三つの前提 (1)(2)(3)に対する各自の態度の多数派は、(1)Yes、(2)Yes、(3)Yes であるから、最終判断は、多数意見である Yes となる。つまり、前提重視アプローチでは、個別の前提の多数派から最終判断を導くため、3 人の最終判断は、賃金の減額に同意するものとなる。

表 1

	(1)深刻な危険	(2)効果的な手段	(3)妥当な金額	賃金の減額
参加者 1	Yes	No	Yes	No
参加者 2	No	Yes	Yes	No
参加者 3	Yes	Yes	No	No
多数派	Yes	Yes	Yes	?

二つの意思決定手続きが与えられ、かつ集団が前提重視アプローチを採用する場合、結果重視アプローチの場合なら賃金の減額は拒否されることになるにもかかわらず、集団は賃金の減額に同意するという状況が発生し得る。すなわち、各メンバーは個人的には賃金の減額に反対であるにもかかわらず、集団としては減額を受け入れることになる (逆もまた然りである)。

このように、集団として共通の目標を定めながら、構成員がいずれも個人的にその目標に反対する状況は、前章で見た、それぞれが我々としての実践的コミットメントを承認しながら、私的にはそれを支持しない実践的コミットメントを承認する状況に相当するものと考えられる。つまり、この事例で前提重視アプローチを採用する場合、個別の全体的な判断は

¹⁴⁶ 意思決定の参加者の態度は、判断と選好のどちらかであり、両方であることはないと言われる (List & Petti 2011: 48)。判断の場合、命題「p」に対する個人の態度が肯定的であることは、その個人が p と判断していることを意味し、否定的であることは、その個人が p と判断していないことを意味する。選考の場合、「p」に対する個人の態度が肯定的であることは、その個人が p を選好することを意味し、否定的であることは、その個人が p を選好しないことを意味する。

賃金の減額に不同意であるにもかかわらず、最終的な集団の決定は減額に同意するものとなるため、3人は「我々」として賃金の減額に同意する実践的コミットメントを承認する一方で、同時に「私」としてはそれに反対する実践的コミットメントを承認する、そのように言うことができる。この場面は、共同行為の参加者が、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張し得る場面を形式的に特定するものである。このような手続きを経て共同行為が遂行された場合、参加者は私的には反対していたことを理由に、免責を主張することができるかもしれない。

問題ある意思決定を選択したことの責任

しかし、レンネガードは、たとえ集団と個人の判断に乖離が生じる場面があるとしても、その道徳的責任は、問題ある結果を招くような手続きを選択した個人にあると主張する(Rönnegard 2013:94)。前章の最後で見た一つ目の問題点は、この点に相当する。すなわち、企業の構成員がいずれも、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」のように主張する場合（特に本章で見る意見集約のジレンマのような場合）、企業それ自体に道徳的責任を帰属させることが正当化されるように思われるかもしれないが、むしろ道徳的責任は、そうした意思決定が生じ得る意見集約手続きを用いた個人に問われるべきではないか、という問題である。

すでに見たように、レンネガードは、心理主義に基づき企業の道徳的行為者性を否定する（第4章3.2節）。他方で、意見集約のジレンマに対するここでの批判は、心理主義を取り下げた後でもなお有効である。心理主義を否定する推論主義を採用してもなお、問題を次のように提示することができる。すなわち、意思決定に関わった企業の構成員が全て、私的には反対、我々（企業）として賛成という実践的コミットメントを承認する場合があるとしても、そのような意思決定手続きの選択自体が、当該の意思決定手続きに基づき企業の方針を決めるという実践的コミットメントの共同の承認であり、この点にこそ個人は道徳的責任を問われることになる¹⁴⁸。

1.2 集団レベルの合理性

改めてレンネガードの主張を確認すると、参加者と集団の決定が乖離した結果が特定の意見集約手続きから帰結することに関して、当該の手続きを選択した道徳的責任を個人に帰属させるというものであった。しかし、リスト&ペティットによれば、こうした手続は問題ある恣意的なものというより、集団の決定に合理性を持たせるための最善ではないが最低限の条件を充たすもってもらいものである。

¹⁴⁸ 補足として、こうした場合に、レンネガードが道徳的責任の帰属をどのように考えるかを承認する(Rönnegard 2015:67)。レンネガードによれば、不正や事故で道徳的責任の帰属先となる個人が特定できない場合、それが特定できるまで、道徳的責任の帰属を差し控えるべきである。レンネガードに言わせれば、企業に道徳的責任を帰属したいという願望は、いわば現実の企業組織の中身が複雑で不透明であるがゆえに生じるものである。

合理的で一貫性のある集団

まず、企業や政府、司法や各種の委員会などが、集団レベルで合理性や一貫性を示すことは、その集団・組織が社会的存在として活動するための条件である。このことを確認するため、集団レベルの合理性が損なわれる事例を見てみよう。

例として、気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）のような、特定の問題に関して提言を行わなければならない専門家からなる意思決定集団を考える(List & Pettit 2011 : 45)。この集団は、次のような命題（およびその否定）に対する判断を行わなくてはならない。

- (1) 化石燃料からの世界の二酸化炭素排出量は、年間6500万トン以上である（命題「p」）。
- (2) 世界の二酸化炭素排出量がこの基準値を超えている場合、今後30年間で世界の気温は少なくとも1.5°C上昇する（命題「if p then q」）。
- (3) 世界の気温は、今後30年間で少なくとも1.5°C上昇する（命題「q」）。

表2

	(1)排出量は基準値以上か？	(2)もし排出量が基準値以上なら、気温は上昇するか？	(3)気温は上昇するか？
専門家1	True	True	True
専門家2	True	False	False
専門家3	False	True	False
多数派	True	True	False

このとき、仮に専門家の判断が表2のように、各命題（p、q、if p then q）の組み合わせに関して、いずれも論理的な推論関係として矛盾のない判断を行っているとする。専門家1の判断は、p、if p then q、qのいずれも支持している。専門家2は、pを支持するが、if p then qを支持しないため、qを支持しない。専門家3は、if p then qを支持するがpを支持しないため、qを支持しない。

しかし、これら各命題に対する集団の判断を多数決で決める場合、集団は、p、if p then qを支持しながら、qを支持しないという、矛盾した判断を示す。これはすなわち、相互に関連した命題に関する各専門家の判断が、それぞれの個人レベルで合理的であるにもかかわらず、集団レベルで矛盾したものになることを意味する。

専門家集団の最終的な判断が、このように各命題のレベルで矛盾するものであることは、その信用を失わせるに十分である。このことは、認知的に高度な水準の意思決定を行う他の集団、例えば企業、司法委員会、立法府など様々な組織にも言える。つまり、集団のうち特定のものは、その判断に関して合理的であり、一貫性を示すことが要請される。

以下の議論の結論を先に述べておく。上述の前提重視アプローチや結論重視アプローチなど、各命題に対して優先的な重み付けをもたせる手続きは、集団レベルの判断に合理性や一貫性を保持させるための、最善ではないが最も望ましい意見集約の方法となる。そのため、こうした手続きを受け入れたことをもって、そこから帰結する集団レベルの判断の道徳的責任を、集約手続きを選択した個人に帰属させるというレンネガードの主張は、もっともらしいものではなくなる¹⁴⁹。

なぜ、集団内の個人に道徳的責任を帰属させることが可能な集約方法より、参加者と集団の決定に乖離を生じさせる可能性のある、前提重視や結論重視の手続きが望ましいと言えるのか、リスト&ペティットの議論を確認しよう。

1.3 集約関数と不可能性定理

まず、以下では集約手続きを、前提となる命題を入力とし、集団の判断を出力とする集約関数として議論を進める。集団レベルの判断の合理性と一貫性を実現する集約手続きの検討は、望ましい集約関数を検討する作業となる。

リスト&ペティットは、合理的で一貫性のある集団レベルの判断を出力する集約関数の最小限の条件として、次の四つをあげる (List & Pettit 2011: 49)。

(1) 普遍的ドメイン (universal domain) : 集約関数は、問題となる命題に対する個人の態度のあらゆる可能な組み合わせを入力として認める。もし、個人の態度の組み合わせのうち特定のものを制限する場合、得られる集約関数は、当然ながらそれら特定の命題の組み合わせにしか適用できないものとなる。

(2) 集合的合理性(collective rationality) : 集約関数は、問題となる命題に対して一貫性のある出力を生成する。上記の気候変動パネルの例で見たように、出力される集団の判断が前提となる命題の組み合わせにおいて矛盾することは、集団の合理性を損なわせる。

(3) 匿名性(anonymity) : すべての個人の態度は、集団の態度を決定する際に等しい重みづけを与えられる。最高経営者や会議の委員長など、特定の参加者の決定を優先する集約関数は、この条件を充たさない。

(4) 体系性(systematicity) : 各命題に関する集団の態度は、その命題に対する個人の態度にのみ依存し、他の命題に対する個人の態度には依存しない。また、個人と集団の態度の間

¹⁴⁹ 他方で、レンネガードの主張が全面的に棄却されないのは、集団レベルの判断に合理性や一貫性を保持させるための意見集約の方法には、以下で見るように、特定の個人にその判断の責任を帰属させることのできるものも存在するからである。しかし、それらは一般的な使用可能性が乏しいとか、限定された組織にしか当てはまらないなど、最もらしさに欠けるものとなる。

の依存のパターンはすべての命題について同じである。具体的には、上述の前提重視アプローチや結果重視アプローチは、この条件を充たさない。すなわち、前者は個人と集団の判断の間の依存関係について、結果よりも前提の多数派を優先し、後者はその逆となっている。このような個人/集団の判断の依存関係のうち特定の関係を優先させたり、特定の命題に対する個人/集団の判断の依存関係に他の命題に対する個人の態度が影響を与える場合、そうした優先づけや影響関係の正当性が問題となる。

これらの条件を踏まえて、集約関数の一例として多数決を考えてみる。例えば、上記の気候変動パネルの例は多数決の一例である。そして、すでに見た通り、出力される集団の判断は、前提となる命題の組み合わせレベルで見た際、矛盾したものである。このように見ると、多数決は、上記の条件のうち(2)集合的合理性を充たさないが、他の三つ、(1)普遍的ドメイン、(3)匿名性、(4)体系性を充たす。

集約関数の不可能性定理

さて、上記の四条件を全て充たす集約関数は、(1)入力される命題の制限がなく、(2)問題となる命題の組み合わせに関して合理的と言える出力を行い、(3)参加者の判断に関して優先づけがなく、(4)参加者と集団の判断の間の依存関係に関して特別な優先づけや影響関係を持たないものとなる。

これらは、個別の条件として見た場合に、それ自体で強過ぎるものではなく、全体として見た場合も、集団レベルでの合理的な判断を集約していくための最低限の条件を充たしたもっともらしいものに見える。

しかし問題は、これらの条件を全て充たす集約関数が存在しないことである。リスト&ペティットは次の定理を証明する。

定理：普遍的ドメイン、集団的合理性、匿名性、体系性を充たす集約関数は存在しない(List and Pettit 2002)。

この定理の一つの解釈の仕方として、集団の一貫性ある合理的な判断を形成することが不可能だとするものがある。しかし、リスト&ペティットはそうした解釈を支持しない。リスト&ペティットは次のように言う。「より建設的に言えば、我々の結果は、集団が志向的態度を形成しようとするならば、四つの条件のうち少なくとも一つを緩和しなければならないことを示していると捉えることができる」(List & Pettit 2011: 50)¹⁵⁰。

望ましい集約関数の検討

¹⁵⁰ 本稿では立ち入らないが、社会的選択理論のアローの不可能性定理との違いと関連にも言及がある(List & Pettit 2011: 50)。社会的選択理論については坂井(2015)を参照。

結論から言うと、緩和しなくてはならない条件は、(4)体系性とされる。他の条件を緩和する場合、手に入る集約関数の魅力はより乏しいものになるからである¹⁵¹。

まず、(2)集合的合理性を充たさない集約関数が、集団レベルの合理性を達成するものとして問題のあることはすでに見た。上記の気候変動に関する政府間パネルの例で見たように、多数決はこれを充たさず、(1)(3)(4)を充たす集約関数である。しかし、集団が合理的で一貫性ある存在として存立することを念頭におく場合、この条件を緩和することはできない。

次に、(1)普遍的ドメインを緩和する方法を考える。(1)を緩和して、(2)(3)(4)を充たす集約関数として、一次元的整列 (unidimensional alignment) と呼ばれるものがある(List & Pettit 2011: 52)。これは、表で見ると分かりやすい。

表 3

	参加者 1	参加者 2	参加者 3	参加者 4	参加者 5
p	False	False	False	False	True
if p then q	True	True	True	True	False
q	True	True	False	False	False

この表で、p、if then q、q、の各命題ごとに参加者の態度を見ると、いずれも「偽・真・偽」とか「真・偽・真」のような、いずれかの態度が他方の間に挟まれる並びがない。このような形に入力を制限すると、集団レベルの判断は、いつでも中央の個人の判断と一致することが分かっている。上の図では、参加者 3 の態度、p について偽、if p then q について真、q について偽とする判断が、各命題に対する多数派の判断、つまり集団の判断となる。

この場合、個人の判断が合理性を保っていれば、(2)集団レベルの合理性も保つことができる。この関数は、(3)個人の態度に特定の重みづけを置かない。さらに、(4)命題ごとの重みづけや、個人/集団の判断の間の依存関係のうち、特定のものに重みづけを与えてもいない。

さらに、集団的な判断の道徳的責任の所在という関心に照らせば、こうした集約手続きを採用する場合、なされた判断の道徳的責任は、中央の位置に該当する個人に帰属されることになる。そのため、道徳的責任の帰属の点では、これはレンネガードの主張する、個人への道徳的責任の帰属を常に可能にする関数である。しかし、参加者の態度がこのような入力のパターンに収まる保証はない。そのため、この集約関数が一般的に機能すると考えることは難しいと思われる。

そこで、(3)を緩和する方法を考える。例えば、一人の参加者を「独裁者 (dictator)」と任命し、その態度が常に集団の判断となることを取り決める。このような集約関数は、(1)

¹⁵¹ 以下は、定理をめぐる主だった議論を取りあげる。詳細は次を参照(List and Pettit 2002)。

普遍的ドメイン、(2)集合的合理性、(4)体系性を充たす(ibid. 52)。

この集約関数が望ましいかどうかは、対象となる集団によって異なる。つまり、この関数は、民主的な構造を志向する集団では魅力的ではないが、企業の取締役や組織の長など、個人が独裁的な役割を果たす集団では有効かもしれない。前章であげたワンマン経営の企業の例は、この集約関数を採用したものと考えることができる。この集約関数を用いてなされた判断は、単独の個人の判断に常に一致するのだから、集団の判断の道徳的責任もまた、当該の個人に帰属されると考えることができる。しかし、この関数には次の問題がある。すなわち、独裁者に当たる個人は、集団の判断において、集団の構成員に分散する情報を利用することができない。そうした集団は、民主的な構造が持つ認識論的な利点を失うことになる(ibid. 53)。

そこで最後に、(4)体系性を緩和することを考える。これは、上で言及したように、前提重視アプローチや結論重視アプローチがその例となる集約関数である。そうした集約関数は、個人/集団の判断の依存関係のうち特定の関係を優先させる点で体系性を充たさない。しかし、それゆえに(2)集団レベルの判断の合理性を保つ。具体的には、例えば前提重視アプローチは、個別の前提となる命題への判断の多数派意見から、最終判断を導くため、集団レベルで一貫した判断をもたらすことができる。さらに、(1)参加者の態度の入力に特定の制限を設けることがなく、(3)参加者の間に何らの重みづけも与えない。つまり、前提重視や結論重視の集約関数は、(4)を充たさない代わりに、(1)(2)(3)を充たす。

もちろん、すでに見たように、前提重視アプローチや結論重視アプローチは、そのいずれかを選択するかに応じて、参加者と集団の判断に乖離を生じさせる問題を抱える。しかし、これに対して考えられる代替案は、ここまで見たように、(1)一般的に機能することが望めないように入力を制限したものか、(2)そもそも集団レベルの合理的判断を放棄したものか、(3)特定の個人の判断を機械的に優先するものでしかない。

このとき、(1)(2)の緩和を選択の余地がないものとするなら、残る選択肢は(3)と(4)である。(3)独裁的な集約関数の使用は実際にあり得るものであり、道徳的責任の所在が明確になる利点もある。しかし、そのことをもって、(3)独裁的な集約関数こそが最も望ましいとして、(4)前提重視や結論重視の集約関数を選択したことを問題とするのは、共同で、あるいは組織的になされる活動の可能性を極端に狭くすることになるため、強すぎる制約と言わざるを得ない。レンネガードの議論に照らして言い直せば、(4)前提重視アプローチや結論重視アプローチを採用したことで、個人/集団の判断の乖離を生じさせるとしても、手続の採用それ自体の道徳的責任を個人に問おうとする議論は、妥当なものとは言い難い。

もちろん、判断の乖離を念頭に責任逃れを講じる場合のような、特殊な場面は別である¹⁵²。しかし、ある程度の大きさの集団を構成し、その構成員がなるべく民主的かつ現実的な仕方、集団の判断の合理性や一貫性を保たせながら集団を維持・存続させていくことを念頭に

¹⁵² 組織の社会心理学では、前提重視アプローチと結果重視アプローチをもって、任意の選択肢を結論に導く戦略として説明する(山口 2020: Ch.22)。

置くならば、そのために必要な最低限の条件を充たす集約関数に関して、それを選択した道徳的責任を常に個人に問うべきとするのは、無理のある要求である¹⁵³。

しかし、ここまでの議論では、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と個人が言い得るような集団決定の場面で、個人が免責されるとまでは言えないだろう。集約手続きの選定に関する議論で言えるのは、上述の通り、集団の意見集約のためのもっともらしい手続きの選定に関して、個人に常に道徳的責任を問うことは過大な要求ということまでである。集団内の誰も望まないような決定が選択された場合の個人責任に関して、引き続き検討する。

2 集団の意見への反対と免責の評価

前節で確認したのは、参加者全員が「我々としてそれを行う、しかし個人的には反対である」のような実践的コミットメントを承認する集団の意思決定で、そのような帰結を招く集約関数を選択したことに対して、個人の道徳的責任を問うことは難しいということである。

リスト&ペティットは、この議論を通じて企業の道徳的行為者性を正当化する。つまり、問題の集約関数（具体的には前提重視アプローチと結果重視アプローチ）で、参加者の全てが「我々としてそれを行う、しかし個人的には反対である」のような実践的コミットメントを承認する場合、集団レベルでは合理性と一貫性が保たれた判断が維持され得る。このような、参加者と独立に集団それ自体が合理性を示す場合に、集団はそれ自体で道徳的行為者として成立する(List and Pettit 2011: Ch.3)。

推論主義の視点から言い直せば、この議論は、特定の集約関数を通じて承認された企業それ自体の実践的コミットメントを、構成員の実践的コミットメントとして理解することができない場合に（全員が「我々としてそれを行うが、個人的には反対である」という実践的コミットメントを承認する）、企業それ自体が道徳的行為者であることを主張するものである。もちろん、推論主義に基づく本稿の議論は、リスト&ペティットが言う集団レベルの合理性のみならず、企業が規範的地位をめぐる言語実践に参加することを要請する。その点で、リスト&ペティットの議論は、企業の道徳的行為者性の正当化として不十分である。他方、リスト&ペティットが論じる合理的な集団を、推論主義的な言語実践への参加という条件も充たすものとして補完的に考えることは可能である。すなわち、集約関数の入力・出力の関係から、企業それ自体の実践的コミットメントが構成員のそれとして理解することができず、かつそのように出力される判断（実践的コミットメント）を企業が規範的地位をめぐる実践で承認していると理解できるのであれば、道徳的行為者である企業それ自体が、その判断の主体であると考えられる。

¹⁵³ しかしそれでも、ここでは集約手続きの選定に関する一般的な制約が論じられるのみであり、個々の事例では、なお特定の集約手続きを選択したことに関して、個人の道徳的責任を問うべきと考えられる場合がある。そのように考えられるかもしれない。この点は、以下でチャレンジャー号事故を例に再度言及する。

そうであれば、企業の構成員の全てが「我々としてそれを行うが、個人的には反対である」という実践的コミットメントを承認する場合、全ての個人は免責され、他方で企業それ自体だけが道徳的責任の帰属先として認められる。そのように言うことができるのではないだろうか。

2.1 チャレンジャー号打ち上げの意思決定

しかし、全ての構成員が「我々としてそれを行うが、個人的には反対である」という実践的コミットメントを承認するとしても、経営幹部や担当部署の幹部、あるいは技術担当者など、意思決定に関わる主要な構成員は、問題ある決定に反対を表明すべきではないだろうか。前章の最後に見た二つ目の問題点は、この点に相当する。

この点を、チャレンジャー号事故を例に検討する。以下では、サイアコル社の経営幹部 4 人による、打ち上げを支持する意思決定に焦点を当てる。他方で本稿では、打ち上げを支持する最終的な意思決定は経営幹部 4 人によってなされたと考え、それを通じてなされた NASA への勧告は、技術者のボジョリーも含むサイアコル社全体としてなされたものとする（つまり、4 人の経営幹部、ボジョリー、さらに他の構成員を含むサイアコル社としてなされた共同行為と考える）¹⁵⁴。その上で、NASA への勧告に関するサイアコル社の道徳的責任に関して、経営幹部は「個人的には反対だった」のような仕方で免責を主張することができるのかを検討する。4 人の経営幹部（さらにボジョリーのような構成員）が全て免責されるのであれば、打ち上げを支持するサイアコル社の勧告の道徳的責任は、サイアコル社それ自体に帰属されるものと考えられる。反対に、4 人の経営幹部のような、最終的な意思決定を行った行為者が免責されないのであれば、サイアコル社の勧告の道徳的責任は、まず意思決定を行った個人に帰属されるべきだろう。本稿は、4 人の経営幹部は免責されないと主張する。これを通じて、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と企業内の個人が言い得るような企業活動において、個人の免責条件をどのように考えるか、本稿としての見解を示す。

サイアコル社のコメント

まず、問題となる経営幹部 4 人の意思決定が、推論的ジレンマを形成することを確認する。モートン・サイアコル社が NASA に打ち上げ決定を伝えた際に付されたコメントは次の内容であった(Boisjoly et al. 1989:222 [243-44])¹⁵⁵。

証拠物件 I SRM-25 (51-L) の打ち上げと気温の関係に関するモートン・サイアコル社の評価 (SRM は Solid Rocket Motor、固体燃料ロケットエンジンのこと)。

(1) SRM-25 の O リングは、SRM-15 の O リングよりも 20 度は冷たいという計算結果が

¹⁵⁴ NASA への勧告をボジョリーも含むものとして考えることについては、脚注 139 も参照。

¹⁵⁵ 以下の議論に合わせて項目に一連番号を付してある。

出ている。

(2) 気温は第一 O リング部でのガス噴出を予測する上で決定的な要素ではない。

技術的評価は次の通り。

(3) O リングは冷たくなるほど固くなる。

(4) O リングは固くなるほど安定するのに時間がかかる。

(5) 第一結合部が安定する前に、多量のガスが第一 O リングを通過するだろう (SRM-15 からの予測)。

(6) 密閉部破損の限界値として証明された値は、SRM-15 の破損時間 0.038 秒の 3 倍。

(7) 第一 O リングが安定していなくても、第二 O リングは安定しているだろう。

(8) 金属部分が回転し始める前に、第二接合部に圧力がかかり始めるだろう。

(9) O リングの圧力漏出防止器は、第二接合部を船外の方向に動かして、密閉するまでの時間を最短にする。

・モートン・サイアコル社は、1986 年

1 月 26 日に宇宙飛行システム 51-L の打ち上げを行うことを勧告する。

・SRM-25 と SRM-15 とに大きな相違はないと思われる。

NASA のマーシャル宇宙飛行センターの管理職員は、サイアコル社のこの決定を受けて、さらに上の階層に、問題は解決し、モートン・サイアコル社が打ち上げに同意したと報告した。翌日、スペースシャトル・チャレンジャー号は、打ち上げられ、その 72 秒後に爆発した。

推論的ジレンマとしてのサイアコル社の決定

この事例で、経営幹部 4 人によってなされた打ち上げに同意する最終決定と上記のコメントは、推論的ジレンマを形成する。ボジョリー&フォスター&メリカンによれば、上記のコメントのうち、打ち上げを支持するものは(6)、中立的なものは(9)だけであるのに対し、(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)は打ち上げに否定的である(ibid. 222 [244])。しかし、ボジョリー&フォスター&メリカンによって打ち上げに否定的と整理されたもののうち、(2)(7)は打ち上げを少なくとも否定しないように見える。まず、(2)気温は第一 O リング部でのガス噴出を予測する上で決定的な要素ではないというコメントからは、気温は打ち上げを否定する要素として重視されないのであり、打ち上げが否定されることはないと考えられる。次に、(7)第一 O リングが安定していなくても第二 O リングは安定するというコメントからは、ボジョリーらの懸念の通り第一 O リングに問題が生じても、第二 O リングで耐えられるのであり、打ち上げは否定されないと考えられる。(2)(7)は少なくとも打ち上げを否定しないため、これを打ち上げを支持するものとして改めて整理すると、打ち上げを支持するものが(2)(6)(7)、否定するものが(1)(3)(4)(5)(8)、中立が(9)となる。

会議は議論を通じた合議制であり、特定の集約手続きを明示的に採用したものではない。

また、個々のコメントに関する経営幹部 4 人の評価も定かではない。しかし、個々のコメントの記述を 4 人が真であると判断し、さらに上述のようにそれが打ち上げを支持するものか、否定するものか、中立なものかであることを 4 人が理解していたと仮定すれば、個々のコメントによる打ち上げの評価（前提の評価）と、最終的な打ち上げの評価（結果の評価）を、次のように示すことができる（Yes は打ち上げの支持、No は打ち上げの否定を示す）

¹⁵⁶。

表 4

	参加者 1	参加者 2	参加者 3	参加者 4	多数派
コメント(1)	No	No	No	No	No
コメント(2)	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
コメント(3)	No	No	No	No	No
コメント(4)	No	No	No	No	No
コメント(5)	No	No	No	No	No
コメント(6)	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
コメント(7)	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
コメント(8)	No	No	No	No	No
コメント(9)	—	—	—	—	—
打ち上げ	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

この事例では、前提（個別のコメント）に対する評価の多数派は打ち上げに関して No であるのに対し、打ち上げに関する最終的な評価の多数派は Yes となっており、推論的ジレンマが形成される。しかし、4 人の経営幹部の意思決定は、打ち上げを否定する前提重視の意見集約ではなく、打ち上げを支持する結果重視の意見集約を採用するものである。そうであれば、前節で企業活動において特定の意見集約手続きを採用したことの道徳的責任を個人に問うことは無理があると述べたにもかかわらず、この事例では、サイアコル社の経営幹

¹⁵⁶ ここでは、このように個別のコメントが打ち上げを支持するものか否かを解釈した上で、個別のコメントに対する 4 人の態度を打ち上げを支持するものか否かとして整理した。しかし、リスト&ペティットの議論を用いる場合、このような整理にはならないと批判があるかもしれない。リスト&ペティットの議論を用いて個別のコメントに関する経営陣の態度を整理する場合、各人の態度は判断か選好のいずれかとなる（脚注 146 を参照）。その場合、例えば各人の態度を判断として整理するならば、九つのコメント全てに関して、4 人はコメントに記載された命題を真と判断したものとして整理されるだけで、特段のジレンマは形成されないように思われる。しかし、ボジョリー&フォスター&メリカンのように、コメントを打ち上げを支持するものか否かの点から解釈し、打ち上げを支持する最終的な意思決定との不整合を指摘することは先行研究で行われている。そのため、本稿でもその議論を踏襲し、4 人がコメントに記載された命題を真と判断していることだけでなく、その命題が打ち上げを支持するか否かを解釈した上で、4 人の経営陣の態度を整理することとした。これにより、以下のようにこの意思決定の論点を明示的にできると考えられる。

部が結果重視の意見集約を行ったことに、なお問題を指摘することが可能に見える。あくまで後付けの問題提起になるが、結果から言うならば、前提重視でなく結果重視に相当する意見集約を行ったことで、サイアコル社の経営幹部は、人命の安全と会社の経営の双方に関して、両者とも達成することに失敗した。前提重視の意見集約でそれを回避できたのであれば、なされた決定を不合理なものとすることができる。

しかし、より本質的な問題は、サイアコル社の経営視点に照らす場合、打ち上げを支持する結果重視の意見集約を行うことが、集団レベルでなお合理的であった点である。事故を調査したロジャース委員会はその結論で、「サイアコル社の幹部が社内の技術者の意見を無視して立場を覆し、51Lの打ち上げに同意したのは、マーシャル（宇宙飛行センターの管理職員たち）に強く迫られてのことであり、大口顧客の要望に答えるためだった」（The Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident n.d.:5）と指摘する。また、ボジョリーは事故の20年後に、「あの社内会議は、いうなれば、重要顧客の脅しに屈して非倫理的な意志決定がなされた場だった」（Chernov and Sornette 2016:48）と述べた。他に、チェルノフとソネットによれば、当時のサイアコル社は、米国の会計検査院から次のような指摘を受けている。「NASAと空軍による下請けの予算の大半を割り当てられており…今後も防衛産業を支える主要な経済主体であり続ける」（ibid. 50）¹⁵⁷。

このように見ると、サイアコル社の集団レベルでは、打ち上げを支持する経営上の合理性が依然として保たれている。そうであれば、4人の経営幹部の意思決定において、個人レベルの判断と集団レベルのそれがなお乖離しており、サイアコル社という企業それ自体の合理性が、経営幹部の判断から独立に成立するとは言えるのではないだろうか。

では、このように打ち上げを支持するサイアコル社の勧告が企業レベルで一定の合理性を示し、かつサイアコル社が規範的地位をめぐる言語実践の参加者と言える場合（おそらく言い得るだろうし、ここではそのように仮定しよう）、その道徳的責任は、道徳的行為者としてのサイアコル社それ自体に帰属させられるべきだろうか。さらに、本章の関心に照らしれば、こうした場面で全ての企業構成員は免責されるべきだろうか。

2.2 個人責任をぐって

個人責任を認める議論

以下、この事例で個人への道徳的責任の帰属を認める議論と、否定する議論を確認する。まず、個人の道徳的責任の帰属を認める議論である。ボジョリー&フォスター&メリカン(Boisjoly et al. 1989)は、問題が個人責任ではなく組織構造だと捉えられる点に警鐘を鳴らす。ボジョリー&フォスター&メリカンは言う。

¹⁵⁷ 事故後にサイアコル社は、事故に対する罪と法的責任を認め、乗組員の遺族に示談金を支払っている。チェルノフとソネットは、これによりサイアコル社が、NASAが矢面に立たされるのを防ぎ、NASAと空軍から何十年もの新契約を勝ち取ったと指摘する(Chernov and Sornette 2016:50)。

巨大な組織の中で各人が自分は取り替えのきく小さな歯車だと考えていて、他人からもそう見なされており、更にほとんどすべての人がそのような巨大組織の中で個人は無力だと信じていることは、現代の最大の問題の一つである (ibid. 227 [253])。

このような状況では、道徳的責任の所在が拡散することで、責任ある個人がもはや存在しなくなる。ボジョリー&フォスター&メリカンは、個人が自身の役割責任を果たそうとする場合、ロジャー・ボジョリーのように道徳的英雄として一步を踏み出さなければならなくなることを認めながらも、個人に優先的に道徳的責任を帰属させることが必要だと主張する。ロジャース委員会の報告書が指摘するように、打ち上げの意思決定過程に欠陥があり、サイアコル社の技術者たちの異議が NASA の上層部に正しく伝わっていなかったとしても、技術者たちが所属するレベルでは、その反対は意思決定過程に強い影響を与えていたはずである。つまり、「これら [経営幹部] 4 人の人間がノーと言いさえすれば、翌日のチャレンジャー号打ち上げは実行されなかった」(ibid. 227-8 [254])と考えられる。したがって、最終決定を下したサイアコル社の経営幹部 4 人には、打ち上げに対する道徳的責任が帰属される。

ワーヘイン(Werhane 1991)もまた、ボジョリー&フォスター&メリカンの議論を支持し、経営幹部 4 人は打ち上げに対する道徳的責任があると主張する。ワーヘインによれば、我々は「形而上学的映画 (metaphysical movie)」と呼ばれるそれぞれの視点からの世界を見ており、技術者と経営者のそれは異なる。それぞれの視点に捕らわれると、(チャレンジャー号事故で言えば人命の安全のような) より広い視点から世界を見ることができなくなる。これを回避するためには、想像力を働かせ、自身の決定が、同業者や、自分が代表する業界の人々に向けて、公の場で誇りを持って弁護できるようなものかどうかをテストする必要がある。このテストを経ることで、自身の意思決定と結果について異なる視点を得ることができる。ワーヘインは、特に最終決定を行った一人である技術者のボブ・ランドに関して、技術者の視点から各人の見る世界をまとめることができたはずなのに、それを行わなかった点で、個人的な道徳的責任があると述べる。

個人責任を否定する議論

これに対し、サンダース(Sanders 1993)は、過度の個人責任の追求に警鐘を鳴らす。個人責任を追求することは、しばしば再発防止と連続的に考えられがちであるが、両者を混同すると、問題ある制度の特徴を探求することが、最終的に道徳的責任を帰属される個人の探求に圧倒されることになる。サンダースは、ワーヘインの議論を正しいと認めつつ、重要なことは、ワーヘインが言うような異なる視点を考える際に、当事者の置かれた状況を詳細に理解することだと述べる。もし、問題の意志決定や行為の場面で、行為者が組織的なプレッシャーやストレスに晒されるなら、望ましい解決策は、そうしたプレッシャーやストレスを和

らげることである。サンダースは言う。「ある特定の立場にある者が、その問題となっている特定の立場で客観的に得られるストレスや圧力を受けて、Oリングのように『故障』した可能性を過小評価してしまうと、重大な誤りを犯すことになる。最良の解決策は、明らかにこれらの特徴的なストレスとプレッシャーを和らげる方向にあるだろう」(ibid. 81)。

他方でサンダースは、個人への道徳的責任の帰属を否定するわけではない。サンダースは、個人に道徳的責任が帰属される条件を次のように示す。

彼の立場で責任ある仕方で行為する誰もが同じことをしたであろうと思われぬ場合にのみ、不正行為をした人の罪を認定することがもっともらしい。つまり、悩んだ末に正しい判断をしようと努力し、現実的に入手可能な情報を故意に無視しなかった人が下した判断によって災害が発生した場合、その人は罪に問われるべきではない(ibid.)。

サンダースは、サイアコル社の経営幹部に関する具体的な評価を提示しない。他方で、上記のワーヘインの議論に対して、次のように言う。「しかし、彼らももっと一般的に物事を考えなかったと確信できるだろうか？そして、もしそうだとしたら、彼らは違った行動をとったであろうことが本当に明白だろうか？あるいは、違った行動をとるべきだったとさえ言えるだろうか？」(ibid.)。サンダースの議論の趣旨は、上述の通り、この点を考える際に、当事者の置かれたプレッシャーやストレスを理解し、再び同様の事例が起きることのないよう、それらを緩和すべきとするものである¹⁵⁸。

免責条件の整理

本稿としての個人責任の免責条件を提示するため、まずサンダースの条件を推論主義の視点から整理する。まず、推論主義から見る場合、サンダースの条件は、次の場合に、サイアコル社の経営幹部が免責されると主張するものである。すなわち、サイアコル社の経営幹部と同様の状況に置かれる行為者がいずれも、Oリングの危険性評価に関する信念的コミットメントを引き受け、そこから打ち上げを支持する「我々」としての実践的コミットメントを推論する場合である。実際、サイアコル社の経営幹部4人は、ボジョリーの警告を受けてなお打ち上げを支持したのであり、この推論を行ったものと考えられる。同様の状況に置かれた他の行為者が、いずれもこの推論を支持するなら、サイアコル社の経営幹部は免責される。

例えば、技術倫理学者のワイトベックは、マネジメント研究でチャレンジャー号事故を扱うと、参加者はしばしばサイアコル社の経営幹部と同様の判断をすると述べる(Whitbeck

¹⁵⁸ エラーを犯した当事者に非難を向けるかどうかの基準として、リーズンが提案する「置換テスト」がある。それは、エラーを犯した当事者を、「同じ産業分野で同等の資格と経験を持つ他の人間に置き換えて、当事者の行動の当否を検討する方法」(芳賀 2020:189)である。この基準で他の行為者も同じ行為をする可能性があるなら、当事者は非難されるべきではないとされる。

1998:145)。もちろん、それは全ての行為者がいずれも問題の推論を行うことを含意しない。反対に、同様の状況に置かれた行為者が、問題の推論を行わないことを、理論的にも実践的にも説明することが可能かもしれない(Card 2005:399)。しかし、ここで重要な点は、サンダースの条件に従う限り、問題の推論が一定程度の確かさで行われると言えるなら、サイアコル社の経営幹部は免責される点である。ここでは、そのように仮定しよう。

次に、ギルバートの共同コミットメントを検討した本稿の議論に照らすなら、チャンジャー号打ち上げを支持する「我々」としての実践的コミットメントを承認した行為者は、さらに、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と推論することが可能である(第7章4.3節)。「我々」としての実践的コミットメントは、元の内容と両立不可能な内容を持つ「私」としての実践的コミットメントを、両立可能なものとして許容する。この「私」としての実践的コミットメントは、原理的には「我々」としての実践的コミットメントを承認する全ての個人が承認し得るものである。

しかし、サイアコル社の経営幹部が「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張する場合と、打ち上げの見直しを主張したボジョリーが同様の主張を行う場合では、次の違いがある。すなわち、経営幹部に「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するエンタイトルメントが帰属されるとは言い難いのに対し、ボジョリーには同様の主張のエンタイトルメントが帰属される。

ボジョリーは、打ち上げに対する反対を続けることで、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と正当に主張するためのエンタイトルメントを、実践の参加者やこの事例を知る我々から帰属される。実際、この事例でボジョリーが引き合いに出されるのは、我々がボジョリーに「個人的に反対だった」と主張するためのエンタイトルメントがあることを認めるからだろう。このことから、ボジョリーは技術者としての役割責任に基づいて行為したと言えるのであり、さらに「私は道德規範に違反していない」と主張することも可能だと思われる。

他方、サイアコル社の経営幹部4人に、ボジョリーと同様の仕方で、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するエンタイトルメントが帰属されるとは考えにくい。確かに、4人の経営幹部も、NASAとの関係を考慮して望まぬ非倫理的な決定を強いられたかもしれない。その点で、4人もまた、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張することは可能だろう。「我々」の語が機能を果たすのは、正にそのような場面である。しかし同時に、4人は経営幹部として、問題の意思決定に反対を表明するエンタイトルメントを有していたし、さらにそのための情報もボジョリーから提示されていた。それらを行って打ち上げに反対しなかった点で、4人の経営幹部は、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントを、ボジョリーのように帰属されるとは考えにくい。まとめれば、ボジョリーと経営幹部のいずれも、打ち上げの判断から「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張することが可能であるが、その主張を行うためのエンタイト

ルメントに関しては、ボジョリーがそれを帰属される一方、経営幹部にはされない点で、一見同様に見える両者の主張には大きな違いがある。

この点、サンダースの議論は、経営幹部4人に「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するエンタイトルメントが帰属されなかったとしても、4人が免責され得ることを主張するものである。つまり、サンダースの議論は、ボジョリーと経営幹部4人の間にある、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントの違いを考慮しない。

ここでさらに、ワーヘインが主張する、経営幹部は打ち上げを中止すべきだったとする主張を、打ち上げに反対するだけでなく、それを成功させるべきだとする主張とみなすなら、個人が免責される条件として、次の三つを提示することができる¹⁵⁹。

(1) 行為者は、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントを帰属されなくとも、同様の状況に置かれた行為者がいずれも同じ仕方では推論するのであれば免責される。

(2) 行為者は、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントが帰属される場合に免責される。

(3) 行為者は、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントを帰属され、かつ問題となる意思決定や行為を撤回させることに成功した場合に免責される。

(1)の条件では、ボジョリーだけでなく、サイアコル社の経営幹部4人も免責される。(2)の条件では、ボジョリーは免責されるが、経営幹部4人は免責されない。(3)の条件では、ボジョリー、経営幹部4人のいずれも免責されない。

本稿が個人の免責条件として主張するのは(2)である。すなわち、問題ある実践的コミットメントに関与した個人は、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントを帰属される場合、つまり我々としての実践的コミットメントに対して明示的な反対の態度を表明した場合に、免責される。

2.3 明示的な反対の表明

個人の免責条件をめぐる議論は、翻って、行為者が従うべき規範をめぐる議論である。行為者は規範に違反することで、対応する責任を帰属される。道徳的責任の場合、道徳規範(別の言い方をすれば道徳的な役割責任の履行)に違反することで、行為者は道徳的責任を

¹⁵⁹ 問題ある活動を防ぐことに成功する責任が経営者にあるとする議論に、ビショップ(Bishop 1991)のプロフェッショナルとしての責任(professional responsibility)の議論がある。ビショップによれば、企業の経営者は、自社の活動で他人への危害を防ぐことができる場合、そのように行為する道徳的な役割責任を負うが、さらに、その役割責任を果たすことに成功するプロフェッショナルとしての責任も負う(ibid. 382)。

帰属される。そうでないなら、行為者に道徳的責任は帰属されない（つまり、行為者は免責される）。

この点、条件(2)を支持する本稿の主張は、行為者に次の仕方で行うことを要請するものである。すなわち、行為者は自身に関与する企業活動の実践的コミットメント（我々としての実践的コミットメント）に問題がある場合、それに対する明示的な反対の態度を示すべきである。この点から条件(2)を見れば、条件(2)は、明示的な反対の態度を表明すべきという要請に従って行為した行為者に関して、「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と主張するためのエンタイトルメントが帰属されることをもって、問題ある企業活動に関与した道徳的責任が免除されると述べるものと言える。チャレンジャー号の打ち上げに反対したボジョリーが、その例となる。

条件(2)を擁護する

推論主義はそもそも、エンタイトルメントの帰属された発話や行為だけが行われるべきと主張する議論ではない。この点から言えば、条件(2)を支持する本稿の主張は、推論関係に照らした実践的コミットメントの分析だけから導出されるものではない。ここでの本稿の主張は、企業活動に関して「あるべき」論の意味で規範的なものである（つまり、以下の議論は、企業活動の「あるべき」論を論じない本稿の議論の例外である）。それは、企業が道徳的行為者として認められるような現行の実践（第5・6章）の中で、我々が我々自身をどのような行為者として考えるべきかを主張する。別の言い方をすれば、本稿は個人の免責条件として(2)を提案することで、問題ある企業活動に関与する個人を、当該の活動に明示的に反対し得る行為者として考えることを提案する。条件(1)との比較から説明する。その議論は、同時に本稿が条件(1)を否定する理由の提示にもなる。その後に条件(3)を否定する理由も提示する。

条件(1)の否定

サンダースの条件(1)は、企業活動に関与する個人に関して、同様の状況に置かれた行為者が同様の判断、行為を行うと考えられるのであれば、行為者に問題への明示的な反対の表明を求めない。この点で条件(1)は、問題ある企業活動に関与する個人を、当該の活動をただ遂行するだけの歯車のような存在として考えることを提案するものと言える。この提案は、上で引用したボジョリー&フォスター&メリカンの「巨大な組織の中で各人が自分は取り替えのきく小さな歯車だと考えていて、他人からもそう見なされており、更にほとんどすべての人がそのような巨大組織の中で個人は無力だと信じていることは、現代の最大の問題の一つである」という言葉を思い出させる(Boisjoly et al. 1989: 227 [253])。

さらに、企業活動に関与する個人をこのように考えることは、ボジョリー&フォスター&メリカンが危惧する通り、企業それ自体の道徳的責任の成立と表裏一体の関係にある。すなわち、本稿の議論が正しく、かつサンダースの条件(1)を採用するならば、チャレンジャー

号事故で、正に企業活動に関与した個人が全て免責され、企業それ自体が道徳的行為者として道徳的責任を帰属されることになる。

大まかに確認すると、次のようになる。まず、個人責任に関して、条件(1)がサイアコル社の経営幹部 4 人を免責することは確認した通りである。次に、企業それ自体の道徳的責任に関して、サイアコル社の構成員が承認する、チャレンジャー号打ち上げの「我々」としての実践的コミットメントは、サイアコル社それ自体が承認する実践的コミットメントとしてしか理解することができない。サイアコル社の構成員は、「我々」としての実践的コミットメントから「個人的にはやりたくなかったが、組織としてやるしかなかった」と（エンタイトルメントなしに）主張し得るが、サイアコル社それ自体において、そうした主張は両立不可能なものであり、行うことができない。そのため、サイアコル社が承認する実践的コミットメントは、構成員が承認する「我々」としての実践的コミットメントとして理解することができない。サイアコル社それ自体の実践的コミットメントは、サイアコル社それ自体のものと考えられる。その上で、サイアコル社は、NASA への対応をはじめとする（道徳規範を含む）規範的な言語実践で、規範的地位をめぐるやり取りの参加者であり（そのように仮定した）、それゆえそれ自体で道徳的行為者として認められる。チャレンジャー号打ち上げを支持する NASA への勧告の道徳的責任は、企業内の誰にも帰属させることができないものであり、サイアコル社それ自体に帰属される。

このように、条件(1)を支持することの帰結は、サイアコル社それ自体に完全な道徳的責任を帰属させるものとなる。この帰結は、サンダース自身が意図したものではないかもしれない。しかしその議論は、推論主義を用いた本稿の分析と組み合わせられることで、個人責任の免責を進める裏側で、企業それ自体への道徳的責任の帰属を支持するものとなる。

これは正に、本稿の冒頭で引いたミッチェルが指摘した事態に見える。

企業の取締役、経営者、社員が、うわべは自由主義の理念による自然人と同じように見えても、現実には違うという点に、企業の限界がある。すなわち、彼らが企業を動かしているのではなく、企業が彼らを動かしているのだ（Mitchell 2001: 44 [51]）。

サンダースの条件(1)は（推論主義と組み合わせられることで）、ミッチェルが言うような仕方で、企業活動に関与する個人を理解することを提案する。企業の構成員は、「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、社員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」（ibid. 45 [52]）存在である。その一方で、企業それ自体が、企業の構成員を動かし、その活動で生じた道徳的責任は、企業それ自体に帰属される。企業内の個人に道徳的責任は帰属されない。

本稿が主張する条件(2)は、たとえ我々の現行の実践で企業が道徳的行為者として認められるとしてさえ、個人をこのような仕方で理解することを拒否するものである。条件(2)は、問題ある企業活動の実践的コミットメント（我々としての実践的コミットメント）に関し

て、企業の構成員に明示的な反対の態度の表明を要請する。我々は企業活動に関与する個人を、そのような行為が可能な存在として考えるべきである。

「べき」は「できる」を含意するという反論には、次のように応じたい。たとえ条件(2)が、ボジョリーのような道徳的英雄の存在を要請することと同値だとしても、実際にボジョリーのような行為者は存在したのであり、その点で我々はそのように行為することが「できる」。企業の道徳的行為者性の正当化の議論で引いた、ブランダムの言葉をここでも引用する。

我々が何であるかは、発見される分だけ作られ、決定される。部分的に、我々がそうあるところの種類の仕事は、我々が我々自身を何と扱うかに依存する。我々が発展させ自身が何であるかを作る一つの特徴的な方法は、我々が何かを表現すること、説明すること、そしてそれに関する我々の理解を明確にすることによる (Brandom 1994:3)。

この言葉に従うならば、企業活動に関与する個人を我々がどのように扱うかともまた、我々自身が何であるかを作り出すことに(部分的にかもしれないが)寄与するものとなる。条件(1)が、企業の歯車として我々自身を理解するよう提案するものだとすれば、本稿は条件(2)でそれを拒否する。仮にその行為が道徳的英雄と呼ばれ得る困難なものだとしても、それを実現することを企業内の個人に要請することで、本稿は問題ある企業活動に関与する個人を、当該の活動に明示的に反対し得る行為者として理解するよう提案する。議論を振り返れば、この提案は、企業活動に関与する個人に、「個人的には反対だったが、組織としてやるしかなかった」と主張するための、エンタイトルメントを帰属される仕方で行為せよと要請するものであった。この要請を実行しなかった行為者であっても、なお「個人的には反対だったが、組織としてやるしかなかった」と主張し得る。しかし、それを主張するエンタイトルメントを帰属されることはない。そのような個人は、求められる行為を行わなかったことを理由として、道徳的責任を帰属される。この条件から見る場合、チャレンジャー号事故の道徳的責任は次のように整理される。すなわち、NASA への打ち上げの勧告に関して、ボジョリーには道徳的責任が帰属されない。これに対して、サイアコル社の経営幹部4人には、道徳的責任が帰属される。これら個人の道徳的責任と、サイアコル社それ自体の道徳的責任との関係は、条件(3)に反論した後示す。

条件(3)の否定

最後に、条件(3)を拒否する理由を述べる。本稿は、問題ある企業活動に関与する個人に、当該の活動に対する明示的な反対の態度の表明を要請するが、それが首尾よく成功すること、つまり問題ある企業活動の中止が実際に実現されることまでは要請しない。それは、問題ある企業活動を中止することが、それ自体で新たな共同行為だからである。ギルバートあるいはブラットマンの議論のいずれから考えても、共同行為は単独の個人の実践的コミッ

トメントの表明だけで成立するものではない。共同行為が共同行為である所以は、それが他の行為者の関与を必然的に前提することにある。この点から見れば、問題ある企業活動を中止させる新たな共同行為の成立は、私的に反対の態度を表明することに留まらない要請を行為者に課す。実際、サイアコル社の経営幹部の誰か一人が、ボジョリーに加えて反対の態度を表明するとしても、なおそれが打ち上げを中止させる共同行為に繋がるかは不明である。確かに、そのようなより高い水準を、問題ある企業活動に関与する個人に要請することは理論的に可能であるし、実践的にも可能かもしれない。しかし、中止の失敗をもって帰属されるような道徳的責任を提案することは、ここまで前提してきた、行為の意図を基礎とする道徳的責任の理解を全面的に改定することを意味する。その議論は、言うなれば道徳的な厳格責任（無過失責任）とも言える、ここまでの議論の前提と矛盾するような責任概念を要請すると思われる。もし、そのような道徳的責任の理解を主張するなら、それをういた実践がどのようになるかを明示すべきだろう。その作業は、本稿の範囲に含まれない。その代わりに、本稿が支持する条件(2)が、企業それ自体と個人の道徳的責任の関係を、どのように考えるかを示す。

企業責任と個人責任

条件(2)を採用する場合、チャレンジャー号事故で免責されるのは、打ち上げに対する明示的な反対の態度を表明したボジョリーである。他方で、経営幹部4人は反対の態度を表明しなかった点で、それを要請する規範に違反したのであり、道徳的責任を帰属される。この場合、企業それ自体の道徳的責任との関係をどのように考えるか。個人責任と企業責任の分配に関しては、ディジョージの次の類型が知られている(De George 1989: Ch.5)。

- (1) 企業のメンバー全員に対して、全面的に責任を負担させる¹⁶⁰。
- (2) 企業のメンバーの全員、あるいはその決定や行為に関わったメンバーに対して、部分的な責任を負担させる。この場合、各人が果たした役割の大きさに応じて、負担する責任の範囲が決められる。
- (3) 企業に完全な責任を認めながら、その負担を個人に負担させる。
- (4) 企業に完全に責任を負担させるとともに、個人にも部分的な責任を負担させる。
- (5) 企業そのものに全面的な責任を負担させる。

チャレンジャー号事故に係るサイアコル社の道徳的責任に関して、本稿の見解は(4)を修正したものである¹⁶¹。サイアコル社は、サイアコル社の構成員が承認する我々としての実践

¹⁶⁰ 例として、共同謀議に関わった者全員が、謀議に関係して行ったいずれの行為についても、全面的に責任を負担する場合があげられる。ビジネスに関しては、取締役会が解雇される社員に配慮することなく工場の閉鎖を決定し、それが不道徳である場合、取締役会全員が責任を負担する場合があげられる。

¹⁶¹ 本稿の議論で言えば、福知山線事故は(5)に相当する。

的コミットメントとしては理解することができない企業それ自体としての実践的コミットメントに関して、すなわち問題ある打ち上げを支持する実践的コミットメントに関して、道徳的責任を帰属される（ここでは引き続きサイアコル社が道徳的行為者性の条件を充たすと仮定する）。しかし他方で、サイアコル社に帰属される道徳的責任は、問題ある打ち上げを支持した道徳的責任の全体に、完全に一致するものではない。この点で、本稿の見解は、デিজョージの(4)とは異なる。

問題ある打ち上げの道徳的責任の一部は、問題ある打ち上げに対して私的な反対の態度を表明しなかったことをもって、経営幹部 4 人に帰属される。他に、問題の打ち上げに反対し得る状況にあつてそうしなかった構成員がいる場合、その構成員にも部分的な道徳的責任が帰属される。その他、問題を知らなかったサイアコル社の構成員は、サイアコル社の一員であることを通じて、打ち上げを支持する我々としての実践的コミットメントを承認するが、反対のしようがないことから、免責される。その場合、問題を知らなかった構成員は、「組織としてそれをやったが（組織の一員であるという仕方でも打ち上げに関わったが）、個人的には知らなかった」のように主張を行うエンタイトルメントを帰属されるだろう¹⁶²。このように、デিজョージの条件(4)を修正した本稿の見解は、問題ある打ち上げの道徳的責任の主たる部分をサイアコル社それ自体に帰属させるが、問題を知らなかった個人に関して、残りの部分的な道徳的責任を帰属させる。

この見解は、サイアコル社それ自体に帰属される道徳的責任を、その構成員に転嫁させるものではない。第 2 章で確認したように、有責性は転嫁不可能である（第 2 章 3.3 節）。この見解は、企業事故や不祥事の道徳的責任に関して、言わばその総体のようなものを仮定し、それを問題への関与の仕方に応じて、企業と個人に分配することを提案するものである¹⁶³。したがって、問題ある企業活動に関して、構成員の行為に問題があると言えるなら、その部分に関して道徳的責任は当該の構成員に帰属されるため、企業それ自体に帰属される道徳的責任は、その分だけ減ぜられることになる。

このような道徳的責任の分配と、そこから生じる負担責任の関係にも言及しておく。第 2 章で確認したように、道徳的責任の中核となる有責性と、行為者に何らかの不利益・負担を負わせる負担責任は概念的に別のものである。したがって、仮に明示的な反対の表明をしなかったことをもって、サイアコル社の経営幹部 4 人に道徳的責任が帰属されるとしても、そこから 4 人に対する処分（負担責任）が論理的に必然的なものとして帰結するわけではない。こうした事例でどのような処分を課すかを問う場合にこそ、サンダースが言うよう

¹⁶² このような仕方でも、問題を知らない構成員が我々としての実践的コミットメントを承認し得ることは、ギルバートの選言規準が許容するものと考えられる。

¹⁶³ 瀧川は、責任に関してこのような考え方をする議論を負担責任論と呼ぶ。「この解釈によれば、「責任」とは負われるべきもの、引き受けられるべきものであり、その意味で責任とは何らかの実体である。そのような実体化された責任を誰に帰属させるか、誰にどれだけ分配するかを決定することが中心的課題となる」（瀧川 2003:113）。

な、当事者が置かれたプレッシャーやストレスを考慮する余地があるだろう¹⁶⁴。

他方で、企業それ自体に道徳的責任が帰属されることで、企業の構成員は、それに応じた負担責任を各自の役割責任として、役職に照らす仕方で帰属される（第2章3.4節）。これもまた、有責性と負担責任が概念的に別のものであることの帰結である。この点を混同し、例えば窓口で対応する企業の構成員個人に対して、問題ある企業活動への非難を向けることは間違いである。たとえ謝罪や反省の言葉が、窓口の従業員からなされたとしてもそうである。企業それ自体に道徳的責任が帰属される場合、問題ある企業活動への非難は、企業それ自体に向けたものでなくてはならない。その場合、当該の非難を通じて、企業それ自体との情緒的なやり取りを志向することも誤りである（第6章3.3節）。企業はそうした感情を持ち得ないし、さらにビジネスの実践でそうした情緒的なやり取りが前提されるとは限らない。

以上が、前章と本章で検討してきた、企業の道徳的行為者性が認められる場合の、個人の道徳的責任のあり方に関する本稿の見解である。我々の現行のビジネスの実践に照らす限り、企業は道徳的行為者であり、その行為に道徳的責任を問われる場合があるが、その場合に企業内の個人は、問題を知りながらそれに明示的に反対したのであれば、道徳的責任を問われないし、反対しなかったのであれば、対応する部分的な道徳的責任を帰属される。そのように個人を考えるべきだと、本稿は主張した。

¹⁶⁴ 例えば、航空業界では、ヒューマンエラーを処罰しないことが国際標準とされる。日本では、日本航空が2007年にヒューマンエラー非懲戒の方針を定めた。全日空も同様のポリシーを定める(芳賀 2020:186)。

結論

第Ⅰ部とⅡ部を大まかに振り返った上で、今後の展望と課題を示す。第Ⅰ部で論じたのは大まかに次のことである。まず、企業の道徳的な役割責任に関して、これを否定するラッドの議論に反論する仕方で、他者に危害を加えないこと、嘘をついたり不正を働かないことを内容とする最小限道徳が、ビジネスの活動でも参照されることを示した。そのため、企業活動で人間に対する危害が加えられた場合、企業は道徳規範に違反したことで（企業それ自体か企業内の個人かは別として）道徳的責任を帰属される。

他方で、企業それ自体がそうした規範に従って行為する能力を持つか、さらに言えば意図的に行為する能力を持つかという問題に関しては、特に志向的状态に関する心理主義に依拠した批判が根強いことを確認した。その上で、心理主義に対抗する理論として推論主義を導入し、企業活動の道徳的責任が問題の場合、志向的状态を言語実践から説明する推論主義が適切であること、その上で企業による意図的行為を認めることができることを示した。これにより、差し当たり企業の意図的行為の能力は認められることになる。

しかし、それは同時に、我々の現行の実践が次のような実践であることの帰結である。すなわち、企業をめぐる我々の実践が、我々自身の身体や存在論的身分を捨象する仕方で、企業と我々を機能的に等価な主体として扱うものとなっている。それゆえに、身体や我々と同等の存在論的身分を持たない企業が、言語実践の意味論的次元において、意図的な行為者として認められる。これは、企業の道徳的行為者性を擁護する先行研究では論じられていない事態である。

さらに、この議論への反論を検討する仕方で、企業が道徳的行為者として認められることを示した。それは同時に、企業をとりまく我々の道徳実践がいかなるものかを示すものともなる。その特徴を示す議論に、企業に対する非難をめぐる議論がある。感情を持たない企業は、非難を向けられてもその怒りを受け止めることができないし、後悔や自責の念を持つこともできない。企業に対する可能な非難は、ただ規範への違反を記述する働きしか持たない。その場合、特に大規模な事故や不祥事の場合に、企業に非難を向けることで企業が自ら道徳規範への違反を認めるかが問題になる。

仮に企業を意図的な行為者であると認めるとしても、企業が道徳規範への違反を頑なに認めないような場合、我々は企業を道徳共同体の一員として認め続けるべきだろうか。福知山線事故の共同検証の事例で論じたように、その答えは、全面的にはなくとも我々に開かれている。企業が頑なに自社の規範への違反を認めないような場合、選択肢として企業を排除することがなお残るが、反対に、加害企業に対する我々の態度も、決して無関係な事柄ではない¹⁶⁵。道徳規範に従ったり違反したりする中で互いのスコアを付け合うことが、我々の道徳共同体の実践であるなら、企業がその一員であるとも言えれば、そこから企業を排除

¹⁶⁵ 八木は、東電原発事故や福知山線事故で企業側の聞き取りを行う中で、期せずして加害者になった者への支援の必要性を論じる(八木 2016)。

「すべき」とも言える。本稿はそうしたビジネスの「あるべき論」を論じないが、本稿の議論は、企業の存在感と影響力がますます肥大化する現代社会にあつて、我々がどのようにすべきかを考えるための議論を提供する。その上でどうするかは、やはり我々次第である（しかし、もしかするとすでにそれも企業次第ということになっているかもしれない）。

第Ⅱ部では、上記の議論を踏まえて、企業それ自体に道徳的責任が帰属される場合の、個人責任の問題を検討した。まず、企業活動を含む共同行為で行為者が持ち得る特有の意図として、「我々」と「私」の意図が乖離した内容を持つ場合があることを示した。その上で、仮に企業活動に従事した個人が、「個人的には反対だったが、組織としてやるしかなかった」のように主張する場面で、行為者は免責されるかを検討した。本稿の提案は、行為者が「個人的には反対だった」と主張するエンタイトルメントを帰属される場合、行為者は免責されるとするものである。この提案は、企業が道徳的行為者として認められるような我々の実践で、個人を次のような行為者として理解しようとする提案である。すなわち、我々の実践は、我々の身体や存在論的身分を捨象する仕方で、自身と企業を機能的に等価なものとして扱うが、それでもなお、問題ある企業活動に従事する個人に関して、当該の企業活動に明示的に反対することができる、そのようなものとして個人を理解する。

これは、本稿の冒頭で引いた、我々が企業の下で交換可能な存在であるとするフレンチ (French 1995: 17) の議論や、企業の構成員を「普通の人間とは別の存在、つまり企業の取締役、経営者、従業員」であり、「自己決定の能力を奪い取る人工的な企業世界で働く」 (Mitchell 2001: 44 [51]) 存在だとするミッチェルの議論に、異なる個人理解を提案するものである。実際、そのような行為がどこまで実行可能であるかは定かではない。しかし、「我々がそうあるところの種類の仕事は、我々が我々自身を何と扱うかに依存する」 (Brandom 1994:3) ののであれば、我々は我々自身をそのようなものとして扱うべきである。

今後の展望と課題

ここまで、推論主義に基づく仕方で、企業の道徳的行為者性を正当化し、それが成り立つ我々の実践がどのようなものかを論じてきた。ここまでの議論を踏まえて、次の三つが課題となる。

まず、本稿で論じなかった処罰の問題がある。本稿では、有責性と負担性が別の問題であることを強調したが、実際の責任帰属の場面では、やはりそれが問題になる。むしろ、企業が自社への処罰を念頭に置くがゆえに、規範への違反を認めないことは、しばしば見聞きする事態である。そのような場面も含めて、企業の道徳的行為者性が成り立つ場合に、どのような処罰のあり方が望ましいかの検討が必要である。

次に、より複雑な事例への適用可能性の問題がある。本稿では、特に福知山線事故とチャレンジャー号事故に焦点を当て、それを推論主義の視点から検討する仕方で、道徳的責任の問題を論じた。福知山線事故は経営陣の誰にも予見可能性が認められなかった事例として、チャレンジャー号事故は、経営陣が「個人としてはやりたくなかったが、組織としてやるし

かなかった」と言い得る事例として特徴づけた。他方、両事故にしても他の企業事故や不祥事でも、このような単純化が適切とは限らない。むしろ多くの場合、元あった事故や不祥事そのものだけでなく、その後の企業の対応やあるいは対応がなかったことにも、道德規範への違反が認められるだろう。つまり、元あった事故や不祥事に加えて、それに続く対応自体に、加害行為や不作為がある場合など、企業に向けられる非難は、単一の規範への違反を記述するものではなく、同時に多くの蓄積された規範への違反を記述するものとなる。その場合、企業を行為者とする記述がさらに要請されるかもしれないが、そのような言語使用が適切か、またそれをどのように分析し得るかは定かではない。

最後に、本稿で繰り返し論じないと断ってきた、ビジネスの「あるべき」論の問題がある。推論主義から見る場合、そして我々の現行の実践から見る場合、企業は道德的行為者として認められる。企業を我々の規範的な言語実践の、そして道德実践の参加者として扱う場合、それは企業を我々の一員として扱うことを意味する。本稿の論じてきたところを見ると、企業の道德的行為者性は、当初の問題設定で期待されたようなものではないのかもしれない。それは、翻って、我々が従事する実践の特殊さを映し出す。それを放棄することも、変化させることも容易ではないが、本稿の議論を踏まえた、望ましいビジネスの形を探求することが求められる。

※本稿は、JSPS 特別研究員奨励費 JP20J11383 の助成を受けたものである。

参考文献

- 4・25ネットワーク, and 西日本旅客鉄道株式会社. 2011. 福知山線列車脱線事故の課題検討会報告：事故に関わる組織的、構造的問題の解明と安全再構築への道筋.
- Anon. 2021. “ミャンマー事業 不透明感 企業、軍関与のリスク懸念 キリンHDは合弁解消へ” :日本経済新聞.” 日本経済新聞 2. Retrieved October 20, 2021 (<https://www.nikkei.com/nkd/company/article/?DisplayType=2&ng=DGKKZO68899760V00C21A2EA1000&scode=2503>).
- Arnold, Denis G. 2006. “Corporate Moral Agency.” *Midwest Studies in Philosophy* 30(1):279–91.
- Ashman, Ian, and Diana Winstanley. 2007. “For or Against Corporate Identity? Personification and the Problem of Moral Agency.” *Journal of Business Ethics* 76(1):83–95.
- Baier, Kurt. 1991. “Guilt and Responsibility.” pp. 197–218 in *Collective Responsibility*, edited by L. May and H. Stacey. Rowman & Littlefield.
- Bishop, John D. 1991. “The Moral Responsibility of Corporate Executives for Disasters.” *Journal of Business Ethics* 10(5):377–83.
- Boisjoly, Russell P., Ellen Foster Curtis, and Eugene Mellican. 1989. “Roger Boisjoly and the Challenger Disaster: The Ethical Dimensions.” *Journal of Business Ethics* 8(4):217-230. (蔵田伸雄訳「ロジャー・ボジョリーとチャレンジャー号の惨事：その倫理的諸相」, トム・L.ビーチャム, ノーマン・E.ボウイ編; 加藤尚武監訳『企業倫理学1：倫理的原理と企業の社会的責任』, 晃洋書房, 2005年所収, pp. 234-256).
- Bowie, Norman E. 1990. “Money, Morality and Motor Cars.” pp. 89–97 in *Business, Ethics, and the Global Environment*, edited by W. M. Hoffman, R. Frederick, and J. E. S. Petry. Quorum Books.
- Brandom, Robert. 1994. *Making It Explicit: Reasoning, Representing, and Discursive Commitment*. Harvard University Press.
- Brandom, Robert. 2000. *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*. Harvard University Press. (斎藤浩文訳『推論主義序説, 春秋社, 2016年).
- Brandom, Robert. 2002. *Tales of the Mighty Dead: Historical Essays in the Metaphysics of Intentionality*. Harvard University Press.
- Brandom, Robert. 2011. *Perspectives on Pragmatism: Classical, Recent, and Contemporary*. Harvard University Press. (加藤隆文他訳『プラグマティズムはどこから来て、どこへ行くのか 上巻』, 勁草書房, 2020年).
- Brandom, Robert. 2019. *A Spirit of Trust: A Reading of Hegel's Phenomenology*. Harvard University Press.

- Bratman, Michael E. (1987) 1999. *Intention, Plans, and Practical Reason*. CSLI Publications. (門脇俊介, 高橋久一郎訳『意図と行為：合理性、計画、実践的推論』, 産業図書, 1994年).
- Bratman, Michael E. 2014. *Shared Agency: A Planning Theory of Acting Together*. Oxford University Press.
- Bratman, Michael E. 2017. “The Intentions of a Group.” pp. 36–52 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- Brenner, Steven N., and Earl A. Molander. 1977. “Is the Ethics of Business Changing?” *Harvard Business Review: HBR* 55(1):55–72.
- Card, Robert F. 2005. “Individual Responsibility within Organizational Contexts.” *Journal of Business Ethics* 62(4):397–405.
- Carr, Albert Z. 1968. “Is Business Bluffing Ethical?” *Harvard Business Review* 46(1):143–53.
- Carroll, Archie B. 1979. “A Three-Dimensional Conceptual Model of Corporate Performance.” *Academy of Management Review* 4(4):37–45.
- Carroll, B. A., Len Karakowsky, and A. K. Buchholtz. 2018. *Business and Society: Ethics and Stakeholder Management*. 10th Editi. Thomson Nelson.
- Chernov, Dmitry, and Didier Sornette. 2016. *Man-Made Catastrophes and Risk Information Concealment: Case Studies of Major Disasters and Human Fallibility*. Springer. (橘明美, 坂田雪子訳『大惨事と情報隠蔽：原発事故、大規模リコールから金融崩壊まで』, 草思社, 2017年).
- Clements, Jeffrey D. 2014. *Corporations Are Not People: Reclaiming Democracy from Big Money and Global Corporations*. 2nd ed. Berrett-Koehler Publishers.
- Coffee, John C. 1981. “‘No Soul to Damn: No Body to Kick’: An Unscandalized Inquiry into the Problem of Corporate Punishment.” *Michigan Law Review* 79(3):459.
- Colombo, Ronald J. 2015. *The First Amendment and the Business Corporation*. Oxford University Press.
- Corlett, J. Angelo. 2013. *Responsibility and Punishment*. 4th ed. Springer.
- Crane, Tim. 2001. *Elements of Mind: An Introduction to the Philosophy of Mind*. Oxford University Press.
- Danley, John R. 1980. “Corporate Moral Agency.” *Bowling Green Studies in Applied Philosophy* 2:140–49.
- Davidson, Donald. 1971. “Agency.” pp. 1–37 in *Agent, Action, and Reason*, edited by R. Ausionio Marras, N. Bronaugh, and Robert W. Binkley. University of Toronto Press.
- Davidson, Donald. 2001. *Essays on Actions and Events*. Vol. 22. Oxford University Press.

- De George, Richard T. 1987. *The Status of Business Ethics: Past and Future*.
- De George, Richard T. 1989. *Business Ethics*. 3rd ed. Macmillan. (麗澤大学ビジネス・エシックス研究会訳『ビジネス・エシックス：グローバル経済の倫理的要請』，明石書店，1995年).
- De George, Richard T. 2013. *Business Ethics*. 7th ed. Pearson.
- Dekker, Sidney. 2007. *Just Culture: Balancing Safety and Accountability*. Ashgate. (芳賀繁他訳『ヒューマンエラーは裁けるか：安全で公正な文化を築くには』，東京大学出版会，2009年).
- Dennett, Daniel. 1987. *The Intentional Stance*. MIT Press. (若島正，河田学訳『「志向姿勢」の哲学：人は人の行動を読めるのか?』，白揚社，1996年).
- DesJardins, Joseph R. 2011. *An Introduction to Business Ethics*. 4th ed. McGraw-Hill. (文京学院大学グローバル・カリキュラム研究会訳『ビジネス倫理学入門』，文京学院大学総合研究所，2014年).
- Donaldson, Thomas. 1982. *Corporations and Morality*. Prentice-Hall.
- Donaldson, Thomas, and T. W. Dunfee. 1999. *Ties That Bind: A Social Contracts Approach to Business Ethics*. Boston: Harvard Business Press.
- Dretske, Fred I. 1988. *Explaining Behavior: Reasons in a World of Causes*. Cambridge University Press. (水本正晴訳『行動を説明する：因果の世界における理由』勁草書房，2005年).
- Drucker, Peter Ferdinand. 1993. *Concept of the Corporation*. Vol. 81. Transaction Publishers.
- Feldmann, John D., John Kelsay, and Hugh E. III Brown. 1986. "Responsibility and Moral Reasoning: A Study in Business Ethics." *Journal of Business Ethics* 5:93–117.
- Fischer, John Martin, and Mark Ravizza. 1998. *Responsibility and Control: A Theory of Moral Responsibility*. Cambridge University Press.
- Frankfurt, Harry G. 1971. "Freedom of the Will and the Concept of a Person." *The Journal of Philosophy* 68(1):20. (近藤智彦訳「意志の自由と人格という概念」，門脇俊介+野矢茂樹編・監修『自由と行為の哲学』，春秋社，2010年所収，pp. 99-127).
- French, Peter A. 1979. "The Corporation as a Moral Person." *American Philosophical Quarterly* 16(3):207–15.
- French, Peter A. 1984. *Collective and Corporate Responsibility*. Columbia University Press.
- French, Peter A. 1992. *Responsibility Matters*. University Press of Kansas.
- French, Peter A. 1995. *Corporate Ethics*. Harcourt Brace College Publishers.
- Friedman, Milton. 1962. *Capitalism and Freedom: With the Assistance of Rose D. Friedman*. University of Chicago Press.

- Friedman, Milton. 1970. "The Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profits." *The New York Times Magazine*.
- Friedman, Nick. 2020. "Corporations as Moral Agents: Trade-Offs in Criminal Liability and Human Rights for Corporations." *The Modern Law Review* 83(2):255–84.
- Friends of the Earth Japan (FoE Japan). 2020. "モーリシャス重油流出事故にみる国際的な賠償制度の欠陥 ——事故を二度と繰り返さないために。" Retrieved November 28, 2022 (<https://foejapan.wordpress.com/2020/09/01/0901/>).
- Garrett, Jan Edward. 1989. "Unredistributable Corporate Moral Responsibility." *Journal of Business Ethics* 8(7):535–45.
- Gibson, Kevin. 1995. *Fictitious Persons and Real Responsibilities*.
- Gilbert, Margaret. 2000. *Sociality and Responsibility: New Essays in Plural Subject Theory*. Rowman & Littlefield Publishers.
- Gilbert, Margaret. 2014. *Joint Commitment: How We Make the Social World*. Oxford University Press.
- González de Prado, Javier, and Jesús Zamora-Bonilla. 2021. "Rational Golems: Collective Agents as Players in the Reasoning Game." pp. 21–38 in *Groups, Norms and Practices: Essays on Inferentialism and Collective Intentionality*, edited by L. Koreň, H. B. Schmid, P. Stovall, and L. Townsend. Springer International Publishing.
- González de Prado Salas, Javier, and Jesús Zamora-Bonilla. 2015. "Collective Actors without Collective Minds: An Inferentialist Approach." *Philosophy of the Social Sciences* 45(1):3–25.
- Goodpaster, Kenneth E. 1983. "The Concept of Corporate Responsibility." *Journal of Business Ethics* 2(1):1–22.
- Goodpaster, Kenneth E., and John B. Jr. Matthews. 1982. "Can a Corporation Have a Conscience?" *Harvard Business Review* 60(1):132–41.
- Greenfield, Kent. 2018. *Corporations Are People Too: And They Should Act Like It*. Yale University Press.
- Haji, Ish. 2006. "On the Ultimate Responsibility of Collectives."
- Hart, H.L.A. 2008. *Punishment and Responsibility: Essays in the Philosophy of Law*. second. Oxford University Press.
- Hasnas, John. 2017. "The Phantom Menace of the Responsibility Deficit." pp. 89–105 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- Hayek, Friedrich A. von. 1948. *Individualism and Economic Order*. University of Chicago Press. (嘉治元郎, 嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序』, 春秋社, 2008年).
- Hayek, Friedrich A. von. 1967. *Studies in Philosophy, Politics and Economics*. University

- of Chicago Press.
- Hayek, Friedrich A. von. 1976. *The Mirage of Social Justice*. University of Chicago Press.
(篠塚慎吾訳『法と立法と自由II：社会正義の幻想』, 春秋社, 2008年).
- Hayek, Friedrich A. von. 1978. *New Studies in Philosophy, Politics, Economics and the History of Ideas*. University of Chicago Press.
- Heath, Joseph. 2008. *Following the Rules: Practical Reasoning and Deontic Constraint*. Oxford University Press. (瀧澤弘和訳『ルールに従う：社会科学の規範理論序説』, NTT出版, 2013年).
- Heckman, Peter. 1992. "Business and Games." *Journal of Business Ethics* 11(12):933–38.
- Hess, Kendy M. 2010. "The Modern Corporation as Moral Agent: The Capacity for 'Thought' and a 'First-Person Perspective.'" *Southwest Philosophy Review* 26(1):61–69.
- Hess, Kendy M. 2014. "The Free Will of Corporations (and Other Collectives)." *Philosophical Studies: An International Journal for Philosophy in the Analytic Tradition* 168:241–60.
- Hurley, Elisa A. 2007. "Working Passions: Emotions and Creative Engagement with Value." *Southern Journal of Philosophy* 45(1):79–104.
- Hussain, Waheed. 2009. "No More Lemmings, Please-Reflections on the Communal Authority Thesis." *Journal of Business Ethics* 88:717–28.
- Hussain, Waheed, and Joakim Sandberg. 2017. "Pluralistic Functionalism about Corporate Agency." pp. 66–86 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- JR福知山線尼崎脱線事故4・25ネットワーク. 2009. "「尼崎脱線事故検証委員会」の設置を要望する～事故の真相解明と教訓を共有するために～." Retrieved March 15, 2022 (<http://web.archive.org/web/20090424190042/http://www.4-25.net/html/document/020.pdf>).
- JR西日本安全フォローアップ会議. 2014. *JR西日本安全フォローアップ会議報告書*.
- Keeley, Michael. 1981. "Organizations as Non-Persons." *The Journal of Value Inquiry* 15(2):149–55.
- Kimberly, John R. 1976. "Organizational Size and the Structuralist Perspective: A Review, Critique, and Proposal." 21(4):571–97.
- Koreň, Ladislav, Hans Bernhard Schmid, Preston Stovall, and Leo Townsend, eds. 2021. *Groups, Norms and Practices: Essays on Inferentialism and Collective Intentionality*. Springer International Publishing.
- Ladd, John. 1970. "Morality and the Ideal of Rationality in Formal Organizations" edited by S. J. B. Sugden. *Monist* 54(4):488–516.

- Laloux, Frederic. 2014. *Reinventing Organizations: A Guide to Creating Organizations Inspired by the Next Stage of Human Consciousness*. 1st ed. Nelson Parker. (鈴木立哉訳『テール組織：マネジメントの常識を覆す次世代型組織の出現』英治出版, 2018年).
- Lewis, David. 1979. "Scorekeeping in a Language Game." *Journal of Philosophical Logic* 8:339–359.
- Lewis, H. D. 1948. "Collective Responsibility." *Philosophy* 24, Reprinted in *Collective Responsibility: Five Decades of Debate in Theoretical and Applied Ethics*, Eds. Larry May and Stacey Hoffman (Lanham, MD: Rowman and Littlefield, 1991), 17–33.
- List, Christian., and Philip Pettit. 2011. *Group Agency: The Possibility, Design, and Status of Corporate Agents*. Oxford University Press.
- Llompart, José. 2005. 道徳的・法的責任の三つの条件. 成文堂.
- Maitland, Ian. 2017. "How Insiders Abuse the Idea of Corporate Personality." pp. 106–22 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- May, Larry., and Stacey. Hoffman, eds. 1991. *Collective Responsibility: Five Decades of Debate in Theoretical and Applied Ethics*. Rowman & Littlefield.
- Misak, Cheryl. 2015. *The American Pragmatists*. Oxford University Press. (加藤隆文訳『プラグマティズムの歩き方：21世紀のためのアメリカ哲学案内(上巻・下巻)』勁草書房, 2019年).
- Mitchell, Lawrence E. 2001. *Corporate Irresponsibility: America's Newest Export*. Yale University Press. (斎藤裕一訳『なぜ企業不祥事は起こるのか：会社の社会的責任』麗澤大学出版会, 2005年).
- Moore, Geoff. 1999. "Corporate Moral Agency: Review and Implications." *Journal of Business Ethics* 21(4):329–43.
- Orts, Eric W., and N. Craig Smith, eds. 2017. *The Moral Responsibility of Firms*. Oxford University Press.
- Ozar, David T. 1985. "Do Corporations Have Moral Rights?" *Journal of Business Ethics* 4(4):277–81.
- Pettit, Philip. 2003. "Groups with Minds of Their Own." pp. 167–93 in *Socializing Metaphysics*, edited by F. Schmitt. Rowman and Littlefield.
- Pettit, Philip. 2007. "Responsibility Incorporated." *Ethics* 117:171–201.
- Pettit, Philip. 2017. "The Conversable, Responsible Corporation." pp. 15–35 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- Phillips, Michael J. 1995. "Corporate Moral Responsibility: When It Might Matter."

- Business Ethics Quarterly* 5(3):555–76.
- Ripken, Susana Kim. 2019. *Corporate Personhood*. Cambridge University Press.
- Rönnegard, David. 2013. “How Autonomy Alone Debunks Corporate Moral Agency.” *Business and Professional Ethics Journal* 32(2):77–107.
- Rönnegard, David. 2015. *The Fallacy of Corporate Moral Agency*. Springer.
- Rönnegard, David, and Manuel Velasquez. 2017. “On (Not) Attributing Moral Responsibility to Organizations.” pp. 123–42 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by E. W. Orts and N. C. Smith. Oxford University Press.
- Rorty, Richard. 1979. *Philosophy and the Mirror of Nature*. Princeton University Press. (野家啓一監訳, 伊藤春樹他訳『哲学と自然の鏡』, 産業図書, 1993年).
- Rosenberg, Alexander. 2015. *Philosophy of Social Science*. 5th ed. Westview Press.
- Salis, Pietro. 2017. “Conceptions of Original Intentionality (and Social Ontology).” pp. 7–15 in *Mind, Collective Agency, Norms*, edited by P. Salis and G. Seddone. Germany: Shaker: Aachen.
- Sanders, John. 1993. “Assessing Responsibility: Fixing Blame versus Fixing Problems.” *Business and Professional Ethics Journal* 12(4):73–86.
- Searle, John R. 1980. “Minds, Brains, and Programs.” *Behavioral and Brain Sciences* 3(3):417–24.
- Searle, John R. 1990. “Collective Intentions and Actions.” pp. 401–15 in *Intentions in Communication*, edited by P. R. Cohen, J. L. Morgan, and M. E. Pollack. MIT Press.
- Searle, John R. 1992. *The Rediscovery of the Mind*. MIT Press. (宮原勇訳『ディスカバー・マインド!: 哲学の挑戦』, 筑摩書房, 2008年).
- Searle, John R. 1995. *The Construction of Social Reality*. Free Press.
- Searle, John R. 2001. *Rationality in Action*. MIT Press. (塩野直之訳『行為と合理性』, 勁草書房, 2008年).
- Searle, John R. 2010. *Making the Social World: The Structure of Human Civilization*. Oxford University Press. (三谷武司訳『社会的世界の制作: 人間文明の構造』, 勁草書房, 2018年).
- Sepinwall, Amy J. 2016. “Corporate Moral Responsibility.” *Philosophy Compass* 11(1):3–13.
- Sepinwall, Amy J. 2017. “Blame, Emotion, and the Corporation.” pp. 143–66 in *The Moral Responsibility of Firms*, edited by Eric W. Orts and N. Craig Smith. Oxford University Press.
- Sher, George. 2005. *In Praise of Blame*. Oxford University Press.
- Silver, David. 2005. “A Strawsonian Defense of Corporate Moral Responsibility.” *American Philosophical Quarterly* 42(4):279–93.

- Silver, David. 2006. "Collective Responsibility, Corporate Responsibility and Moral Taint." *Midwest Studies in Philosophy* 30(1):269–78.
- Simon, Herbert A. 1965. *Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Process in Administrative Organization*. 2nd ed. Free Press.
- Simon, John G., Charles W. Powers, and Jon P. Gunnemann. 1972. *The Ethical Investor: Universities and Corporate Responsibility*. Yale University Press.
- Smythe, Thomas W. 1985. "Problems about Corporate Moral Personhood." *The Journal of Value Inquiry* 19(4):327–33.
- The Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident. n.d. *Report of the Presidential Commission on the Space Shuttle Challenger Accident, Chapter V: The Contributing Cause of The Accident, Washington, D.C., June 6th, 1986*.
- Tollefsen, Deborah, and Rick Dale. 2012. "Naturalizing Joint Action: A Process-Based Approach." *Philosophical Psychology* 25(3):385–407.
- Tollefsen, Deborah Perron. 2002. "Collective Intentionality and the Social Sciences." *Philosophy of the Social Sciences* 32(1):25–50.
- Tollefsen, Deborah Perron. 2003. "Participant Reactive Attitudes and Collective Responsibility." *Philosophical Explorations* 6(3):218–34.
- Tollefsen, Deborah Perron. 2015. *Groups as Agents*. Polity.
- Vaughan, Diane. 1996. *The Challenger Launch Decision: Risky Technology, Culture, and Deviance at NASA*. University of Chicago Press.
- Velasquez, Manuel G. 1983. "Why Corporations Are Not Morally Responsible for Anything They Do." *Business & Professional Ethics Journal* 2(3):1–18.
- Velasquez, Manuel G. 2003. "Debunking Corporate Moral Responsibility." *Business Ethics Quarterly* 13(4):531–62.
- Velleman, J. David. 1997. "How To Share An Intention." *Philosophy and Phenomenological Research* 57(1):29–50.
- Vincent, Nicole A. 2011. "A Structured Taxonomy of Responsibility Concepts." pp. 15–35 in *Moral Responsibility: Beyond Free Will and Determinism*, edited by N. A. Vincent, van de I. Poel, and J. van den Hoven. Springer.
- Weaver, William. 1998. "Corporations as Intentional Systems." *Journal of Business Ethics* 17(1):87–97.
- Werhane, Patricia H. 1980. "Formal Organizations, Economic Freedom and Moral Agency." *The Journal of Value Inquiry* 14(1):43–50.
- Werhane, Patricia H. 1985. *Persons, Rights, and Corporations*. Prentice-Hall.
- Werhane, Patricia H. 1989. "Corporate and Individual Moral Responsibility: A Reply to Jan Garrett." *Journal of Business Ethics* 8(10):821–22.

- Werhane, Patricia H. 1991. "Engineers and Management: The Challenge of the Challenger Incident." *Journal of Business Ethics* 10(8):605–16.
- Whitbeck, Caroline. 1998. *Ethics in Engineering Practice and Research*. Cambridge University Press.
- Whitbeck, Caroline. 2011. *Ethics in Engineering Practice and Research*. 2nd ed. Cambridge University Press.
- Winkler, Adam. 2018. *We the Corporations: How American Businesses Won Their Civil Rights*. Liveright Pub Corp.
- Wittgenstein, Ludwig. 1958. *Philosophical Investigations, Translated by G.E.M. Anscombe*. Basil Blackwell (藤本隆志訳『ウィトゲンシュタイン全集8』, 大修館書店, 1976年).
- Zimmerman, Michael J. 1988. *An Essay on Moral Responsibility*. Rowman & Littlefield.
- アムネスティ・インターナショナル. 2021. "ミャンマー (ビルマ) : キリン ミャンマー国軍企業との提携解消へ." Retrieved November 24, 2022 (https://www.amnesty.or.jp/news/2021/0216_9110.html).
- 井上泉. 2015. 企業不祥事の研究: 経営者の視点から不祥事を見る. 文真堂.
- 井上泉. 2021. 企業不祥事とビジネス倫理: ESG, SDGsの基礎としてのビジネス倫理. 文真堂.
- 今井猛嘉. 2009. "コンプライアンス・プログラムと法人処罰." *刑事法ジャーナル* 17:16–23.
- 岩井克人. 2003. 会社はこれからどうなるのか. 平凡社.
- 岩井克人, 小林陽太郎, 原丈人, and 糸井重里. 2005. 会社はだれのものか. 平凡社.
- 蛭子能収. 2017. 笑われる勇氣. 光文社.
- 大庭健. 2005. 「責任」ってなに? 講談社.
- 岡田広行. 2021. "人権リスクを軽視した日本企業 ミャンマー進出の落とし穴 (ビジネスと人権: SDGsが迫る企業変革) -- (企業行動と人権)." *週刊東洋経済*, September 25, 46–47.
- 奥村宏. 1998. 無責任資本主義. 東洋経済新報社.
- 奥村宏. 2006. 株式会社に社会的責任はあるか. 岩波書店.
- 川崎友巳. 2017. "時の問題 「福知山線脱線事故」が問いかけるもの: 刑法の役割を考える." *法学教室* (447):46–52.
- 唐沢穰, 松村良之, and 奥田太郎. 2018. 責任と法意識の人間科学. 勁草書房.
- 川本輝夫. 2006. 水俣病誌. edited by 久保田 好生, 阿部 浩, 平田 三佐子, and 高倉 史朗. 世織書房.
- 北川成史. 2021. ミャンマー政変: クーデターの深層を探る. 筑摩書房.
- 北西厚一, 橋本真実, 吉野次郎, and 定方美緒. 2020. "SDGs時代の"鎮火"の鉄則 商船三井と東証に見る「責任」の背負い方 (特集 謝罪の流儀 2020: コロナで高まる「同調圧力」への対処法)." *日経ビジネス = Nikkei Business*, 34–37.
- 楠茂樹. 2010. ハイエク主義の「企業の社会的責任」論. 勁草書房.

- 倉田剛. 2017. “社会存在論：分析哲学における新たな社会理論.” 現代思想 45(21):89-107.
- 黒川清. 2016. 規制の虜：グループシンクが日本を滅ぼす. 講談社.
- 桑田耕太郎, and 田尾雅夫. 2010. 組織論. 補訂版. 有斐閣.
- 小坂井敏晶. 2008. 責任という虚構. 東京大学出版会.
- 航空・鉄道事故調査委員会. 2007. 鉄道事故調査報告書：西日本旅客鉄道株式会社 福知山線塚口駅～尼崎駅間列車脱線事故.
- 佐伯仁志. 2009. 制裁論. 有斐閣.
- 坂井豊貴. 2015. 多数決を疑う：社会的選択理論とは何か. 岩波書店.
- 桜井徹. 2018. “企業不祥事分析とCSR批判：福知山線列車事故と福島原発事故における「効率性」と「公共性」.” 同志社商学 69(5):607-27.
- 定方美緒. 2020. “商船三井はなぜ謝った？ 石油流出事故は「SDGs謝罪」の号砲か：日経ビジネス電子版.” 日経ビジネス, December 14.
- ジクムント・ヴァグナー＝ツカモト（奥田太郎訳）. 2007. “経済学とビジネス倫理—ビジネス倫理の三層モデルとフリードマンの定理—.” 社会と倫理 21.
- 渋谷望. 2003. 魂の労働：ネオリベラリズムの権力論. 青土社.
- 島村修平. 2015. “推論主義の独自性と意義：意味理解と外在主義の観点から.” 科学哲学 48(2):93-109.
- 白川晋太郎. 2015. “ブランドムにおける客観性.” アルケー：関西哲学会年報 23:117-28.
- 白川晋太郎. 2017. “なぜ推論主義をとるべきなのか.” 京都大学文学部哲学研究室紀要：PROSPECTUS (19):1-17.
- 白川晋太郎. 2018. “ブランドムの規範的語用論について：観察報告の資格の制定過程の検討.” 哲学 2018(69):185-99.
- 白川晋太郎. 2021. ブランドム 推論主義の哲学：プラグマティズムの新展開. 青土社.
- 杉本俊介. 2008. “企業の道徳的行為者性を擁護する：デイヴィッド・ゴティエの理論を応用する試み.” 実践哲学研究 = *Studies for Practical Philosophy* (31):41-59.
- 杉本俊介. 2019. “ビジネス倫理 企業それ自体の責任を問うことの困難さ：ビジネス倫理学の新展開 (特集 倫理学の論点23).” 現代思想 47(12):72-78.
- 杉本俊介. 2022. “ミャンマーとロシアからの事業撤退は企業の道徳的義務か：人権を侵害しない企業と人権侵害を許さない企業の大きな違い.” 現代思想 50(9):207-14.
- 組織罰を実現する会, ed. 2021. 組織罰はなぜ必要か：事故のない安心・安全な社会を創るために. 現代人文社.
- 高浦康有. 2012. “対話的正義としての企業倫理：JR福知山線脱線事故の共同検証過程のレビュー.” 経営哲学 9(1):136-39.
- 高浦康有. 2021. “東京電力福島第一原発事故の責任論：Corporate Moral Agency理論に基づく判例解釈.” 経営哲学 18(1):35-39.
- 瀧川裕英. 2003. 責任の意味と制度：負担から応答へ. 勁草書房.

- 朱喜哲. 2016. “奈落の際で踊る哲学：ネオ・プラグマティズム第三世代による「表象」概念回復の試み.” *メタフィシカ：The Journal of Philosophy and Ethics* (47):23-34.
- 土本武司. 2009. “インクのしずく (Vol.125) 構造型事故の過失責任--福知山線事故の起訴.” *捜査研究* 58(9):105-101.
- 筒井晴香. 2014. “反個人主義的共同行為論：間主観的な行為者性.” 博士論文 (東京大学).
- 友澤悠季. 2019. “公害・環境分野における法令順守の課題：被害をなきものとししない社会的責任に向けて.” *現代思想* 47(13):37-44.
- 中條秀治. 1998. *組織の概念*. 文眞堂.
- 西本優樹. 2021. “企業の道徳的行為者性をめぐる企業の意図の問題：推論主義に基づく検討.” *応用倫理* 12:22-44.
- 芳賀繁. 2020. 失敗 (エラー) ゼロからの脱却：レジリエンスエンジニアリングのすすめ. KADOKAWA.
- 服部泰宏. 2020. *組織行動論の考え方・使い方：良質のエビデンスを手にするために*. 有斐閣.
- 樋口亮介. 2021. *法人処罰と刑法理論 (増補新装版)*. 東京大学出版会.
- 堀江貴文. 2016. *我が闘争*. 幻冬舎.
- 松宮孝明. 2017. “判例時評 福知山線脱線事故刑事裁判を振り返って：最二決平成29年6月12日を素材に.” *法律時報* 89(10):4-6.
- 松宮孝明. 2018. “福知山線脱線事故強制起訴事件上告審決定[最高裁平成29.6.12].” *新・判例解説watch：速報判例解説* 22:181-84.
- 松本創. 2018. *軌道：福知山線脱線事故JR西日本を変えた闘い*. 東洋経済新報社.
- 美濃部達吉. 1939. *行政刑法概論*. 岩波書店.
- 宮坂純一. 1995. *現代企業のモラル行動：アメリカのモラル改革運動の批判的検討*. 千倉書房.
- 宮坂純一. 2018. *なぜ企業に倫理を問えるのか：企業道徳的主体論争を読み解く*. 萌書房.
- 宮林正恭. 2007. “リスク危機管理の統合的アプローチ論(Msa-RCM)のJR西・福知山線事故への適用：リスク危機管理論的考え方による事故解析.” *研究・技術計画学会 年次学術大会講演要旨集* 22:506-9.
- 八木絵香. 2016. “ただ「加害者」の傍らにあるということ：福島第一原子力発電所事故とJR福知山線事故 2つの事故の経験から (特集 福島原発事故に対する省察).” *科学技術社会論研究* (12):106-13.
- 山口義正. 2016. *ザ・粉飾：暗闘オリンパス事件*. 講談社.
- 山口裕幸. 2020. *組織と職場の社会心理学*. ちとせプレス.
- 吉田敬. 2021. *社会科学の哲学入門*. 勁草書房.
- 若井琢水. 2021. “キリン、ミャンマー国軍系企業と合弁解消へ 撤退は否定.” *朝日新聞*, February 5.
- 和辻哲郎. 2007. *倫理学*. 岩波書店.